

令和元年 9 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月10日】

代表質疑

1 櫻井清蔵（勇政） 42～55ページ

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 予算の執行状況について
- 2 不用額について

議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第7目 文化振興費、施設管理費土地借上料の増額補正について
 - （1）土地の賃貸借契約に至った経緯について
 - （2）賃貸借契約書の内容について

代表質疑

2 岡本公秀（新和会） 55～67ページ

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成30年度は「展開の年」という位置づけであったが、その総括について市長に問う
- 2 部課グループ制の3層体制の有効性について
- 3 亀山駅周辺整備事業や野村布気線道路改良工事、川崎小学校改築工事、関の山車会館整備事業などの影響で当初予算は大きくなったが、その執行状況について
- 4 乗合タクシー制度の状況について
- 5 各種財政指標（単年度収支、実質単年度収支、プライマリーバランス、経常収支比率、公債費負担比率、健全化判断比率）の評価について
- 6 歳入における財源（自主財源・依存財源）の考え方について
- 7 各種財政指標の改善に伴う行政サービスの充実について

議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

- 1 成年被後見人制度の利用状況について
- 2 成年被後見人が受ける権利の制限や不利益について
- 3 今回の法施行に伴う成年被後見人や被保佐人を取り巻く環境の変化について

議案第84号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について

- 1 この連携協約を締結する経緯について
- 2 亀山市と鈴鹿市が所有するはしご自動車の台数、購入価格等の状況について
- 3 はしご自動車の共同管理の手法及びその効果について

4 将来の広域消防の展望について

代表質疑

3 福沢美由紀（日本共産党） 67～81ページ

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 総合戦略の視点から、特に若者・子育て支援に関する決算・実績と評価について
- 3 子どもの医療費について

議案第74号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 県単位化1年目の決算評価について

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 地域包括ケア病床・訪問看護ステーション・院外処方等の評価について

議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 新たに設けられた、特定子ども・子育て支援施設等について
- 2 認可外保育施設の質的向上に対する市の責任について

代表質疑

4 森 美和子（公明党） 81～95ページ

議案第73号から議案第80号までの平成30年度各会計決算の認定について

- 1 「平成30年度行政経営の重点方針」として定めた取り組みの評価について
 - (1) 新しい図書館を含めた亀山駅周辺整備事業の着実な推進
 - (2) 「亀山市行財政改革大綱」20の取組項目の着実な実践
 - (3) 「亀山市総合計画」を推進する組織機構改革とひとづくりの推進

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 平成30年度決算の評価について
- 2 損益計算書について
- 3 キャッシュ・フロー計算書について

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について並びに議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- 1 地方公務員法及び地方自治法の改正内容について
- 2 新たに制定する条例の内容について
 - (1) 対象者について
 - (2) 会計年度任用職員とすることで何がかわるのか

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第6

4号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 無償化の対象施設について
- 3 申請手続きについて
- 4 給食費の自己負担について

議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

- 1 改正内容について

代表質疑

5 鈴木達夫（大樹） 95～103ページ

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成30年度を『緑の健都 かめやま』の具現化に向けた「展開の年」として位置づけ予算編成されたが、どのような展開があったのか
- 2 健康都市政策の推進を図ることができたのか

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

- 1 会計年度任用職員制度は、定員適正化計画に変化をもたらすのか
- 2 正規職員と会計年度任用職員の職能及び配置について、区分けはできないのか
- 3 会計年度任用職員は、雇用期間や勤務時間に変化が生じる可能性があるが、募集や採用について何らかの手立てが必要ではないか

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

- 1 今回の改正により、市と保護者の費用負担はどのようになるのか

6 今岡翔平（勇政） 104～111ページ

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

- 1 今回の条例制定について、市は国のねらいをどのように考えているのか
- 2 期末手当について
 - (1) 算出根拠について
 - (2) 財源について
 - (3) 支給の条件について

- 3 制度移行に伴い、大幅な人員配置の変更が発生するのか
- 4 該当する職員の働き方について

7 服部孝規（日本共産党） 111～119ページ

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

- 1 会計年度任用職員制度の創設による市の正規職員数と非正規職員数について
- 2 会計年度任用職員の職の種類や勤務時間、勤務日数、休暇制度について
- 3 会計年度任用職員の区分である「フルタイム」と「パートタイム」について
- 4 期末手当を年1.45月とした根拠と他市の状況について
- 5 会計年度任用職員制度の創設による人件費の増加について
- 6 会計年度任用職員制度の創設により「定員適正化計画」がどうなるのかについて

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業の1.4億円ほどの繰越明許費について

8 伊藤彦太郎（勇政） 120～126ページ

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

- 1 今回の制度改正が市の財政運営に与える影響について

議案第67号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 改正内容について

9 前田 稔（勇政） 126～136ページ

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の内容について
- 2 決算に対する評価について
- 3 市税について
- 4 交付税について
- 5 義務的経費について
- 6 地方債証券売払収入について
- 7 経常収支比率86.5%について
- 8 実質収支比率7.7%について

9 行財政改革について

議案第77号 平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 当年度純利益2億2,649万7,903円について
- 2 キャッシュ・フロー計算書について

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 当年度純損失1億987万2,890円について
- 2 キャッシュ・フロー計算書について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月11日】

1 草川卓也 141～151ページ

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について並びに議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- 1 会計年度任用職員の任用について
 - (1) 職務内容について
 - (2) 報酬、費用弁償及び手当について
 - (3) 公務上の義務・規律・人事評価等について
- 2 財政への影響について
 - (1) 人件費について
 - (2) 国の財政支援について

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について並びに議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 就学前障がい児の発達支援無償化について
 - (1) 障がい通所施設の無償化について
 - (2) 障がい児保育待機児童対策について
- 2 実費負担対象について
 - (1) 給食費（副食費）の実費負担について
 - (2) 給食費を含めた無償化について
- 3 財政への影響について
 - (1) 財源への影響額について
 - (2) 国の財政支援について

議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、ブロック塀等撤去支援事業の増額補正について
 - (1) 申請状況について
 - (2) 執行状況について

2 中島雅代 151～159ページ

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定につ

いて並びに議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備について

- 1 会計年度任用職員制度の創設により対象となる職員への影響について

議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、ブロック塀等撤去支援事業の増額補正について
 - (1) 補正内容について

3 森 英之 160～167ページ

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定につ
いて

- 1 条例制定に至る経緯と目的について
 - (1) 報酬額について
 - (2) 期末手当について

議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について

- 1 手数料設定について
 - (1) 設定の根拠について
 - (2) 収入の見込みについて
 - (3) 市内における浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置状況について

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について

- 1 市立幼稚園の利用者負担額について

議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

- 1 認可外保育所の扱いについて

議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 1 新たに放課後児童クラブを設置する理由について
- 2 利用者数の見込みについて

4 森 美和子（公明党） 171～185ページ

防災・減災対策について

- 1 防災訓練の在り方について
- 2 災害時における受援体制の構築について
- 3 マイ・タイムラインの啓発について
- 4 コンパクトシティの推進と災害リスクについて
- 5 食品ロスの観点から考える備蓄食品について

学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について

- 1 学校で行われる徴収・管理業務の内容について
- 2 徴収方法について
- 3 未納の場合の対応について
- 4 公会計化による効果と課題について
- 5 県内の動向について
- 6 導入の方向性について

若い世代の移住・定住対策について

- 1 妊婦医療費の助成について

5 前田耕一（大樹） 185～195ページ

亀山市文化大使との連携について

- 1 文化大使の活動について
- 2 新たな文化大使の任命について

美術館等の新設について

- 1 市内在住及び亀山市出身の書家・作家・画家等著名人の把握について
- 2 作品の展示・鑑賞のための美術館等の新設について

全国規模の競技大会等の上位入賞者への対応について

- 1 上位入賞者への顕彰について

6 今岡翔平（勇政） 196～207ページ

中心市街地へのサルの出現と対策について

- 1 中心市街地でのサルの目撃状況について
- 2 被害状況について
- 3 市民への啓発について
- 4 子どもたちへの注意喚起について
- 5 サル対策の現状について
- 6 サルへの対策を他の動物と分けて考える必要はないのか

亀山市章について

- 1 使用についてのガイドラインはあるのか

空き家情報バンクについて

- 1 空き家情報の提供について
- 2 空き家情報バンクへの登録状況について

7 岡本公秀（新和会） 208～212ページ

平成30年度協働事業について

- 1 行政提案「みんなで減らそう食品ロス」について

- (1) 当該事業の取り組み内容について
- (2) 取り組みに対する成果について
- (3) 環境センターへ大量の食品廃棄物の持ち込みはあるのか
- (4) 市広報での啓発について
- (5) 今後の取り組みの必要性について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月12日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 216～230ページ

乗合タクシーの評価について

- 1 乗合タクシーについて、市民・タクシー事業者・市の担当者としてのそれぞれの評価について
- 2 付き添いが必要な方、停留所までの歩行が困難な方について、福祉タクシーも含め、個別で丁寧に対応するとの答弁であったが、どのように対応したか

タクシー料金助成事業について

- 1 障がい者については、手帳の等級と移動の困難さは必ずしも一致しないため、改善すべきではないか
- 2 高齢者については必要性があるため、来年度以降も継続するべきではないか

幼児教育・保育の無償化の影響について

- 1 保育需要の掘り起こしが考えられるが、待機児童数の見込みはどうか
- 2 保育現場に影響はないか
- 3 認可外施設が増えてくることへの対策及び亀山市待機児童館ばんびはどうするのかについて
- 4 副食費の徴収について
- 5 支給認定区分2号3号認定の公定価格と市の財政について

2 鈴木達夫（大樹） 230～241ページ

子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施の影響について
 - (1) 今後の市と保護者の費用負担について
 - (2) 子育ての自助努力を促進する方策について
- 2 亀山市子どもの貧困に関する実態調査について
 - (1) 調査において亀山市の特性を見出すことができたのか
 - (2) 貧困の連鎖を食い止める施策を見出すことができたのか
- 3 保幼小の連携による亀山の子育てについて
 - (1) 保幼共通カリキュラムと保幼小接続カリキュラムについて
 - (2) 今後の保育及び幼児教育の必要量と提供体制について
 - (3) 教育予算の見直しについて

廃プラスチック類の受け入れについて

- 1 受け入れの考え方について
- 2 廃プラスチック類処理相談窓口の設置について

3 尾崎邦洋（勇政） 242～249ページ

新庁舎建設について

- 1 現庁舎の課題について
- 2 新庁舎に備える行政機能の集約について
- 3 新庁舎に備える防災機能について
- 4 新庁舎の位置について
- 5 住民意見の集約方法について
- 6 新庁舎整備基本計画について
- 7 今後の建設スケジュールについて

4 服部孝規（日本共産党） 249～264ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 再開発事業の施工予定者選定公募型プロポーザルの結果について
- 2 再開発事業の権利変換計画の現状について
- 3 公共施設の整備に係る費用負担に関する覚書及び協定書と公共保留床取得に関する参加組合員協定書について

亀山駅に移転予定の新図書館について

- 1 新図書館の管理、運営方法について
- 2 現図書館及び新図書館の職員体制について

緊急防災・減災事業債を活用した指定避難所への空調機の設置について

- 1 「充当率100%、70%が交付税措置という有利な起債」を活用した小・中学校体育館などの指定避難所への空調機の設置について

5 伊藤彦太郎（勇政） 264～272ページ

学校給食への異物混入時の対応について

- 1 6月26日に発生した学校給食における異物混入に対する教育委員会の対応について
- 2 今後の対応について

空き地対策について

- 1 所有者不明の空き地への対応について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月13日】

1 櫻井清蔵（勇政） 274～286ページ

市営住宅（若草住宅）の火災について

- 1 7月20日午後10時45分頃、市営住宅の若草住宅で火災が発生し、住宅9戸をほぼ全焼したが、次の事について確認したい
 - (1) 火事の状況と原因について
 - (2) 解体の時期について
 - (3) 今年の3月と6月定例会において当該市営住宅の用途廃止が議決されたが、議決後速やかに解体撤去していれば火災を未然に防げたのではないか

横断歩道について

- 1 先の6月定例会において、市内各所の横断歩道の実態について質問したが、明快な回答は得られなかった。そのような中、6月28日から放送された行政情報番組「マイタウン亀山」では、「歩行者にやさしいまちづくり～横断歩道は歩行者が優先です～」と題し、歩行者の横断の心構えを案内する内容の番組が放映された。番組中の横断歩道は全て白線が鮮明であったが、市内にある381箇所の横断歩道では、前回は指摘したように、白線が剥がれている所が多く見受けられる。また、通学路でありながら横断歩道が未整備の箇所もある。このような現状を市長はどのように認識しているのか

乗合タクシー制度とタクシー券について

- 1 乗合タクシー制度が平成30年10月からスタートした。議会からはタクシー料金助成事業の存続について決議し、本年度も引き続きタクシー券の交付が行われた事に、対象者の方々からは安堵の声を聞いているが、乗合タクシーの現状について尋ねる
 - (1) 今日まで未だに乗合タクシー制度は市民生活に馴染んでいないと思うが、利用時間帯や停留所、小学校区における料金の考え方等問題点が多く見受けられる。今一度改善策を検討すべきであると思うがどのように考えているのか
 - (2) 乗合タクシー制度が定着するまでの間、タクシー券の交付を継続することについて、市長の考えを知りたい

亀山駅周辺整備事業について

- 1 都市計画法に基づき、国費も含め事業費が予算化されているが、市民から付託を受けている議員として、未だに明らかにされていない当該事業の総額について尋ねる
- 2 これまでの本会議や特別委員会の答弁では、令和3年度末に事業が完了するとのことであるが、権利者の全員合意が未だに得られていない状況の中、果たして計画どおり事業が完了するのか

亀山駅の在り方について

- 1 亀山駅は、関西線と紀勢線の乗り継ぎの中継駅であるが、乗継の便が悪く、利用者からたびたび改善要望を聞くが、行政としての今日までの対応を知りたい

- 2 亀山駅周辺整備事業に併せて、亀山南部の市民の皆様の利便性の向上を図るため、亀山駅南側に改札口を整備することについて、市長としてJRに打診をすべきと思うが市長の思いを知りたい
- 3 櫻井市長就任後、本会議の一般質問において、2番3番ホームに待合所の設置を提案しているが、未だに整備がなされていない。あと何年すれば設置されるのかを知りたい

県管理の国道25号について

- 1 この度の国道25号の崩落の現場では、以前と違い片側交互通行となっているが、次の事を確認したい
 - (1) 復旧の時期については
 - (2) 市道市場阪東線の拡幅に伴う地権者に対する交渉状況を知りたい

2 豊田恵理 286～299ページ

空家等対策事業について

- 1 空き家の活用について
 - (1) 現状について
 - (2) 空き家情報バンク制度について
 - (3) 今後の方向性について
- 2 空き家の保全について
 - (1) 現状について
 - (2) 今後の方向性について

乗合タクシー制度について

- 1 制度の利用状況について
 - (1) 現状について
 - (2) 市と事業者との連携体制について
 - (3) 市と地域との連携体制について
- 2 地域生活交通再編事業での位置づけについて
 - (1) 公共交通機関との連携について
 - (2) 今後の方向性について
- 3 公共交通利用者の状況について
 - (1) 現状について
 - (2) 運転免許返納の状況について

3 草川卓也 300～313ページ

交通拠点性を活かした都市活力の向上について

- 1 さらなる交通拠点性の向上について
 - (1) リニア中央新幹線品川～名古屋間の2027年開業によるインパクトについて
 - (2) 広域連携を見据えた交通結節点としての機能強化について

2 航空宇宙産業について

- (1) 市内の航空宇宙産業関連企業立地について
- (2) 航空宇宙産業クラスター形成について

3 亀山駅周辺整備事業について

- (1) 亀山駅周辺整備事業の現状と今後のスケジュールについて
- (2) JR亀山駅開業130周年について

4 中島雅代 313～325ページ

有害生物への対策について

- 1 市内の被害状況及び対策について
 - (1) セアカゴケグモについて
 - (2) スズメバチについて
 - (3) ジャンボタニシについて

中部中学校区の通学路の安全について

- 1 市道能褒野25号線、川崎小学校西側の安全対策について
- 2 国道306号、亀山消防署北東分署東側の安全対策について

買い物弱者について

- 1 買い物弱者の現状について
- 2 今後の対応について

5 森 英之 326～337ページ

道路の安全対策について

- 1 通学路の危険箇所について
- 2 通学路以外の安全対策について

防災、減災対策について

- 1 防災、減災対策における行政の役割について

幼保無償化について

- 1 幼保無償化導入における今後の課題について

令和元年8月30日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和元年8月30日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 第 6 議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 7 議案第62号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 10 議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について
- 第 11 議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 12 議案第67号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第68号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 14 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 第 15 議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第 16 議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 17 議案第72号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 18 議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 議案第74号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 議案第75号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 議案第76号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 議案第77号 平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 23 議案第78号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 24 議案第79号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 25 議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 第 26 議案第 81 号 市道路線の認定について
 - 第 27 議案第 82 号 市道路線の認定について
 - 第 28 議案第 83 号 市道路線の認定について
 - 第 29 議案第 84 号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について
 - 第 30 報告第 8 号 決算に関する附属書類の提出について
 - 第 31 報告第 9 号 健全化判断比率の報告について
 - 第 32 報告第 10 号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
 - 第 33 報告第 11 号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
 - 第 34 報告第 12 号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
 - 第 35 報告第 13 号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
 - 第 36 報告第 14 号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
 - 第 37 報告第 15 号 平成 30 年度亀山市一般会計継続費精算報告について
 - 第 38 報告第 16 号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長 西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長 山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長 佐 久 間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長 井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長 大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長 宮 崎 哲 二 君	危 機 管 理 監 久 野 友 彦 君

総合政策部次長	落合 浩 君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消 防 長	平松敏幸君	消 防 部 長	豊田邦敏君
消 防 署 長	原 博 幸 君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教 育 長	服部 裕 君
教 育 部 長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山 隆 君
監 査 委 員	渡部 満 君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局 長	松村 大 君		

●事務局職員

事務局 長	草川博昭	書 記	水越いづみ
書 記	村主健太郎	書 記	大川真梨子

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから令和元年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、8月28日に秋雨前線等の影響から九州北部を中心に猛烈な雨が降り、甚大な被害が発生しております。改めて自然の驚異を思い知らされたところではありますが、お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、

3番 森 英之 議員

12番 岡本公秀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの29日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月27日までの29日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書4件が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から、平成30年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきいただきたい。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和元年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国においては、経済再生と財政健全化に一体的かつ着実に取り組み、その目標達成を目指すため、先般、「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定されました。この骨太方針2019では、Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくりや、誰もが活躍でき安心して暮らせる社会づくりに向けて、成長戦略実行計画を初めとする成長力の強化、人づくり革命・働き方改革・所得向上策の推進、全世代型社会保障への改革、地方創生の推進等を重視した取り組みを展開していくこととしております。

こうした国の動きは、本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、今後とも関連情報の把握を行うなど、その動向に注視してまいります。中でも、少子高齢化に対応した人づくり改革の推進のうち、本年10月の消費税率引き上げによる増収分を財源に実施される幼児教育・保育の無償化につきましても、円滑な制度導入等に万全を期してまいります。

ところで、本市は、都市の住民の健康を守り、増進することを目的とした国際的ネットワーク「健康都市連合」の三重県内唯一の加盟自治体であり、加盟後10年目の節目を迎えることとなりました。

こうした中、先月30日・31日の両日、香川県高松市において、第15回健康都市連合日本支部大会が開催され、亀山市食生活改善推進協議会など市民団体の代表者の方々とともに出席いたしました。本大会を通じて、加盟自治体の特色ある先進事例に触れ、実際に健康都市活動に携わっている方々との交流等を深める中で、「緑の健都」の意義と健康都市政策の重要性を再認識いたしました。

そのため、引き続き第2次総合計画前期基本計画の戦略プロジェクトである「健都さぷりプロジェクト」の積極的な推進を図り、市民の健康を支える都市環境を整えるとともに、市民の健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

さて、平成30年度一般会計の決算につきましては、第2次総合計画前期基本計画の2年目として事業の着実な推進を図りつつ、計画的かつ効率的な予算執行に努めてまいりましたところ、歳入総額が215億3,490万9,000円、歳出総額が203億281万1,000円となり、実質収支は10億1,822万9,000円の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政調整基金を前年度比約2億円増の約8億7,000万円を取り崩したことから、赤字額が前年度の約3億2,000万円から約5億3,000万円となる一方、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、市税収入の増加等により、前年度の約7,000万円の赤字から約2億円の黒字に転じております。

また、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や公債費負担比率につきましては、市税収入等の一般財源の増収等により、前年度に引き続き改善傾向となっております。また、実質赤字比率などの健全化判断比率につきましても、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して、大幅に下回る比率となっております。このほか、財政調整基金残高は、前年度比で約5億円減の約30億円を確保し、市債残高も10年連続で減少となる約159億4,000万円となりました。

これらを踏まえ、平成30年度決算につきましては、各種指標が良好な結果となったことから、財政の健全化を確保することができたと考えております。

しかしながら、長期財政見通しでは、今後の市税や地方交付税の減収と、扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでいることから、亀山市行財政改革大綱の取り組み項目を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、都市づくり戦略推進事業による都市計画道路の見直しにつきましては、先月、都市計画道路国道1号線及び当該路線に関連する都市計画道路に係る住民説明会を開催するとともに、計画変更素案のパブリックコメントを実施いたしましたので、今後、都市計画審議会での審議等を経て、本年度中の計画変更に向け進めてまいります。

また、亀山駅周辺整備事業につきましては、現在、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合において第一種市街地再開発事業の推進のため、新図書館を含めた再開発ビルや駅前広場の実施設計を初め、権利変換計画の作成に向けた建物評価が進められております。こうした中、先月、駅前広場西側1ブロック地区内の道路整備に向けた詳細設計を発注するなど、第一種市街地再開発事業とあわせ、着実に取り組みを進めているところであります。

次に、住環境の向上のうち、空き家の対策及び利活用につきましては、本年度は固定資産税の納税通知書の郵送とあわせて空き家対策に関する周知を行った効果もあり、既に成約・商談中の物件を含め、空き家情報バンクの新規登録が先月末現在で16件に上っております。引き続き、新規登録の確保や個別相談を通じて、空き家の有効活用を促進してまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、公共下水道事業につきましては、昨年度から工事を実施してまいりました栄町・椿世町・川合町の一部区域において、先月供用を開始し、また、来月には公共下水道への切りかえの諸準備が整いましたみずきが丘におきましても、供用を開始する予定であります。

これにより、公共下水道処理人口普及率は58.4%に向上する見込みであり、さらに本年度内の供用開始に向け、公共下水道未普及地域である能褒野町、川合町、阿野田町等の一部区域において、現在整備を進めているところであります。

次に、道路の保全・整備につきましては、平成18年度より14年の歳月を要し計画的に整備を進めてまいりました市道野村布気線と県道亀山関線が先月、全線で供用を開始いたしました。市の東西方向のアクセス道路の整備により、道路ネットワークの強化はもとより市民生活の利便性向上や防災機能の向上、産業活動の促進に大きく寄与するものと期待するところであります。

次いで、公共交通網の充実のうち、乗合タクシー制度につきましては、先月末現在の登録者数が2,865人で、本年4月から4カ月間の延べ利用者数も673人と増加傾向にありますので、引き続き市広報等で周知を図り、本制度の定着に努めてまいります。

一方、先般、西日本旅客鉄道株式会社から加太駅の駅舎やトイレの撤去等について申し出を受けましたので、市として検討を行いました結果、今後同社から駅舎の無償譲渡を受け、市有財産として改修・整備を行い、駅の利便性向上はもとより歴史観光資源としての活用も含め、地域と連携して地域活性化に取り組んでまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進のうち、災害に強いまちづくりの推進につきましては、本年度から道路等に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去に対する補助制度を運用する中、当初計画を上回る申請があるため、その需要に的確に対応し、倒壊による被害を未然に防止すべく、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、消防力の充実強化につきましては、大規模災害発生時において迅速かつ的確な活動を展開するため、来る10月26日・27日の両日、松阪市をメイン会場として開催される緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に参加し、県内応援隊として実動訓練を行い、技術力の向上や広域連携体制の強化に努めてまいります。

また、鈴鹿市と検討を進めてまいりましたはしご自動車の共同整備につきましては、来年度の整備に向け基本的な方針及び役割分担を定める連携協約の内容が整いましたので、本議会に連携協約の締結に関する鈴鹿市との協議について提案いたしております。

さらには、先月31日から今月2日にかけて徳島市において全国少年消防クラブ交流大会が開催され、本市の少年消防クラブ員5名が三重県代表として参加いたしました。全国の少年消防クラブ員と親交を深めた貴重な経験を、今後の活動に役立ててまいります。

次に、低炭素・循環型社会の構築のうち、環境関連計画改定等事業につきましては、先月、計画骨子案について亀山市環境審議会からご意見をいただいたところであり、現在、ワークショップや環境関連団体へのヒアリングの実施に向け準備を進めております。これらを踏まえ、今後、中間案の作成に向け取り組んでまいります。

また、廃棄物処理施設の適正管理といたしまして、耐用年数を迎えるオゾン発生装置など主要な設備・機器の分解整備を行うため、衛生公苑し尿処理施設の大規模整備の工事契約を近く締結し、日常のし尿処理に支障を及ぼさないよう、計画的に工事を進めてまいります。

一方、外国政府の輸入禁止措置等の影響により国内処理の廃プラスチック類の増大が見込まれる中、環境省から一般廃棄物の処理に支障を来さない範囲で廃プラスチック類の受け入れを積極的に検討するよう要請がありました。こうした状況を鑑み、本市といたしましては、処理可能な範囲で

廃プラスチック類の受け入れ対応に努めるため、市内事業所の意向を把握すべく来月2日から総合環境センター内に廃プラスチック類処理相談窓口を開設いたします。

次いで、自然との共生のうち、森林経営管理事業につきましては、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林所有者の意向調査を進めているところであります。

また、市内事業所や学識経験者、市民団体等の産学民官で組織する「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」におきまして、先般、「鈴鹿川等源流の森林づくり構想」が策定され、鈴鹿川等源流域が育む地域資源を宝物として捉え、市内外に亀山ファンをつくるため活動が開始されました。

市といたしましても、鈴鹿川等源流域の自然環境等の保全及び活用に資する取り組みとして、当該協議会の活動を支援してまいります。

次に、歴史文化の継承・活用につきましては、あす、本市と「国指定天然記念物ネコギギの保全に関する協定」を締結する鈴鹿高等学校を会場として、「令和元年度ネコギギサミット in 三重」が初めて開催をされます。県内外の有識者や行政担当者、高校生等によりネコギギの保護等について情報交換が行われますので、こうした機会を活用しネコギギの保護増殖の取り組みにつなげてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、生活困窮者自立支援事業につきましては、「福祉なんでも相談窓口」を通じて生活困窮者の個別相談に随時対応するとともに、亀山市社会福祉協議会との連携により支援調整会議を定期的で開催し、福祉関係機関の多面的な視点から検討を行い、適切な支援に努めているところであります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康な暮らしの支援につきましては、市民が健康的な生活習慣を心がけ、健康づくりのきっかけづくりとその取り組みの継続を支える環境づくりを行うことを目的に、来る10月1日から「三重とこわか健康マイレージ事業」に本市独自の取り組みを加えた健康マイレージ事業を新たに実施するため、円滑な事業開始に向け現在準備を進めているところであります。

また、医療センターにつきましては、地域に医師や看護師が出向き、地域の方々の健康に関する相談や病気の予防等のお話をさせていただき医療カフェを実施しております。本年度は8回程度の実施を予定しており、地域包括ケアシステムの中核を担う病院として、地域の皆様の健康づくりに貢献してまいります。

一方、働き方改革の一環として医療従事者の負担軽減が求められる中、医療センターにおきましても、先月から医師の指示に基づき診断書等の文書作成補助などを担当する医師事務作業補助者の導入を開始しております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、認知症高齢者等対策の推進につきましては、新たに「認知症あんしんブック」など啓発パンフレットを作成したところであり、来月には世界アルツハイマー月間に合わせ亀山医師会との共催により認知症市民公開講座を開催し、認知症の正しい知識や理解の普及に努めてまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、本年10月からの幼児教育・保育の無償化とあわせて、児童発達支援等の障がい児通所支援や障がい児入所支援など、就学前の障がい児

の発達支援に係る利用者負担の無償化が実施されます。このため円滑な制度利用に向け、障がい児支援サービス事業所及びサービス利用者のご家族等へ情報提供などにより周知を行ってまいります。

次に、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、かめやま文化年事業につきましては、かめやま文化年を契機に市民による文化事業の推進を図るため、来年度の「かめやま文化年2020」のキーワード（かがやく）に沿って市民団体等が自主的に行う文化的事業（シチズンプログラム）の募集を行いました。

今後、かめやま文化年プロジェクト推進委員会でプログラムの選考を行い、文化の魅力を広く市民が共有できるイベントとなるよう取り組んでまいります。

また、亀山市文化会館につきましては、利用者等の安全確保のため、開館以降取りかえを行っていない大ホールの電動昇降装置巻き上げ機及びワイヤーロープの取りかえ工事に着手したところがあります。文化の拠点の核となる施設の設備等の長寿命化と利便性の向上を図ってまいります。

次いで、スポーツの推進のうち、国民体育大会開催事業につきましては、来年度のリハーサル大会の開催に向け関係機関との調整を進めるとともに、大会運営を円滑に行うための組織となる庁内実施本部を設置いたしました。

また、今月、三重とこわか国体専用ホームページを開設いたしましたので、広く情報発信し、大会開催に向けた機運醸成を図ってまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、地域に根差した商工業の活性化につきましては、市内で創業を志す若者や女性などを対象に、今月全4回シリーズで創業塾を開催しております。今後も、亀山商工会議所など創業支援機関と連携し、若者等の創業を継続的に支援してまいります。

また、亀山市プレミアム付商品券事業につきましては、来る10月からの販売及び使用に向け、商品券の購入対象となる低所得者・子育て世帯への購入引きかえ券の発送準備を進めるとともに、商品券の取り扱い事業者の募集を行ったところがあります。引き続き亀山商工会議所と連携し、効果的な事業の実施に努めてまいります。

次に、農林業の振興につきましては、来月から開催される「亀山トリエンナーレ2020」企画において、市との協働事業として「アートで街のにぎわいづくりプロジェクト」を展開し、食のプロによる亀山茶を使った新メニューの提供や新たなPRデザインによる亀山茶ティーバッグの無料配布など、アートによる新たな視点から亀山茶のブランド化を促進してまいります。

ところで、豚コレラにつきましては、岐阜・愛知県内に続き、先月いなべ市でも発生し殺処分が行われ、その後、福井県内でも発生し感染地域が拡大しております。

本市といたしましては、豚コレラ対策本部等の体制整備、養豚業者への消石灰の配布や豚舎の金網柵設置補助金の交付、隣接市と連携した県要望の実施など、これまでから迅速な対応を図ってまいりましたので、引き続き県と連携しながら予防対策に万全を期してまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化につきましては、先月6日、新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会主催による鈴鹿亀山道路シンポジウムが開催をされ、三重県知事などとともに早期の整備実現に向けて意見発表を行ったところがあります。当該道路は、構想段階から計画段階へと新たなステージに入っておりますことから、引き続きこうした取り組みを通じて早期実現に向けた機運を高めてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず、子供たちの豊かな学びと成長のうち、幼稚園保育室等空調機整備事業につきましては、6月からの試運転を経て、先月、市立幼稚園の保育室や遊戯室など計画する全ての施設において空調機の設置が完了いたしました。非常に厳しい残暑が続く中におきましても、園児等が快適な環境で過ごせるよう有効に活用してまいります。

次に、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、幼児教育・保育の無償化につきましては、主に3歳以上児を対象に保育所、幼稚園及び認定こども園を初め、認可外保育施設など幅広い施設を対象に利用者負担を無償化する制度として本年10月から実施されます。現在、本制度の実施に向け、新たな手続が必要となる私立幼稚園の利用者等を対象とした説明会の開催や、在園施設を通じた制度周知を図りつつ、必要な手続を順次進めているところであります。引き続き、本制度を円滑に実施できるよう、適切に対応してまいります。

なお、本制度の実施に伴い、本議会に関係条例の改正及び関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、子供の福祉医療費助成事業につきましては、来月から未就学児を対象とした医療費の窓口無料化を県内医療機関に拡大して実施するため、関係機関との調整を終え、先般、対象者に受給資格証を送付したところであります。

一方、社会福祉法人里山学院が西町地内で進めております地域小規模児童養護施設の整備につきましては、本年11月ごろには整備工事に着手される予定であり、先月、事業主体とともに地域の方々に対し進捗等の説明を行いました。引き続き来年4月の開所に向け、当該事業の円滑な推進を支援してまいります。

また、放課後児童クラブ事業につきましては、亀山南小学校区放課後児童クラブの入所希望者が年々増加傾向にあり、今後児童の受け入れが困難となることを見込まれますので、令和2年4月から公設の放課後児童クラブを学校敷地内に設置するため、現在、準備を進めております。このため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域まちづくり協議会の自主的かつ主体的な取り組みを支援するための地域活性化支援事業補助金の交付に当たり、先月、公開プレゼンテーションによる選定委員会を開催いたしました。選定の結果、応募のあった全10地区の地域まちづくり協議会に対し、順次、補助金を交付しており、今後の活発な事業展開を期待するところであります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、市民活動団体から事業提案がありましたので、来年度の事業実施に向け、協働コーディネーターを交え市民活動団体との協議を進めているところであります。

次いで、共生社会の推進のうち、ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、来る11月9日から同月24日までを「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」として位置づけるとともに、社会教育施設等の無料開放や啓発講座の開催等を行い、誰もが働きやすい仕組みづくりについて市民理解が一層深まるよう努めてまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、コンプライアンスの推進につきましては、本年6月に制定した亀山市職員コンプライアンス条例の条例施行規則等の整備を行い、今月から制度運用を始めましたので、本制度の定着により市民に信頼される市政を確立してまいります。

また、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、新たに令和2年4月から一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化等を図る会計年度任用職員制度を導入するため、本議会に会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定及び関係する条例の改正を提案いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、行政情報の適切な管理につきましては、市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用した行政サービスとして、住民票の写し、印鑑登録証明書等を全国のコンビニで発行できるコンビニ交付サービスを令和2年2月から開始することに伴い、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

また、新庁舎建設の推進につきましては、庁内における継続的な検討に加え、新たに設置いたしました外部検討委員会を開催し検討を進めるほか、本年度から2カ年をかけて策定いたします新庁舎整備基本計画につきまして、計画策定支援業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式により決定いたしました。

ところで、地区コミュニティセンター及び亀山南小学校区放課後児童クラブの指定管理につきましては、令和2年度からの指定管理者の選定に当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月11日から8月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は、別紙のとおりでございましたのでご高覧賜りたいと存じます。

以上簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和元年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。虐待事件が相次いだ中、文部科学省は、本年5月、虐待が疑われる事案への対応を取りまとめた「学校・教育委員会等向けの虐待対応の手引き」を全国の学校に通知しました。

また、日本語教育推進法の成立を受け、文部科学省は外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議を新たに設け、教育に係る現状と課題を分析し、そのさらなる充実のための方策について検討することとしています。

さらに、学校教育情報化推進法が本年6月に公布、施行されました。文部科学省は、新時代の学びを支える先端技術活用推進方策をまとめ、ICTを基盤とした最適な先端技術、教育ビッグデータの効果的活用、パソコンやタブレットの児童生徒1人1台体制の早期実現など、新時代における学校や子供の学びを支える学校ICT環境の充実に向けた動きを加速させるとしています。

次に、県の情勢であります。県教育委員会は、現行の三重県教育施策大綱や三重県教育ビジョン、三重県子ども読書活動推進計画等の計画期間が令和元年度をもって最終年度となることから、それぞれの改定に向けた作業に入っております。

それでは、最初に学校教育関係について、ご説明申し上げます。

まず、昨年度の猛暑を教訓に、今年度の夏においても、児童生徒の安全確保や健康保持につきましては、熱中症や食中毒等に関する注意報及び警報発令時の対応等について十分注意を払ってまいりました。子供たちが、保護者や地域の皆様に支えられながら有意義な夏休み生活が送れておりますことに深く感謝申し上げます。

教職員の働き方改革につきましては、夏季休業中の学校閉校日を今年度さらに拡大し、教職員の休暇取得を促進しております。今後も各学校の時間外労働時間削減に向けた取り組みの進捗状況を把握するとともに、総勤務時間縮減に向け、健康管理及び適切な労働について、組織風土の改善と教職員の意識改革を促してまいります。

また、先月には、コミュニティ・スクールの充実や他校との情報交換を目的とした学校運営協議会委員等研修会を開催し、保護者・地域・教職員合わせて60名を超える方々に参加いただきました。今後も学校と保護者や地域との連携・協働を推進し、「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。

次に、教職員の研修につきましては、市教育委員会が主催する教職員研修講座を夏季休業中に10講座開講し、教員の専門性と指導力の向上を図りました。また、市教育研究推進協議会においては、各教科、領域ごとに研究主題を設定し、小・中学校の系統的な指導や実践を積み上げる取り組みを行っているところであります。

次いで、先月から今月にかけて開催されました中学校総合体育大会等の結果について報告いたします。

団体では、鈴鹿地区大会、さらに県大会において好成績をおさめた亀山中学校の女子バレーボール部と男子ハンドボール部が東海大会へ出場し、東海大会で3位となった亀山中学校女子バレーボール部は全国大会へ出場いたしました。

また、個人では、柔道で亀山中学校3年生男子が県大会で優勝、さらに東海大会で3位に入賞するとともに、全国大会へ出場しました。

陸上競技につきましては、先月に開催された全日本中学校通信陸上競技三重大会で好成績をおさめた個人11名が、東海大会へ出場し、走り幅跳びで亀山中学校女子が3位に、200メートルで中部中学校男子が優勝いたしました。さらに、女子走り幅跳びと男子100メートル・200メートルの種目については、全国大会への出場を果たしております。

報告に記載はございませんが、200メートル走に出場しました中部中学校3年の中山智貴さんにつきましては、見事全国優勝という成績をおさめましたので申し添えます。

これら選手たちの健闘をたたえるとともに、今後も多くの生徒が活躍できるよう支援を行ってま

います。

次に、今月6日、7日、市文化会館で「NHK全国学校音楽コンクール三重県コンクール」が開催され、本市からは小学校3校、中学校1校が出場しました。どの学校も、これまでの練習の成果を十分に発揮し、元気で美しい歌声をホールに響かせることができました。審査の結果、川崎小学校が金賞に輝き、来月7日の東海・北陸大会に出場いたします。

次いで、キャリア教育につきまして、本年6月に市内3中学校の2年生徒が市内143の事業所において職場体験学習を実施しました。405名の生徒が5日間の実習を通して、勤労観や自分の将来について考える機会を持ちました。

次に、姉妹都市である岡山県高梁市との交流につきまして、今月7日と8日の両日、高梁中学校の生徒およそ20名を亀山中学校に迎えて交流会を開催いたしました。市歴史博物館の見学や関宿のウォークラリーなど文化活動の交流などを行い、両市の友好関係を深めました。

次いで、生徒指導につきましては、このたび三重県いじめ防止基本方針が一部改定となったことから、現在、亀山市いじめ防止基本方針につきましても見直しを行っているところであります。引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

さらに、不登校及び不登校ぎみの児童生徒につきましては、国の「魅力ある学校づくり調査研究事業」を活用し、小・中学校が連携して、新たな不登校児童生徒を生まない取り組み等について研究を行い、対策の充実を図っているところでございます。

次に、今月5日開催の教育委員会第4回臨時会におきまして、令和2年度使用小学校用教科用図書及び中学校用「特別の教科 道徳」以外の教科用図書の採択を行いました。

次いで、学力向上に関しまして、全国学力・学習状況調査の結果が先月に公表されました。

本年度は、小・中学校あわせて全5教科の調査が実施されましたが、本市の状況といたしましては、小学校の国語において、全国・県の平均正答率を上回ることができました。他の4教科につきましては、全国・県の平均正答率は下回りましたが、その差は0.6から2.8ポイント以内におさまることとなりました。

今後も、一人一人の子供に丁寧な指導が行き届くよう、少人数指導・習熟度別学習や補充学習を実施し、学力向上を図ってまいります。

英語教育では、今月8日に、昨年度に引き続き、「英語デイキャンプ in Kameyama 2019」を開催いたしました。市内の小学5・6年生から35名の応募があり、ALTや亀山高等学校の生徒のご協力のもと、活動を通して英語に楽しく親しむ1日となりました。

次に、学習支援事業につきましては、学習教室参加者が先月末現在で3中学校区合わせて25名となり、今後も受講者の拡大を図るため、事業の再周知に努めているところでございます。

続きまして、学校施設の整備関係について、ご説明申し上げます。

小学校における普通教室等空調機整備事業につきましては、全小学校において本年6月に機器の設置を終え、先月から冷房運転を開始しています。これにより、夏季に空調機を使用することが可能となり、児童の学びの環境が充実し、事業の効果を大きく得られたものと認識しています。

次に、井田川小学校校舎増築・給食室改修事業でございますが、校舎増築については、現在、設計案を精査しているところであり、また給食室改修については、建築確認申請の事前協議を三重県と行っているところでございます。協議等を重ね、適切な設計及び工事を進めてまいりたいと考え

ています。

次いで、本年3月に竣工いたしました川崎小学校でございますが、改築事業の完成を記念して、本市出身の文化大使である上田秀洋氏及び本市在住の日本画家である宮崎観峰氏から、絵画をそれぞれ1点ずつ寄贈いただきました。絵画は、児童、学校関係者等が鑑賞できるよう、玄関付近の壁面に展示させていただいております。

なお、通学路における安全確保につきましては、学校、PTA及び地域等からの要望を受けて、通学路の合同現場確認を警察、三重県鈴鹿建設事務所等と今月上旬に実施したところであります。今後も、児童・生徒の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

青少年の健全育成につきましては、あす31日に第41回少年の主張三重県大会が市文化会館において開催されます。この大会は、「中学生のメッセージ2019」と題して中学生が日ごろ感じていることや考えていることを作文としてまとめ、青少年が自分の生き方や社会とのかかわりを考え、青少年に対する県民の理解・関心を深めることを目的とするものでございます。

この最終選考に市内3中学校からの応募作品がエントリーされております。また、この大会のポスターなどに用いられるデザイン画につきましては、市内3中学校も含めた応募作品が会場で展示されることとなっております。

次に、「亀山っ子市民宣言」の取り組みといたしまして、青少年育成市民会議を初めとする関係団体や地域の方々にご尽力いただき、サマーキャンプやソフト・キックベースボール大会などの体験活動を、夏休み期間に開催していただきました。

次いで、家庭教育支援につきましては、本年6月に開催されました「亀山市の教育を語り合う会」において「かめやまお茶の間10選（実践）」を発信した後、リーフレットを学校や園などを通じて全保護者に配布するとともに、社会教育団体の皆様にもその周知を図っているところでございます。

次に、「かめやま人キャンパス」につきましては、本年6月から4講座を開講しております。既に受講者の間で、自分たちが地域の中で何ができるのかなど活発な意見交換が始まっており、地域で活躍できる人材の育成と、その展開に期待できるものと考えております。

次いで、図書館整備関係につきましては、図書館整備基本計画の実現に向けて、図書館整備推進委員会などご意見をいただきながら、新図書館の管理運営の基本的な方向性の検討を行っているところでございます。

また、現図書館の取り組みにつきましては、夏休みの期間、図書館ボランティアの方々のご協力をいただき、読書感想文教室や手づくり絵本教室などのイベントを開催しました。読書感想文教室では、定員20名のところ60名を超える応募があったことから、開催回数をふやし、親子で参加された方を含め72名の方々に受講いただきました。今後も図書館まつりなど読書活動の推進につながる取り組みを進めてまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第60号から日程第38、報告第16号までの34件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてでございますが、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するとともに、会計年度任用職員に対する期末手当の支給を可能とするため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日から施行されます。

これらの改正に伴い、改正後の地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について条例で定める必要があることから、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的といたします。

2つ目といたしまして、職員の報酬の額を定めるほか、報酬の支給に関し必要な事項を定めることといたします。

3つ目といたしまして、職員に対する費用弁償について定めることといたします。

4つ目といたしまして、職員に対する期末手当の支給月数を年1.45月とするほか、支給に関し必要な事項について定めることといたします。

5つ目といたしまして、職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当の口座振替について定めることといたします。

6つ目といたしまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

次に、議案第61号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、市民の利便性の向上を図るため、令和2年2月からマイナンバーカードを利用して各種証明書を交付する、証明書等コンビニ交付事業を開始すること、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、令和元年10月1日から施行されること及び建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律が改正され、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることに伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務が追加されることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、住民票または戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税証明書について、コンビニエンスストア等の多機能端末機による交付を促進するため、当該多機能端末機により交付する場合の手数料を1件につき200円とすることといたします。

また、当該多機能端末機による交付には、手数料の免除の規定を適用しないことといたします。

2つ目といたしまして、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査事務手数料の標準額が見直されることから、その審査事務手数料について改めることといたします。

3つ目といたしまして、単体の建築物を対象としている建築物エネルギー消費性能向上計画認定に複数の建築物に係る認定が追加されることから、当該認定事務に係る手数料について、申請棟数に応じて、単体の建築物に係る手数料の金額を合算して得た額とするよう改めることといたします。

なお、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査事務手数料に関する改正規定の施行日は令和元年10月1日とし、住民票の写し等の交付に係る手数料に関する改正規定の施行日は、令和2年2月1日といたします。

また、建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務に係る手数料に関する改正規定の施行日は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行日といたします。

次に、議案第62号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令により、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している償還免除に関する規定の整備が行われ、法第13条が第14条に繰り下げられることに伴い、関係する条項の整理を行います。

また、市町村は償還金の支払いを猶予し、または災害援護資金の償還未済額の全部、もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者、もしくはその保証人の収入または資産の状況について報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとなることから、当該報告等については法第16条の規定によることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法が改正され、及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により、子ども・子育て支援法施行令が改正され、ともに令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、月額6,000円を限度として教育委員会規則で定めることとしている私立幼稚園の利用者負担額について、法の規定により政令で定める額を限度として教育委員会規則で定めることといたします。

2つ目といたしまして、本条例で引用している「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められることに伴い、関係する条項の整理を行います。

なお、施行日は令和元年10月1日といたします。

次に、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、令和元年10月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、子ども・子育て支援新制度において、新たに特定子ども・子育て支援施設等が位置づけられたことから、当該施設等の運営に関する基準を定めることといたします。

また、これに伴い題名を改めるとともに、章、節等の区分の整理を行うことといたします。

2つ目といたしまして、本条例で使用する用語の定義を整備いたします。

3つ目といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営に関する一般原則に、保護者の経済的負担への適切な配慮を明記いたします。

4つ目といたしまして、市の認定を受けた満3歳以上の小学校就学前子供に係る利用者負担額がゼロとなったことに伴い、関係する条項の整理を行います。

また、保護者から受けることができる食事の提供に要する費用について、副食費の提供に要する費用を加えるとともに、保護者の所得割額、子供の人数等によっては、これを免除することといたします。

5つ目といたしまして、特定地域型保育事業所が確保しなければならない保育所等の連携施設について、これを確保しないことができる規定及びその要件を定めることといたします。

また、一定の要件を満たす場合に、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を5年延長いたします。

6つ目といたしまして、幼児教育・保育の無償化に関する規定を正確に反映させるため、特定地域型保育事業における準用範囲を整理いたします。

7つ目といたしまして、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準について、幼児教育・保育の無償化に関する規定を正確に反映させるため、準用規定を整理いたします。

8つ目といたしまして、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子供に該当する教育・保育給付認定子どもに係る施設型給付費等の額がゼロとなることから、施設型給付費等に関する経過措置を削除いたします。

9つ目といたしまして、その他内閣府令の一部改正等に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は令和元年10月1日といたします。

次に、議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園

条例の一部改正についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正といたしまして、亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の一部を改正し、同条例で引用している「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められることに伴い、関係する条項の整理を行います。

続いて、第2条による改正といたしまして、亀山市認定こども園条例の一部を改正し、同条例で引用している「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められることに伴い、関係する条項の整理を行います。

なお、施行日は令和元年10月1日といたします。

次に、議案第66号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございますが、現在、亀山南小学校区には、民設民営の放課後児童クラブが定員20名で設置されておりますが、年々入所希望者が増加傾向にあり、今後児童の受け入れが困難となることを見込まれます。こうした状況を踏まえ、令和2年4月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定めることといたします。

2つ目といたしまして、亀山南小学校区放課後児童クラブの開所時間を定めることといたします。

3つ目といたしまして、亀山南小学校区放課後児童クラブの休所日を定めることといたします。

なお、施行日は令和2年4月1日とし、附則において、亀山南小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることといたします。

次に、議案第67号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、所要の改正を行うとともに、性的少数者の人権に配慮するための改正をあわせて行うものでございます。

また、令和2年2月から証明書等コンビニ交付事業を開始することから、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、住民基本台帳に旧氏の記録がされている場合は、当該旧氏を表した印鑑を登録印鑑とすることができることといたします。

2つ目といたしまして、印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加し、男女の別を削除することといたします。

3つ目といたしまして、印鑑登録者で個人番号カードの交付を受けた者は、多機能端末機または窓口受け付け端末機をみずから操作することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることといたします。

4つ目といたしまして、その他要領の改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は令和元年11月5日といたします。

ただし、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等に関する規定の施行日は令和2年2月1日といたします。

次に、議案第68号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、水道法の一部を改正する法律により水道法が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者の指定は5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うこととなりました。当該更新に係る事務は、地方自治法第227条の特定の者のためにする事務に該当することから、同法第228条第1項の規定により、当該事務に係る手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

また、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により水道法施行令が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、指定給水装置工事事業者更新手数料の額は、1件につき7,000円とすることといたします。

2つ目といたしまして、本条例で引用している水道法施行令「第5条」が「第6条」に繰り下げられることに伴い、関係する条項の整理を行います。

なお、施行日は令和元年10月1日といたします。

次に、議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてでございますが、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するとともに、会計年度任用職員に対して期末手当の支給を可能とするため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係する8つの条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方公務員法の改正により、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職である会計年度任用職員に関する規定が設けられることから、関係する条項を改めることといたします。

まず、第1条による改正といたしまして、亀山市職員の分限に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員の休職の期間を任命権者が定める任期の範囲内とすることといたします。

続いて、第2条による改正といたしまして、亀山市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員（パートタイム）に対する報酬を減給の対象とすることといたします。

続いて、第3条による改正といたしまして、亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員の育児休業取得に関する条項の整理を行います。

続いて、第4条による改正といたしまして、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第203条の2第4項が第5項に繰り下がること等に伴う条項の整理を行います。

また、地方公務員法の改正により特別職の範囲が厳格化され、家庭相談員が一般職非常勤職員となることから、関係する条項の整理を行います。

続いて、第5条による改正といたしまして、会計年度任用職員に対する給付については別に条例で定めることとすることから、亀山市職員給与条例の一部を改正し、関係する条項の整理を行うことといたします。

続いて、第6条による改正といたしまして、会計年度任用職員は退職手当の支給対象とならないことから、亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正し、関係する条項の整理を行うことといたします。

続いて、第7条による改正といたしまして、会計年度任用職員は人事行政の運営等の状況の公表の対象とならないことから、亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正し、関係する条項の整理を行います。

続いて、第8条による改正といたしまして、亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第22条が改められたことに伴う条項の整理を行います。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

次に、議案第70号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正され、令和元年12月14日から施行されること等に伴い、関係する6つの条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、成年被後見人または被保佐人であることをもって一律に職員となり、または競争試験、もしくは選考を受けることができないとする措置が見直されることなどから、関係する条項を改めることといたします。

まず、第1条による改正といたしまして、亀山市職員の分限に関する条例の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第2号が同条第1号に繰り上げられることに伴う条項の整理を行います。

続いて、第2条による改正といたしまして、亀山市職員給与条例の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴う条項の整理を行います。

続いて、第3条による改正といたしまして、亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴う条項の整理を行います。

続いて、第4条による改正といたしまして、亀山市消防団条例の一部を改正し、消防団員であることができない者から、「成年被後見人又は被保佐人」を削除いたします。

続いて、第5条による改正といたしまして、亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、同条例で引用している児童福祉法第34条の20第1項第4号が同項第3号に繰り上げられたことに伴う条項の整理を行います。

続いて、第6条による改正といたしまして、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴う条項の整理を行います。

なお、第1条から第4条まで及び第6条による改正の施行日は令和元年12月14日とし、第5条による改正の施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第71号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億4,963万4,000円を追加し、補正後の予算総額を203億9,019万7,000円といたしております。

最初に、債務負担行為補正につきましては、地区コミュニティセンター及び亀山南小学校区放課後児童クラブに係る指定管理料について、債務負担行為の追加をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、橋梁長寿命化修繕事業費の変更に伴う道路整備事業について、地方債の変更をいたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

この歳入歳出予算の補正につきましては、10月1日から実施されます幼児教育・保育の無償化に係る予算を中心に補正を行っております。

総務費につきましては、建築基準を満たしていない公道沿いのブロック塀の撤去費用に対する補助金について、申請件数が増加したことから増額するほか、住民基本台帳法施行令の改正に伴うシステム修正に要する経費を計上いたしております。

民生費につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る私立認定こども園への負担金や認可外保育施設への補助金等を計上するほか、児童扶養手当の支払い回数が年3回から年6回に変更されること等に係る経費を計上いたしております。

土木費につきましては、7月の豪雨により発生した白木町地内の市道のり面崩壊への対応として、速やかな復旧工事を行うため既決予算での対応も含めて工事請負費を増額し、国の事業費配分の増加により橋梁長寿命化修繕事業を増額いたしております。

教育費につきましては、中部中学校のガス設備の修繕に要する経費や幼児教育・保育の無償化に係る私立幼稚園への補助金等を計上するほか、鈴鹿農協が所有する東御幸町地内の土地を文化会館の駐車場として令和2年1月から借用するため、本年度3カ月分の借地料を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、児童扶養手当法の改正に伴い児童扶養手当負担金を増額するほか、国の事業費配分の増加により橋梁長寿命化修繕事業に係る社会資本整備総合交付金を増額いたしております。

県支出金につきましては、教育に係る調査研究など4事業について事業採択されましたので、県からの委託金を計上し、財産収入につきましては、平成30年度から取り組んでおります基金の資金運用について、地方債証券売払収入を計上いたしております。

繰越金につきましては、財源として前年度繰越金を計上し、諸収入につきましては西野公園運動施設改修事業の財源でございます独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金の交付決定額が増加したことから、スポーツ振興くじ助成金を増額いたしております。

そのほか、幼児教育・保育の無償化に係る歳入といたしまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、保育所等における保育所利用者負担金や幼稚園保育料を減額いたしております。

また、国庫支出金、県支出金につきましては、保育料等の減収分や事務費に対する国・県の負担分を増額いたし、諸収入につきましては新たに実費徴収となる給食費負担金について計上いたしております。

なお、本年度限りの措置として、幼児教育・保育の無償化に係る市負担分を国が負担するため、

地方特例交付金を増額いたしております。

次に、議案第72号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2,240万8,000円を追加し、補正後の予算総額を44億4,860万8,000円といたしております。

また、補正内容は、歳出につきましては、平成30年度の保険給付費等交付金の確定による返還金を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、補正財源として前年度繰越金を計上いたしております。

以上が一般会計及び特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額215億3,490万8,765円に対し、歳出総額は203億281万1,423円であり、歳入歳出差引額は12億3,209万7,342円となっております。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源である2億1,386万9,072円を差し引いた実質収支額は10億1,822万8,270円となり、黒字となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち5億1,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額44億867万1,388円に対し、歳出総額は43億8,791万3,324円であり、歳入歳出差引額は2,075万8,064円の黒字となっております。

次に、議案第75号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額9億9,521万8,565円に対し、歳出総額は9億6,906万1,648円であり、歳入歳出差引額は2,615万6,917円の黒字となっております。

次に、議案第76号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億8,364万3,926円に対し、歳出総額は4億7,640万5,109円であり、歳入歳出差引額は723万8,817円の黒字となっております。

以上が平成30年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第77号平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億3,073万4,475円であり、同支出は11億8,531万6,036円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2億2,649万7,903円であり、その他未処分利益剰余金変動額1億5,098万2,525円と合わせて当年度未処分利益剰余金は3億7,748万428円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金及び建設改良積立金への積み立て、並びに資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入の決算額は1億604万1,980円であり、同支出は5億3,122万3,0

51円でございます。

収支差し引きで不足する額4億2,518万1,071円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第78号平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は7,978万8,804円であり、同支出は5,368万5,731円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2,610万3,073円であり、前年度繰越利益剰余金1,198万4,272円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は3,808万7,345円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち3,000万円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとしたします。

また、資本的収入はなく、同支出の決算額は2,487万3,802円となっており、収支差し引きで不足する額2,487万3,802円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第79号平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は9億5,853万9,930円であり、同支出は9億874万6,428円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は3,516万6,933円であり、その他未処分利益剰余金変動額2,557万4,823円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,074万1,756円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金への積み立て及び資本金に組み入れるものとしたします。

また、資本的収入の決算額は8億6,921万6,370円であり、同支出は10億6,745万648円でございます。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額5,048万1,500円を除く収支差し引きで不足する額2億4,871万5,778円につきましては、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は15億1,996万6,011円であり、同支出は16億3,244万9,101円でございます。

消費税を差し引いた当年度純損失は1億987万2,890円であり、前年度繰越欠損金10億8,809万3,524円と合わせて、当年度未処理欠損金は11億9,796万6,414円となっております。

また、資本的収入の決算額は8,408万4,129円であり、同支出は2億1,218万1,251円でございます。

収支差し引きで不足する額1億2,809万7,122円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたします

ので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第81号から議案第83号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である会下4号線、会下5号線及び徳原37号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第84号亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議についてでございますが、消防力の向上を図るとともに効率的な行政運営を促進するため、はしご自動車に関する連携協約の締結に関する鈴鹿市との協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第8号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第9号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりますので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び純元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、1.1%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第10号から報告第14号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

平成30年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしており、各会計ともに資金不足は生じていないため、全て指数なしとなっております。

続きまして、報告第15号平成30年度亀山市一般会計継続費精算報告についてでございますが、平成28年度から平成30年度までの3カ年継続事業として実施しました川崎小学校改築事業が終了いたしましたので、継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第16号専決処分の報告についてでございますが、亀山市宮井田川駅前住宅の駐車場内において発生した庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和元年8月5日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和元年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第71号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算におきましては、10月1日から実施されます幼児教育・保育の無償化に係る歳入歳出予算を中心に補正を行っています。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正の追加でございますが、令和2年度からの指定管理者の選定に当たりまして、地区コミュニティセンターは令和2年度から令和4年度の3カ年、亀山南小学校区放課後児童クラブは令和2年度から令和5年度の4カ年に係る指定管理料について、債務負担行為の期間と限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次の第3表 地方債補正につきましては、道路整備事業について、橋梁長寿命化修繕事業の増額に伴い、地方債の変更をいたしております。

それでは、予算に関する説明書の歳出から説明欄をごらんいただき、順次説明をさせていただきます。

16ページをごらんください。

第2款総務費の中段、市有財産管理費の一般管理費220万円につきましては、本年度策定いたしました亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき、地区コミュニティセンターや都市公園などの第2種施設について令和2年4月1日から受動喫煙防止対策を講じることから、案内看板等の作成に要する経費を計上いたしております。

次の耐震対策事業のブロック塀等撤去支援事業200万円でございますが、建築基準を満たしていない公道沿いのブロック塀の撤去費用の一部を補助するもので、今年度からの新規事業でございます。市民の安心・安全の意識向上から申請件数が想定以上に増加していることから、増額をいたしております。

下段の戸籍住民基本台帳管理費145万円につきましては、亀山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正により、印鑑登録証明書へ旧氏を記載できるようにするなどのシステム改修に係る経費を計上いたしております。

次に、19ページをごらんください。

第3款民生費の中段、障がい者支援事業の地域生活支援事業137万5,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化における就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応などのシステム改修に係る経費を計上いたしております。

次に、21ページをごらんください。

上段の児童福祉一般事業2,791万9,000円のうち、臨時雇賃金42万4,000円から備品購入費50万円までにつきましては、幼児教育・保育の無償化に係る事務費関係を計上いたし、次の子育てのための施設等利用給付補助金510万6,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設や子育て援助施設などへの補助金を計上いたしております。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金124万7,000円につきましては、消費税改定に伴う本年度限りの措置として未婚の児童扶養手当受給者への臨時特別給付金を計上いたしております。

次の過年度国庫支出金返還金1,145万円及び過年度県支出金返還金537万8,000円につきましては、平成30年度施設型給付費、地域型保育給付費に係る返還金を計上いたしております。

中段の児童扶養手当給付費3,810万円につきましては、児童扶養手当法の一部改正により手当の支払い回数の変更、またあわせて年間に支払う月の周期の変更を行ったことによる増加額を計上いたしております。この増額につきましては、年間に支払う対象月の周期をこれまでの前年の12月分から当該年度の11月分までから、新たに前年度の3月分から当該年度2月分までの周期といたしたことから、本年度についてはその調整年度として支払い月数が例年より3カ月分多い15カ月分となることから、不足分である3カ月分を計上いたしたものでございます。

下段の施設型給付・地域型保育事業1,625万5,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る私立認定こども園や幼稚園に支払う負担金を計上いたしております。

次に、23ページをごらんください。

下段の第8款土木費の道路維持修繕費1,100万円につきましては、7月の降雨により発生した白木町地内の市道のり面崩落への対応として、速やかな復旧工事を行うため既決予算での対応も含めて工事請負費を増額いたしております。

次の橋梁長寿命化修繕事業900万円につきましては、国の事業費配分の増加により星田橋の修繕工事費を増額いたしております。

次に、25ページをごらんください。

上段の第10款教育費、中学校の施設整備費210万円につきましては、中部中学校で点検によりガス設備の不良が発見されましたので、修繕工事費を計上いたしております。

下段の幼稚園費の私立学校等助成事業3,445万5,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る補正でございまして、うち子育てのための施設等利用給付補助金5,126万1,000円につきましては私立幼稚園等へ交付する補助金を、次の地域子ども・子育て支援等事業補助金275万4,000円につきましては、副食費の免除相当額の補助金を新たに計上いたしております。

また、私立幼稚園就園奨励費補助金1,956万円の減につきましては、10月以降当該補助金が廃止となりますので減額をいたしております。

次に、27ページをごらんください。

中段の文化財保護費の指定文化財維持管理費60万2,000円につきましては、市の指定文化財であります関の山車2基の車軸が破損したことに伴い、その修理に要する費用への補助金を計上いたしております。

次の文化会館の施設管理費112万5,000円につきましては、東御幸町地内の鈴鹿農協が所有する駐車場用地を文化会館の駐車場として令和2年1月1日から借り受けるため、今年度の土地の賃借料3カ月分を計上いたしております。

なお、土地賃貸借料は年間450万円でございます。

次に29ページをごらんください。

学力向上推進事業45万3,000円、次の生徒指導充実事業35万9,000円につきましては、それぞれ県の委託事業に採択されましたので、事業実施に係る関係経費を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、9ページをごらんいただきたいと思っております。

上段の第10款地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金3,472万8,000円でございますが、10月から実施される消費税率の改正による市への影響額により、本年度の幼児教育・保育の無償化に係る市負担分を国が負担するため、国からの交付金を計上いたしております。

次の第13款分担金及び負担金の保育所利用者負担金6,290万5,000円の減、次の第14款使用料及び手数料の幼稚園保育料793万3,000円の減につきましては、幼児教育・保育の無償化により10月から無償となる子供の保護者からの徴収金を減額いたしております。

下段の第15款国庫支出金、児童福祉費負担金の児童扶養手当負担金1,270万円につきましては、歳出で増額いたしました児童扶養手当の財源を計上いたしております。

次の施設型給付費・地域型保育給付費負担金2,798万3,000円、次の11ページ上段の児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金91万8,000円、さらにその次の子育てのための施設等利用給付交付金2,818万3,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る財源を、次の子ども・子育て支援事業費補助金1,293万6,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る事務費に対する補助金を計上いたしております。

次の道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金495万円につきましては、国の事業費配分の増加による増額をいたしております。

次の幼稚園就園奨励費補助金534万円の減につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い廃止されることから減額をいたしております。

中段の第16款県支出金、児童福祉費負担金の施設型給付費・地域型保育給付費負担金1,399万1,000円、下段の地域子ども・子育て等支援等事業補助金91万8,000円、次の子育てのための施設等利用給付交付金1,409万1,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る財源で国に準じて計上いたしております。

次に13ページをごらんいただきたいと思っております。

上段の県委託金、先駆的家庭教育支援事業委託金18万円から、3つ下の主体的・対話的で深い学びの推進事業委託金45万3,000円につきましては、それぞれ委託事業として採択されましたので、事業の財源として計上いたしております。

中段の第17款財産収入の地方債証券売払収入1,800万円につきましては、平成30年度から取り組んでおります基金を活用した資金運用として、地方債の売買による収入を計上いたしております。

次の第20款繰越金の前年度繰越金でございますが、今回の補正財源として343万9,000円を計上いたしました。

下段の第21款諸収入の給食費負担金1,118万2,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化により新たに徴収することとなる給食費について、保護者からの負担金を計上いたしております。

次のスポーツ振興くじ助成金3,433万2,000円につきましては、西野公園野球場の改修に

係る独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金でございまして、交付決定額が増加いたしましたので増額いたしました。

次に15ページをごらんください。

第22款市債、道路整備事業債360万円につきましては、橋梁長寿命化修繕事業の財源として計上いたしております。

続きまして、議案第72号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

41ページをごらんください。

まず歳出でございしますが、上段の第1款総務費、一般管理費165万円につきましては、令和2年8月から国保被保険者証と高齢受給者証を一体化するためのシステム修正に要する経費を計上いたしております。

下段の第6款諸支出金、その他償還金2,075万8,000円につきましては、平成30年度三重県国民健康保険給付費等交付金の確定による過年度返還金を計上いたしております。

次に歳入でございしますが、39ページに戻っていただきまして、上段の第3款県支出金、特別交付金165万円につきましては、国保被保険者証と高齢受給者証を一体化するためのシステム修正に係る財源として計上いたしております。

中段の第6款繰越金、前年度繰越金2,075万8,000円につきましては、今回の補正予算の財源として平成30年度からの繰越金の全額を計上させていただいております。

以上で補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成30年度各会計決算について、補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

渡邊会計管理者。

○会計管理者（渡邊知子君登壇）

それでは、議案第73号から議案第76号までの平成30年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、歳入の主なものと、歳出は主要事業など主なものについて決算状況をご説明いたします。

お手元の水色の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類30、31ページをごらんください。

まず、一般会計歳入の主なものでございますが、第1款市税は主に法人市民税の増収により、調定額113億3,839万5,923円に対しまして、収入済額は108億9,751万7,040円で、前年度に比べ2億8,375万4,000円の増額、2.7%の伸びとなっております。

不納欠損額は2,809万1,441円、収入未済額は4億1,278万7,442円で、調定額に対します収納率は96.1%でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は95.4%、固定資産税は96.6%、軽自動車税は87.9%、都市計画税は96.6%となっております。

次に、32、33ページをごらんください。

第6款地方消費税交付金の収入済額は9億3,981万8,000円でございます。

次に、34、35ページをごらんください。

第10款地方交付税の収入済額は16億2,048万5,000円でございます。

次に、40、41ページ下段をごらんください。

第14款国庫支出金の収入済額は21億4,607万8,423円で、主なものは41ページ下段、社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び43ページ上段になりますが、児童福祉費負担金の児童手当負担金などがございます。

次に、48、49ページ上段の第15款県支出金の収入済額は11億3,238万3,815円で、主なものは49ページ上段にございます社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金などがございます。

次に、58、59ページ中ほどの第18款繰入金の収入済額は9億4,347万1,017円で、主なものは財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、60、61ページ中ほどの第19款繰越金の収入済額は5億7,505万3,467円で、前年度繰越金でございます。

次に、66、67ページ下段の第21款市債の収入済額は17億9,080万円でございます。

主なものといたしましては、臨時財政対策債を初め69ページ上段、道路橋梁債で合併特例債でもあります野村布気線整備事業債や亀山駅周辺整備事業債及び川崎小学校改築に伴います小学校債などによるものでございます。

同ページ下段の歳入合計は、予算現額230億5,260万8,856円に対しまして調定額は229億1,535万7,098円で、収入済額は215億3,490万8,765円でございます。

また、不納欠損額は2,873万5,731円、収入未済額は13億5,171万2,602円でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきまして、ご説明させていただきます。

特に、前年度と比較して増加割合の大きなものは土木費、減少割合の大きいものは災害復旧費、教育費となっております。

まず、第2款総務費でございますが、83ページ下段をごらんください。

主なものといたしましては、市有財産管理費のうち一般管理費は、住山町地内用地購入費など9,257万587円、また97ページ中ほどの住民情報系システム事業が9,578万5,007円及びその下段の内部情報系システム事業で6,227万2,908円は、主に保守委託料や機器使用料に要した経費でございます。

次に、第3款民生費でございます。

115ページ中ほどをごらんください。

まず、繰出金のうち国民健康保険事業繰出金として3億5,924万1,572円、そして117ページ上段の自立支援事業は、介護給付費等などにより7億1,428万3,890円でございます。

児童福祉費では、131ページ上段、放課後児童クラブ施設整備費として2,453万8,800円は、昼生小学校区放課後児童クラブ建設工事請負費が主なものでございます。同じく、中ほどの民間保育所児童保護費のうち施設型給付・地域型保育事業は5億9,591万1,064円で、負担金が主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございますが、143ページ下段をごらんください。

子育て世代包括支援事業6,479万9,705円は、妊婦健康診査委託料など費用助成が主なものでございます。

155ページ下段の大規模整備事業9,342万円は、溶融処理施設の高調波抑制装置更新などに伴う整備工事でございます。

次に、第6款農林水産業費でございます。

171ページ中ほどをごらんください。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業は1,640万313円で、鈴鹿川等源流域再生事業に伴う業務委託料が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございます。

173ページ中ほどをごらんください。

地域生活交通再編事業は1億1,158万5,722円で、廃止代替バス運行委託に要した経費が主なものでございます。

次に、179ページ中ほどをごらんください。

企業誘致推進のための産業振興奨励事業は4,992万円で、亀山市産業振興条例に基づく事業者に対する奨励金でございます。

次に、第8款土木費でございますが、185ページ下段の合併特例債事業をごらんください。

野村布気線整備事業におきまして、次ページにわたります繰越明許費を含め3億8,656万182円は、工事請負費に要した経費が主なものでございます。

また、193ページ上段の亀山駅周辺整備事業をごらんください。

繰越明許費を含め2億7,327万1,770円で、都市開発資金貸付金や補助金が主なものとなっております。

次に、第9款消防費でございます。

203ページ上段をごらんください。

消防団管理運営費、活動費として4,981万1,434円が主なものでございます。

続きまして、第10款教育費でございます。

211ページをごらんください。

中ほどの学校整備事業は川崎小学校改築事業におきまして通次繰越費を含め7億5,872万8,402円で、建築工事、機械設備工事及び周辺工事に要した経費が主なものでございます。

217ページ下段をごらんください。

合併特例債事業であります空調機整備事業（繰越明許費）は4,835万1,600円で、亀山中、中部中、普通教室等において施工したものでございます。

237ページ中ほどをごらんください。

文化会館費の大規模改修事業費2,851万2,000円は、文化会館大ホール空調整備改修工事が主なものでございます。

239ページをごらんください。

合併特例債事業であります関の山車会館整備事業は、繰越明許費を含め1億7,560万200円で、地域交流施設新築工事及び管理・展示棟改修工事が主なものでございます。

次に、第11款公債費でございます。

252、253ページ下段をごらんください。

元金償還金が21億3,673万7,302円、次ページでは利子償還金8,394万9,815円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、同ページ中ほどをごらんください。

財政調整基金ほか9基金への積立金で1億323万1,774円でございます。

次に、第14款災害復旧費でございますが、256、257ページ下段をごらんください。

補助災害復旧事業の道路橋梁災害復旧事業（繰越明許費）は5,006万4,399円で、川崎白木線道路災害復旧工事など工事請負費が主なものでございます。

258、259ページ下段をごらんください。

歳出合計は予算現額230億5,260万8,856円に対しまして、支出済額は203億281万1,423円、繰越明許費は19億1,037万9,126円、不用額は8億3,941万8,307円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

国保会計につきましては、国による医療保険制度改革の一環として運営のあり方を見直し、財政運営を県へ一元化したことに伴い変更がございました。

まず、歳入でございます。

262、263ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の収入済額は8億4,611万4,054円、不納欠損額は2,837万6,684円、収入未済額は2億5,864万9,433円で、調定額に対します収納率は74.7%でございます。

264、265ページ中ほどの第3款県支出金の収入済額は、保険給付費等普通交付金など31億2,544万6,960円。

同ページ下段の第4款繰入金は一般会計繰入金で、3億5,924万1,572円でございます。

266、267ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額45億7,509万6,000円に対しまして、調定額は46億9,569万7,505円、収入済額は44億867万1,388円、不納欠損額は2,837万6,684円、収入未済額は2億5,864万9,433円でございます。

一方、歳出でございますが、270、271ページ、中ほどをごらんください。

第2款保険給付費の支出済額は30億5,025万3,985円。

274、275ページ、中ほどの第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は11億3,965万4,972円でございます。

278、279ページ下段の歳出合計ですが、予算現額45億7,509万6,000円に対しまして、支出済額は43億8,791万3,324円、不用額は1億8,718万2,676円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

282、283ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は4億1,067万1,472円、不納欠損額は74万4,621円、収入未済額は406万6,133円で、調定額に対します収納率は98.8%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は5億6,450万8,608円でございます。

284、285ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額10億1,251万9,000円に対しまして、調定額は10億2万9,319円、収入済額9億9,521万8,565円、不納欠損額74万4,621円、収入未済額は406万6,133円でございます。

一方、歳出でございますが、286、287ページ中ほどをごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は9億5,189万2,485円でございます。

歳出の合計といたしまして、288、289ページ下段にございますとおり予算現額10億1,251万9,000円に対しまして支出済額9億6,906万1,648円、不用額は4,345万7,352円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

292、293ページをごらんください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は施設使用料などで、収入済額は1億1,108万4,466円、収入未済額142万8,930円で、調定額に対します収納率は98.7%でございます。

第5款繰入金は一般会計及び農業集落排水事業債償還基金からの繰入金で、収入済額は3億2,130万円でございます。

歳入合計は下段にございますとおり、予算現額4億8,381万4,000円に対しまして、調定額4億8,517万2,856円、収入済額4億8,364万3,926円、収入未済額は152万8,930円でございます。

一方、歳出でございますが、295ページをごらんください。

第1款事業費、ページ下段の処理施設維持管理費1億9,104万7,536円で、汚泥引拔手数料や施設管理等委託料が主なものでございます。

次に、296、297ページ中ほどの第2款公債費で、元金償還金1億5,191万8,575円、利子償還金5,342万6,713円が主なものでございます。

歳出合計といたしまして、下段にございますとおり予算現額4億8,381万4,000円に対しまして支出済額は4億7,640万5,109円、不用額は740万8,891円でございます。

また、300ページから303ページでございますが、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書がございます。一般会計実質収支額10億1,822万8,270円のうち、地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金への繰入金は5億1,000万円でございます。

また、306ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料につきましては、ごらんいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、平成30年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

次に、上下水道部長に平成30年度亀山市水道事業会計決算について、平成30年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び平成30年度亀山市公共下水道事業会計決算について、補足説明を求めます。

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

それでは、議案第77号平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度亀山市水道事業会計決算書の3ページ、4ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますが、収入合計は営業収益と営業外収益、特別利益を合わせた水道事業収益14億3,073万4,475円で、昨年度と比較して営業収益で平成30年4月の水道料金改定に伴い8,272万3,247円増加しております。

支出合計は、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた水道事業費用11億8,531万6,036円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで24ページから26ページに記載しております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございますが、収入合計は工事負担金と負担金を合わせた資本的収入1億604万1,980円となっております。

支出合計は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出5億3,122万3,051円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億2,518万1,071円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,829万4,439円、当年度分損益勘定留保資金2億5,590万4,107円、減債積立金5,164万5,404円、建設改良積立金9,933万7,121円で補填しております。

建設改良工事の概況を15ページから18ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの平成30年度亀山市水道事業損益計算書をごらんください。

営業収支につきましては、1の営業収益11億7,262万4,463円で、2の営業費用10億6,751万904円となっており、差し引き1億511万3,559円の営業利益となっております。

す。

営業外収支につきましては3の営業外収益1億6,463万840円で、4の営業外費用4,323万8,854円となっており、差し引き1億2,139万1,986円の営業外利益となっております。営業利益と営業外利益の合計2億2,650万5,545円が経常利益となり、5の特別利益1万8,000円と6の特別損失2万5,642円を差し引き、当年度純利益は2億2,649万7,903円となっております。

次に、8ページの上段の平成30年度亀山市水道事業剰余金計算書をごらんください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益2億2,649万7,903円を加え、当年度末残高は50億1,855万9,533円となっております。

下段の平成30年度亀山市水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

未処分利益剰余金3億7,748万428円のうち資本金に1億5,098万2,525円を組み入れ、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億2,649万7,903円を積み立てるものがございます。

次に、9ページ、10ページの平成30年度亀山市水道事業貸借対照表をごらんください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて97億2,816万3,608円、2の流動資産は現金預金、未収金などを合わせて8億5,825万4,093円となっております。以上、資産合計は105億8,641万7,701円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて13億8,922万5,501円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて3億7,150万4,005円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて38億712万8,662円で、負債合計は55億6,785万8,168円となっております。

資本の部、6の資本金は45億9,199万648円、7の剰余金は利益剰余金4億2,656万8,885円で、資本合計は50億1,855万9,533円となっております。

以上、負債資本合計は105億8,641万7,701円となっており、資産合計と一致しております。

次に、23ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

下から3段目のとおり資金が170万7,088円増加し、期末残高は6億6,537万9,067円でございます。

以上が議案第77号平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第78号平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

平成30年度の亀山市工業用水道事業会計決算書の3ページ、4ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますが、収入合計は営業収益と営業外収益を合わせた工業用水道事業収益7,978万8,804円となっております。

支出合計は、営業費用と営業外費用を合わせた工業用水道事業費用5,368万5,731円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで18ページに記載しております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございますが、収入はなく、支出は企業債償還金で2,487万3,802円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,487万3,802円は過年度分損益勘定留保資金2,088万9,782円及び当年度分損益勘定留保資金398万4,020円で補填しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの平成30年度亀山市工業用水道事業損益計算書をごらんください。

営業収支につきましては、1の営業収益6,780万5,346円で、2の営業費用4,381万471円となっており、差し引き2,399万4,875円の営業利益となっております。

営業外収支につきましては、3の営業外収益655万9,180円で、4の営業外費用445万982円となり、差し引き210万8,198円の営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2,610万3,073円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8ページ上段の平成30年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書をごらんください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益2,610万3,073円を加え、当年度末残高は2億3,448万5,773円となっております。

下段の平成30年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

未処分利益剰余金3,808万7,345円のうち減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に2,000万円を積み立て、残余を繰り越すものでございます。

次に、9ページ、10ページの平成30年度亀山市工業用水道事業貸借対照表をごらんください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産合計額4億3,446万1,055円、2の流動資産は現金預金、未収金、前払費用を合わせて2億6,333万2,643円となっております。

以上、資産合計は6億9,779万3,698円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と他会計借入金を合わせて2億6,851万3,115円、4の流動負債は企業債、他の会計借入金などを合わせて3,571万6,279円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて1億5,907万8,531円で、負債合計は4億6,330万7,925円となっております。

資本の部、6の資本金は1,639万8,428円、7の剰余金は利益剰余金2億1,808万7,345円で、資本合計は2億3,448万5,773円となっております。

以上、負債資本合計は6億9,779万3,698円となっており、資産合計と一致しております。

次に、17ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

下から3段目のとおり資金が3,276万5,727円増加し、期末残高は2億5,711万5,909円でございます。

以上が議案第78号平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第79号平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度亀山市公共下水道事業会計決算書の2ページ、3ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますが、収入合計は営業収益と営業外収益を合わせた下水道事業収益9億5,853万9,930円となっております。支出合計は営業費用と営業外費用を合わせた下水道事業費用9億874万6,428円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで16ページから19ページに記載しております。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございますが、収入合計は企業債、他会計負担金、他会計補助金、国庫補助金、負担金及び分担金を合わせた資本的収入8億6,921万6,370円となっております。支出合計は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出10億6,745万648円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,871万5,778円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,462万6,569円、減債積立金2,557万4,823円、過年度分損益勘定留保資金2億851万4,386円で補填しております。

建設改良工事の概況を33ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

6ページの平成30年度亀山市公共下水道事業損益計算書をごらんください。

営業収支につきましては、1の営業収益4億1,377万5,752円で、2の営業費用7億5,050万3,934円となっており、差し引き3億3,672万8,182円の営業損失となっております。

営業外収支につきましては、3の営業外収益5億1,059万8,674円で、4の営業外費用1億3,870万3,559円となっており、差し引き3億7,189万5,115円の営業外利益となっております。営業損失と営業外利益の合計3,516万6,933円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8ページ、9ページの平成30年度亀山市公共下水道事業剰余金計算書をごらんください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益3,516万6,933円を加え、当年度末残高は4億8,024万5,376円となっております。

次に、10ページの平成30年度亀山市公共下水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

未処分利益剰余金6,074万1,756円のうち資本金に2,557万4,823円を組み入れ、減債積立金に3,516万6,933円を積み立てるものでございます。

次に、12ページから14ページの平成30年度亀山市公共下水道事業貸借対照表をごらんください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資その他資産を合わせて164億1,698万2,869円、2の流動資産は現金預金、未収金を合わせて8億9,362万8,846円となっております。以上、資産合計は173億1,061万1,715円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて80億986万5,925円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて6億6,020万5,063円、5の繰延収益は長期前受金81億6,029万5,351円で、負債合計は168億3,036万6,339円となっております。

資本の部、6の資本金は4億1,070万5,750円、7の剰余金は資本剰余金と、14ページの利益剰余金を合わせて6,953万9,626円で、資本合計は4億8,024万5,376円となっております。

以上、負債資本合計は173億1,061万1,715円となっており、資産合計と一致しております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

下から3段目のとおり資金が1億2,879万4,267円増加し、期末残高は8億1,463万4,852円でございます。

以上が議案第79号平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に平成30年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

それでは、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

平成30年度亀山市病院事業会計決算書の1ページ、2ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入合計は医業収益と医業外収益、訪問看護ステーション事業収益を合わせた病院事業収益で、15億1,996万6,011円でございます。

これに対し、支出合計は医業費用と医業外費用、訪問看護ステーション事業費用、特別損失を合わせた病院事業費用で、16億3,244万9,101円でございます。差し引きしますと、1億1,248万3,090円の不足となっております。この不足額は平成29年度と比較して724万506円減少しております。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、出資金、企業債、寄附金、基金繰入金を合わせた収入合計は8,408万4,129円。

これに対し建設改良費、企業債償還金、投資、基金費を合わせた支出合計は2億1,218万1,251円でございます。差し引き1億2,809万7,122円の不足は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5ページの平成30年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。

ここからは法定書式によりまして、消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は12億8,948万3,249円で、これに対し2の医業費用が15億3,593万6,524円であり、差し引きしました医業収支は2億4,645万3,275円の医業損失となっております。

3の医業外収益は2億1,044万4,026円で、これに対し4の医業外費用が6,177万6,909円であり、差し引きしました医業外収支は1億4,866万7,117円の利益となっております。

5の訪問看護ステーション事業収益は1,541万6,067円で、これに対し6の訪問看護ステーション事業費用が2,286万2,260円であり、差し引きしました訪問看護ステーション事業収支は744万6,193円の損失となっております。

これらの医業損失と医業外利益、訪問看護ステーション事業損失を差し引きいたしました1億523万2,351円が経常損失となり、そこに特別損失464万539円を算入いたしますと、平成30年度の純損失は1億987万2,890円となります。

次に、7、8ページの平成30年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は政府債償還元金の3分の2を補填いただく他会計出資金4,718万4,129円を加えまして、36億2,745万3,377円となっております。

剰余金欄、利益剰余金につきましては、当年度純損失1億987万2,890円の計上により、利益剰余金の当年度末残高がマイナスの11億9,796万6,414円となり、資本合計は24億4,726万5,133円となっております。

下段の平成30年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、9、10ページの平成30年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

資産の部につきましては、1. 固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資を合わせて23億9,759万2,316円となっております。

2. 流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品で、合計5億8,847万8,129円。

資産合計は29億8,607万445円となっております。

負債の部につきましては、3. 固定負債は企業債とリース債務及び引当金で、合計1億7,330万9,194円、4. 流動負債は一時借入金と企業債、リース債務及び未払金、引当金等で合計3億5,117万2,873円となっております。

5の繰延収益につきましては、1,432万3,245円を計上しております。

以上、負債合計は5億3,880万5,312円となっております。

10ページ下段の資本の部につきましては、6. 資本金は自己資本金36億2,745万3,377円となっております。

剰余金は資本剰余金1,777万8,170円と欠損金11億9,796万6,414円で、資本の合計は24億4,726万5,133円となっております。負債資本の合計は29億8,607万445円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

なお、11ページ以降の附属書類もあわせてご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

地域医療部長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす31日から9月9日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす31日から9月9日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時55分 散会）

令和元年9月10日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和元年9月10日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 議案の訂正について

第 3 上程各案に対する質疑

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第62号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について

議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第67号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第68号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第72号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第78号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第79号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第81号 市道路線の認定について

- 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
 議案第 8 3 号 市道路線の認定について
 議案第 8 4 号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について
 報告第 8 号 決算に関する附属書類の提出について
 報告第 9 号 健全化判断比率の報告について
 報告第 1 0 号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
 報告第 1 1 号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
 報告第 1 2 号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
 報告第 1 3 号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
 報告第 1 4 号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
 報告第 1 5 号 平成 3 0 年度亀山市一般会計継続費精算報告について
 報告第 1 6 号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件
 議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	1 0 番	森 美和子 君
1 1 番	鈴 木 達 夫 君	1 2 番	岡 本 公 秀 君
1 3 番	伊 藤 彦太郎 君	1 4 番	前 田 耕 一 君
1 5 番	前 田 稔 君	1 6 番	服 部 孝 規 君
1 7 番	小 坂 直 親 君	1 8 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長	落 合 浩 君	生活文化部次長兼 関 支 所 長	青 木 正 彦 君

健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消 防 長	平松敏幸君	消 防 部 長	豊田邦敏君
消 防 署 長	原 博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教 育 長	服部 裕君
教 育 部 長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山 隆君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局 長	松村 大君		

●事務局職員

事 務 局 長	草川博昭	議事調査課長	渡邊靖文
書 記	水越いづみ	書 記	村主健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に、日程第2、議案の訂正についてを議題とします。

市長に議案の訂正について説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは議案の訂正の理由を申し上げたいと存じます。

訂正する議案は、本定例会に提出いたしました議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

令和元年5月31日に公布されました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、8月30日付官報において訂正されたことに伴い、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを訂正させていただくものでございます。

訂正内容は、まず1つ目といたしまして、第14条第1項で定義しております施設型給付費につきましては、「この項、第19条及び第36条第3項において」と特定する必要がないため、削除

いたします。

2つ目といたしまして、第35条第3項の改正規定につきましては、1号認定子どもが、幼稚園が近くでない等の事情により保育所に通う場合、その子どもは同じ保育所に通う他の2号認定子どもと同じ保育を受けることから、副食の提供に要する費用を保護者から受け取ることができるようにするため、特別利用保育を含む必要があることから訂正いたします。

3つ目といたしまして、第36条第3項の改正規定につきましては、2号認定子どもが、保育所が近くでない等の事情により幼稚園に通う場合、その子どもは同じ幼稚園に通う他の1号認定子どもと同じ教育を受けることから、副食の提供に要する費用を保護者から受け取らないため、特別利用教育を除く必要があることから訂正いたします。

4つ目といたしまして、第50条の改正規定における読みかえにつきましては、該当箇所を限定するために「について」を加えることとし、第14条第1項の訂正に伴う訂正をいたします。

5つ目といたしまして、第51条第3項の改正規定につきましては、規定の適用の範囲を訂正いたします。

6つ目といたしまして、第52条第3項の改正規定につきましては、いわゆる2歳児クラスの子どもは、満3歳となっても翌4月までは他の2歳児とともに2歳児クラスで保育を受けることになり、これを特定満3歳以上保育認定子どもとして定義し、引き続き利用者負担額を受け取ることから、特定満3歳未満保育認定子どもを、特定満3歳以上保育認定子どもに訂正いたします。

7つ目といたしまして、第58条及び第60条で定義しております施設等利用給付認定子どもにつきましては、最初に使用する第58条において定義する必要があるため、規定の整理を行います。

以上、簡単ではございますが、訂正の説明といたします。本件の訂正につきまして何とぞご承認をいただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の議案の訂正についての説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の修正については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

異議なしと認めます。

したがって、議案の修正については承認することに決定しました。

次に、日程第3、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めらるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

さきの15号台風で、関東のほうで多大な被害があったということで、被害に遭われた方に対してまことにお見舞い申し上げたいと思います。

質疑をさせていただきますのに、順番を変えさせていただきたいと思うので、お許し願いたいと思っております。

まず議案第71号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますけれども、今回農協斎場についていろいろ物議がありまして、農協のほうに住山住宅のほうへ住山地内に建設を予定された。かわって、本市が鈴鹿農協が所有しております土地を文化会館の利用者のために借り上げるということで、3月分の補正予算が土地借り上げ料として第10款教育費、社会教育の文化振興の施設管理費の中で計上されております、112万5,000円です。この土地借り上げに至った経緯については、まだ明確に私ども、私だけではあきませんけれども、経緯についてちょっとどういうふうに至ったのか。この補正に関する説明は借り上げの3月分ということで計上されておりますけれども、今日までに至った経緯についてちょっとお教えいただきたい。まずそうですね、副市長にお願いしたい。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

今回補正予算で提出させていただいております112万5,000円の3カ月分の農協駐車場の借り上げ料の経緯でございますが、まず、これまで文化会館の駐車場不足が文化会館竣工以来、常態化をしておりました。開催されるイベントによりまして、周辺施設の駐車場を臨時で借り上げたりしている状況でございますが、今般、鈴鹿農業協同組合が所有する駐車場において、当初は同組合の葬祭会館の建設予定がございましたが、市営住山住宅南側の土地へ変更されることを契機として、賃貸借が可能となったことから、借り上げるものでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、今の文化会館の駐車場不足を解消するためにいい機会であったということで今回借り上げになったんですけれども、その経緯について、文化会館は私の記憶によりますと約40年弱続いておりますね。にもかかわらず、たまたま農協さんがあそこへ斎場をつくる予定やと。それを駐車場にということになったんですけれども、年間に、あそこの周辺の皆さん方にご迷惑をかけるという状況ですけれども、年間どんなぐらいのイベントがあつて、駐車場不足を生じたか、そこら辺の市の理解度はどこまでであったのか。

恐らく、私も各種イベントに参加もさせていただきますけれども、駐車場困難のときには、前のホテルの駐車場をお借りしたり、それなりの乗り合わせで行っていただいたり、それぞれみんな工夫されていた中で、40年弱ほったらかしの駐車場不足を今度解消すると。その交渉経過、どのような交渉をやつてこられたんか、鈴鹿農協と。私も鈴鹿農協と確認しました。鈴鹿農協の総務部長、それから生活文化部長等とかなりの回数をやられたと。葬祭場の建設について亀山市が異議を唱え

た中でいろいろな事案があったんですが、その経緯がまだ。

ただ、それだけではちょっと私は理解できやんのですな。駐車場不足は、建設はあれは何年でしたかな。だからそこら辺のですな、それから、私も何年たっておんねんと。そんな中で何も手当てしなかったのに、ましてや契約内容等は後で聞くんですけども、今回112万5,000円と。月額換算して3月分で、割り込んだら年間450万の賃貸をやっていくというような経緯でよろしいのかな。20年間、そこら辺のところをもう一遍、もう少し詳しく。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

まず、文化会館の竣工以来、長期間たっておるのに、なぜ今ごろかというご質問ですが、確かに竣工以来ずっと大きなイベントのたびに近隣にご迷惑をおかけしておる状態でした。議員自らもおっしゃったように、近隣のホテルであるとか農協の支店の駐車場であるとか、その辺のところをお借りしておったわけですが、それでも足らずに、やはり周辺のお店の駐車場への無断駐車が発生しており、いろいろ苦情もいただいていたところでございます。

そんな中で、ご承知のように昨年3月にあそこの葬祭、農協の亀山支店の道路を挟んだ東側の駐車場に、農協が葬祭場を建てられるという情報に接して、その後、最終的には住山のほうに葬祭場を移っていただいて、その駐車場を市がお借りするという合意に達したのは、昨年10月であったということで、11月の全員協議会に報告させていただいたところでございます。

今般の借り上げ料、賃貸借につきましては、12月の定例会に住山住宅南の農協関連、補正予算も含めて、議案としてお認めいただいた後、住山住宅南の私有地の賃貸借契約と並行して、協議を重ねてまいったところございまして、それがようやく連休前の4月末に賃貸借料の合意に達しました。契約についてはこれからでございます。実際お借りするのは来年の1月からというところでございますが、合意に達したことから来年の1月から賃貸借契約、とりあえず今年度につきましては1、2、3の3カ月分、112万5,000円を補正予算でお願いしたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

6月やら10月やら12月やらわけわからん、まあ10月でということで、1月からの賃貸借で112万5,000円が必要やということで補正を組まれたんですけども、鈴鹿農協は今もう亀山市が当初予算4,000万の補正を組んで1,000万ぐらいの造成費で事業をやって、今造成も終わって、鈴鹿農協は今建設にかかっておりますわな。当然建設にかかっておるということは、当然亀山市の土地にそのJA鈴鹿が建設をしておるということは、当然そこでもう賃貸借は発生しておるん違いますか、賃料をいただく。それがなぜ、今回の補正に計上されなかったんか収入として、入として、雑入かな。してないですやろ。当然、農協さんからは1月から借りる、その補正やと。だけど、農協さんは、もう既に建物を基礎もつくって今足場を組んでやっておるんです。これ、ここに補正予算書あるんですけども、この中に当然農協さんのほうは先行して貸しておるわけですか。それに対する賃料が入っていない。それはどういうわけですか、この補正予算書に。ち

よっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

東御幸の土地を借りるのは今回の補正で上げてありますけども、住山の土地を貸す財産収入ですけども、それについては当初予算で計上してございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

当初に予算が計上してあるということは、既に今回の補正の段階での整合というのは、話の経緯が、当初はもう農協に借りていただくという予算が組んであったと。もっと前にこの事案は、もっと議会で明らかにできた時期がもっと前にあったと思うんですけども、なぜ今なんですか。そこで聞かせてもらいたいのは、賃貸借契約の内容について書いてあるんですけども、確かに住山の農協の賃貸は当初に組んであると。だけど、農協の112万は1月から借りると。そうすると、その行為ですな、1年間の行為、行政として一自治体と一民間法人と、この契約について、こういうのはそごがあっただけですか、行政として。そしてまた議会に対する報告もしっかりしていないと。それでいいんですかな、行政として。行政のシステムのあり方として。やはり議会と市民と行政と、やはり一体になって物事は進めていかなあかんということですけども。それがこの契約内容についてもまだ明らかでない。既にその契約は結ばれておるわけですから、その賃貸の。住山の土地は農協に貸す。そして農協の土地は亀山市が借りると。亀山市が20年間借りるらしいですけども、契約書は今あるんですか、ここに。ないんですか。それ聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

先ほど、昨年3月以降、いろいろ農協と協議をさせていただいた結果、基本的な合意に10月に達したということは以前から、10月で間違いございません、10月に達したということは以前から申し上げておりました。その昨年の10月に合意した内容の中で、まず住山住宅の南の土地については、ことしの4月ぐらいをめどに鈴鹿農協さんにお貸しをして葬祭場を着工すると。それから、亀山支店の東側の駐車場については、当時数十人お借りしておる個人の方が見えまして、その方々の契約を解除するのに約1年間必要だということで、令和2年度から、2年の4月からというような合意内容で進めておりました。その後、それぞれが計画を進める中で、まず農協さんの建設工事については資材の関係から、資材の発注、市場に資材がないという関係から少しおくれたというふう聞いておまして、ことしの6月から土地をお貸しをする契約を締結して工事に着工されております。

それと逆に、今度は農協の東の土地につきましては、当初来年の4月であったわけですが、先ほど申し上げた数十人の個人との契約解除が順調に進んだ結果、来年の1月からお貸しできるということになったことから3カ月前倒しになったわけですが、文化会館の駐車場としては少しでも早くお借りをしたいということから1月からお借りをするということになって、今回3カ月分の補正予

算を上げさせていただいた。そういう流れでございます。

それともう一点、議会に報告がないやないかということでございましたが、ことしの5月の全協で、農協さんのほうへお貸しする土地の年間の金額等々、それから今回お借りする年間の金額などを、紙1枚でございますが全協の資料として報告させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

全協のときにも報告させていただいたというんですけれども、全協のときにいついっか農協との面談をやって、その記録はないのかと。すると、副市長言われたけど記憶にございませんとか今手元にメモがないのでそんなのわからんという返答やったと思うんですけれども。何はともあれ質問を変えたい。

今回、当然賃貸借契約を結ぶと。賃貸借契約の内容は、年間450万、20年間。これに間違いはないですか、契約内容。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

とりあえず20年間のくくりはしてあるけれども、当初の目的のあそこの文化会館の席数が946か926かちょっとそこは定かやないんですけれども、文化会館利用者のための駐車場であると。20年間、年は切っておるけれども、文化会館があそこからなくなる限りは半永久的に亀山市は毎年450万ずつ賃料を払っていくつもりなんですかな。そういうことですわな。方針においては双方の協議においてというような文も書いてあるんですけれども、ずうっと永遠に、今の考え方に基づくと、20年の年は切っておるけれども、半永久的に450万ずつ駐車場確保のために、年にどんだけの大きなイベントがあるかわかりませんが、そのときに450万のお金を払い続けると。そして、20年たった以降も、私ももう20年たったらこの世の中におらんですね、鬼籍に入っておると思うけれども、ずうっと後々の亀山市の次の世代の人らにこの450万を、負債を、負担を置いていくんですかな、この契約は。そういうふう理解させてもらってよろしいかな。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

基本的に今おっしゃったとおりでございますが、議員の多分そのお尋ねは、なぜ土地を買わんのかということかと思いますが、それについては何度もお答えをさせていただいておりますように、何度も買収の意向を申し上げましたが、農協側としては賃貸しか考えていないということでございます。

ただ、昨年10月に合意に達した事項の中で、万が一買収する場合は、亀山市を優先するとい

うような合意事項もございますので、将来農協側が買収の意向があった場合には、まず市と協議をしていただくというような合意内容もございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その合意文書というのは、この契約書の中に明記してあるんですかな。土地を売却する場合においては、亀山市のみに売却するという文言が入っていないことには、私も確認しました、ちょっと景気のいいときにあそこの土地を農協に対して買収を持ちかけた業者がおると。私は単純に計算すると2,880平米ぐらいあると思う、坪単価15万として大体1億5,000万ですよ。それを農協の担当者に確認させてもらった。1億5,000万円ほどで売ってくれるのかえと言ったら、その数倍の価格で他の業者から買いに入ったけれども、農協としてはいろんなイベントがあるから、農協の月決めの駐車場にもしてあるから、売らんようにしておく。まだ、駐車場に貸しておいた方がいいやないかというようなことを言っておるんですけれども、今副市長が言われたように、その契約内容の中に売却の折においては亀山市に売却をするという文句が一文入っているのか入っていないのか。もし入っていなかったら、農協の組合長さんも、年が変わったら谷口君もかわられると思うし、担当者の総務部長の方も、その担当者の人も農協もだんだん変わっていきますから、やっぱり契約内容に駐車場の売買が発生した場合には、亀山市に売却をするという明文が入っているのか、契約内容に。それが無いことには、亀山市を先行して売却させようというふうに、先行するということでは、20年間9,000万ですよ。今やったら土地開発公社にも6億弱のお金があります。私はあの土地やったら2億出しても安いと思う。そういうような交渉は市長はしたことあるのかな。市長はみんな副市長に任せて、あなたは知らん顔かな。あなたは一度でも農協の組合長と面談して、この今後のあり方について、契約内容について協議をしたことはあるのかなのか。一遍そっちを確認させてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

農協との契約の将来的なことについては、またそこはその時点で適切に判断すべきものというふうに思っておりますし、そういう中での信頼関係を築いてきたと思っております。

それから、今回の昨年の3月以降から昨年の10月に至ります合意形成の過程におきまして、これはやっぱり組織対組織としてのお話でもございますので、当然実務的に積み上がってきておりますが、先方の代表、組合長さんとの面談協議をさせていただいてまいった、私自身がさせていただいてまいったところであります。

それに基づきまして、実務的な積み上げを重ねて、今日に至っておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の答弁、しかと一遍また谷口君に確認してみます。亀山市の市長があなたに会いに行ったかどうかね。

だけど実際に、今後の検討として正直市長さんには悪いけれども、あなたも200も300も生きへんやろ、就任も恐らくあと2年足らずですよ。今後の検討課題といっても、あの土地はどうしても亀山市のものにせんなんですよ。そのために借りておるのやから。そのためには、少々お金を余分に出してでも、あの土地は賃貸借やなしに買うべきやと私は思う。買うがためにこの契約書の中に、賃貸借契約に売買の折には亀山市に売却をするという明文を入れるのが普通やないですか。それをしていないと、今後一遍会って話をすると。あなたもそんないつまでも市長やっておれへんからね。谷口君かて農協の組合長かていつまでも組合長をしておるわけやないし、やっぱりこの契約書というのは、未来永劫確たる約束として残るものが契約書なんです。確かにそれに押印しておる人物の名前は変わっても、契約内容というのは、この自治法も一緒ですよ。法律なんですよ。法で守られておるのは、契約書なんですよ。賃貸借契約書なんです。借り主は貸し主に対して不遜が起こったときは、借り主はそれに対して弁済をするというのを一言入れてあるんです、この賃貸借には。その中で、当然これからこの契約書の内容を、賃貸借が終了した、または賃貸借の途中であっても亀山市の意向によって双方協議のときに、亀山市に売却をするという一項目を入れられるか入れやんか、その確認だけ、ちょっと市長、できるかできやんか。組合長に対して。それをちょっと答えてください。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今後の賃貸借契約において、そのような条項を入れる予定でおります。
入れるべく協議をしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

入れるべく協議ってさ、これは入れておくべきなの。入れておかんことには、今副市長が言った、この年間450万、20年間借りるのは何のためやと。文化会館の利用者の駐車場不足を解消するために450万もお金を出して借りるわけですやんか。その土地は、亀山市の土地にしなあかんのや。その契約書に、協議するではあかんの。それを入れやなあかと私は思う。

こればっかやっておったら時間が過ぎるであれやけれども、今回のこの賃貸借の契約、確かにこれはよかろう、やるならそれで。そうやけど今回は、もう一つ契約書の中に構造物の問題で、今道路面に、農協の支店の前のところに入り口があります。農協の月決めの駐車場、入り口が。あれは当然封鎖するんでしょな。封鎖して文化会館の駐車場と今の農協の月決めの駐車場の間にフェンスがあります。あれは当然撤去して、出入り口は今の南側、北側、この2カ所。イベントによっては門扉を設けて封鎖すると、施錠するというふうなこともこの賃貸借契約の横にあるんですかな。契約するに当たって、結局不良駐車を防止すると、そういうような施設は、ちゃんとこの契約書にも入っておるのか入っていないのか。そこら辺ちょっと確認。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今おっしゃった内容につきましては、契約条項というまでのものではないというふうに考えておりますが、駐車場の西側の入り口は将来文化会館の駐車場等借りられた場合については、議員おっしゃるように封鎖する予定でおりますし、今現在文化会館との間については簡単に撤去できるガードパイプ的なもので農協の敷地と文化会館の敷地が区切られております。ですので、そのガードパイプ的なものを撤去すれば、即今の農協の駐車場は文化会館の駐車場として、区画線を見ていただくとわかるんですが、もう文化会館の区画線のところ、一体的に引かれておまして、そのまま利用できるということになっておりますので、そのような使い方をさせていただく予定でおります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

はっきりここは文化会館利用者のための駐車場であるという位置づけをしとかんことには、過去に私も経験あるんだけど、関町時代のことですけれども、ある施設があったと。近隣の人がとめた。何である人はとめられんのと。役場へ来てはって、門扉をつけた。すると利用者から、なぜ門扉をつけたんやという、これもああじゃこうじゃあったんです。だから、確かに周辺には100円駐車場や300円駐車場や月決め駐車場もあるかわかりませんが、そこら辺の文化会館の駐車場という一つの基準はつくっておいてください。それはしかとお願いします。

それから、市長、早う買いなはれ、金があるうちに。決算に移るんですけども、10億も予算で黒字でしたと大きなことを言うておるんでさ、10億もあつたら農協すぐ売ってくれるがな、と言うておって73号へ入りたいと思います。

平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、予算の執行状況について、市長、10億の黒字でしたと言うけれども、私の見方が悪かったらまた指摘してもらいたいと思うんですけども、30年度当初予算が230億5,260万8,856円。それから、支出済み額203億281万1,423円。これを割り込みますと、88.07%の執行率なんです。何でこんなもんになったんですかな。確かに繰越明許が19億ありますし、不用額が8億3,900万。なぜこんな執行率が88.07%、もっとせんならん仕事あったん違うんですか。これ足したら27億ですか、繰越明許を含めて。不用額が8億3,900万、繰越明許費が19億。確かに基金に繰り出す5億1,000万かわかりませんが、余りにもお粗末な予算やないかな、これ、執行率やないかな。それは市長どういうふうに認識してみえる。確かに新聞では、亀山市平成30年度予算決算したら10億円の黒字でございましたというんですけども、執行率が88.07%で10億余りましたとこれはちょっと余りにも、当初予算において、30年度のときに、もっと欲しい担当部局、お金がもっとこういうことで市民の生活のために役立てたいと、こんな仕事をしたいという要望があったのを消してまで、この230億が組まれたと。まず1点目、市長に聞きたい。この私の計算の88.07%、これ間違うてないと思うんですけども。どう認識をしてみえるのか、一遍お答え願いたい。市長。

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年度の決算の予算執行の状況と、その執行率についてお尋ねがございましたので総括的

にお答えしたいと思います。ご案内のように、この第2次総合計画、グリーンプラン2025の2年目の年となります。平成30年度は、総合計画の着実な推進を目指し、行政経営の重点方針に展開の年と位置づけまして全庁挙げた取り組みを進めてまいりました。また、組織機構におきましても、部・課・グループの3層体制への再編など施策事業の着実な推進と、持続可能な行財政運営の両立を目指して取り組んでまいりました。

当初予算の編成におきましては、経常経費の削減、抑制に努める一方で、野村布気線整備事業や亀山駅周辺整備事業の事業推進などによりまして、過去2番目の大きさとなる予算規模となったところでございます。

そのような中、平成30年度予算は、ハード事業におきまして継続して実施してまいりました川崎小学校改築事業及び関の山車会館整備事業が完成に至ったところでございまして、ソフト事業におきましては、地域の公共交通の新たな交通手段として乗合タクシーの運行開始のほか、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史資源を守り継ぐ条例の制定などの取り組みを進めてまいりました。

そこで、予算の執行状況であります。予算現額230億5,260万8,856円に対しまして、支出済み額203億281万1,423円で、予算執行率はご指摘のように88.1%と前年度の92.6%よりも4.5ポイントの減となったところでございます。その内容に、執行率を款別にござらんいただくとわかりますように、予算規模の大きい費目としまして、民生費は95.6%と前年度と同率となっております。一方、土木費につきまして57.9%で、前年度比30.2ポイントの減となっております。この主な要因といたしましては、亀山駅周辺整備事業等の翌年度の繰越額が前年度に比べまして15億ほど増加したというのが要因の一つであります。教育費につきましては、87.0%で、前年度比6.1ポイントの増となっております。これの主な要因につきましては、翌年度繰越額が前年度に比べまして約4億円減少したことによるものでございます。

いずれにいたしましても、総合計画に掲げました30の施策と296の施策項目の推進に向けて、しっかり段階的に展開していこうということで、展開の年として展開いたしました。それぞれの執行率におきましては、先ほど申し上げましたようなそれぞれの事情によりまして、ご指摘の88.1%となったところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ご丁寧な説明ありがとうございました。

私は88.07%、その執行率の評価を聞いておるんですよ、市長の。執行者としての責務を問うておるんですよ。あれもした、これもした、これもしたけれども、これはあかんでこうなっているという理屈は、この決算書を見せてもらったら書いてあるし、説明しておる。私は88.07%、前年度が92.6と言わはったけれども、88.07%であったということに対する市長の反省があるのかないか、それを聞かせてもらいたい。あれもした、これもした、それを聞きたいの、私は。それを聞いておるの私。私の質問の仕方が悪いですか。

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いわゆるその予算の執行率88.1%で、いわゆる実質収支が約10億であると。これについてどのように思うかというご指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、総合計画に掲げました施策をしっかりと展開をする中で、最終的に実質収支が10億円となったところでございます。

今少し前段おっしゃられた、もっとやらんらんことがあったのではないかというご指摘でございましたけれども、施策の推進と財政の健全化、この両立が一定図られた一年間ではなかったかと思っておりますし、それはこの決算の財政指標につきましても、経常収支比率が前年度の86.7%から0.2ポイント好転しました86.5%となりますように、各種施策、指標が前年度に引き続きまして良好な結果が得られたということ、あるいは先ほど申し上げました施策事業につきまして、さまざまな展開がなされたものというふうに認識をいたしております。この実質収支につきましては、今後のまた事業展開の原資、財源となっていくものというふうに考えておるものであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

自動車免許の運転免許証を私が取りに行ったときに、大体90点以上ないと合格せんし、大学でも各学校でもそうだと思う、90点以上を取らんことには4から5はもらえないわけですよ。やっぱり88.07%というけれども、90%を切った執行率について、そうすると、市長は総合計画もやれることはやったけれどもまあ順調にいつておるでこれでええやないかと、こんなもんやという認識なんですか。そういうふうに受け取りますけどな。

ここに不用額の一覧表、3億4,000万、それから拾い出したお金は4億なんぼがあるんですけども、これ、附箋を打ちました、私も。それなりにね、みんなこれやっておったら大変なことになるので。

ちなみにこの不用額の中でも、確かに亀山駅周辺整備事業の12億のほうで執行ができなかったと。これは市長の目玉事業ですよ。これに対してもう年も切つてあると、令和3年、平成33年までには完成させると。その執行状況をいまだに私も特別委員会入らしてもらっておっても執行状況がわからんと。だから、この駅前周辺整備に12億のここに計上せんならんと。その中で、他の事業に支障を来しておると思うんです、私は。そういうような認識はないですか。

予算担当者に聞きたい。予算査定のときに、基本的に国でもAランク、Bランク、Cランク。大体A、Bにおる、これは入る。Cランクを入れるか入れやんか、その自治体の熱意、努力、それによってCがBになる場合がある。今は口ききというのはできませんからな、だから予算査定のときにCをBにするためには、それなりの努力をせんならん。だけど、A、Bは入るよと。Aは主要事業、Bは準主要事業、Cはもう少しよくしたいという思い、各部局の。それに対してどういふような査定をやってみえるのか。あるいは、この執行率が私はできたら市民生活とか安心安全なまちづくりと市長はよく言いますけれども、やっぱり予算執行率は最低でも94%は目指さなあかんと思う。そういうふうに思うけれども、財政担当者としてどんな査定をやるのか、各部局の要望を。それをきちんとしておれば、確かに駅前に集中したということはないと思う。ということは、執行率を順次チェックしておるのか、平時から。3月の定例会で当初予算が可決された。執行状況が88、

90を切っておると担当者に話してどのような状況を言うておるのか、どういうふうにやっておるのか、そこら辺聞かせて。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まずは予算査定につきましては、主要事業と標準事業に分かれておまして、主要事業につきましては、大きな金額については庁議で諮って決定しております。主要事業ではない標準事業につきましては、財務課のほうで査定をしておまして、状況によりまして現場へ出向いて、必要性を勘案して査定して、それを市長、副市長に報告して市長査定となって予算が決まっていくというものでございます。そして、執行率のまだ余り進んでいないところについては、適宜執行が進んでいないというふうなことは各課には申し上げております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この不用額の一覧表資料で、特に上げたいと思うんですけども、タクシー利用者が見込みより少なかったため416万9,800円、当初予算が2,500万と、こういうのがあります。それから、ここにもあるんですけども、保育園費の備品購入、170万ぐらいですな。150万かな、それが不用額で上がっておる。それから、空き家対策についてもいろいろあるんですけども、なぜその備品購入なんか、特に残金をほとんど小学校も中学校も出していないわな、備品購入に。なぜこんな100万以上の金が残金として残るのか。9園かな。

そこら辺も含めた、これだけのずうっと支出をきちっとしておれば、こんなことはあり得んと思う。どこまでチェックをやっておるのか。財務としてどこまでチェックをしておるのか。市長にお聞きしたいんだけど、どこまでその報告を受けておるのか、各部局の。各部局が精いっぱい仕事の業務をやっていただいておりますけれども、やっぱり当初予算を余らせるような、また余ったような、不用額が出てくるような予算執行状況を、市長は月例ではちょっとあかんけど、できたら週に一遍でよろしいわ。仕事も忙しいかわからんけれども、一体この当初予算の予算執行がどこまでいっておるんやというチェックを年間何回ぐらい市長はされるんですか。財務の財政で金を出してもう任せっきりで、予算執行がやっぱりあなたが組んだ、亀山市が組んだ予算ですよ。やっぱり予定しておったお金の用途をきちっとするということは、市長みずから昔経営コンサルタント、経営学部を出てござるんやで、コンサルタントもやってござったんやで、昔若いときな、28までは。大学出て6年ぐらいやっておったと思うんですけど。数字にはかなり詳しいと思うんですけど、自分の予算を組んだ、自分の懐ではないけど、自分がしようとした総合計画の執行が、私やったら98%ぐらい望みたい。あなたの執行の。私は10%少ないと思う。私が査定官やったら、あなたは0点や、88%では。不可を出す、私やったら。それはやっぱり日常の予算執行に対するチェックをあなたはどこまでしてみえるのか、それをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるように、そこは極めて大事なところであろうと思います。一般会計のみならず、特別会計、事業会計含めて三百数十億という大きな予算を動かしております。ましてや、職員も600名の正職員を含め、本当に1,000名を超える体制でこれを回しておるところであります。それぞれの施策事業がしっかり展開できますよう、進捗管理も含めて、これはもう組織として極めて重要なことであろうと思っております。課題があればそれを軌道修正していく、そういう体制が必要であろうというふうに思っております。

そういう中で、予算編成から予算執行に至ります流れというのは、本市としても重視をしながら進めておるところでありますけれども、市長みずからどこまでチェックをされておるのかということではありますが、当然今少し事例を出されました、日々の事務費の執行のその細かいところまで把握しておるわけではありません。しかしながら、当然この四半期ごとの、これは歳出の予算の執行、これをしっかり把握していくこと、あるいは、主要事業につきましては当然必要に応じて適切に報告を受けてということはありますし、もう一方で、歳入につきましても、税収あるいはいただく保険料とか、これにつきましてもそれぞれ水道料金でありますとか入りの部分につきましても、やっぱり入ってくるキャッシュフローが大事でありますので、そういう問題につきましても四半期単位でその報告を受けて、入り、それから歳出両面から大きな流れを私自身も把握をさせていただいて適切に対応させていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一つの商店として例えたら、一日の売り上げ、収入と支出、これを日計表という。そして一週間は週計表という。月計表、そして上半期、前期、中期、後期、それぞれどういう分類するかわかりませんが、そういうような形で、行政か一つの企業なんですよと私は思う。市長を社長と例えたら、専務や常務、経理部長に任せておけばいいでしょう。だけど、やはり行政を運営するに当たって、また企業を運営するに当たっては、やっぱり採算収支、それをきちんと見直すためには経営者、社長が全てそれなりの把握をするための時間を持たんことにはあかんと思います。

上半期で、例えば執行率が45から50やったと。下半期でそれをあと45上げようと思うと、かなり主要事業に対して担当部局に指示を出さんならんと。当然、必要なお金は出ていくのはそれは予算書の中にもありますけれども、必要な経費は必要な経費として、主要事業のお金というのは230億のわずか、私がざっと見ても40億ぐらいと思うんですよ、大体。230億の中に人件費などいろんなもろもろのお金があつて、主要事業に使うお金は40億ぐらいと私は思う。その40億の動向を見ることによって、40億をきちっと執行した場合には、恐らく私はこの執行率は90を必ず超えると思う。だから、全てを見ずに、40億に目を向けていただいた行政運営をやっていた方がいいと思うんですけども、私の言い方間違っていますかな。ちょっとお考え聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、まず事業の中には主要事業と標準事業がございまして、主要事業は議員

ご指摘のように40億切れるぐらいだというふうに認識をしております。それ以外の事業が標準事業という中で、それぞれ主要事業については政策課が、標準事業については財務課が所管をしております。それぞれの進捗管理につきましては、市長からもございましたように四半期ごとで、特に主要事業については、議会に提出をさせていただきます補正予算の関係もございますので、そういったところの精査もさせていただいておるところでございますが、この事業進捗につきましては、それぞれこの各四半期中で、しっかりと事業進捗を図りながら今後も進めてまいらなくてはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、そこら辺のチェックをきちっとしておかんことには、市民の皆さん方がどうしても必要な事業については、補正予算をどんどん組んでいいと思う。財調のほう、おかげで30億ぐらいは残るやろうと。まだ持っておると。これは三重県よりも多いですからな。三重県もお金がないもんで四苦八苦しています。けれど、当亀山市はおかげさまで、財源は持っておるんですから、やっぱりそこら辺もきちっとした手当てを全職員に、企画部長なりが先頭に立って、全部局に指示を出していただいてやってもらいたいと思います。

そこら辺はやっぱりやることによって、来年度ここは言わしてもうたけれども、もう一つ言っておきますけれども、この30年度を組むのに、8億5,000万の財調を潰しています。だけど不用額が8億3,000万やったら財調は潰さんでもことは乗り切れたと言えたはずなんですよ。ちょっと財調分が不用額で上がっておるんですよ。来年度どんな予算を組まれるか知りませんが、ことしの予算がどれだけの執行率になるのか知りませんが、また同じことをこの壇上で私も言いたくないし、言わさんように心がけてほしいですけども、やはりもう少し市長も気にかけてみえると思うんですけども、そういう執行率をもっと議会にも示す、現在の。4月から始まって6月、9月のときにはかなり入札も準備できておると。だけど、6月からやっぱり入札を始めていって、仕事をやれる物件、事案から速やかに執行をしていって、当然入札差金も出ると。入札差金が出た場合には、それをまた別途の予算に回すとか、そういうような手当てをしていって、金が余った、利益が出た、黒字になったではなしに、私は行政であっては差し引きゼロでもええと思っておるんですよ。当然基金積み立ても、項目があるんやで、基金も積んでいかならん。それは当然当初に組むんですから。だから、当初から、例えばこの30年度の残金を基金に繰り入れたり、新たにその5,000万を積んだり、いろんなことをやっていますけれども、目的基金は当初予算に組んだ中で、そこでやっぱり予算編成をした中で予算をつくってもろうて、市民の要望に応える市政をやっていただきたいと思っておりますけれども、そういうような方法はできませんかな、そういうような考え方はありませんかな、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、予算の執行につきましては、議員ご指摘のとおり、各四半期ごとにしっかりと執行率を勘案の上進めさせていただきたいというふうに思いますし、今ご指摘のありました入札差金等で執行

残が出たものにつきましては、速やかに補正予算に上げていくということで、全体の予算調整を図りながら進めていくということでございます。

また、各基金の状況につきましても、この基金の積み立ての趣旨等を勘案しながら、事業運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

執行率、しっかりと見詰めながら行政運営を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

時間が余りますけれども、最後に言っておきますけれども、今の国政はどんな状況か知りませんが、私の知るときの国政は、会計年度末になったらばたばた道路の舗装をしたり、その予算を消化するために各担当の部局がばたつくんですよ。年度末の忙しいときに。そやなしに、当初予算を組んだ場合には、計画的に執行するシステムをもう一度考えていただいて、できましたら来年度の決算委員会の執行率が、せめて92.6%と言いましたけれども、94.5ぐらいに執行率が表示できるようにお願いというか、つけ加えておきまして、質問を終わりたいと思いません。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

親和会の岡本です。

それでは、ただいまから代表質疑をやらせていただきます。

まず最初に、議案第73号の亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてを行います。

まず最初に、平成30年度は展開の年という位置づけでございましたが、今回決算を迎えて、市長のこの展開の年ということに関してどうであったかという総括をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年度の総括をということでございました。

平成30年度は、第2次総合計画グリーンプラン2025の2年目の年として、前期基本計画の施策推進に資する取り組みを次なるステージへと進めていくため、行政経営の重点方針において展

開の年と位置づけ、関連事業の積極的な推進を図ってまいりました。こうした中、主な成果といたしまして、まず新名神高速道路の県内本線の開通や、高速道路ネットワークの充実に合わせた積極的な企業誘致によりまして、民間産業団地亀山・関テクノヒルズにおいて1社の創業、3社と立地協定を締結し、雇用の創出やまちの活力に向けた胎動が始まりました。また、中心的都市拠点の求心力向上とにぎわいの創出に向け、市街地再開発組合の設立支援を行うとともに、図書館整備基本計画の具現化への検討を進め、新図書館を含めた亀山駅周辺整備事業を推進したほか、今後の都市計画の基本方針等の明確化を図る亀山市都市マスタープランの策定を行いました。

一方、新たに社会福祉協議会へCSW、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉力の向上に資する取り組みの推進や、地域公共交通を充実すべく、新たに乗合タクシーの運行開始、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り受け継ぐ取り組みを進めたほか、関の山車の保存や祭りばやしなどの伝承活動の拠点となる関の山車会館の完成を目指したところであります。さらには、子育て世代包括支援センターを新たに設置をいたしまして、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない包括的な支援体制を確立するとともに、昼生小学校における放課後児童クラブの建設、川崎小学校の改築、市内中学校への空調機設置など、ハード、ソフトの両面から子育て支援や、学びの環境の充実が図られたと考えております。

このように、平成30年度は新たな組織機構のもと、新たな取り組みも交えながら施策推進へとつなげてまいりましたので、展開の年として一定の成果があったというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

1年と言うと短いようで結構いろんな事業ができるもんだなあと思って聞いていましたけれども、やはり財政のこととかそういったことを当然念頭に置くと、企業誘致、これも入る方の話で、非常に大事なことですけれども、これが順当に関のテクノヒルズへ進んでおるということは、非常に先行き明るいことですね。これは自主財源のもとですから。その他福祉とか地域公共交通、文化的な催し、関の山車会館、そういうふうなことを、きょうびは本当に新聞なんかでも企業間競争というよりも自治体間競争で、いかに自治体が知恵を出して市民の方にその自治体にいてもらうというか、よそからあわよくば来ていただく、そういうことを非常に自治体間競争が激しいわけですが、1年間よく行政のほうとしてはいろいろな策をやっていたなあと思っております。

次に、この行政経営では、組織変更で部・課・グループと、こういうふうな3層体制となったわけですが、もうこれもかなり定着したと思っておりますけれども、この効果に関してお伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成30年4月に実施をしました組織機構再編の目的としましては、第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織体制とするため、それまでの部・室制の2層体制から、部・課・グループの3層体制へと再編をするとともに、以前の部・室制における課題でもございました職員のマネジメント能力を育成強化する仕組みの構築を図るため、新たにグループリーダーの職を設置したとこ

ろでございます。

現在の3層体制となりまして1年半が経過しようとしておりますが、新たにスタートをいたしました第2次総合計画に掲げた事業の着実な推進を図る体制も整いまして、また、新たに配置をいたしましたグループリーダーは、グループの分掌事務の適正な進行管理や改善等において、それぞれリーダーシップを発揮していただいております、事務事業の着実な推進のみならず、リーダーとしてマネジメント能力を強化することもできていると考えております。そのため、人材育成面におきましては一定の効果が得られたものと認識をしているところでございます。

本年度におきましては、現在の組織機構についてさらにその実態把握と効果検証を行い、調整改善等を図るべき点についてさらなる検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

組織改編というのは、余り頻繁にするべきものではないんですけど、やっぱりある程度の一定の間隔があって、改良するところは改良するということは大事だと思います。

グループリーダーという職は、私は現実に役所を切り回す役の第一線だと思いますので、やはりこういったグループリーダーの方に力をつけていただくということが市民の方に対する行政サービスがうまく進むということに対しても大切なことやと考えております。

ただ、人間には向き不向きというのがありますので、そういう人間の向き不向きを見計らって、適材適所を実行するのはもっと上の方ですので、そういう方に人を見る目を養っていただく必要はあるかと思っておりますので、よく目をあけて見ておいてくださいね。

それから、次に行きますけれども、平成30年度は、先ほどもありましたが亀山駅周辺整備、野村布気線、川崎小学校、関の山車会館といったかなり大きな目玉事業といったものがいろいろあったわけですが、その結果として当初予算はかなり大きくなりましたね。その執行に関しては、全てがうまくいったわけではないと思うんですけども、その執行状況を予定どおりいけたのか、いけなかったのか、そういった反省も踏まえてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員お尋ねの4つの事業についてお答えいたします。

亀山駅周辺整備事業につきましては、29年度からの繰越明許を含みまして、予算現額は16億9,268万円に対しまして、歳出決算額が2億7,327万2,000円で、執行率は16.1%と低い、翌年への繰越額がありますので、執行率は低くなっております。

そして次に、野村布気線整備事業につきましては、予算現額5億6,849万2,000円に対し、決算額が3億8,656万円で、執行率が68%となっております。

次に、川崎小学校改築事業につきましては、予算現額8億5,399万1,000円に対し、決算額が7億5,872万8,000円で、執行率は88.8%となっております。

最後に、関の山車会館整備事業につきましては、予算現額1億7,724万1,000円に対し、決算額1億7,560万円で、執行率が99.1%となっております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういう大きな事業ですけれども、野村布気線もかなり時間がかかりましたが、現在開通して本当に多くの、通勤時間帯は以前は道野の町なかを走っておった車がもうほとんどそちらへ行って、すごい道野のほうは交通量が減って、危険性が少なくなったと聞いております。川崎小学校もでき上がりました。関の山車会館もこの前でき上がって、会館の開く式典を行ったというぐあい、非常に順調にやっていただいたと思うんですけれども、問題は先ほどの駅周辺のことですけれども、これも相手のあることですけれども、やはりこの繰り越しを続けてやるというようなことはなかなか認められないと思いますので、当然ご承知と思いますが、ことしはできるだけ繰り越しというのを執行をしていただきたいと思います。そして、今の駅前の状況は、誰が見てもちょっと何とかならんかなあと思う方多いので、そこを少しでもよくするように、予算の執行に努めていただきたいと思います。

次に、地域公共交通ですけれども、日本中の自治体で、民間のバス会社がどんどんバスをなくして、あとの移動手段に困っておるのがどこでもあるんですけれども、亀山市もご多分に漏れないわけですが、地域公共交通に関して、乗合タクシーという制度を手がけていただいたんですけれども、この乗合タクシーの滑り出しというか、1年ちょいやってみて、まずいところは改善とかそういうことも当然ついて回るわけですが、この乗合タクシーという地域公共交通の新しい取り組みに関して市の認識をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年10月から運行を開始いたしました乗合タクシーの、まず平成30年度の利用状況でございますけれども、登録者数につきましては、2月末現在で615人ということになっておりましたけれども、3月末時点では1,803人となっております、3月の1カ月間で1,200人程度登録していただいたということになっております。これにつきましては、健康福祉部が所管いたしますタクシー券助成制度を申請する場合に、乗合タクシー未登録の方については同時に乗合タクシーの登録をしていただくことといたしましたことから、例年より1カ月前倒しをしまして3月からタクシー券助成の申請受け付けを始めたということによるものでございます。

次に、利用者数でありますけれども、昨年10月から3月までの6カ月間の延べ利用者数は352人、1カ月の平均利用者数といたしましては約58人ということで、低調な数字になっております。

こうした昨年度の低調な利用状況を鑑みまして、本年度から土曜日の運行、さらには運行時間につきましては、当初の、昨年度の午前10時から午後3時まででありましたけれども、これを午前9時半から午後3時半までに延長のほうをいたしました。そういうことなど、利用者の利便性を高めた制度に見直しをしたというところでございまして、また見直しとあわせて、まずは一度ご利用をいただきたい。また、制度をご理解いただきたいということから登録者全員の方に3,000円分の無料体験乗車券を配付させていただきまして、利用増進を促進を図ったところでござい

す。

そのような中で、本年度でありますけれども5カ月が経過したところでございますが、延べ利用者数につきましては8月末で828人、1カ月の平均利用者数につきましては約165人、また8月末の登録者数につきましては2,914人ということで、増加傾向にございます。このことから、制度の見直しや無料体験乗車券の配付を実施した効果が利用状況にもあらわれてきているものと考えておるところでございます。

今後も引き続き、広報での周知を始めまして、利用促進啓発をしっかりと実施させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

最初は非常に乗合タクシーも滑り出しのときは低調で、いろいろと批判もあったわけですが、いろいろ改善とかいろんなアイデアをつけ加えて、だんだんと上へ向きつつあるというのは非常に結構なことやと思いますね。だけど、どこの自治体も公共交通に関しては非常にいろんなアイデアを出してきてやっておるところもあるんですけれども、何せ車で走るんやで事故が起きたときの心配もこれは当然せなあかんわけですから、そういったことを考えると、なかなか安全、安心で安くてという話がボランティアの方々頼ったら非常にコストはかからんけれども、事故が起きたときにどうするかという問題があると、これまた当事者は大変ですわね。そういうふうなことがありますので、やはり地域公共交通でこの乗合タクシーは、やはり基本的なアイデアは僕はいいと思うんで、いろいろ修正点をやりながら、これからも続けていただくと。それは大切やと思います。

ただ、一言つけ加えますと、これがまだもう一つ普及するまでは、ことしはタクシー券をつけてもらえましたが、そのタクシー券をばっさり切るといようなことはどうかと私は考えておりますので、そこら辺のことも状況をよろしく鑑みていただきたいと思います。

次に、今回の決算で出てきました各種財政指標ですね。例えば、単年度収支とか実質単年度収支、プライマリーバランス、経常収支比率、公債費負担比率、健全化判断比率、こういったもろもろの財政指標があるわけですが、この財政指標の評価というのは亀山市の財政状況を如実に示す数字ですが、どういうふうにこの数字を評価するかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員お尋ねの各種財政指標について、順番に申し上げます。

まず単年度収支につきましては、当該年度の黒字、赤字収支を示すものでありまして、実質収支10億1,822万9,000円から前年度の実質収支6億7,709万5,000円を控除した3億4,113万4,000円の黒字となっております。この数字は、前年度が3億4,657万4,000円でしたので、ほぼ同額となったところでございます。

次に、実質単年度収支につきましては、単年度収支に対しまして実質的な黒字要素である財政調整基金への積立金86万5,000円を加えまして、赤字要素であります逆に財政調整基金の取り崩し約8億7,054万円を差し引いた5億2,854万4,000円の赤字でございます。前年度

の実質単年度収支、約3億2,000万円の赤字から、約2億1,000万円の赤字が増加しております。その要因につきましては、財政調整基金の取り崩し額が前年度比で約2億円増となったことなどによるものでございます。

次に、プライマリーバランスにつきましては、基礎的財政収支と言いますが、地方債の元利償還金、財政調整基金及び減債基金への積立金を除いた歳出と繰越金地方債発行額、財政調整基金、減債基金の取り崩し額を除いた歳入のバランスを見るものでありまして、地方債や財政調整基金からの繰り入れに頼らずに、その年度の税収等で資金が賅われているかを示す指標であります。平成30年度のプライマリーバランスは、前年度の約2,000万円の赤字から、約2億円の黒字に転じております。この主な要因につきましては、歳入において市税増や地方消費税交付金が増収となったこと、また、歳出におきましては翌年度への繰り越し事業費が増加しましたことから歳出の総額が減少したことが要因であると考えております。

次に、経常収支比率につきましては、物件費や繰出金の増などにより経常経費が約5,000万円増となっておった一方で、経常的に収入された一般財源、市税や地方消費税交付金が増収となったことによりまして、経常収支比率が86.5%と、昨年度が86.7%ですので、0.2ポイント好転したということになっております。経常収支比率につきましては、85%以下を目標としておりますので、今後も経常的経費の削減を図ることが重要であると認識しております。

公債費負担比率につきましては、指標は14.0%でございまして、昨年も14.0%でありまして、数字は変わっておりません。

最後に、健全化判断比率でございますけれども、実質赤字比率などの健全化判断比率につきましても、引き続き赤字が生じていないため、指標なしとなっております。国が定めております基準に対しまして大幅に下回る良好な比率であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろんな財政指標を説明をいただきましたけれども、この財政健全化判断比率というのは、たしかずうっと前、北海道の夕張市がばれないように赤字をその年度末によそへつけかえて、また年度が終わったらそれを持ってきてとか、そういうふうないろんな操作をして、結局なかなか赤字がばれなかったんですね。それが原因で、たしか国がこういうことを決めたと思うんですね。

自治体も、やはりその年の収入で、その年の支出が賅うことができたら一番いいんですけど、年によってそういうばらつきもあるということで、いろいろと財政調整基金という貯金から取り崩したり、余ったら預けたりというようなことをやって、いろいろ操作をして非常に財務が複雑になってくるわけですので、一言で黒字となったからええとかそういうふうなことでもないと思うんですけども、基本的に亀山市は財政指標がいいんだと、私はそう考えております。

経常収支比率も、だんだんと目標に近づきつつあるということで、こういうふうな決算でこういう数字が出るということは、望ましいことであると私は考えております。私はそういうふう判断しております。

そして次に、肝心の歳入ですけれども、大きく分けると自主財源と依存財源と2つありまして、この割合に関してどういうふうな、今の状況を市当局の財務はどういうふうな判断しているかとい

うことですね。私は自主財源のほうが自分の自由に使えるといたらおかしいですけども、よそにいただきたい、いただきたいと言わんでいいだけ非常にありがたい財源ですけども、自主財源100%ということはあり得やんことで、どの辺の割合が一番いいのかということは難しいと思うんですけども、現在の自主財源と、依存財源の割合というのはどういうふうに判断をしておるかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

自主財源と依存財源について、説明しながら述べさせていただきます。

歳入のうち市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体がみずからの権限で調達できる財源を自主財源と言っております。また、地方交付税や地方譲与税、国、県支出金などのように、国や県の意思決定に基づき収入される財源を依存財源と申しております。

平成30年度の決算におきましては、歳入決算額約215億3,490万円のうち、自主財源につきましては前年度に比べ約4億円増となる約134億円となり、その比率は62.3%でありまして、前年度より1.6ポイント増加しております。また、依存財源につきましては、約81億円でありまして、昨年度に比べて約3億円減となっております。その比率は37.7%で、前年度より1.6ポイント減となっております。

その増収の理由について申し上げますと、自主財源につきましては市税や地方消費税交付金が増収となったことによるものでございます。そしてこの自主財源の比率につきましては、県下14市中2番目に高い比率であるということでございます。依存財源につきましては、地方交付税が約1億3,000万円の減となりました。そしてまた、臨時財政対策債も約1億円程度の減となって、起債も約2億円の減となった、そのようなことによりまして依存財源が減少したということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほどの説明にありましたように、私は自主財源が62.3%もあるということは非常にありがたいことだと思っておるんですよね。自前の財源のない小さな自治体は本当にこれは少なく、もう本当に依存財源に80%も頼るという自治体もあるわけですから、これは非常にありがたいことかと私は考えています。自主財源をふやすためには、やはり企業に来ていただくとかいろいろ努力をしてもらわなあかんわけですけども、これからもそういう努力をし続けていただきたいと思えます。

次に、最後ですけども、この財政力指数が今0.919となっております。ほとんど1に近いんですね。また経常収支比率も先ほどのお話のように目標値に近づきつつあります。そういった改善されている状況においては、やはり今以上に行政サービスを充実させて、かつ市民が望む新しい政策を実行できるのではなかろうかと私は思っておるんですけども、そういうふうな新しい政策に踏み出すとかそういう考えはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成30年度決算につきましては、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や、公債費負担比率については、前年度に引き続き好転傾向にありまして、財政の健全化を確保することができたものとは考えております。しかしながら、財政調整基金につきましては、前年度比で約5億円減少しておりまして、長期財政見通しでは今後の市税や地方交付税の減収、歳出では扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでおりまして、さらには次期総合計画の期間中には新庁舎の建設が見込まれるなど、多額の投資に耐えられるような財政的な底力を備えておく必要があると認識しております。このような状況を勘案した上で、行政サービスの充実については検討していく必要があると認識しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

亀山市も大規模事業がみんな終わったわけではなくて、これから控えておるのはようわかっていますよ。だけど、やはり亀山市に住んでおられる方が、亀山においてよかった、そういうふうと考えられるような市にさせていただくことを私は希望をしております。

次に、2つ目の質疑として、議案第70号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてという議案ですので、文字で書いてもわかりにくいので聞くだけでは本当にわからんと思いますけれども、成年被後見人がちょっと法律が今度改正されるということで、病気とかその他いろんな事情で判断力が十分でない人のかわりに本人さんの権利、利益を守る、そういう制度が成年後見人制度ですね。この成年後見人制度という制度を利用しておられる方は、亀山市に何名ぐらいおられるか。また、その利用の実態というものはどのような状況であるかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

成年後見人制度は、認知症や精神障がいなどにより物事の判断が難しくなった方の権利擁護を目的に、平成11年に制定された民法上の制度で、家庭裁判所で選任された後見人等が本人にかかわって契約などの法律行為を行うものでございます。議員お尋ねの亀山市での成年後見開始登記がなされている方、令和元年7月1日現在におきまして37名でございます。その内訳といたしましては、おおむねの法律行為の代理と身上監護を行う成年後見が28名、本人の法律行為に同意を与える補佐が5名、補佐よりも軽度の一部の法律行為に同意を与える補助が4名であります。また、亀山市では、成年後見制度利用促進施策として、申し立て費用の2分の1を上限10万円ではございますが、助成する亀山市成年後見制度利用助成事業と、身寄りのない方の申請支援や後見人報酬の助成を行う亀山市成年後見制度利用支援事業を実施し、高齢者や障がいの権利擁護の推進に努めておるところでございます。なお、お尋ねの利用状況でございますが、本年度は既に3件の実施をしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほどの説明にもありましたけれども、後見人と言われる方は、家庭裁判所によって任命されて本人のかわりに法律的行為を行うということですね。ここに成年後見制度というパンフレットがありますが、ここにパンフレットの中にも書いてありますが、この場合に被後見人、後見を受ける人ですね、は、一定の資格や地位を失う場合があるとあっさりとして書いてあるんですけども、具体的に被後見人が受ける権利の制限とか、不利益とかそういったものがあつたらちょっと説明してもらえますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

具体的な権利の制限につきましては、職業に関しましては、国家公務員及び地方公務員、医師、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、教員、介護福祉士、建築士、ほかにも医療法人や社会福祉法人の役員につくことが制限されております。また、営業許可関係では、宅地建物取引業、酒類販売業、建設業、貸金業などにおいて営業の制限を受けているところでございます。さらに印鑑登録、養育里親などにおきましても制限があるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど説明を受けましたけれども、私もちょっと調べましたけれども、選挙権とか被選挙権もなくなっちゃうんですね。企業なんかの役員にもなれないし、もろもろの資格の要る職業にもつけないし、養子縁組もできないとか、生命保険の契約もできないとか、お金があっても生前贈与もできないとか、本当にないなづくしで、こんだけ権利を制限されると何もできないというような感じなんですけれども、今回の法律の施行に伴って、こういうふうな被後見人とか被補佐人とかその後見や補佐を受けておられる方には、どういった権利とか資格が回復されるのかと、また、日常生活にそういった変化があるのか説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本年6月に成立をしました成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、地方公務員法など180を超える法律が改正されたところでございます。その目的は、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被補佐人であることを理由に不当な差別を受けないように、欠格条項その他の権利の適用化等を図るための措置を講ずるものでございます。今後は、成年被後見人及び被補佐人をもって、資格、職種などにおきまして一律に排除されることはなく、心身等の状況を個別の実質的に審査し、必要な能力の有無を判断していくこととなります。

具体的には、例えば市職員になることでありますとか、消防団員になることについても、成年被後見人、被補佐人である、このことに関係なく、市職、消防団員につきましては個別に職務に係る

能力により判断されるものと認識をしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうに、以前は被後見人とか被補佐人というだけで、もう一律にいろんなことから門前払いされておったんですね。これは余りにもあんまりやということで、今回権利の回復がなされるということは、それはもう結構なことやと思います。そういうことですので、人権とか、たとえ被後見人であろうが、被補佐人であろうが、やはりやれることというのが当然あるべきですから、やはりそこら辺はちゃんと本人の能力を見て、これはできると、これはできないと、そういうことはきちんとやるべきやと思っております。

なお、つけ加えるならば、ここにパンフレットがありますけれども、亀山市の社会福祉協議会でも、日常生活自立支援事業というのを行っていただいております。福祉援助とか金銭の管理とかもろもろの重要書類の預かりとか、こういうふうなサービスを社会福祉協議会も行っておりますので、こういったサービスを利用されるのも一つかと、おすすめではないかと考えます。この質疑は、これで終わります。

○議長（小坂直親君）

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き岡本議員の質疑を行います。

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

では、午前中に引き続き質疑を行います。

その前に、午前中に私の行いました成年被後見人の議案に関しまして、私、選挙権・被選挙権もないと申しあげましたけれども、あれは私の間違いで、平成25年7月1日以降に成年被後見人の方の選挙権・被選挙権は回復されておりますので、私の調査が行き届かなかったことをおわびして訂正をさせていただきます。

それでは、次に議案84号の亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議についてという件名の議案の質疑をさせていただきます。

まず、このはしご自動車に関する亀山市と鈴鹿市との間での協約が持ち上がったいきさつについてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議につきましては、

財源に限られる中、効率的な行政運営を図るため、出勤頻度が低く整備費用が高額であるはしご自動車を両市で共同整備・共同運用することにより、その財源を使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などに充てることにより、両市の消防力を強化することを目的として行うものです。

両市においては、これまでも救急の隣接応援を行うなど連携が図られてきた中で、はしご自動車につきましてもともに更新時期が迫っていることから、次回の更新時には共同での整備が可能か検討してまいりました。その結果、はしご自動車の共同整備の有用性が確認できましたため、早期実現に向け消防の連携協力の基本方針や消防事務の内容及び方法等の協議を進め、平成31年3月に実施計画を作成し、このたび地方自治法上の必要な連携協約に向けた鈴鹿市と協議することについて議案を提出いたしましたものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、亀山市と鈴鹿市の所有するはしご自動車の台数、また購入日とか購入価格、過去における出勤実績、そういったことをちょっとお尋ねいたします。

また、両市のはしご車の更新の時期が近づいておるとおっしゃいましたけれども、どのぐらい目前に近づいているのかも教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

現在所有しておりますはしご自動車につきましては、本市は30メートル級を1台、鈴鹿市は35メートル級と15メートル級を各1台所有しております。なお、本市の30メートル級はしご自動車は、平成16年3月に約1億6,000万円で購入しており、鈴鹿市の35メートル級のはしご自動車は、平成14年11月に約1億4,500万円で購入しております。

また、出勤実績としましては、本市の30メートル級はしご自動車は、平成19年から平成30年までの出勤が5件、鈴鹿市の35メートル級は11件となっておりますが、いずれの事案も活動には至っておりません。

更新につきましては、はしご自動車は機能及び安全性を確保するため、はしご自動車の安全基準に基づき、運用開始から7年後、その後5年後に2回目のオーバーホールを実施し、当該基準に適合させる必要があります。更新基準は2回目のオーバーホールの保証期間を勘案しまして、17年といたしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

はしご自動車というのは値段も高いし、また長いはしごを伸ばすんですから、やはり危険性も高いということでオーバーホールも定期的にせないかん。たしか、前回オーバーホールのときの費用が3,000万円ぐらい予算が上がっておったと思ってびっくりしたんですけどね。余りにも高いで、消防車が1台買えるなあと思って。そういうふうなことでよくわかります、費用の高いのは。

それで、共同管理というのをやるわけですけども、共同管理のやり方ということに関して伺い

ますが、費用の分担も含めて具体的にどういうふうに共同管理するのか、ちょっと説明をお願いいたします。

また、当該はしご車が鈴鹿へ行ったり亀山へ行ったり、行ったり来たりするかと思いますが、そうすると、余りに鈴鹿に行っておる期間が長いと、亀山の職員の人さがさわることもできないし、操作に習熟もできないと、何か預けっ放しでどうやってやるのかわからんと、そんなことではあきませないので、そういったことも含めてきちっとやっていけるのかご説明をお願いします。

それから、単独で亀山市が維持するのに比べて、どの程度出費が抑制されるのかもお答え願います。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

はしご自動車の共同整備に要する費用につきましては、今回整備を予定しております35メートル級はしご自動車は、1台約2億、3000万円を見込んでおります。そのうちの50%を両市が均等に負担し、残りをそれぞれの当該年度の消防費の基準財政需要額に応じた割合により負担します。これにより両市の負担割合は、亀山市38%、鈴鹿市62%となります。

なお、配置場所につきましては、亀山消防署と鈴鹿市中央消防署とし、配置期間は負担割合に応じた日数をそれぞれ配置いたします。また、はしご自動車を共同整備・共同運用することにより、更新の時期を迎える17年間に亀山市で約2億円の予算削減が見込めます。さらに、予算削減のほか、共同整備・共同運用にすることの効果としましては、はしご自動車を相互に運用することにより、出動部隊の増強が期待できるなど、両市の消防力の充実強化を図ることができます。

一方、共同整備・共同運用することにより、はしご自動車の配置期間が短くはなりますが、先ほども申しましたとおり、はしご自動車の出動頻度は低いいため影響は少ないものと考えます。また、運用開始後は消防活動が低下することがないように、機械器具の取り扱いの習熟を徹底するほか、合同訓練を実施するなど、現場対応の強化に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

本当に高価なはしご自動車ですから、それを両市で運用すると。亀山市の職員の人も操作の扱いに関してはきちっと習熟して、間違いのないようにやっていただきたいと思います。

それで、最後の質問ですけれども、鈴鹿市と亀山市は現在でも救急といった面で連携をしておるわけですが、今度このはしご車の共同管理ということになるわけですね。こういったことが将来の広域消防、そういった方面への再編につながるのか、そのための布石とか、これは全然関係ないんだよとか、そういったことに関して将来の展望といったものをお答え願いたいと思います。消防長、お答え願えますか、将来の広域消防への展望ということで。

○議長（小坂直親君）

平松消防長。

○消防長（平松敏幸君登壇）

ご指名をいただきましたので、私のほうから広域化についての展望をお答えしたいと思います。

消防の広域化でございますが、平成20年の3月に三重県が策定をいたしました三重県消防広域化推進計画、こちらにおきまして県内に15消防本部がありますが、まず第1段階で8ブロックに、そして第2段階で4ブロックに、最終は圏域消防本部として段階的な広域化を推進していくこととされておりました。しかし、実現には至っておりません。

その後、平成30年4月に国が定める消防の広域化及び連携協力に関する基本指針の一部改正を踏まえまして、平成31年3月に消防体制の方向性を示した三重県消防広域化及び連携協力に関する推進計画が策定をされまして、広域化の道筋をつける連携協力を中心とした取り組みを進め、消防の体制強化の実現を目指すとされました。

そのような中で、本市における取り組みといたしましては、鈴鹿市消防本部とのほしご自動車の共同整備に関する協議と、津市・鈴鹿市との通信指令業務の共同運用の検討を進めておるところであります。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

最近いろんな広域災害とか、そういったおそれもありますので、やはり消防力の充実強化というのはまだまだ先が長いと思うんですよね。そういったことで、こういうことをきっかけに少しでも予算を効率的に使って消防力を強化していただきたいということを希望して、私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

会派を代表いたしまして質疑をさせていただきます。

まず1つ目、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いします。

今回の決算の評価についてお伺いしたいんですけれども、この30年度に行った主な事業も含めて、今回の決算についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成30年度一般会計の決算につきましては、第2次総合計画前期基本計画の2年目として事業の着実な推進を図り、計画的かつ効率的な予算執行に努めてまいりましたところ、歳入総額が215億3,490万8,765円、歳出総額が203億281万1,423円となり、実質収支は15億1,822万8,270円の黒字となっております。また、実質単年度収支につきましては、財政調整基金を前年度比約2億円増の約8億7,000万円を取り崩したことから、赤字額が前年度の約3億2,000万円から約5億3,000万円となる一方、基礎的財政収支、プライマリーバ

ランスは市税収入の増加等により前年度の約7,000万円の赤字から約2億円の黒字に転じております。

また、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や公債費負担比率につきましては、市税収入等の一般財源の増収等により、前年度に引き続き改善傾向となっております。このほか財政調整基金は、前年度比で約5億円減の約30億円を確保し、市債残高も10年連続で減少となる約159億4,000万円となりました。

これらのことから、平成30年度決算は各種指標が良好な結果となったことから、財政の健全化を確保することができたと考えております。しかしながら、長期財政見通しでは、今後の市税や地方交付税の減収と扶助費・投資的経費等の歳出の増加を見込んでおりました、さらに次期総合計画の期間中におきましては新庁舎建設が見込まれるなど、多額の投資に耐えられるような財政的な底力を蓄えておく必要があることから、行財政改革を進めていかなくてはならないと考えております。

そして、お尋ねの30年度の主な事業といたしましては、野村布気線であるとか関の山車会館、川崎小学校の改築事業、3カ年でやりました。そういうものが主なものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、昨年度質疑をしたときに、昨年度の前の決算の質疑で、29年度の決算質疑をしたときには、骨太の方針の中間年であるということをお願いしたと思います。国の方針として、社会保障の自然増についてしっかりと抑えていく、年間5,000億円には抑え込むという方針を出した、その中間年なんですよ。それが今回は30年度ですので、3年間の計画の中の最終年度ということになります。いろいろやっぱり介護保険を見ておりましたも、国保を見ておりましたも、本当に人の暮らしが大変になっているなということも、いろんな制度が使いつらくなっているなということも感じておりますので、今回の一般会計の決算についてもそこら辺を見ながら聞きたいと思うんですけども、まず先ほど大まかな漠とした決算の評価をいただきましたけれども、財政力としては高いほうだと、プライマリーバランスも黒字に転換したということなんですけども、県内での市町村の中で昨年度も県内2位の高い財政力であるというお答えをいただきましたが、今回の決算ではどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

財政力指数、経常収支比率とも平成30年度決算におきましては県下14市中2位ということに変わりはございません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

県下14市中2位の財政力を誇っている亀山市であるということを確認いたしました。

それで、いつも人の暮らしを見るときに皆さんお伺いするんですけども、貧困格差の拡大は確実に進んでいるという実感はございます。その指標となるのがどうしても生活保護の世帯数、そし

て就学援助受給者数となってまいりますので、それぞれについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの生活保護費の扶助費の平成30年度決算額は3億5,608万7,349円で、前年度に比べ6,390万8,607円の減となっております。

その要因でございますが、被保険者の大幅な減少がございまして、平成30年度における生活保護廃止世帯数は、例年並みの33世帯であったものの、生活保護開始世帯数においては、例年35世帯から45世帯のところ、19世帯であったことにより、年間の被保護者人員が前年度に比べ14世帯、20名の減少であったものでございます。また、特に30年度の生活保護廃止世帯の中に高額な医療扶助費を必要とした世帯や、多人数の世帯が含まれていたことも要因の一つとして捉えております。

なお、平成27年度からでございますが、生活困窮者自立支援事業によりまして生活保護申請に至らない生活困窮者世帯に対する就労支援や、家計改善への支援などを行い生活困窮世帯の経済的な自立支援に取り組んでいることが、生活保護世帯の減少にもつながったものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

平成30年度の就学援助費の受給者数の状況でございます。

まず、小学生が前年度から20人ふえ211人で、決算額が1,372万6,816円、中学生が前年度から15人ふえ111人で、966万6,122円、合計322人で2,339万2,938円という状況でございました。

受給者の増加した要因といたしましては、ひとり親世帯及び外国世帯の増加がふえた要因であると分析しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

生活保護についてと就学援助についてお聞きしました。

生活保護の開始する人数が大変例年に比べて少なかったというのは、いいことという感じ方もありますし、生活保護に陥る前の手だてがなされたのだという考え方も先ほどおっしゃったようにあるんだと思いますが、本当に必要な方がきちんと生活保護を申請できるような工夫というのは、これからもずっと続けていただきたいと思います。

そして、大きくやはり医療費のかかった方が廃止されたということがあって、額面としても減ったんだということでしたけれども、小学校の子たち、中学校の子たちの就学援助はふえていますので、一概に貧困の傾向がおさまったのかということ、そういうことでもないように思います。

そして、市税のほうを拝見しましても、市税収入が減る減るとずうっと言われてきたのですけれども、29年度に続いて30年度も市税収入がふえておりますね。特に固定資産税とか法人市民税

などがふえているのが要因ではないかということで資料をいただきましたので、その具体的な内容をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、増収の要因の中で固定資産税と法人市民税を上げていただきましたが、この増収の要因についてご答弁申し上げます。

まず、固定資産税におきましては、3年に1度行う評価がえに伴い、土地の下落や在来家屋の減価はあるものの、平成29年中の家屋の新・増築分の増や、これは償却資産になりますが、液晶関連企業等において大規模な設備投資があったことなどから、対前年度比1.9%、1億1,374万円の増収となったところでございます。

次に、法人市民税におきましては、一部企業におけるスマートフォン市場への製品供給の業績向上などから、対前年度比16.3%、1億4,093万円の増収が主なものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

工業などがよくなるのはいいことだと思うんですけども、現年の市税の中の収納率を拝見しても上がっている。今まで聞いていると、だんだんと市民の暮らしがよくなっているのかなあというふうにも感じます。先ほど言ったように子供たちの就学援助の方がふえていたり、あと滞納差し押さえの件数が前年とほぼ横ばいな感じですけども、その前は本当に少なかったのが非常に進んでいるということなどを考えますと、ここについての詳しく、本当に丁寧なことがされているのかどうかについては、予算決算委員会で確認させていただきたいなと思います。

扶助費についても、いつも市税が少なくなって扶助費が上がってきて大変になるんだというようなことをよく言われています。先ほど生活保護の額面もお伺いしました。でも、扶助費というのは大変広いいろんなものを見ているので、この扶助費が上がる上ると言われながら下がった要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

扶助費につきましては、約1億円昨年度に比べて決算額が減っております。この主なものとしましては、臨時福祉給付金給付事業が約8,000万円、それと生活保護費扶助費が約6,300万円減額になったということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

臨時給付金などがなくなっていったことで下がってきたということですね。

次に、いつも言っていますけれども、人件費が亀山市の場合は低くて、物件費が高い。ほかの市町と逆転しているということを昨年度もご指摘申し上げましたが、今回またさらにその差が広がっ

ているんですけれども、ここについての要因や評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

人件費につきましては、昨年度と比較しまして約1億7,300万円減額しておりますが、この主なものとしましては、職員の退職手当が約1億9,500万円ほど減額となっております。

物件費は、逆に9,500万円ほど昨年度に比べて増加しておりますが、それにつきましては行政システム管理費約1,300万円であるとか、関の山車会館に伴う物件費の増が要因でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

特徴的なことといえば、駅前のごとも質問したかったんですけれども、服部議員が後でしますので、これは割愛させていただきたいと思います。

それから、2番目の質問に行きたいんですけれども、総合戦略の資料をいただきました。人口減少社会に向かっていくに当たって、やはりこの総合戦略、特に若者・子育て支援という視点というのはとても大事だと思います。これについての取り組み、決算・実績と評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人口減少下における地方創生の推進政策となるまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、若者・子育て支援の取り組み実績を申し上げます。

まず、子育て支援の主な取り組みといたしましては、職業体験イベントを通じたキャリア教育の推進を初め、婚活イベントでの出会いの機会の提供や不妊・不育症治療費の助成、妊婦健康診査費用助成などの継続実施により、結婚や出産の希望がかなえられる環境づくりを図っております。

また、子育て世代包括支援センターを新たに設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援体制を構築するとともに、未就学児を対象とした医療費の窓口無料化の実施、昼生小学校区における放課後児童クラブの建設など、子育て支援施策の充実に努めたところでございます。

一方で、若者への支援についての主な取り組みとしましては、若者定住に必要不可欠である就労の場の確保に向け、民間産業団地であります亀山関テクノヒルズにおいて、1社の創業、3社と立地協定を締結し、今後の雇用の創出につなげるとともに、創業セミナーの開催や空き店舗補助金の創設など若者の新たなビジネス機会の創出を支援することで、雇用環境の充実に努めてきたところでございます。

また、かめやま若者未来会議を基盤とした若い世代の交流促進を図るとともに、住宅取得支援に向けた制度の検討を行うなど、若者の定住促進に向けた施策推進を図ったところでございます。こうした取り組みを通じまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略における若者・子育て支援につきましては、おおむね取り組みを進めることができたことを評価をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

資料を拝見しましたら、この亀山にこれからも住み続けたいかという指標があつて、非常に高い指標であつて、住み続けたいかというのと本当に住むのかというのは意味が違うのかもしれませんが、8割か9割か、高い方が亀山に住み続けたいとおっしゃっている。また、子供の数も、よそがみんな減る中で、そう減ってはいないというところで、いろんな取り組みの効果が出てきているということも言えるのだろうなと思うんですけれども、総合戦略の資料を拝見して、特に国の予算がついているのが若者未来会議だけになっていることであるとか、やはりこの総合戦略というのが目新しいものでないと予算がつかないと伺いましたけれども、そこは置いておいて、やはり若者がどうやったらここに住んでくれて、子育てをして、若者が定住してくれるのかという視点で言いますと、先ほど言ってもらったことも確かにそうですね、私が常日ごろ言っています、例えば中学校の給食をきちんと小・中学校、心配しないでやるようにすることであるとか、本当に保育園の内容を充実することであるとか、学童保育の内容を充実することであるとか、医療のこともどんどん拡充して安心して医療にかかれるとか、そういう基本的なことがやはりきちんと総合戦略の名にかけて、私は交付税や予算をとるとということだけではなく、本当に若者がここに住むためにはどうしたらいいかということを中心で組み直す必要があるんじゃないかなあと思うんですけれども、そこについてはどうお考えですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、やっぱり平成26年度に地方創生の取り組みを開始して以降、今まで地方創生関連の交付金というのは7,500万円を活用してきたところでございます。ただ、これもご指摘のとおり年々ハードル等が高くなってまいりまして、これもご指摘がございました、全国的に一般化されてきたり、先駆性のない事業なんかはなかなか採択されにくいという状況が現在もあるというふうに認識をしております。今後、なかなか交付金等を活用した事業を進めていくということも困難な状況であるというふうに認識をしております。

そういった中で、総合戦略の中で今議員、中学校給食、保育園の充実、子ども医療費・妊産婦医療費の充実等、こういったものが子育ての支援に必要なというご指摘でございます。まさにそのとおりだと思いますが、総合戦略におきましては、特に人口減少対策に特化した分野別計画というふうな位置づけをしておりますので、子育て支援につきましては少子化対策でありますとか、子育て世代の定住促進に係る事業、こういうものを限定して行っており、全ての子育て施策が総合戦略の中で全て網羅しておるかということではございません。今議員からご指摘いただいた部分につきましては、総合計画の中でしっかりと取り組むべき事業というふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まさに人口減少対策だと思えるんですよ。中学校給食が無料だったら、みんな来ますよ、亀山に。例えば、今、全国でも給食費を無料にしようという市町がふえてきています。それは本当に人口減少対策になり得る。国の交付金は得られるかどうかというので見るとだめですけども、本当に人口減少対策ということを考えたら、若い人に聞いてごらん下さい、絶対来ますよ。そういうなり得る施策になると思いますので、今までの国のいうところの総合戦略の視点をもう少し広げるべきであると私は考えています。

3番に移っていきますけれども、特に子供の医療費について、その中から伺っていきたいんですけども、市町で一番先に中学校までの医療費を無料にして、そしてほかのまちが並んできましたけれども、これをやはり私は広げていくという時期にあるのじゃないかなという視点でお聞きしたいんですけども、30年度決算においてこの医療費、今までの経緯も含めて、額、1人当たりについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、平成30年度の子ども医療費について申し上げます。

30年度につきましては、受給者数が6,792人で、医療費の助成額は年間で1億6,890万円でしたので、1人当たりいたしますと2万4,869円、前年度より455円、1.9%の増でございました。

先ほど議員おっしゃいましたとおり、子ども医療費につきましては、平成21年10月に県下に先駆けて対象を中学生まで拡大して実施してまいりました。制度拡大直後の平成22年度における助成額は、総額で1億5,520万円、受給者数が6,718人でございましたので、1人当たりいたしますと2万3,101円でございました。これを昨年度の実績と比較いたしますと、助成額では1,370万円、受給者数では74人、1人当たりでは1,768円、それぞれ増加しているところがございます。また、直近四、五年の推移を見ますと、受給者数は若干減少傾向にありますが、助成総額は1億6,000万円台で推移する中でも依然として増加傾向にございますので、1人当たりの医療費につきましても、年々増加している状況でございます。

中学生までの医療費無料化を開始して間もなく10年になるわけですが、年少人口比率におきましては、ここ数年県内の市でトップを維持するなど、医療費助成を含めた本市のこれまでの子育て施策がそのような成果につながっていると考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

現物給付について、まだ少ししかやっていませんけど、未就学の方の、これについてはどうでしたか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

昨年9月から未就学児の窓口無料化を実施しておりますが、助成件数につきましては2万233

件、助成額は2,646万円でした。前年同時期と比較いたしますと、件数で220件、助成額では約200万円の増でした。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この現物給付は始まったばかりなので比べられませんけど、お見込みに対してどうであったのかだけ、簡単をお願いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

当初予算の要求で、通常の1.3倍ぐらい多い目に見込んでおったわけでございますが、その範囲内での支出でございました。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

医療機器もだんだんと高くなっていますので、本当にどんどん安くなるということにはならないのかもしれませんが、高校に向けて広げていくとか、いろんな拡充をお考えなのか、市長にこれはお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

診療費の助成制度の窓口無料化につきましては、平成30年度から未就学児までの医療費助成に限り、国民健康保険の国庫負担金の減額措置、ペナルティが廃止されるという国の動きもございまして、平成30年9月から子育て支援のさらなる充実を図ることを目的に、未就学児童が市内の保健医療機関で医療を受けた場合に、窓口での負担をなくす窓口無料化を市独自で実施したものでございまして、あわせて先月、本年の9月から県内の保険医療機関に拡大をして実施を今いたしたところであります。また、現在亀山市の福祉医療費助成制度につきましては、ご案内のように中学生、それから身体障がい者手帳の4級の所持者に対する医療費助成など、これも市独自で対象者を拡大して実施をいたしておる状況でございます。

今後、これの拡充は考えていないのかというご質問でございますが、福祉医療費助成制度は、子育て支援・障がい者福祉などにかかわる主要な制度でございます。当然持続可能な制度運営を行うことが非常に重要であると認識をいたしておりますので、窓口無料化の対象範囲を拡大することにつきましては、現時点では考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

窓口無料化についての拡大は、まだ考えていない。子供の医療費、例えば高校とかそういう話もあると思うんですけども、時間もないですので、また予算決算委員会で伺っていきたく思います。

す。

次の国保についてお聞きしていきたいと思います。

議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、県単位化になって1年目の決算でございます。見込みに対してどうであったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算状況でございますが、歳入決算額が44億867万1,000円、歳出決算額が43億8,791万3,000円で、歳入歳出差し引き額が2,075万8,000円の黒字でございましたが、一般会計からの法定外繰入金5,487万3,000円を入れておりますので、それを差し引きますと、3,411万5,000円の赤字になり、国保財政の県一元化後も依然厳しい財政状況であったと評価いたしております。

見込みといたしましては、保険税につきましても当初の見込みよりは3,500万ぐらいの減であったということ。そして、その原因といたしましては、被保険者数の減が大きかったということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは、見込みよりも少なかったということですが、保健事業費についてちょっとお伺いしていきたいと思います。

皆さんが健康でいていただいて、病院にかからなくて済むようにということでいろんなことをされてますが、それについて効果・実績、どうであったのか伺います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

被保険者の健康増進や医療費の適正化を目的に実施しております保健事業に係る事業費として、平成30年度は3,849万3,000円を支出しております。第2期データヘルス計画に基づきまして、特定健診や特定保健指導、脳ドック、ジェネリック医薬品の利用促進などを行っておりますが、特に昨年度から新たに生活習慣病重症化予防として、糖尿病性腎症重症化予防事業を亀山医師会や医療センターと連携して実施したり、これまでも行ってまいりました人間ドックの定員を倍増するなど、被保険者の健康増進や医療費の適正化に向けて一層取り組んだところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

医療費を抑えるためには、成人病の方を抑えることだということですね。糖尿病であるとか、そういうことを抑える、検診を勧めていくということだと思いますけれども、また詳しくは予算決算でお伺いしていきたいと思います。

次に、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定についてお伺いします。

この30年度は、いろいろと訪問看護ステーションが立ち上がったりと、地域包括ケア病床も少しまたふえたりと、いろいろありました。患者さんの数も減ってというような問題があった中、今回ちょっとふえたという報告もありました。決算の評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

議員申されたように、平成28年度から地方公営企業法全部適用を行って、その際にまず亀山市立医療センターアクションプランを策定して取り組んでまいりました。

まず、病床の見直しを行って地域包括ケア病床を設置し、当初15床設置し、さらに30年度4床増設して19床ということにしております。また、経費削減の取り組みもいたしまして、専門知識を有するコンサルタントに業務委託をして削減に取り組んでまいりました。

さらに、全国的にも先駆けとなります敷地内での院外薬局に取り組まして、平成29年10月1日から外来の院外処方を行いました。これによって、医療センターの収益ということではございませんが、市全体の医療費削減に寄与できたものと考えております。

さらに、これまでから取り組んでおりました訪問看護ですが、先ほど議員言われたようにステーション化することによって大幅に訪問回数もふえて、地域包括ケアシステムに貢献しておるものと考えております。

平成30年度の決算、これは昨年同様の約1億1,000万の純損失を計上いたしておりますが、当初目的としておりました資金の減少を食いとめるということで、30年度決算におきましては約2,000万の資金の増というふうなことになっております。今後につきましても、さらなる経営の健全化を図るとともに、地域に密着した良質な医療が提供できるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市は昔から丁寧な透析をされていて、非常に患者さんが多かったんですけども、専門医がいなくなってから患者さんが減って大変だということだったんですけども、今回の決算で透析の患者さんがふえておられます。これについては、要因は何だったんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

透析の患者様がふえた原因ですけれども、議員おっしゃいましたとおり医療センターには透析の専門医は在籍しておりません。ですので、透析の導入自体は他の病院で導入をしてきていただいております。ただ、亀山市内に在住の患者様に関しましては、その導入した病院からご紹介をいただいて医療センターで透析を行っている。その結果、若干ですけれども透析患者さんがふえたという結果になっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

専門医がいるほうがいいですけれども、いなくても連携で患者さんが来ていただいているということですね。

今回、先ほど地域包括ケア病床がふえた、訪問看護ステーション、院外処方などについて、ざくっと言ってもらったのでそれでいいんですけれども、私たちがアンケートなどをとりますと、市民の皆さんが本当にこの医療センターに対して関心をたくさん持っておられるということがすごくわかったので、今回ちょっと取り上げたいんですけれども、やっぱり皆さんが安心して病院に行ってもらうためには、患者さんの声をしっかり聞いてよくしていくということが必要だと思うんですけれども、30年度において患者さんの声はどんなものがあったのか、その内容、件数についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターには3カ所、病棟2カ所、玄関に1カ所ですけれども、ご意見箱を設置しております。その意見箱に入れていただいた意見を中心にですけれども、直接窓口で、例えば苦情等申し出されたものが30年度には3件ございました。また、電話で2件、先ほど申し上げたご意見箱に入れられたものが10件ございました。合計15件でございます。内容といたしましては、やはり看護師でありましたり、医療事務員の対応への不満、あるいは設備・備品に関するご不満等がやはり一番多い現状でございました。これらのご意見につきましては、その現状をまず確認をさせていただきまして対応策を検討して、結果を院内に掲示させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

公設の病院ですので、皆さんが本当に自分のものだと感じていただいて、いいことも悪いことももっとたくさんご意見箱に入るようにならないといけないのかなあとと思いますので、公表の仕方も含めてよくしていただきたいと思います。

最後の質疑に移りますけれども、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてお伺いします。

今回、冒頭に訂正もありましたとおり、本当にこの子供の無償化という問題にかかって非常にばたばたで、国もばたばたで、こんな時期において訂正が入るような状況、やはり子供たちの施設をよくしていこうということから始まっていませんので、これは経済施策として始まっているのでこういうことが起こってくるんだろうなあと私は感じております。

今回のこの64号だけをピックアップして、今回質疑でお伺いして、無償化全体については一般質問でお伺いしていきたいと思います。

今回のこの64号で言っています新たに設けられた特定子ども・子育て支援施設等、これは一体どういう施設なのか、施設ではどういったところがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本条例において、新たに位置づける特定子ども・子育て支援施設等につきましては、幼児教育・保育の無償化の対象施設となるものでありまして、子ども・子育て支援新制度へ未移行の私立幼稚園や認可外保育施設などが上げられます。

市内の施設で申しますと、未移行の私立幼稚園が1園、これがみずきが丘道伯幼稚園、認可外保育施設につきましては、市の運営いたします待機児童館ばんびのほかに民間の認可外保育施設として3カ所、1つに東町の託児ルームひよこ、それから田村町のほっぷ、それから今休止中ですが、住山町のヤクルト販売事業所の院内保育所、こういった状況となっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この認可外という意味は、やはり認可保育園に最低基準というのがあって、それは本当に最低なんですけど、それも満たしていないから認可外というんですけれども、この認可外の園の中にも認可外の枠の中で指導監督基準というのがあると思うんですね。これを満たさなくてもよいというような意味にこの条例上とれるんですけれども、この内容についてまずご説明を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

国の制度におきましては、この認可外保育施設は原則として都道府県が行います指導監督基準を満たした施設が無償化の対象になるというふうにされてはおりますものの、経過措置として5年間は都道府県への届け出のみで対象とされるというふうになっております。

本市におきましても、この国の制度の取り扱い同様に5年間の三重県への届け出施設について、無償化の対象としていくというふうを考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この無認可の保育所というのは、保育所に限りませんが無認可の施設は、この無償化が始まる前から年々ふえているんですね、全国で。やっぱりいろんな、子供が死亡するまでの重大な事故を起こす割合としては、本当にこの認可外施設が多いわけですね。その指導監督基準というのはどういう基準なのかということをお伺いできるのかどうか分かりませんが、大した基準ではないと思うんです。認可外の中の基準ですので、認可の最低基準に比べたら大した基準ではないと思うんです。それすら満たしていないところに、私たちのこの亀山市の子供たちが通う可能性があるわけですね。申し込みをするだけで、届け出をするだけで無償化が適用されるということについては、子供たちの安心・安全、そして本当に豊かな発達を保障するという意味において問題ではないかなあと考えております。

この認可外保育施設を、やっぱり質的向上を図る責任が市にもあるのではないかなあと思うんですけれども、どうでしょうか。全国では今、やはりこの認可外施設、例えば名古屋で140ぐら

いの認可外施設の中で、指導監督基準を満たしていないところが110ぐらいあったと聞きました。本当に一番大事な子供たちの入るところですので、厳しく責任を持ってやっていただきたいと思うんです。全国で、やはりここだけは許すわけにいかないということで、条例できちんと指導監督基準を満たさないとだめだよと、この無償化は適用できないよということを縛ることができる国も言っていて、実際に条例制定をしているところもあるんです。

今回のこの内容には、やはり先ほどご答弁いただいたように基準を満たさなくても5年間はどうぞという内容ですけれども、やはりここはしっかりと基準ぐらいは満たしなさいということを条例で言うべきではないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今お尋ねの認可外保育施設の無償化については、市町村の条例におきまして対象施設の範囲に制限をかけることができるとされております。本市におきましても、今議員申されました保育の質を確保する観点から、そうした条例の必要性についても考慮してまいりました。一般的に認可外保育施設につきましては、市内・市外を問わず希望に応じて利用することが可能となりますが、無償化の対象施設の判断は利用者の在住する市町村の条例で定めることとなります。そのため、本市の条例において一定の制限をかける場合、同様の制限条例のない市町村の在住者と本市の市民が同一施設を利用しているにもかかわらず、そうした場合に無償化の内容に不均衡が生じるということが場合として出てまいります。

また、県内のほかの自治体におきましても、こうした制限を行う条例は、今現在のところそういった自治体はないというところがございます。さらに、待機児童の発生している状況がある中、やむを得ず認可外保育所を利用する方もあるというふうと考えられるところがございます。こうしたことを総合的に勘案いたしまして、公平性であるとか必要性の観点から認可外保育施設の対象を制限する条例については制定しないと判断したところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山のその3カ所の認可外施設については、指導監督基準は満たされているんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

先ほどの3施設につきましては、届け出のほうは市を通じて現在なされているところがございます。指導監督基準を満たしたかどうかの現地調査などにつきましては、現在まだその情報は得ていないといったところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

満たしているか、満たしていないかもわからないという状況だと伺いました。非常に無責任では

ないですかね、これを無償化としてしまうのはと思います。指導監督基準というのはそんなに難しい基準なんですかということもお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

議員申されましたとおり、認可施設についての基準が本来の保育機能を備えるという意味においてしっかりとした基準であるのに比べまして、この指導監督基準というのはしっかり子供さんを見る体制とかが整っておれば大丈夫というふうには県の基準において伺っておりまして、そこまでハードルの高いものではないというふうに理解しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

やはりこれは、私は条例でしっかりと縛りをかけるべきだと思います。その親が無償化か、かかるかどうかという問題と、子供たちの命を本当に守るという問題を両てんびんにかけたら、それは子供の命を守るほうが大事だと思うんですね。やはりしっかりと基準ぐらいいは満たしなさいということをして市としては言うべきだと私は思っていますが、百歩譲って、例えばそれが基準を満たさなかったとしても、満たされているかわからなかったとしても、知らなくちゃいけませんよね、内容がどうなのか。基準をきちんと見るのは県ですけれども、市として本当に内容がどうなのかというのをしっかり見たり、指導したり、質の向上を図っていくというところは保障されるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

議員申されますとおり、まず認可外保育施設の保育の質の確保、これにつきましては重要なものであるというふうに考えております。その確保につきましては、その指導監督基準は県の権限となっておりますことから、県の指導監督による質の確保がまずは考えられるところでございます。

市におきましても、これまでから県の行います指導監督の実地調査のほうには同行しているところでありまして、今後より一層県との連携を強化してまいりたいというふうに考えております。また、こうした指導監督などのほかにも、国の無償化の実施に当たっては、認可外保育施設の認可施設への移行支援事業といったものも準備されておりまして、そうした制度の周知を図りつつ、さまざまな機会を捉えまして認可外保育施設におけます保育の質の確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

三重県が行くのを待っていないで、亀山の子供たちが通う前に亀山市の責任として見に行く必要があるんじゃないですか。そういうこともきちっとされるということですか、三重県待ちですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

最低限、届け出はうちを通じていただくということになりますので、その際には議員のご意見も踏まえまして、そうした一定の担保を何とかできるような方策についても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市には公設の待機児童館ばんびもございます。亀山市の施設のばんびについては基準を満たしていると伺いましたが、そんな基準程度を満たしただけではいけませんので、やはり常に子供たちのいる場所は基準をしっかりと定めていく、基準自体を本当に高めていくぐらいの思いでやっていただきたいと思いますし、やはり子供の安心・安全第一に考えていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時09分 休憩）

（午後 2時18分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

会派を代表して質疑をさせていただきます。ご答弁のほうもよろしく願いいたします。

それでは、議案第73号から議案第80号までの平成30年度各会計決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

毎年12月議会前に次年度予算に対する考え方が示されます。平成30年度は展開の年と位置づけられ、新しい図書館を含めた亀山駅周辺整備事業の着実な推進、亀山市行財政改革大綱20の取り組み項目の着実な実践、亀山市総合計画を推進する組織機構改革と人づくりの推進、この3点を行政経営の重点方針と市長は定められました。平成30年度の決算の認定に当たり、一般会計、特別会計、企業会計全体を通して、市長はどのように評価をされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年度の行政経営の重点方針に掲げました、今ご紹介いただきました3つの取り組みの評価につきましてであります。まず新しい図書館を含めた亀山駅周辺整備事業の着実な推進につき

ましては、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発事業における市街地再開発組合が、本年2月に設立されました。4Aブロックの優良建築物等整備事業も含めましてスケジュールのおくれはございましたものの、年度内に補助金の交付決定や一部業務等について発注が行われまして、また市道整備につきましても一定の工事進捗を図ることができました。

さらに、市街地再開発事業と連携を図りつつ、新図書館の整備につきましても市民ワークショップ等を通じ意見集約を行って基本設計への反映を図りましたので、全体として事業推進が図られたと考えているところであります。今後は事業推進に向けた市街地再開発組合等への支援や調整を積極的に行うとともに、関連事業を着実に推進する必要があると考えております。

次に、亀山市行財政改革大綱20の取り組み項目の着実な実践であります。この平成30年度は第2次行財政改革大綱後期実施計画の初年度として86の具体的な取り組みの推進に努めたところ、その成果として、財源確保の取り組みでは不要な普通財産の売却や市が保有いたします基金の運用により収益を上げるほか、国保税の税率改正を行い国保会計の健全化を図ったところであります。また、市営住宅の統廃合では、退去いたしました住宅11戸の用途廃止を行って、民間活力の活用におきましては、刈り草コンポスト化センターの運営を民間事業者に移譲いたしました。このように、行財政改革の取り組みの着実な実践を図ったところであります。

最後に、3つ目の亀山市総合計画を推進する組織機構改革と人づくりの推進であります。部・室の2層体制を検証し、第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織とするとともに、職員のマネジメント能力を育成強化する仕組みを構築するために、部・課・グループの3層体制へ組織機構の再編を実施いたしました。評価といたしまして、業務の統合によりスケールメリットが発揮できることや、課長のもとにグループリーダーを配置し、中間層の人づくりの推進が図れているものと考えております。これら組織機構のあり方や人づくりの推進につきましても、単年度で終わるものではもちろんございませんので、働き方改革による職員のさらなるモチベーション向上と効率的な行政運営を図るため、今後も継続して取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、市長のほうから重点項目3点について評価をお聞きさせていただきました。おおむね、市長のお言葉をかりますと前に進んでいっているということを確認させていただきました。

次に、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

まず、平成30年度決算の評価については、先ほど福沢議員のほうから聞かれましたので、大体地域包括ケア病床とか、それから地域に密着した医療体制、訪問看護ステーションなんか、そういうことが進んだというふうに評価をされておりました。

次に移らせていただいて、損益計算書についてお伺いをしたいと思います。

平成30年度は、医業収益が12億8,948万3,249円、医業費用が15億3,593万6,524円、医業外収益が2億1,044万4,026円、医業外費用が6,177万6,909円、そして新たな訪問介護ステーションの事業収益が1,541万6,067円で、事業費用が2,286万2,260円となっており、当年度純損失1億987万2,890円、そして当年度未処理欠損金

が11億9,796万6,414円であったというふうにありましたが、その要因についてまずお問い合わせをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど議員からご紹介いただきましたように、病院事業の平成30年度の純損失は1億987万2,890円でございます。平成28年3月に作成しました新公立病院改革プランにおきましては、平成30年度の決算で純利益を計上するような見込みでございましたけれども、その点につきまして今年度は黒字に転換することはできませんでした。

まず、その要因といたしましては、医業収益におきまして入院収益は目標収益をほぼ達成できたと考えております。ただ、外来収益は外来患者数が目標人数を下回り、目標を達成できなかったことにより、医業収益全体が目標収益に達することができなかったことであると考えております。また、医業費用におきましても、ボイラー等の設備改修工事などによる旧設備の除却に伴い、資産減耗費が例年の決算額よりも4,000万円ほど増加することとなりました。これらの要因で、新公立病院改革プランにおける目標に達成することができず、結果的に純損失を生じることになった大きな要因であると考えております。

しかしながらですけれども、平成30年度末における未払い金及び未収金を全額処理したと仮定して、平成30年度の現金の期首残高と期末残高を差し引きすると、約2,000万円ほど現金が増加する結果となりました。ここ10年ほど減少し続けてきた資金でしたので、増加に転じることができました。平成30年度の決算において、次なる経営改善のステージに立てたと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

前日も質疑をさせていただいて、この欠損金ですけど、12億近く欠損金を出しておりますが、この欠損金で経営が行き詰まるということはないというふうに断言をされておりました。ただ、議論の中で純損失を出しながらも内部留保をためていくというふうな答弁をされていたと私は記憶していたんですけど、その留保資金もだんだんと減っていております。30年度は4,300万ほど減っておりますし、29年度も6,000万ほど減っております。

一方で、一般会計からの繰入金を2億を上限という形で決めておりますが、前回の議論もさせていただきましたが、上限いっぱい入れて、ある程度の留保資金をためた中で、以前は13億ほど内部留保もありましたので、ためていく中で経営をしたらどうかというふうに聞きましたけど、一般会計で赤字を拭くことはしないというふうに市長のほうも言われていましたので、それはないんだなあというふうに思います。

先ほど少し病院改革プランに触れられましたけど、29年から始まったこの医療センターのアクションプランの中では、一般会計からの繰入金を1億に抑えていく計画になっております。29年の繰入金も1億を切っているというふうな状況の中で、もう一点は先ほど少し述べられましたけど、収支計画では純利益が30年度には出るようになっておりました。この確認ですけど、もう一度確

認をさせていただきますが、繰入金の額が上限1億にもう変更されたのか、今までは2億というふうに、私たちもそれで思っていましたけど、このプランの中では1億というふうに書いてありますので、それがもう変更されてこの後も1億でやっていくのか。それから、今回の決算と収支計画との整合についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃるとおり、以前は上限2億ということで一般会計からの赤字の補填金、一般会計補助金の上限を決められておりました。しかしながら、この医療センターアクションプランをつくる中で、何とか1億の範囲内で病院の経営がやりくりできればということで、法定繰り入れがまた別にはございますけれども、赤字の補助金としては1億の範囲内で予算をつくり、その経営で今のところやりくりをしております。平成30年度の決算では9,400万円程度一般会計から頂戴して、それで先ほど申し上げた純損失が1億900万円ということですよ。ですので、何とかその繰入額を少しでも減らすような病院経営ができればと考えておるところでございます。

ただ、先ほど申し上げたようにまだまだやはり1億を超える純損失が出ておりますので、少しでもその損失を減らすような経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

わかりました。やっぱりその純損失が出ている額と、それから一般会計からの繰入金を大体足したら2億ぐらいになるので、やっぱり2億という形の金額は残っていくのかなあというふうに、それをどんどん減らしていくということで、純利益を上げていくという経営努力をされていくということですので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、キャッシュフロー計算書についてお伺いをしたいと思います。30年度の資金期末残高が3億5,482万6,080円になっております。これはもう全てこの金額が現金だというふうに前回聞かせていただきました。運転資金が幾ら必要やというふうに私も聞かせていただいた中では、2億程度あれば何とか回っていくんだというふうに前回聞かせていただいたんですけど、過去の質疑を見ても、運転資金はやっぱり5億から6億必要やというふうに病院のほうで答えられておりましたが、この運転資金の考え方についてももう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

運転資金につきましては、かつては議員おっしゃいましたように5億円程度というふうに考えておりました。その時点では、施設や設備の改修、その他建設改良に係る経費・費用を全て現金により支出していたため、高額な費用の支払いに備えるために必要とされる額を想定しておりました。それに対しまして、現在は2億円から3億円程度としております。以前より額が減った理由につきましては、可能な限り建設改良に係る費用を起債により調達するようにしておりますので、瞬間的な現金の減少に耐え得る額を現在は想定しているという形でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

起債に頼っていくということも将来的な負担になっていくということですので、やっぱり私は少しそこら辺の考え方がちょっと自分とは違うのかなあと思うんですけど、今、二、三億ほどで運転資金とおっしゃいましたけど、もう3億5,000万ぐらいしかありませんので、そこら辺もやっぱりしっかりと現金をふやしていくという取り組みが必要なのかなあと思います。

あと一点、人件費について、福祉と兼務の人件費の考え方を以前聞かせていただいて、今後は半々か、どちらかから出していただくというような答弁だったと思うんですけど、今はどうなっているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

私、地域医療部長に係る人件費につきましては、健康福祉部参事の職と兼務しております。それぞれの職務を均等に行っておるということから、病院事業会計と一般会計において折半して支出しております。

また、地域医療課長、私の下におりますけれども、に係る人件費につきましては、健康福祉部長寿健康課長と兼務しております。地域医療課長の主な職務は、地域包括ケアシステムを初めとした地域医療に係る調整であり、市長部局の業務と密接な関連性があることから、一般会計において全額支出しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

部長のほうは折半されているという形で聞かせていただきました。

次に、院外薬局導入後の減収分の考え方についてお伺いをしたいと思いますけれども、以前聞かせていただくと、院外薬局を導入したことによって2,000万ほどの減収になったというふう聞いておりました。それを、人を減らすのではなくて、しっかりと服薬指導をしていくというふうになっていたんですけど、その内容について現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

院外処方に移行したことに伴いまして、実際に議員もおっしゃいますように2,000万円程度の薬価差益は減少いたしました。そのかわりですけれども、薬剤は当然ですけれども購入する経費は削減できております。もう一つ、薬剤師が今まで外来の調剤も当然担っておったわけですけれども、今は主に入院患者を対象とした業務が主となっております。ですので、薬剤師の業務が減った分につきましては、先ほど議員におっしゃっていただきましたように入院患者に対する服薬指導の件数を増加させ、診療報酬を増加させるということを目指しております。

ただ、その当初目標としておりました件数は、現在まだ達成できていない現状でございます。そ

の要因といたしましては、服薬指導の対象となる患者様の数が、やはり想定していた人数よりも少ない現状がございます。やはり入院してみえる方が非常に高齢の方がほとんどということもありますので、なかなか服薬指導自体ができないという現状もございますので、また引き続き服薬指導件数の増加を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

余り高齢者の数が減って若い人たちが入るといのは考えにくいので、服薬指導の診療報酬が上がるということは余り考えにくいのかなあと思いますが、しっかりと頑張ってくださいと思います。

それから、もう一つだけ先ほど聞くのを忘れたんですけど、外来が減っているというふうにおっしゃっていたんですけど、その少し要因というか、そこら辺の企業努力、これからの部分というのはどのようにされていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど私、外来患者がずうっと減っているというふうに答弁をさせていただいたところでございます。ただ、平成29年度から平成30年度に関しましては、平成29年度が外来の延べ患者数が3万6,379人、30年度が3万6,422人、わずか43人ではございますが、増加に転じた1年でございました。もうずうっとここ四、五年減少の一途をたどっておりましたので、少しでも増加に転じたということは喜ばしいことだと思います。

ただ、やはり外来の患者様が減っている原因の一つとしては、昨年度までもそうですけれども、やはり医師の確保が非常に難しい現状です。特に整形外科の医師が、昨年度はやはりずうっと1年間を通して同じ医師ではなかったということもありましたので、なかなか1年間を通してお越しいただける患者さんがいなかった。ただ、ことしはずうっと同じ医者がほぼ毎日診察をしてくれていますので、整形外科のほうの患者様もふえるのではないかと期待をしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

では、次に移らせていただきます。

議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について及び議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてお伺いをしたいと思います。

まず、今回改正された地方公務員法及び地方自治法の改正内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

地方公務員法及び地方自治法が改正された趣旨につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な推進を図るため、地方公務員の臨時・非常勤職員を適正に確保し、その任用等の制度の明確化を図るものでございます。このうち地方公務員法の改正におきましては、これまで通常の非常勤職員であっても特別職として任用している自治体もあり、その結果、一般職であれば課される守秘義務が課されない職員が存在している状況にあることから、特別職の非常勤の職員の任用が厳格化されることとなっております。また、臨時的任用につきましても、本来緊急の場合等に選考を行わず任用する例外的な制度であるにもかかわらず、常態的に選考を行わず任用している自治体もあることから、その任用が厳格化されたものでございます。このように、法律上一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、会計年度任用職員に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化されるものでございます。

一方、地方自治法の改正におきましては、地方自治体の非常勤職員について、国とは異なり期末手当の支給ができなかったことから、会計年度任用職員については期末手当などの給付に関する規定が整備されたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、説明をしていただいたんですけど、これから学識経験のある人を特別職非常勤職員として、臨時的任用職員は常勤の欠員補充、それから会計年度任用職員はフルタイム・パートタイム込みで一般職の方を雇用するということでお聞きをさせていただきました。今まで非常勤という呼び方ではなく、臨時とか嘱託という、さまざまな、私はどういう人が嘱託なのか、どういう人が臨時さんなのかちょっとわからなかったような、そういったいろんな呼び名があったんですけど、この改正によってどう変わっていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、議員ご指摘のように非常勤職員の任用につきましては、全国的には任用根拠が地方公務員法第3条の特別職、あと第17条の非常勤職員、これを他の自治体では嘱託職員と称して呼んでいる場合もございます。また、第22条の臨時的任用につきましても、ご指摘のとおり欠員補充等で補充する臨時的任用、こういったさまざまな形態がありましたことから、このような位置づけの職員の任用について、全て会計年度任用職員という形で明確化を図るものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先ほどの説明の改正の中で、特別職の厳格化とありました。特別職というのは、市長とか副市長が特別職というようなイメージが私の中にはあるんですけど、この特別職の厳格化というのはどうということなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ご指摘のとおり、特別職には市長・副市長のような特別職と、これも議員からご指摘のあった専門的な知識・経験を有することといった形で特別職に該当される場合もございまして、今回は地方公務員法が改正をされまして、第3条第3項第3号において特別職の非常勤職員として任用すべき職として、専門的な知識・経験または識見を有すること。当該知識・経験等に基づく事務を行うこと。さらに、その事務の種類は助言・調査・診断または総務省令で定める事務であることの全ての要件に該当する職に限定されたものでございます。

具体的には、助言を行う職種といたしまして顧問・学校薬剤師などが、調査を行う職種としまして統計調査員などが、診断を行う職種としまして学校医・学校歯科医・産業医などがそれぞれ該当いたします。また、選挙等に関する事務を行う投票管理者・開票管理者・選挙長などが、その職権行使の独立性の高さなどの特殊性を踏まえ、法改正により別途規定をされたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

わかりました。

では、次に新たに制定する条例の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

新たに制定する内容は、大きく2つございまして、1つはただいま申し上げたさまざまな地方公務員法第3条・第17条・第22条で限定をされておりましたさまざまな非常勤の職種を、第22条の2第2項において会計年度任用職員として統一した任用を行うということが1点でございます。また、もう一点としましては、地方自治法の改正によりましてこれまで支給ができなかった期末手当の支給に関する規定を整備するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

職種が一本化されるということと期末手当がいただけるということで、これは一般職の非常勤職員の方の処遇改善の条例と捉えていいのか。それと、対象者が限定されるのか、全ての職員が対象になるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

国の地方公務員法と地方自治法の改正の狙いとしては、先ほどご答弁させていただきましたように、1つは任用を明確にするということと、1つは処遇改善の意味合いで期末手当を支給する、2つの要素があるものというふうに考えております。

また、今回、これもご答弁させていただきましたが、今の全ての非常勤職員さんは、来年度4月から全て会計年度任用職員に統一をされますが、その中で期末手当を支給される方につきましては、

一定の勤務時間等を確保された方に限られますので、期末手当の要件につきましては現在週何十時間以上働いていただいた方について支給をするということで、別途規則のほうで検討しておりますが、全ての方が期末手当の対象になり得るものということではないことだけをご答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

全ての方が会計年度任用職員にはなるけれど、期末手当がいただけるかどうかというのはこれからということでもいいんですね。

次の会計年度任用職員にすることで何がかわるかについて、お伺いをしたいと思います。

給与については、自治法の改正ではフルタイムとパートタイムに限定されているとあるんですが、フルタイムであると給与になって、パートタイムであると報酬であるというふうに規定をされております。亀山市の職員のフルタイムとパートタイムの割合について、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在任用している職員の中でフルタイムの臨時職員は1名のみでございまして、残り全ての非常勤職員さんはパートタイム職員に該当するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

1名以外は全てパートタイムであるということを確認させていただきました。

先ほど少し期末手当に触れていただいたんですけど、条例を見ますと年1.45月とありますが、これは国からの規定なのか、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

期末手当の支給につきましては、地方自治法の改正により支給が可能となったもので、総務省の作成した会計年度任用職員制度事務処理マニュアルでは、期末手当は任期が相当長期にわたる者に対して支給すべきものであるが、常勤職員に適用される制度を基本としつつ、各団体の実情、任用の実態等に応じて細部において異なる制度設計をすることは差し支えないとされております。このことから、自治体の判断により支給するかどうかも含め制度設計が可能となっているというふうに考えております。

本市の制度設計におきましては、正規職員の支給割合が現在年2.6月、再任用職員は年1.45月でありますことから、これらの率を原則とし、県内他市の状況も考慮の上検討した結果、1年の任用であります再任用職員と同じ率が適切と判断をいたし、年1.45月としてご提案を申し上げているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

再任用職員と同じ率でということ、確認をさせていただきました。

もう一つ、1つの会計年度を条例で明確化することによって、更新されない根拠となる可能性はないのかについてお伺いしたいと思うんですけど、つまり、条例化することで解雇できる根拠になるのではという懸念があるというふうに少し聞いておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度任用職員の任用期間は、1会計年度の範囲内となっておりますが、これを再度の任用を行わない根拠とすることは全く考えていないところでございます。改正後の地方公務員法第22条の2第2項では、会計年度任用職員の任期をその採用の日から年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることとし、同条第6項において任期については職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする配慮義務の規定が設けられており、これは再度の任用をしない根拠ではなく、適切な任期を設定するための規定であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、職務内容についてお伺いしたいと思います。

現状でも非常勤の保育士さんが担任を持つなど、正規と同じ職務を行っているということが問題視されておりますが、今回の条例制定によって同一労働とみなされるのか。これは保育士だけじゃなくて、本来正規職員がすべき仕事をこの条例によって負荷されていくことにならないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度任用職員制度を導入することにより、期末手当の給付が可能とするなど非常勤職員に対する処遇改善にはなりますが、処遇改善と職員配置とは別途のものと考えております。

まず、今の非常勤職員の職務内容につきましては、これも議員ご指摘がありましたように正規職員の補助的業務を行うものと、そのほかにも給食調理員さん等で正規職員と余り差のない業務もあると認識しておりますが、今回会計年度任用職員制度を導入することによりまして、こういった職務が劇的に変わってくるということは想定していないところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

確認をさせていただきました。

最後に、予算措置についてお伺いをしたいと思います。

条例制定における来年度予算の見込み額と、国からの財政支援があるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、会計年度任用職員制度の導入に当たり、今回賃金単価の見直しと期末手当の支給を行いますので、現時点におきましては来年度8,000万円程度の増額を見込んでいるところでございます。

あと、国による財政措置でございますが、総務省の会計年度任用職員制度事務処理マニュアルでは、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定と規定をされていますが、現在国からは具体的な財政措置は示されていない状況でございます。このことから、増額分につきましては、現時点で全て市の一般財源となる見込みと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

さまざま聞かせていただきました。

次に移らせていただきます。

先に議案第70号のほうをさせていただきたいと思います。議案第70号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、お伺いをしたいと思います。

これは午前中岡本議員のほうから具体的にいろいろ聞かれましたので、すごくよくわかったんですけど、2つちょっと聞かせていただきたいと思います。亀山市の職員の中で、過去に若年性認知症になって後見人がつくことで、退職を余儀なくされた方はいるのか。これまでだったら多分これは退職をしていかなければならなかったんだと思うんですけど、そういう方がいらっしまったのか。また、全国的な状況はどうだったのかについて、1点お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、本市におきましては、成年後見人制度により失職した事例はございません。また、全国的に見ましてもほとんどの事例はございませんが、平成23年に大阪府の自治体において、臨時職員が被保佐人になったことにより失職したケースがあると伺っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

1件あったというふうに聞かせていただきました。

この条例を見ますと、ことしの12月から施行となるというふうには書かれておりましたが、そうすると来年度の新規採用には間に合いませんが、令和3年の新規採用では間に合うと思うんですけど

ど、対象者となれるのかについてと周知についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、今回の地方公務員法の改正により職員になれない、または競争試験、もしくは選考を受けることができないとする、いわゆる欠格条項からは、成年被後見人または被保佐人であることが削除されましたことから、他の応募資格を満たせば採用試験を受けることは可能でございます。これも議員ご指摘のとおり改正の施行期日が令和元年12月14日でございますので、今回試験はもう既に公募をさせていただいておりますので、今回の4月1日に向けた試験には間に合いませんが、12月14日以降に実施する市職員の採用試験からは応募が可能となると考えております。

また、このことにつきましては、一部欠格条項という形で市職員になれない方ということで広報等でも周知をしておりましたが、そういった欠格条項から外れることとなりますので、そういったことも広報の中でしっかり周知をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に移ります。

議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定子ども園条例の一部改正について、お伺いをしたいと思います。

来月からの消費税引き上げに伴った増収分の一部を子ども・子育て支援に活用することから、今回の改正が行われていると認識をしております。今回改正される内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本議会に提案いたしております議案第63号から65号により改正を行います3つの条例につきましては、この10月からの幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、関連する制度のうち条例を根拠とすべきものについて定めるものでございます。具体的な改正内容としましては、まず議案第63号の亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正につきましては、公立幼稚園の利用者負担額の限度額について、従来の6,000円から政令を引用する形でゼロ円とするものでございます。

次に、議案第64号の亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に必要なさまざまな手続や運用に関し必要な規定を定めるものでございます。なお、本条例の改正につきましては、議案の修正をさせていただいております。その概要といたしましては、先月30日の官報の修正により明らかにされたもので、本市には事例はございませんが、特別利用保育の利用に関する一部規定など

の誤りを修正するものでございまして、実務的な影響はないと考えており、制度上の必要から修正を行ったものでございます。

最後に、議案第65号の亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の用語改正に合わせ、引用する用語の改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

幼・保の無償化に係る改正だと認識をしておりますが、次に無償化の対象施設についてお伺いをしたいと思います。

幼稚園・保育園・認定こども園以外にも子供を預ける施設はありますが、対象となる施設について全てお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

市内にございます幼児教育・保育の無償化の対象となる施設といたしましては、まず今回の制度改正以前から子ども・子育て支援新制度に位置づけられた施設であります特定教育・保育施設として、認可保育所が公立8園、私立4園の12施設、認定こども園が公立・私立が各1園で2施設、幼稚園が公立4園となりまして、計18施設となります。また、特定地域型保育事業として、市の認可を受けております小規模保育事業所が私立で2カ所となり、子ども・子育て支援新制度への移行施設としましては、合わせて20施設となっております。

次に、今回新たに子ども・子育て支援新制度に位置づけられ無償化となる施設につきましては、特定子ども・子育て支援施設等がございます。これに該当する施設といたしましては、私立幼稚園が1園、三重県への届け出を行っている認可外保育施設が待機児童館ばんびのほか民間で3カ所となっております。このうち認可外保育施設1カ所は休止しておりますため、現時点で利用可能な特定子ども・子育て支援施設等は4カ所というふうになってまいります。また、障がい通所施設のほかファミリーサポートセンターの利用についても、保育要件等の状況によって無償化の対象となってくるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

さまざまな施設が無償化の対象になるということで、親御さんたちからも本当に喜びの声を聞かせていただいておりますが、次の申請に係る手続についてお伺いをしたいと思います。

基本的には必要がないというふうに聞いておりますが、その認識でいいのか。それから、あわせて広域保育の保護者への周知はいかがなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには一定の手続きが必要となってまいります。子ども・子育て支援新制度へ移行済みの施設につきましては、先ほど議員も申されましたとおり基本的に施設・利用者ともに改めて手続きを行う必要はございません。一方で、今回新制度上に位置づけられた施設におきましては、市町村の確認が必要となりまして、特定子ども・子育て支援施設等につきましては、施設・利用者ともに手続きが必要となってまいります。この特定子ども・子育て支援施設等につきましては、施設が無償化の対象としての要件を満たすかどうかについて、施設から特定子ども・子育て支援施設等確認申請を行っていただき、市において確認を行います。これにより、確認された施設は無償化の対象となります。

次に、利用者におきましては、保育要件の有無によりまして無償化の対象範囲が変わりますことから、子育てのための施設等利用給付申請を行っていただき、市が認定を行うことで対象の範囲などを決定し、無償化の実施というふうな手続きとなってまいります。

また、市外への広域対応の件でございますが、これにつきましても基本的に市外の施設に通うお子さんにつきましても、私どものほうで認定を行いますことから、私どものほうから案内をさせていただくということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ混乱のないようにしっかりと周知をお願いしたいと思います。

それから、最後の給食費の自己負担について、無償化後も給食費は自己負担になると聞いておりますが、保護者に対する周知と徴収方法について最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回の無償化の実施におきまして、利用者負担額は無償化となりますが、先ほど申しいただきましたとおり、これまで利用者負担額に含まれておりました2号認定児、これは3歳から5歳の保育所型の給食費のうち副食費、これはおかず・おやつというものにつきましては、無償化後も保護者の負担となりまして、実費徴収を行うこととなっております。こうした制度の変更点につきましては、現在在園する施設を通じて保護者への周知を図っているといったところでございます。

また、その徴収につきましては、公立園におきましては、これまでの利用者負担額の納付と同様に、保護者の同意を得た上で口座振替による納付を基本というふうに考えております。一方で私立園につきましては、利用者負担額は市がこれまでは徴収しておりましたが、今後におきましては各施設において徴収するというふうなこととなってまいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

3歳から5歳というふうに今言われたんですけど、もう既に6歳になっている子もいるんですよ、この学年に。その子たちは対象になるのかどうか、最後に確認して終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

6歳に到達したお子さんにおきましても、5歳児クラスと一緒に保育を受けていただいているということで、対象ということでございます。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時10分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

代表質疑ということで、主に3点、議案第73号の30年度の一般会計の決算の認定、議案第60号の会計年度任用職員に関する条例の制定、そして議案第63号を初めとする幼稚園・保育園の無料化関連について、簡単に確認をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず議案第73号の一般会計の認定でございますが、質疑の内容は、平成30年度を「緑の健都かめやま」の具現化に向けた展開の年と位置づけて予算編成をされた。どのような展開があり、その意図は達成できたかという質問でございますが、この質問を用意した背景というか考え方なんですけれども、従来から決算議会と呼ばれるこの9月議会で市長を初めとするいわゆる総括は、いろいろ会議録等を眺めてみたんですけれども、主要施策の成果報告書もそうなんですけれども、冒頭が30年度、ことしの場合は30年度の行政経営の重点方針、ことしで言うなら展開の年と位置づけたということで、いろんなことしの場合は亀山駅周辺の事業、川崎小学校、山車会館とかいうハード事業とか、あるいは都市マスタープランの作成、鈴鹿川の源流、乗合タクシーとか、そういうことを述べられていて、そこで単年度収支は幾ら、実質赤字は幾ら、プライマリーバランスがどう、経常収支比率はどうなると、それで結果、平成30年度決算においては各種指標が前年度に引き続き良好な結果が得られたから財政の健全化を確保できたということなんですけれども、いわゆる冒頭の主語は展開の年と位置づけたと言いながら、最後のくくりが、それではどう展開することができたのか、どの程度の満足度で、あるいは成果で、あるいはもくろみの中でこういうことが展開できたという総括がなかなか見当たらないからこういう質問をしたんです。

いみじくも実は午前中の岡本議員の中でも同じ質問が出て、市長が私の質疑を意識されたのかどうか知らんけれども、展開の年では一定の成果があったとお答えになったんです。それは初めてなんです、これ。展開の年で始めたけれども、展開の年はどうだと初めて私は聞いたような気がするんです。ただ私は、この一定の成果とはどういう成果なのかという、これを聞きたいんです。一

定というのは全然わからないです。例えば、先ほどの駅前周辺も、同じように一定の推進ができた。本当に予算の執行率が十数%で次年度に繰り越した予算が莫大に多い中で、これも一定の成果と。一定とは何かということも含めて、これは通告はしてありますので、平成30年度「緑の健都かめやま」の具現化の展開の年の総括、どうかということです。どのような展開をもくろんで本当に展開ができたか、こういう視点で答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中の総括的なお答えをさせていただこうというふうに思っておりましたが、今の質問のご趣旨は、一定の成果、これの中身をどう考えるかというご趣旨でございましたけれども、そもそもやっぱり総合計画の2年目という年でございましたので、当然、約30の施策、そして296の施策項目を重層的に展開していくと、それを前へしっかり進めていこうということでスタートをした年でございました。個々の事業、あるいは財政指標につきましては午前中から申し上げたとおりでございますし、これは議会と行政との決算審議ということになりますと、膨大な施策事業について情報を共有すると、公の場で情報を共有するというところで、私どもは、この行政評価につきまして議会のほうに提出をさせていただいた成果シート、それから事務事業評価シート、それから主要事業の成果報告書、あわせて部門別の計画の実績報告等々につきましてご提出をさせていただいて、個々の事業については、その課題と進捗につきまして明確にさせていただいておるところであります。

一定の成果と申し上げますのは、個々それぞれに、あのシートの中でも明確にさせていただいておりますが、行政の中での評価、あるいは外部の委員さんの評価をいただいて、この議会の決算審査に提出をさせていただいております私どもの評価としては、それぞれ課題はありますものの、総体的に緑の健都の具現化に向けまして、本市が豊かな自然や歴史・文化と共生をしながら持続的に発展し続けられる都市であることを目指した一年として、各事業におきまして課題はありますものの一定の進捗を図ったというふうに考えておるものでございます。

当然、今度は議会サイドからこの執行取り組みに対して評価をいただく、議会の行政評価としてこのご審議をいただいておりますので、そこにつきましては、ぜひその成果の中身ににつきましてご審議をいただけたら結構かというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

決算というのは、1つには財政の健全化と、それから施策及び事業の着実な推進をチェックすると、それについては議会のほうにたくさんの資料を出してあるから、分野別とか主要事業の、この中で議会自体が評価をしてくれということと理解はしますが、やはり形として、私としては展開の年と位置づけたということが冒頭あるならば、それに対する評価を決算のときにはきっちり位置づけをするくせをつけるということはいかがですかということをつまもります。

次に、これも展開は図れたかということで、2番目の項で、健康都市政策の推進を図ることがで

きたのかということなんです。当然、緑の健都、これは自然、それから歴史、あるいはまち、あるいは産業が調和したそういうまち、それからもう一つは、心身ともに健やかな健康を過ごせる人ですね、だからまちと人が健康であると、これが緑の健都だというような概念で私は捉えているんですが、本当に健康都市政策は30年度進んだのか、総括をお願いします。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

健康都市政策の推進につきましては、都市の環境そのものを健康にしていこうとする健康都市の考え方にに基づき、特に健都サプリプロジェクトにおきまして具体的な取り組みの協議を重ねてまいったところでございます。

そういった中で、平成30年度におきましては、特に公共施設の受動喫煙の防止対策や市独自の健康マイレージ事業の構築について取り組んだところでございます。議員ご承知のように、望まない受動喫煙に着目いたしまして都市の環境そのものを健康にしようという健康都市を目指す本市において、市民の健康を守り生活の質を向上させるための重要な取り組みとして捉えてまいりました。

また、公共施設の受動喫煙に関しましては、各施設の実態調査を行いまして、市広報でもお知らせしましたように、たばこの害の特集を組むなど、関係部署との連携のもとに亀山市公共施設の受動喫煙防止対策のガイドラインを進めてまいったところでございます。

また、個人の健康づくりに向けた取り組みといたしましては、本年1月から3月まで三重とこわか健康マイレージ事業として連携をいたしまして、平成30年度亀山市健康マイレージ事業を実施いたしました。

なお、この事業におきましては、本年度、その取り組みを拡大・充実させるという意味合いのもとにさらに市民の健康増進につなげるため、今定例会の委員会にも、その資料として当該事業の進め方をご説明させていただく予定としております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

冒頭、健都サプリプロジェクトをご紹介いただきました。

私の認識ですと、30年度は健都サプリの活動は、私は余り積極的ではなかった、いわゆる展開を年ではなかったと思うんです。仮に受動喫煙の防止、これは国の法律なんですね。この法を、いわゆる亀山独自の健康推進政策ではない。それから、とこわか云々も県の事業に乗った事業なんですね。それで、やっと私は今回の現況報告の中で、それからマイレージは30年度、僕はほとんどかかってないはずですよ。例えば現況報告の中で、ところで亀山市は健康都市連合の県内唯一の加盟自治体であると。それで先月、香川県で健康都市活動に携わっている方と交流を深めたと、緑の健都の意義と健康都市政策の重要性を再確認したと。そのために健都サプリプロジェクトの積極的な推進を図り、市民の健康を支える環境を整え、市民の健康寿命の延伸につなげたいということなんです。

私は30年度に展開ができたのかという質問を聞きながら、私は今やっとこの健都サプリが動いてきた、そういう気がしてならない。つまり、展開の年の総括としては、30年度は健康都市政策

の亀山独自の展開は余り見られないが、次年度に引き継ぐというぐらいの総括を正直に僕は言うべきだと思うんです。例えば決算とは関係ないんですけど、来月から健都サプリ、三重とこわか健康マイレージ事業、本市独自のものを展開するんだと資料をいただきましたよ。さっぱりわからんです、あの事業は何をやるのか、来月から始まる事業がね。そういう意味では、本当に私は30年度、健康推進政策が展開した、これは素直に、私は余り展開しなかったが、やはりここでエンジンをつけかえて今推進しているんだという答弁にはならないんですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、具体的な事例として2つ挙げさせていただきました。それぞれ個々の事業展開は積極的に進んでまいったと思っておりますし、先ほど議員申されましたように、この健康都市施策の中でも一つ一つ、この健康都市連合の加盟団体として情報収集を行う中で、市民の皆様お一人お一人に転化できないかというような意味合いで進めてまいっております。

今、評価される中でようやく動き出したんじゃないかということのご評価をいただいておりますので、私どもといたしましては次の評価につなげてまいりたいと思っておりますし、我々の事業展開の中で大きく捉えておりますのが、市民と行政が、例えばこのごろよく言われるウイン・ウインの関係だというようなものの位置づけに持っていけないかと思っております。

健康は、物事を考えるときの大前提の一丁目1番地だと思っております。我々の健康福祉部といたしまして、それを構築できるような事業展開を引き続きやらせていただく中で、人の健康であったり、まちの健康であったり、多様な物の考えで進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと意味がかみ砕くことができないんです。

実は、緑の健都、総合計画の将来都市像を制定するときに、市長とこんなやりとりがあったと思うんです。緑の健都、当然亀山が持つ大きな資源である歴史とか、あるいは自然、これを守る。そして、亀山市が、いわゆる財政的にも、あるいは行政運営にしてもオープンで開かれた行政、そういう意味ではまちも健全であると、これは大事だと。ただし、市民と同じ将来都市像を共有するならば、人の健康、これを亀山市が大きく取り上げて、市民と自分の健康について同じような目標、認識を持って取りかかる、この必要性を私は市長に問いかけをしたところ、市長は一定の理解を示していた。

総合計画は、もう3年目に入ります。2年目、30年度は展開の年、本当に市民と一緒に健康の人づくり、まちづくりをキャッチフレーズのように緑の健都がまちの中をこだまするような雰囲気は、全くまだ展開されていない。その意味では、人の健康に対して非常に私はポテンシャルを持ったまちであると考えますので、ぜひ推進をしていっていただきたい。これも決算のあれですと余りありませんけれども、私のあれですと展開は少しダウンしているけれども、もう本当にエンジンをつけかえて再スタートするというような総括をしたいと思います。

次に、議案第60号の会計年度職員に関する条例の制定について、3つほど簡単に質問をします。

まず、この提案をされた制度は定員適正化計画に変化があるのかという項目なんですけれども、もちろん定員適正化計画というのは、それ自体はこれから中・長期的に考えるならば、ロボットとかAIとかICTとか非常に環境変化が大幅に変わっていく中で、これは変わってくると思うんですけれども、直近の今策定中の定員適正化計画は、この会計年度任用職員制度とどのようにかわるかということを確認したいんです。

従来から亀山市は非常に非正規率が高い、50%は非正規の職員だとか、先ほどもありましたけれども非常勤の保育士さんが担任を持っているとか、もうフルタイムに近い給食の調理員さんがほとんど非正規の職員だという議論があったんですね。やはり個人の働き方も十分ありますけれども、同一労働・同一賃金であると考えたら、正規と非正規の考え方は、しっかりやっぱりここで整理すべきだということで質疑をします。

報酬、特に期末手当ですね、期末手当の支給、いわゆる処遇を改善するから、本来整理しなければならない正規・非正規の考え方が現状のままに置き去りにならないかということです。言ってみれば、処遇を改善するから、この正規と非正規の人数とか、これはそのままいいんだと安易な考え方に陥らないかという質問をします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度任用職員制度を導入することにより期末手当の給付が可能となるなど、非常勤職員に対する処遇改善にはなりますが、処遇改善と職員配置とは別途のものというふうに考えております。これまでからも申し上げておりますように、真に正規職員の配置が必要である職場につきましては正規職員の配置を進めていくという考えを持っているところでございます。これにつきましては、今ございましたが、本年度策定をいたします次期定員適正化計画の中でしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

先ほど担任を持つ非正規の保育士さんとか、フルタイムに近い給食職員の例を出しましたが、やっぱり本来の正規と非正規の職能とか区分けみたいなのはどうなっているのかと。正規職員でなければできない業務、職能とはどう捉えているか、考え方を聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず正規職員の職能とおっしゃられましたが、まず会計年度任用職員の業務といたしまして、正規職員が行うべき業務以外の業務に従事することとされておまして、今回の制度設計におきましても職務分類を再構築いたしまして、それぞれの職務内容、責任の度合い、職務遂行上必要となる知識、経験、資格等により整理を行ったところでございます。非常勤職員が行う業務につきましては、基本的には正規職員の補助的業務であり、正規職員の指揮のもと行うべき業務というふうに認識をしております。

一方で、本市における非常勤職員の職務内容は多種多様であり、こうした補助的業務もあれば、正規職員と差が余りないような業務というものもあると認識をしておるところでございます。先ほどの繰り返しにもなりますが、今後におきましては真に正規職員が行うべき業務につきましては正規職員の配置を進めてまいると、そのような考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

確認ですが、今、そういう正規と非正規、会計年度任用職員ですね、これも整理ができています。責任とか職能とか実績とか、いわゆる非正規は補助的だということですが、業務的に、もう今整理ができていますか、この条例とあわせて改めて整理をし直すのか確認をします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、制度設計の中で職務分類を再構築するというふうに考えておりました、現在たくさんある職務分類の中から一般業務、福祉業務、教育業務という形で大きく3つの職能に分けて、その中からさらに詳細を分けて全体で6業務ほどに分類をさせていただき、それぞれにおいて月額の給料を定めることというふうに考えております。したがって、今回ご提案しておりますのはあくまでも条例でございますが、それにあわせて、今申し上げた職務分類についても同時に検討させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

3番目の項です。

この会計年度任用職員制度が、やはり雇用期間とか勤務時間に変化が生じる可能性があるのではないかということで、実はここに非常勤職員職名別人数一覧というのがあるんですけど、全部で546名、併任もありますので実際には542名です。31年4月2日現在です。一番多いのは、やはり保育士さんの83名、それから保育教諭を含めると106名なんですね。それからその次に多いのが事務補助79名、介助員66名、給食調理員42名となっているんですが、この中で一定の方は扶養の範囲の中で働きたいという人もたくさん見えるんですね。そういう意味では期間や時間が短縮していくと。その意味で、頻繁に人がかわっていったり募集もしていかなければならないというような、もちろんそれに伴う事務量もふえていくと、そういう心配というか、そういう風景というのは今想像できますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ご指摘のとおり、非常勤職員の中には扶養の範囲内、扶養者の社会保険の中で働きたいと希望する職員もお見えになりますので、そういった職員につきましては扶養の範囲内で働けるような勤務

条件としているところでございます。現在。

会計年度任用職員に移行し、まず単価の見直しも行いますし、期末手当の支給も全部ではありませんが一定の勤務時間を超えれば期末手当の支給も行いますので、現在の勤務条件の方で扶養に入っている方が、その範囲を超える職員も出てくる可能性もあるというふうに考えております。ただ、基本的には扶養に入られることを希望される職員さんは1週間の勤務時間が一定以下という方がたくさんお見えになりますので、このことが大きく影響するという点については、そこまでの認識は持っておりませんが、一部でそういう方が出てくる方もお見えになるというふうに考えております。

市といたしましては、可能な限り非常勤職員さんのニーズを反映した多様な働き方を実現し、その上で必要な労働時間を確保する、そういった採用方法についても鋭意検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

確認させてください。

今のご答弁ですと、期末手当を支給する対象の方は週何十時間以上という意味合いの中では、ほとんどが社会保険の対象者で扶養の中で働く人は少ないんだと。私が心配しているのは、介助員とか保育士とか、こういう方が頻繁にかわられるみたいのが、募集とか、これを心配しているんですけども、ほとんどが社会保険の対象で扶養の範囲内というのは少ないのではないかとのご答弁でよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、非常勤職員さんの中で増額となる要素としては、繰り返しになりますが、まず賃金単価の見直しの部分と期末手当の支給の部分と両側面があるというふうに思います。賃金手当の見直しにつきましては最賃等の増額もありますので、これにつきましては年々上がっておる状況ですので、この賃金単価におきまして増額となることにより扶養を超える可能性というのは一定あるものというふうに思っております。

ただ、期末手当につきましては、繰り返しになりますが、1週間で何十時間以上の勤務というふうになっておりますので、扶養を希望される方につきましては、その何十時間以下の勤務に該当する方がほとんどであるというふうに考えておりますので、そういった方の期末手当の支給というのは余り該当しないだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

もう一度整理をして、再度予算決算委員会の中で質問をさせていただきます。

最後に、議案第63号を初めとする幼保無料化に伴う影響について質疑をします。

通告のとおり、今回の改正により市と保護者の費用負担はどのようになるか、確認の意味で簡単

をお願いします。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

まず、市の費用負担につきましては主な歳入予算で見ますと、無償化の対象者に係る保育所・幼稚園及び認定こども園などの利用者負担額が無償となりますため、本年度の後半半期分で保育所の利用者負担額が7,083万8,000円の減額となってまいります。内訳としまして、保育所で6,290万5,000円ほど、幼稚園で793万3,000円ということで7,083万8,000円。

一方、主な歳出予算で見ますと、副食費の免除対象に対する加算や認定こども園などの利用者負担額の補填分などによりまして施設型給付費が1,625万5,000円の増額となり、子ども・子育て支援新制度への未移行の私立幼稚園の無償化に要する費用で5,126万1,000円の増額となる見込みでございます。

これら歳出の増加分に対しましては、国や県から各事業に応じました負担割合で特定財源がございまして、国庫支出金が5,174万4,000円、県支出金で2,900万円と、総額で8,074万4,000円となっております。これらを合わせますと、本年度の予算における一般財源への影響としましては約3,470万円の負担増というふうになってまいります。こうした一般財源負担につきましては、全国市長会の要請の結果などから、本年度に限りまして子ども・子育て支援臨時交付金として財源措置がなされることとされておりまして、実質的な負担は生じないというふうを考えております。

一方、保護者の負担のほうでございますが、無償化の対象は、主に3歳以上児と住民税非課税世帯の3歳未満児となりまして、該当する方については利用者負担額がゼロ円というふうになります。ただし、今回保育所等を利用する2号認定児につきましては、これまで利用者負担に含まれておりました副食費、おかずとかおやつでございますが、副食費として児童1人当たり4,500円が実費負担になるというような負担の状況でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

はい、ありがとうございます。

市の負担が一般財源として3,400万ぐらい必要だけれども、これは交付金の措置をされるからゼロだと、市の負担はゼロだということなんですけれども、それでは、これは来年4月以降はどうだということは疑問になじまんかもしれんけれども、ただし、これは制度として制度変更の可否を問われている議案ですから、あえて質問をします。

来年度以降の費用負担ですね、どのように算定され、歳入はどうか、お示しをいただきたい。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

令和2年度以降における幼児教育・保育無償化に当たる地方負担分につきましては、地方交付税の算定に当たりまして地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分

の全額を基準財政収入額に算入することとされております。したがって、基本的には新たな地方負担は生じないものとされておりますが、基準財政需要額の算定に当たりましては、その内容について注視していく必要があるものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私、この項目は一般質問にも取り上げてありますので、最後に確認だけをさせていただきます。

基準財政需要額、あるいは消費税分は収入額の中で、今のところ市の負担はゼロじゃなくて、しっかり見えてないということですね、まだ見えてないということですね。さまざまにも国の基準の見直しとか、これはほかの事業でもあるんですね、初めは10分の10の事業が、どんどん年月を重ねると市の負担がふえていく、これが実情です。

私はここで確認をしたいんですけども、一般質問でやりたいもんですから。市の費用負担の大小にかかわらず保護者の負担は今回の基本無料化と、これは水準はしっかり担保をするか、市が市費を一般財源から幾ら拠出をするかしないかにかかわらず、国でいう基本幼稚園・保育園の保育・教育の無料化はしていくということを私は認識していますが、それでよろしいですか。これは最後です。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回実施される幼児教育・保育の無償化につきましては、子ども・子育て支援法や関連します政令などによる国の制度が確立されているところでございます。また、実施に当たりまして、今回改正します本市の3つの条例において必要な規定を定めて実施するということでございます。そうしたことから、来年度以降に国の財政措置が少ないということなどが原因となって、制度実施や、その運用の基準でありますとか、そのあたりが変わるといったようなことはないものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いろいろ確認をさせていただきました。これで議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時58分 休憩）

（午後 4時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡です。

通告に従って議案質疑をさせていただきたいと思います。

私は、議案としては1つだけですね、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてでございます。

先ほど森議員、鈴木議員からも質疑があったと思うんですけども、まず1つ目、今回の条例制定について、市は国の狙いというのをどのように考えているのか。私は2つポイントがあって、1つは非正規の職員さんの採用根拠というのをはっきりする。それからもう一つが、そういった方々の処遇の改善というのがポイントになるかなと思うんですが、その辺の認識がいかかかもあわせてお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度任用職員制度の導入に係る国の狙いとしましては、これまで非常勤職員等につきまして自治体間で任用根拠など運用上の違いもあったことから地方公務員法が改正され、特別職の非常勤の職や臨時的任用の位置づけを厳格化し、また1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職として会計年度任用職員を新たに位置づけたものでございます。また、地方自治法を改正し、会計年度任用職員に対する期末手当などの給付について規定を設け、処遇の改善を図ったものでございます。

議員からは、非常勤職員の採用についての厳格化と期末手当の支給に対する、この2つが国の狙いということでしたが、議員ご所見のとおりだというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほどの前の質疑の中で、期末手当のほうというのはよく聞かれていたと思うんですけども、この採用根拠のほうで、つまり国からこういうふうに改定をしてくださいよという話が来て初めてぐちゃぐちゃになっている、曖昧になっている根拠というのを整理し始めた自治体が、実はたくさんあるんじゃないかなというのが実態なのかなと思うんですけど、まず亀山市は今回、この整理、会計年度任用職員制度の適用というのが来た中で、そういった今まで曖昧、そのときに曖昧だったので整理する必要があった事例というのは何か該当しているんでしょうか、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からありましたように、今回、国の狙いの中では非常勤職員制度の明確化を図るとい、この一つの目的がございます。これは先ほどもご答弁させていただきましたが、例えば非常勤職員を地方公務員法第3条の特別職として任用した場合、その非常勤職員には守秘義務が課され

ないという制度上おかしな運用がございましたり、例えば、本来緊急等で欠員補充をするために採用した職員については選考を伴わなくてもよい事例が、ずうっと選考を伴わない採用の仕方で行われておったりということで、いわゆる地方公務員法第3条と17条と22条の運用が各自治体においてまちまちであったものを、今回の制度改正により会計年度任用職員として一本化するというのが国の狙いでございます。

その中で、本市におきましては平成21年度に非常勤職員の任用制度を整理いたしまして、それまで不明確であった任用根拠を地方公務員法第17条と22条に限定いたしましたところでありまして、そのため他の自治体であるような特別職の任用でありますとか、本来趣旨に沿わない臨時職員の任用はございませんが、会計年度任用職員制度を導入することで、より安定的な雇用の確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今回に至るまでに平成21年の時点でこういったことを、採用根拠について整理をするきっかけがあったというようなご答弁だったと思います。

この議案なんですけれども、私としては考えるポイントというのは2つあると思っております、1つは、これは国から適用してください、移行してくださいということで上から落ちてきた仕組みではあるんですけれども、この国から私たち亀山市という自治体に落ちてきた仕組みというのが、果たして得なのか損なのかというところですね、ちょっと言葉を選ばずに言うとといたしますか。

もう一点が、実際にここにかかわってくる非正規の職員さんの働き方という、ここで働き方が保障されるのかというのは、私の基準としては、自分が思うとおりの働き方というのが思いどおりにできるというのが働き方だと思っておりますけれども、私の質疑の中では、今その非正規の職についている方というのは今の時点で自分が望む働き方をしていると仮定をして、この制度が変わることによって、この望んでいる働き方について何か変化が出てくるのかどうかというのを、この質疑の中で追いかけていきたいなと思っております。

では、2点目の期末手当ということなんですが、この算出根拠、正規の方が2.6カ月分、再任用の方が1.45カ月分の期末手当が出ているということで、再任用の方の期末手当が基準になったということでありました。

もう一度お伺いしたいのが、これは再任用職員の方の期末手当が基準になったというのはどういう理由でしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず本市の期末手当を制度設計するに当たりまして、正規職員の支給割合が現在年2.6月で、再任用職員が年1.45月であることから、まずこれらの率を原則とし、県内他市の状況も考慮の上、検討した結果、再任用職員は任用が1年任用でありますし、今回の会計年度職員も1会計年度ということですので、最長の任用期間は1年ということでございましたので、検討した結果として再任用職員が1年ということで、同じ率で支給することが適切と判断をいたしましたところでございま

す。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、続いて財源についてです。

今のところ8,000万円程度、この期末手当に係る財源を市の一般財源で用意するというようなご答弁だったと思うんですが、改めて市長にお伺いしたいのが、これは国からの財政支援もなくして市単ですね。市単独でも一般財源でこれを捻出していくよというような考え方について、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この本市で任用をしております非常勤職員につきましては、多様化する行政需要に対応するために福祉、教育など、さまざまな分野において正規職員の業務補助を行っていただいております。そのほかにも専門的な知識・経験を要する業務などに従事をしておりまして、公務を効率的かつ効果的に遂行する上で重要な役割を担っていただいております。また、市職員として正規職員とともに各場面において市政運営を支えていただいておりますというふうに認識をいたしております。

今回のこの会計年度任用職員制度の導入によりまして期末手当の支給は可能となりますので、今ご指摘のように、国による財政措置がなくとも亀山市といたしましては一定の要件を設けた上でこれを支給することといたしますし、経験年数に応じた報酬額の設定など、これからも非常勤職員の皆さんが意欲とやりがいを持って働いていただける仕組みを構築いたしていきたいというふうに考えております。まさにこの新たな制度導入につきましては、本市の組織に活力となる重要なものであるというふうに認識をいたしておるところであります。

また一方で、国の財政措置の要望につきましては、今日までもそうですが、今後におきましても全国市長会、東海市長会等々を通じてしっかりと要望していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市長から答弁いただきましたが、これはもともになる法律にはうまいこと書いてあるなと思うのが、期末手当を出すことができるという言い回しなんです。つまり、自治体としては出しても出さなくても道というのはどちらもあったと。それで実際問題、これは執行部ともやりとりさせていただいて、財政的にはかなり厳しい自治体であれば、もしかしたらこの期末手当を捻出することができない、出せないこともあるだろうということなんですけれども、まず亀山市として、やっぱり選択肢として残されていた期末手当を出さないという考え方もあったと思うんですが、そういったことというのは検討に上がっていたんでしょうか、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、9月定例会で会計年度任用職員制度の条例改正を提案させていただきましたが、14市の中で、この9月定例会に条例を提出したのが8市ございまして、残りの6市は12月定例会ということになっております。その中で、8市のうち2市が期末手当をどんな条件であっても支給しないというところがございます。

そのようなことから、県内の2市の状況もいろいろ確認をさせていただきながら、他の6市の状況も勘案した上で、先ほど市長からもございましたが、非常勤職員のモチベーションを高めるといふ、そういった意味合いからも、今回期末手当の支給に踏み切ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

まあ、やっぱり国ができるという、もとの法律で書いてあるように、出すことも出さないこともできると。実際は、まだ三重県内にもそういう市がありましたということなんですが、やっぱり市長も、もちろん今の段階で採用されたときに、そういう期末手当、ボーナスというものはないもんだよという条件の中で働いてもらっている方が該当すると思うんですけども、ただ、これはみんなが今度支給されるよとなってきたときに、やっぱり出るところ出ないところでは、出ないところはやっぱり優先順位としては落ちてしまうでしょうし、これから非常勤、非正規という働き方をしたいと応募される方にとっても、やっぱりボーナスがあるかないか、期末手当があるかないかというのが基準になってきて、やっぱり一定の人材の質の確保としては必要な予算措置になってくるのかなと思うんですが、もちろん亀山市も、いつもこの決算議会なんかでも議論になっているとおり、持続可能な財政運営というのをやっていかなきゃいけないですとか、やっぱり事業というのを選択と集中で選んでいかなきゃいけないという議論があるんですけども、とにかく今回こういう期末手当が出るということなんですが、この基準でこの先しばらく期末手当というのは出していくことはできるんでしょうか。いきなり例えば来年はありませんでしたということも可能性としてはあると思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、会計年度職員の期末手当の支給に関する規定を条例で提案させていただいておりますので、これが単年度で終わるとかということは全く考えておりませんし、持続可能な自治体運営ということの中で、この制度についても持続可能に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

しばらくは、すぐに期末手当が出なくなるということはないようにはしてもらえというようなご答弁だったと思うんですが、3番目の支給の条件についてということなんですが、先ほどから余りはっきりしないんですけども、この期末手当が出る条件、さっきの質疑でも議論があったと思うんですけども、一定の要件を満たす方に期末手当が出されるということなんですが、この一定の要件って、もう一回お伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この一定の要件というのは、週何十時間以上働いていただいた方に、マックスでいきますと週38時間45分というのが正規職員のマックスの時間だというふうに考えておりますが、非常勤職員さんの中には、先ほどこれは鈴木議員からもございましたが、扶養の範囲内で働きたいという方につきましては、例えば週20時間でありますとか、そういった勤務をされてみえる方もございますので、例えばそういう方に期末手当を支給したら、逆に一定の130万という金額を若干超えるような形の中で、せっかく期末手当を支給したのに、最終的にはその職員さんのためにならなかったという、そういった事例もありますので、そういうことも勘案した上で週何十時間以上の勤務の方に、基本的には扶養の範囲を超えても働けるような条件でお勤めになっている方に支給するような形で制度設計を行っていきたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今回はこの条例が出てきた中で、まだ制度設計をこれから行っていくという答弁だと思うんですけども、だから制度ができれば、その何十時間という何十というのも幾つかというのも明らかになると思うんですが、それっていつごろになりますかね。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

一定の週何十時間という一つのシミュレーションは、もう正直させていただいておりますし、この制度を議会でお認めいただきましたら、当然今の非常勤職員にも周知をさせていただかなくてはなりませんし、新しく応募いただく方にも広報等で周知をさせていただかなくてはなりませんので、これは規則で定めることとなりますが、お認めいただきましたら速やかに時間のほうも設定させていただければというふうに考えております。

基本的には、繰り返しになりますが、扶養の範囲で働かれる方と、それを超えても働かれる方の一つそういったところが基準になってくるのではないかと、そのような認識を持っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

この議案が可決されれば速やかに制度が全貌をあらわすというような答弁だったと思います。

それでは、3つ目の制度移行に伴い大幅な人員配置の変更が発生するのかということなんですけど、私は、さっき鈴木議員が扶養の中でというふうに質疑の中で触れられましたけれども、やっぱり同じようなことを思いまして、つまり緻密に、私は幾らぐらい稼ぐかなという中で、それを超えるのか、それともそれまでに抑えたほうがいいのかというふうに、それぞれの家計が計算をしてそれぞれ働いているんじゃないかなと思うんで、例えばその扶養の範囲内を超えてしまうのであれば、も

うこの仕事は続けられませんわ、ほかの仕事を探そうということで、結構大量というか、ある一定数といいますか、多くの方が続けられない、やめてしまう。あるいは、そのためにその人員を組みかえなきゃいけない、そういう対応をしなきゃいけないというようなことも想定できないこともないかなと思うんですが、そのあたり大幅な人員配置の変更というのは発生しないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

基本的には、そういった望まないものが支給されることによって離職を余儀なくされるということになることについては当然避けなくてはいけないというふうに思っておりますので、そういったことを想定した上で制度設計を行っていきたいというふうに考えておりますし、今、週何十時間ってちょっと煮え切らない答弁になっておりますが、そういったことも今の非常勤職員さんの実態を十分把握した上で週何十時間という設定は行うべきであるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど、この会計年度というのが解雇の根拠にならないかということ森議員は触れられていましたけれども、この会計年度任用職員さん、会計年度でももちろん更新はされると思うんですけども、1年で終わりではなくて、継続して働いたり更新を続けていくということがやっぱりあると思うんですけども、この制度変化によって、そうやって継続して働く、更新をしていく方にとっては有利な制度にはなるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度職員として任用されることによって、更新を続けることで非常勤職員さんが有利になるのかということでございますが、これも先ほど市長からご答弁申し上げましたように、賃金単価につきましては経験年数に応じて増額をしていくという、そういった制度設計を考えておりますので、現在の非常勤職員制度では極端な話、何年間働いても単価は皆さんと同じであります。今回の制度導入により、少しではありますが、経験年数によって賃金単価の上乗せも考えておりますので、そういった意味合いからすれば、継続して働いていただく方については有利な要因もあると、そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、4つ目の該当する職員の働き方についてということなんですが、つまり非正規で働く、特にフルタイムじゃないという方は、ほかにやりたいこと、ほかに働きたいことがあるということが、いわゆる副業というものが考えられると思うんですけども、この副業について何か様子というのは変わってくるのかなということをお伺いしたいと思います。これまで規定はどうだっ

たのかということと、私が言う非正規の方が副業に当たる実例というのは何人ぐらい該当していたのかということについてお伺いをいたします。そのときにあわせて、例えばこういう職に当たっている方が別でこういう副業をされているよというような、もし実例が挙げられるのであればお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在の非常勤職員制度は地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ営利企業への従事はすることができません。つまり、今働いている方は、もし副業する場合はそれぞれの任命権者に許可を受けた上で働いていただくということになります。それと、今回会計年度任用職員制度が導入されれば、この営利企業に対する任命権者への許可というのは不要となります。それが制度改正でございます。

その上で、この許可を受けて現在ですが、職員が営利企業に従事している件数は、本年度で現時点で47件ございます。その内容は、例えば給食調理員さんが学校の夏期休業期間で、例えば放課後児童クラブの指導員に従事したり、統計調査に従事したり、そういったものが例として挙げられます。

パートタイムの会計年度任用職員につきましては、ただいま申し上げましたように、営利企業への従事等の制限の対象外となりますので兼業の許可を受ける必要がなくなりますことから、今後におきましては、その方々は、よりフレキシブルな働き方が可能になるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あともう一つ、1週間の中で大体、その非正規プラス副業で、週の中でトータル大体2日間ぐらい休みを確保できるものであればいいよというような基準があったと思うんですが、そのあたり、私の認識はいかがですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

基本的には、今までは任命権者が許可を行う場合に、実際に本業として働いておる業務に支障を来さないような形での業務、それと、その業務内容によりまして判断をいたしておったところでございますが、今回任命権者の許可がなくなりますので、基本的には、働いてみえる方が副業が可能な場合には副業ができるというような制度に改正をされたものであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

以上で、私のほうでポイントにしたい質疑というのは展開させていただいたんですけども、こういった非正規の方に対する条件の整備というのがある中で、ただ、その条件がわかった上で、実

は実際現場に入ってみて、業務についてみて、こんなこととは思わんだとか、あるいは、ほとんど正規の人と変わらんやん、やっておることがということで、やっぱり悩んでいたりですとか苦労されている方というのがいるというのは、一方で亀山市が抱える問題になるかなと思います。

この制度への移行とともに、たくさんの議員がやっぱり問題視されている亀山市全体の定員の適正化ですとか正規・非正規の割合というのもしっかり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

以上、少し時間を残しましたが質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をしますが、順序を入れかえさせていただきます。

まず、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。取り上げるのは、一般会計のうちの土木費、都市計画費、都市計画総務費の亀山駅周辺整備事業についてであります。

ちょっと冒頭で言っておきたいんですけども、きょう一日聞いておまして、例えば一般会計の予算の決算を見て執行率が88.1%だということを聞かれたのに対して、市長は、その認識について何ら答えない。それから先ほどは16億円、この亀山駅の周辺整備事業ですけども、16億円の予算のうち14億もの繰り越しがされているのに事業の推進が図られたって平気で答えるわけですよ。じゃあ、事業の推進が図られなかった事業って一体何なんですか。10%を下回るような事業は図られなかったりするんですか。16%で図られたと言うんですよ。こんなね、やっぱり真摯に決算に向き合わない、こういう姿勢はやっぱり改めていただきたい。このことを申し上げて入りたいと思います。

決算によると、先ほど言いましたように、予算現額が16億9,000万、支出済額は2億7,000万ほどです。予算現額というのは、当初予算に補正予算、それから前年度からの繰り越し予算、これを加減した総額というふうに言われています。これでいきますと、予算額の16%ほどしか支出しなかったということでもあります。この予算を審議しました去年の3月議会で、私はこういうふうに言いました。この事業の予算は、年度内に執行できず翌年度に繰り越さなければならない事態も十分に想定できると。議会として執行できる見通しのない予算案を認めるわけにはいきませんということまで申し上げました。この時点で、そういう繰り越しをせざるを得ないような状況というのは予測されたというふうに私は思っています。この14億という予算の枠を例えば別の予算に割り振ったら、もっと市民サービス向上の予算が組めたんじゃないか。そういう意味では、丸々14億もの予算を使わずにしてしまった市長の予算編成上の責任は、私は重いというふうに思います。

まず最初にお聞きしたいのは、16%という執行率、こういう異常な決算となった原因は一体どこにあるのか、この点についてお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

16%しか30年度については執行できなかった原因ということでございますけれども、やはり亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発事業におきまして組合設立が2月になったというところでございます。非常に権利者等との協議等もございまして、いろいろなそのような部分で執行がおくれたというところでございますけれども、年度末には組合が2月に設立いたしましたので委託業務を中心に発注を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

予想されたとおり、組合の設立はおくれたと言われるんですけども、この組合の設立については再三言ってきましたけれども、権利者の全員合意が必要やということを、あなた方は再三駅前の権利者の方に言ってきた。ところがこれをほごにして、都市再開発法でいう権利者の3分の2以上の賛成があったらできるんだということで、全員合意がないまま強引にやられた。それで、やっと2月に組合が設立された。そういう強引な形で組合を設立してでも、それでも予算が執行できなかったんですよ、これは。という問題です。

それで、やっぱりこの14億もの予算、繰り越しをされましたけれども、今現在どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。現在のこの14億についての執行状況、それから今後、これが執行されるのかどうか、できるのかどうか、見通しをお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発事業におきましては、本年の2月に組合が設立されまして、同3月、組合におきまして、施設建築物や公共施設の設計、建物評価、権利変換計画の作成等の委託業務を発注いたしまして事業の推進に当たっているところでございます。権利者の従前の権利を新たに建築される施設建築物に関する権利に一括して変換するための権利変換計画認可に向けて、今現在進めているところでございます。現在は、権利変換計画の作成に必要となります権利者の従前資産の評価額の算出を行っているところでございます。

スケジュールの関係で年度内の執行がどうなんだというところでございますけれども、見通しもあわせてということでございますけれども、平成30年度からの繰り越し予算につきましては、予算のうち多くが、組合が行う施設建築敷地内や公共施設整備区域内にある建物等の補償費や用地費に対する補助金や負担金となっております。これらの予算を執行するためには、基本的には権利変換計画認可を早期に得る必要がございます。

また一方で、道路や駅前広場の整備区域に係る補償に当たりましては、各権利者の同意がいただければ組合により権利変換計画認可前に事前補償を実施することができるとされておりますので、そのような方策も考えてございます。事前補償につきましては都市再開発法第82条におきまして、公共施設の用に供する土地は当該公共施設を管理する者に帰属すると定められておきまして、公共施設の用に供する土地の取得について担保されていることから実施可能とされておきまして、本事業において地区外へ転出されます権利者の転出先の確保や生活再建等への費用として補償費の一部

を早期に支払うことが可能となるものであります。これらの事業推進に向けたさまざまな手法を実施することによりまして、予算の執行が可能であるというふうに考えております。

今現在の執行額でございますけれども、14億に対しまして3,600万程度でございます。2.54%、発注済み額で計算いたしますと約2億8,000万程度でございますので、約20%でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあひどいですよね。半年たって2.4%ですよ、執行率がね。それで、今これからの見通していろいろ言われましたけど、一番のネックは権利変換ができるかどうかなんです。権利変換は、これは特別委員会でも聞きましたけれども、あくまでも全員合意が絶対要するというふうに言われました。結局、その全員合意がとれるのかどうかという問題になると、私は到底とれないだろうと思います。そういう中で執行できるわけがないんですよ、予算をね。

もう一つは、これは議案質疑なんで私は言うだけにとどめておきますけど、事前補償と言われますけれども、権利変換ができて、ようやく全体を壊したり、いろんなことができるようになって初めて補償が出せると私は思うんですよ。でないと、そこができていないのに、権利変換がまとまっていけないのに、事前に補償したはいいが、権利変換がまとまらなくて事業をストップしたらどうなるんですか。払ったお金は誰が後から負担するんですか。困るやないですか、そんなことしたら。あなた方の発想というのは、もう必ず先でちゃんとなっていくですよという前提で払うわけですよ、事前に。しかし、これは事前に払ったはいいけれども、事業がストップして、お金が予定どおり入らなくなったら、どうするんですか、事前に払ったお金はという問題が起こるわけですよ。だから、こんな事前補償なんてできるわけがないですよ。

だから、いずれにしたって権利変換がきちっとできる、このことがない限りお金は執行できないですよ。そのことだけ。これは12日の日に私は一般質問でやりますので、そのときにやりたいと思います。

それから、今後考えたいというような、執行できなかった場合、これは余りにも無責任ですよ。現実にあと6カ月なんですよ。そのときに、やっぱり行政の職員というのは、あらゆる事態を想定して考えなければなりません。だから、こういうケースではどうする、こういうケースではどうするというのが当然考えられてしかるべきなんですよ。だから、14億が私が言ったように執行できなかったという場合どうするのかということは、これは当然行政の人間であれば考える必要があるんですよ。

それで、この問題、1つは繰り越してきたお金ですよ。それと、繰り越しの繰り越しはできない。つまり1年度、翌年度には繰り越してはできるけれども、もう1年度繰り越しはできないですね。ただし、限定的に事故繰越を認めるという制度があるわね。ところが、事故繰越で調べてみますと天変地異とある。だから、よほどの事態がない限り、大きな災害が来るとかね、そんなことでもない限り理由にはなりません。今のような権利変換で合意が十分得られないとか、こんなことは事故繰越の理由にはなりません。

だから、そうなってくると一体どうするんかということですよ。これは14億使えなかったら予

算を流してしまうのか、不用額として流してしまうのか、この辺のことはいろんなケースを想定して考える必要があると思うんです。そういうことも考えてないんですか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

今現在、組合では予算執行も含め事業推進に向け取り組みを行っておりまして、権利者との協議や権利変換計画作成に全力で取り組んでいる状況でございます。また、これらの取り組みによりまして繰り越し予算を含めた予算執行が図られるよう、市といたしましても最大限支援・協力を行ってまいりたいと考えております。

なお、予算が執行できない場合の対応につきましては、必要に応じて国や県と協議を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

はっきり言いませんけどね、国や県と相談しても決められているんですよ、財政法で。特別なことはできません。

最後に市長にこれをお聞きしたい。

この執行率がわずか16%で、これを繰り越して、今執行率は2.4%なんです。こういう決算だけに限定しますけれども、16%に終わったこの決算、一体市長はどのように認識してみえるのか、これはしっかりと決算に向き合って認識を教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

30年度の決算におきます駅前の整備事業、これは施策評価シートの中でも明記をさせていただいておりますが、きょうも午前中にお答えをさせていただきましたけれども、確かに組合設立がおくれたことによりまして全体的なスケジュールが後ろへずれてきておると。これも本当にそのように承知をいたしておりますし、そういう中で私どもとしては、この事業が本当に現在組合におきましても、この予算執行も含めまして、とりわけ大変難しい権利変換の作業を、今鋭意努力をいただいております。したがって、この権利変換がしっかり進んでまいりますように、私どもとしても支援・協力をしていくことに尽きようかというふうに思っております。

執行率につきましては、申し上げました大きな建物の権利変換に伴う補償、それから用地費、この金額が14億の中で、ほぼ8億、9億という数字でございますので、かなりを占めておるところでございますが、現在、その権利変換に向けて努力を重ねておるところでございますので、しっかりその事業推進に努力をしていきたい。これは平成30年度の私どもとしての反省等々も踏まえまして現在努力をいたしておるところでございます。当然、組合が進めていただいております事業、それぞれの権利者の皆さんの思い、あるいは背景がありますので、議会の皆さんがおっしゃっていただくような、これは丁寧に、上から押し込んでいくということではなくて丁寧に進めてきたとい

うふうに理解をいたしておりますけれども、その結果、随分その設立がおくれたということにつきましては大変残念に思っておりますけれども、今後しっかり、この30年度の事業の推進を、本年度において前へ進めていきたいというふうを考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

反省のないところには発展がありません。

16%という執行率の最大の問題は、やっぱり見通しが見つからないものを無理やり予算をつけたんですよ。そここのところが根本的に誤っているんですよ。だから、そのことをやっぱりしっかりと反省した上で考えていかないと同じことを起こしますよ。そのことだけ申し上げておきます。あとについては12日の一般質問でやらせていただきます。

次に、会計年度任用職員の問題です。

これについては、もう本当に朝からたくさんの方がやられましたんで、省略しながらやりたいと思います。

まず1点目に、今回の会計年度任用職員の創設で、市の正規職員数と非正規職員数、これがどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和元年9月1日現在における正規職員の数は585人、非常勤職員などの非正規職員の数は572人でございます。来年度、会計年度任用職員制度に移行することにより、現在の非常勤職員の数については基本的には現状を維持するという方向でございますので、会計年度任用職員制度を導入することによりまして正規・非正規とも大きな変化があるというふうな認識は持っていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

正規・非正規の割合は変わらないということでありました。後で定員適正化の問題で、この問題については触れたいと思います。

私は、6月議会でこれは一般質問をさせてもらいました。そのときに、山本部長はこう言いました。現在の制度を基礎として設置する職の種類や勤務時間、勤務日数、休暇制度を検討しているというふうに言われた。現時点で約80種類ある職種について19の区分により賃金が設定されているが、これをおおよそ6種類程度に区分すると答弁。先ほどちょっと触れられましたけれども、この職の種類、それから勤務時間、勤務日数、休暇制度はどうなるのか。

それから経験年数がふえることによって昇給もあるというようなことも答弁されましたけど、その点についての答弁を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず職能整理の考え方でございますが、先ほど議員おっしゃられたように、今賃金単価ごとに19の区分に分かれております。今回、この会計年度任用職員制度の制度設計におきましては、これらの職種を業務ごとに一般業務、福祉業務、教育業務の3つの区分に大別をいたしまして、これを職務内容や責任、職務遂行上必要となる知識・資格等の要素でさらに区分をして、おおむね6区分とする方向で検討しております。

また、どうしてもこれらの区分で整理ができない職種につきましては別に区分を設けることも考えておりますので、6ないし7ぐらいの区分で整理がされるものというふうに考えております。

次に、勤務時間、勤務日数、休暇についてでございますが、これも6月議会にご答弁申し上げましたが、勤務時間及び勤務日数につきましては、基本的にはこれを導入することによって変化が生まれるということではなくて、現状を維持する方向で考えているところでございます。

また、年次有給休暇につきましては現行どおり付与することとし、年度の繰り越しも行っていきたいというふうに考えております。

また、年次有給休暇以外の休暇につきましては、総務省のマニュアルにおきましては、国の非常勤職員とのバランスを考慮して必要な制度を整備することとされておりますことから、国の非常勤職員の例により現在検討しておるところでございます。具体的には、非常勤職員さんに対しまして、病気休暇でありますとか介護休暇などの付与について検討いたしているところでございます。

加えまして、継続して任用される方につきましては、賃金単価におきまして経験年数加算というものをお考えしております、わずかではございますが、経験を持って働いていただいている方と1年目の方につきましては経験年数でそれぞれ差をつけさせていただきまして、それにつきましては今回条例で定めております給与表の中でそういったものを明確にしていまいたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おおよそわかりました。

今回のこの制度でフルタイムとパートタイムに区別されるということなんですが、どうも今回の条例はパートタイムだけやということなんです。先ほど何かフルタイムが1人見えるというようなことを言われましたけれども、フルタイムの場合も規定が要るんじゃないかと思うんです。その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、本市の非常勤職員は、ほとんどが常勤の職員よりも勤務日数が少ない非常勤職員というふうなご説明をさせていただきましたが、その中で常勤職員と全く同じ勤務をしている職員が1名ございまして、その方は給食調理員さんの育休代替の1名でございます。これは、私も今回採用の公募をさせていただいたときに、給食調理員さんについて欠員補充プラス1名の増員をさせていただいておまして、そういったことでカバーをさせていただくような形をお考えしております、基本

的にフルタイムの職につきましては来年度以降は存在しないというふうな考え方の中で、全てパートタイムというふうに整理をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、やっぱりフルタイムも想定して条例は整備しておくべきだというふうに思います。

それからあと、皆さん本当にいろいろ聞かれたことばかりなんですけれども、期末手当が1.45という、これについて他市の状況がどうなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

期末手当の支給の他市の状況でございますが、14市中8市がこの9月定例会に提案をいただいている状況でございます。この8市のうち期末手当の支給率を2.6月以内としているのが1市、1.45、私どもと同じ率でしておりますのが4市、1月としておりますのが1市、支給しない取り扱いをしておりますのが2市ということで、計8市でございます。その他の6市につきましては12月定例会に提案予定というふうに伺っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、やっぱり正規・非正規の差をなくす意味でも2.6に近づけるということが必要であろうというふうに思います。

それから最初に言いましたけど、この制度を入れたからって正規と非正規の数は変わらないという問題を言われました。やっぱりこれは前から言っていますけれども、給食調理員さんもそうですし、保育士さん、それから学芸員さん、看護師さん、こういう方は正規と変わらない仕事をしているというのが実態なんです。やっぱりそういうことを考えていくと、当然そういう人を、もう正規にかえていくと、いわゆるそういう枠を正規の枠に変えていくということがやられてしかるべきだと思うんですが、この定員適正化について、当然その定員適正化に反映させていかなきゃならない。そういう方を正規にふやしていくという、そうすると非正規が減るという、それで定員適正化としてはふえるという、こういうことが必要だと思うんですが、定員適正化がどういうふうに見直しをされていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、第4次定員適正化計画の策定に当たり鋭意検討させていただいておるところでございますが、その中で、今検討しておる大きな内容として2つ大別させていただいております。1つは、真に正規職員が必要な職についてはしっかりと正規職員を配置していくという、そのような検討を行っているところと、もう一方では、やはり最新のICT等を活用して、正規職員でなくともできる業務についてはそういった最新のICTを活用しながら業務の効率化を図っていくという、これ

が大きな柱になるというふうに考えております。

そういった中で、これは議員ご指摘のとおりだと思いますが、仮に真に正規が必要な職場にその正規を配置すれば、当然そこにかわりに働いていただいております非常勤職員さんは必要なくなりますので、真に正規が必要な職員が多数配置できれば、正規と非正規の割合というのはおのずと変わってくる、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、今の時点では変わらないけれども、この定員適正化計画の中では変わる可能性があるというふうに理解させてもらいます。

それで1つ聞きたいのは、真に正規が必要な職種というふうに言われましたけれども、具体的にどんな職種を考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず今回、ご答弁の中で正規と非正規の割合が変わらないとずうっとご答弁申し上げておりますのは、第3次定員適正化計画が令和2年4月1日までその効力がございますので、第4次定員適正化計画はそれ以降ということになりますので、そういったご答弁をさせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思います。

それと、真に正規が必要な職といえますのは、これもいろいろご指摘をいただく中で、例えば正規職員と業務に差のないような職種ということで、例えば給食調理員さんでありましたり保育士・幼稚園教諭さんでありましたり、そういった職種については、やはり同一労働・同一賃金の考え方からしても賃金・給与等に大きな差が生じるということは望ましくないというふうに考えておりますので、そういったところの職種を想定してご答弁申し上げました。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ、やっぱりそういう職種については正規職員、いわゆる本来正規職員であるべきところに非正規職員が働いているわけですから、正規職員にしていくという方向でやっていただきたいと思います。

最後に、今ちょっと触れられましたけれども、同一労働・同一賃金の問題で国がガイドラインを出しております。このガイドラインにはこう書いてあります。正社員と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したというふうに言われております。このガイドラインについては基本給、昇給、ボーナス、各種手当といった賃金だけにとどまらず、教育訓練、つまり研修や福利厚生等についても記載をされています。こういうものを含めて合理的な理由がない限り差をつけてはならないと、こういうことやと思います。

そこで、今回の会計年度任用職員制度の導入に当たって、このガイドラインがどのように考慮さ

れて反映されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今お示しをいただいたガイドラインは大きく、これも議員からもありましたが、賃金、研修、福利厚生、こういったものについて具体的な記載がなされておるところでございます。

まず賃金等につきましては、会計年度任用職員制度を導入することにより期末手当の給付が可能となることなどから、一定程度処遇改善につながるものと考えております。また、あわせて賃金の見直し及び経験年数に応じた昇給制度、こういったものも導入しますことから一定の効果があるものというふうに考えております。

また、休暇制度につきましても、繰り返しになりますが、国の非常勤職員とのバランスを考慮し、新たな休暇制度について検討が必要であるというふうに考えております。これは先ほど申し上げた、病気休暇でありますとか介護休暇等でございます。

さらに、研修につきましては、現行では正規職員の受講とで差があるのは事実でございますことから、会計年度任用職員として従事する業務内容等に応じて、さらに検討していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろと聞いてまいりましたが、やっぱり1つは第4次定員適正化計画、これによって多少変わってくるのかなという部分は見えましたが、やっぱり大きく言うと、現状の非常勤職員を法的にちゃんと位置づけることができる会計年度任用職員に置きかえる程度の内容でしかないんじゃないかというふうに思うんですね。前も一般質問の中で言いましたが、もともと地方公務員法で考えられているのは、公務の運営は任期の定めのない常勤職員とすると、こういうことですね。特別に臨時職員であるとかいうものは例外的に定められていますけれども、基本は常勤職員なんだというのが法の精神なわけですね。そういう意味でいうと、単にその非常勤職員を会計年度任用職員に置きかえればよしという問題では私はないと思います。

だからここはきちっと、今まで本来正規が担わなきゃならないところに非正規が配置をされておった部分についてはきちっと見直しをしていく、どんどんそこはやっぱり正規に置きかえていくという、やっぱりそういうことが本来この目指しているものではないかなというふうに思いますので、そういう意味では、やっぱり単に置きかえだけではまずいんじゃないかなということだけ指摘をして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 5時09分 休憩）

（午後 5時18分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

まず今回、議案第63号から議案第65号までの幼児教育や保育の無償化に関連する各種条例改正とかの質疑を通告させていただいております。それに関して、通告の中では今回の制度改正が市の財政運営に与える影響についてということで通告させていただいておりますけれども、これにつきましては、ちょっと先ほども鈴木議員のほうからの質問の中でもあったと思います。この特に財政運営に与える影響という意味で、事細かな内容はちょっとほかの方もされますので、市に対してこの制度がどういうふうな影響を与えるか、特にお金の問題、やはりこの辺が一つ大きな話になってくるとは思うんですけれども、今年度に関しましては、これは補正予算にも関連する予算が計上されていて、説明の中でも一応足らず前に関しては臨時交付金というような形で出てきたということですが、来年以降はまだ制度が余りはっきりしないような感じで、標準財政需要額にここら辺が盛り込まれるんじゃないかということで、そういうことできちっと担保はされるような言い方を、多分国はしてくるんじゃないかというようなことではあると思うんですけれども、ただ、幾ら標準財政需要額がとかいうても、実態としては、やはり市にとって厳しくなるというような話もよく聞かれます。その辺は一体どうなのかという点につきまして、もう一回お聞かせ願いたいと思います。

本当に大丈夫と思われるのかどうか、その点どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

令和2年度以降の地方の負担についてですけれども、鈴木議員にも答弁させていただきましたように、地方交付税の基準財政収入額に算入するというふうなことは、国のほうの出ておりますホームページにも書いてあります。ただ、基準財政需要額というのは、国のほうが例えば人口10万人ぐらいのところでは幾らぐらいかかると、そういうふうに標準的な額で算入されていきますので、亀山市の現実の額との乖離があるからということ、そういうところは不安でありますので、そういうようなところは注視していきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど次長のほうからいろいろと話がありましたけれども、やはり、あくまでも標準的なものを担保するにはそれぐらい要るだろうということで国も算定をしていると。裏返せば手厚い保育なり幼児教育をしているところは、そこまではもしかしたら見てくれないかもわからん、そんな話があると思うんですけれども、それで、もう一つ、今後の来年度以降の実際の保育所なり幼児教育な

り、その辺の関連施設の運営に関するお金も当然なんですけれども、やはり今回のような無償化という話になると、どうしてもやはり確実に利用者がふえる傾向が出てくると思われます。

従来、保育園や幼稚園にやらなくても自分で育てようというふうな方々が、そこまで安いんだつたら自分はやはり働きに出てみようかというようなケースも出てくるかもわからん。やはり料金を下げるとするのはそういうふうな影響も出てくると言われます。

それで、やはりそんな話になってくると施設数の不足ですね、待機児童がもしかしたらふえてくるかもわからん、それに見合うような施設を整備せなあかん、そんな話になってくるかもわかりません。当然それに見合う人員の確保もせなあかん、その辺のことを思うと、来年度以降の運用に係るお金、それ以外の部分というのもちよっと考えていかなあかんのじゃないかと思われますけれども、その辺はどういうふうにお考えか、その点もご見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

まず、少し今回の無償化によりますニーズの動向の部分について少し触れる必要があるのかなと思いますので、その面から、どういうふうな運営を考えておるかということでご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今回の無償化によりますニーズへの影響といたしましては、昨年度実施いたしました亀山市子ども・子育てに関する調査結果報告書の設問におきまして、現在施設を利用している保護者が、この無償化の実施により利用したい施設の有無について確認をしております。その回答の状況を見ますと、無償化による利用意向に変化がない方が最も多く71.7%となっております。反対に、無償化により利用意向に変化を生じる方といたしましては、保育所へニーズの流れる方が10.3%ほど、逆に、幼稚園へニーズの流れる方が7.1%となっており、やや保育ニーズへのシフトが生じる結果となっております。

こうしたことに加えまして、以前から見られます保護者の就労環境や家庭環境の変化などから、やはり議員も申されましたように、保育ニーズの増加や低年齢化への影響というのは想定されるところでございます。

こうした傾向に対する私どもの対応というか考え方としましては、今後において市内の就学前の教育・保育施設の再編といったものが待機児童の解消とあわせて非常に重要であると考えているところでございます。こうした施設の再編に当たりましては、現在の子ども・子育て支援事業計画でもお示しをしておりますように、多様なニーズの変化に対応でき、幼保のよさをあわせ持つ認定こども園の整備を基本に、その具体的方法については今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

動向としては保育に対するシフトが見込まれる、それほどの変化ではないかもしれないけれど。その中で、やはり私もその辺はちょっと感じてはおったんですけれども、この保育と幼児教育、この辺の施設の再編ということで、やはりこども園化という話が出てくるのかなというふうには思い

ました。

ただ、このこども園、そもそも幼保一元化という話の中で、子供は幼稚園・保育園とか関係なしに、やはり一緒なんだから一緒に育てるのがいいんじゃないかというふうな話もあったんですけども、やはりもともとこの国の幼保一元化の動きというのは、子供側にとってどうかというよりも、やはり財政運営上、やはり効率性を求めるみたいな話のほうがどうしても先に立っていたので、やはり担当の方々からは、そうやって積極的に進めるべきものではないのではないかというような話もありましたし、以前にも私もこの場でご紹介させていただいたこともありますけれども、実際その亀山の職員の部長さんが、やっぱりこども園というのは、もともと保育園と幼稚園、こういうふうなものがそれぞれ運営できれば本当はええんやけれども、それが運営できないような自治体が一緒にして、何とかそれを運営していくという苦肉の策であるようなことを言っていたりもしまして、本来、その子供を一緒に育てることのよさみたいな部分ではなくて、やはりどうしても、これは亀山市に限ったことではないですけども、全国的にこの幼保一元化というと、どうしても財政運営という意味では、この国の制度改革によって地方自治体に負担が結局出てくるような感じになってくるかもということだと思います。そんな中で、やはりこども園化にせざるを得んような状況も出てくると思いますので、やはりその中で、こども園に対して本当にどの辺がええのか悪いのかというような、前々からこども園の検証という話がありましたけれども、やはりその検証の部分はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと長いこと言わせてもらいましたけれども、これについては終わります。

それでは次に、議案第67号の亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに移らせていただきます。

まず、この改正の背景と趣旨についてということで通告させていただいておりますけれども、この条例の一部改正、制度改革に関しては、この印鑑登録に旧姓がある人は旧姓が使えるようになる。あと個人番号カードに旧姓が記載される、こういう話だと思います。ただ、これに関して説明書きとか説明内容、提案理由の説明とか見えていますと、まず女性活躍推進の観点からというふうにあるんですね。そうすると、これは女性に限った話なのかというふうに思われてしまうんですけども、まずこの点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の条例改正は、住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴いまして印鑑登録証明事務処理要領が改正されましたことから、旧氏をあらわした印鑑が登録できるよう改正を行うもので、性別に関係なく、必要な全ての方を対象とするものでございます。

なお、この政令改正は、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるよう、内閣総理大臣を本部長とする全ての女性が輝く社会づくり本部が決定した女性活躍加速のための重点方針などの閣議決定を踏まえまして行われた経緯がございまして、今回、私どもは国の表現に倣って記載したものでございます。

氏に変更が生ずる要因につきましてはさまざまございまして、社会における活動や個人の生き方

が多様化する中で、就職など職場において身分証明とか、あと契約書等、さまざまな場面で、女性に限らずこの政令の規定に基づいて旧氏の使用を必要とされる方が活用していただけるようにすべきであると考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

女性に限ったことでない、当然といえば当然なんですけれども、こういう表現をされたことに対しては、ちょっと聞き取りとかでも確認させてもらったら、どうしても国からの通達とかがこういうふうになっておったもので、やはり今までのこの書き方に倣ってそのままをちょっと引用したということで、市としては、やはり当然、その女性云々とかではなくて、やはり旧氏を持つ方々、これが全部対象になっていると、こういうふうな話であるということではあったんですけれども、やはりこの辺の話で、もともとこの辺の制度改正の大きな要因となったのが、やはりその辺の女性云々の話で、やはりそうすると婚姻関係で姓が変わるという、この辺がかなり意識されている。実際女性が姓が変わることによって、当然、今回その印鑑登録、実印の話なんですけれども、言ってみれば結婚前と結婚後、男女にかかわらず、これは実印を変更する必要はないという、ある意味これは非常に便利な話ではあります。

ただ、そうなんですけれども、やはりケースとしてはそういうふうなケースは多いかもしれませんが、あくまでも現象としては、旧姓、旧氏を持っている方、例えばというか結婚以外でも養子縁組とかでも変わることもありますもんで、やはりそういったケースのことも想定しなければならないというふうに思うんですけれども、そういうふうなケースもあるんですけれども、ただ、やはりあくまでも結婚によって姓が変わるというのが余りにもイメージ的に出過ぎておるもので、よくよく読んでみると、なかなかちょっとわかりづらい部分がありましたもので、ちょっとその辺の話を聞かせていただきたいと思うんですけれども。

それで、2番目の改正の内容についてというところに移らせていただきますけれども、一番ちょっとその辺で感じたのは、複数回、2回以上姓が変わった方は一体どういうふうになるのかなということだったんですね。まず、この旧姓、旧氏、これを2つ以上持っている方に関しては、一体どういうふうな扱いになるのか。この方々については、その旧姓をどれでも選択ができるのか、あるいは選択した場合に、その後変更はいつでも可能なかどうか、その点はどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この旧氏を記載する場合の原則を申し上げますと、住民票やマイナンバーカード等に記載できる旧氏は1人に1つというふうになっております。旧氏を初めて住民票等に記載する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで記載することができます。これは、氏を複数回変更している場合に2つ以上前の旧氏を継続的に使用している場合も考えられますので、任意の旧氏が記載可能とされているものでございます。

また、氏の変更が生じた場合には、直前に使用していた旧氏に限り変更可能とされており、記載

している旧氏を継続して使用するか、それとも変更の直前に使用していた旧氏に変更するか、選択は可能となっております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

大体のあらましのことをご説明いただいたと思います。

ちょっと先ほどの話で、まず一番最初に関しては、どの氏でも使えるけれども、その後に関しては変更があったときのみ可能で、ただし、それは登録したものか旧氏か、そのときの旧氏かどちらかという選択ができるということでしたけれども、ちょっとこの辺、お配りさせていただいた資料があるんですけども、ちょっとそちらに自分なりにまとめさせていただいたんですけども、ちょっと映していただけますでしょうか。

まず先ほどの話の中で、まず最初に旧氏を住民基本台帳に記載することが必要やということで、例えば、もともとAという名字の方がBという名字になって、そして、もう一回Cという名字になって、現在は名字としてはCだけれども、A・Bという2つの旧姓、旧氏を持っているというような状況のときに、まず最初の旧氏の登録でAというほうを選択したとすると、言ってみれば、もうBというのは、その後、旧氏を、気が変わったというか、それでもう使えなくなってしまうわけですね。それで、次2番の項目で、旧氏申請後に氏に変更された場合は、旧氏がAで現在はCという、その状況の中で、当然CからDに名字が変更された場合、当然新しい氏はDになるんやけれども、その旧氏としてはどうなるのかという話なんですね。

ちょっと先ほど説明いただいたとは思うんですけど、その中で選択できるということでしたけれども、まずこの登録されているAと、新たに旧氏となるそれまでの自分の本当の姓だったC、これが自動的に更新されるのか、あるいは基本的にはこのAが継続されるのか、その点について、もう一度ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

再婚等によりまして氏を変更した場合につきまして、それまで今の例で申し上げますとAの旧氏を使ってみえたということですので、基本的にはAの継続になるわけですが、その直前の姓でございますCを選択することも可能ということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

基本的には一旦登録した旧氏ですね、そのままずっとそれが継続されるというようなことです。そういうことではあるんですけども、それで、ちょっと3番というふうなことでも書かせてもらうんですけども、ここの3番のケースなんかはめったにないことやと思いますけれども、なぜそんなことをお聞かせいただいたかといいますと、旧氏を登録した後に、1回ではなくて複数回また変更がなされた場合、これはずうっともともとの旧氏のAが変更されるわけですけども、まずDに変更されたときに旧氏の変更をしない場合は、次のEに変更した場合にもう一回変更しま

すかどうかという話が出てくる。このEに変更しますかどうかというときに、いや、実はDに変更したいんやとなってしまうと、ただこのDというのはもうリセットされてしまって、もう、そのAかDかというのを選択する前の変更のときに変更していないと、これはもうなかったことになってしまうと、こんなことが起こり得るわけですね。

何でこんなことをいろいろ聞くかといいますと、結局、そういったことが実際起こるか起こらんかというのは別にしまして、やはりこういった話で、かなり現場でややこしい話がちょっと出てくるかもわからんということで、実はこの辺の話は事前に現場の方にも聞いてみたら、やはり現場の方とほかの上司の方で見解が違っていたりしたこともありましたが、窓口できちっとこの辺の説明をしないと、やはり後からそんな話は聞いてないがやというようなことで、ちょっとトラブルにもなりかねないかなというふうに思いましたもので、ちょっとその辺、やっぱりきちとした周知というか、その辺が必要になってくるかなと思うんですけども、その辺の周知の考え方というのは現時点でどうなっているのか、その点だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

旧氏の記載に当たりましては人によりましてさまざまなパターンが考えられますので、そのため、この住民への広報に当たりましては、まず全てのパターンというのは、もうとても説明できませんので、一般的な、先ほど申しましたようなことについてわかりやすく周知して、より詳細なことにつきましては窓口とか電話とか、その辺で直接ご相談いただきまして、その際に適切に対応できるよう、私どものほうでもマニュアルの整備を進めていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国によるこういうふうな制度改正の中で、やはり地方自治体に対して、実は結構きちとした説明がなされていないというような状況だと思います。

またちょっと余談っぽい話になるんですけども、ちょっと担当の課長ともお話しさせてもらったら、例えば3番みたいにCからDになってEになるような、そんな話よりも、やはり婚姻関係が変わるという意味では一旦もとに戻るもので、例えばC、D、Cとか、そういうふうなことも起こり得るわなという、そのほうが一般的やなと。ただ、そのときに、もう一回もとの姓に戻ったとき、じゃあ旧氏がどうなるかという、例えばそのCで旧氏が設定されていてDになって、今の名字がDでCという旧氏が設定されているときに、もう一回本当の名字がCに戻ったとしても、じゃあそれで旧氏というのが必要ないけれども、じゃあそれが解除されるのかというたら、旧氏としてまだそれは残るらしいですね。ですので、やはりその辺の話も、非常に旧氏と今の名字が一緒やというような現象も起こるんですけども、ただそういうふうなことも実際起こり得るもので、やはりその辺の話は注意していただきたいとは思います。

もう一つ、ちょっとこれは一般の市民の方には関係ない話ではあるんですけども、この条例改正の内容部分の中で、従来磁気テープとしていたものを、これを磁気ディスクに改めるというふうなところもありました。確かに現在、磁気テープから主流が磁気ディスクにほとんどがかわってお

るんですけども、ただ、今はもうディスクといえば、光ディスクとか、あと記憶媒体としてはフラッシュメモリーとかも出てきて、一般的には記録媒体とか記憶媒体とか、そういうふうな表現をとることが多いんですけども、これがなぜか磁気ディスクという話になっている。これはなぜなのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の条例改正につきましては、先ほども申し上げましたが、国が定めます印鑑登録証明事務処理要領が改正されましたことから所要の改正を行うものでございますが、その要領の改正では、データの記憶媒体につきまして磁気テープが磁気ディスクに改められておりまして、また実際には私どもの住民情報システムにおきましても磁気ディスクを記憶媒体として使用しておりますことから、そのように改めるものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

この磁気ディスクという表現については、そこにこの磁気ディスクに準じるものというのも括弧書きで書かれていまして、実際は制度的な整合性のなさというのではないと思うんですけども、ただ結構状況が、社会情勢がいろいろと変化する中で、結構その柔軟性のある表現にしておいたほうがええのかなという中でこういう表現が使われると。実際は国の表現に従ったという部分もあるということでしたので、これはこれではと思うんですけども、やはり先ほどのいろいろなややこしい話やないんですけども、結構社会情勢の変化に対応した制度改正ということで、また今後もちょうとこういうふうな話が出てこないとも限りませんと思いますので、また引き続き、この辺、実際運用的にどうなのかというところはきちっと認識した上で、引き続き見ていっていただきたいなと思います。

以上で質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

通告に従い、順次質疑をさせていただきます。

まず、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてですけども、まず、この決算の内容についてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成30年度一般会計の決算につきましては、第2次総合計画前期基本計画の2年目として事業の着実な推進を図りつつ、計画的かつ効率的な予算執行に努めてまいりましたところ、歳入総額が

215億3,490万8,765円、歳出総額が203億281万1,423円となり、実質収支は10億1,822万8,270円の黒字となっております。実質単年度収支につきましては、財政調整基金を前年度比約2億円増の約8億7,000万円を取り崩したことから、赤字額が前年度の約3億2,000万円から約5億3,000万円となる一方、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、市税収入の増加等により前年度の約7,000万円の赤字から約2億円の黒字に転じております。

一方、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や公債費負担比率につきましては、市税収入等の一般財源の増収等によりまして、前年度に引き続き改善傾向となっております。

このほか、財政調整基金の残高は前年度比で約5億円減の約30億円を確保し、市債残高も10年連続で減少となる約159億4,000万円となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の答弁の内容から聞きますと、平成30年度の一般会計、非常に良好な決算の内容であるというふうに思わせていただきました。

その中で、朝一番にも質問がありましたけれども、この実質収支が10億円を超えるというのは過去にも14億というのがあったと思うんですけど、合併後、それ以来ではないかと思うんですけども、まず10億となった要因をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

実質収支は10億1,822万円で、前年度が約6億8,000万円ございまして、3億円ほど増加しております。その要因につきましては、歳入において市税が約2億8,000万円増、また財政調整基金からの繰入金が増、市債については約2億円の減などによりまして、歳入全体では約1億円の増となる一方で、歳出におきましては前年度比で補助費等が約2億円の増となる一方で、普通建設事業費は約4億2,000万円の減、人件費が約1億7,000万円の減となったことから、歳出全体では約2億円の減となっております。そのことから、実質収支が前年度より約3億円増加したということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、ここから決算に対するその評価、これについて大まかに答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

30年度一般会計の決算につきましては、各種財政指標が良好な結果となったことから財政の健全化を確保することができたものと考えております。しかしながら、財政調整基金は前年度比で約5億円減少しております。

また、長期財政見通しでは、今後、地方税や地方交付税の減収、また歳出では扶助費、投資的経費等の増加を見込んでおまして、さらには次期総合計画の期間中には新庁舎建設が見込まれるなど多額の投資に耐えられるような財政的な底力を蓄えておく必要があるということから、行財政改革を着実に実行していくことが必要であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、一つ一つちょっと分析をしていきたいと思うんですけども、まず市税についてですけども、この市税についてふえた要因ですね、1億円ふえているんで、その要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市税が増収した要因につきましては、まず法人市民税につきましては、一部企業におけるスマートフォン市場への製品供給の業績向上に伴う増収などから約1億増収となっております。個人市民税につきましては、定年退職後も再雇用等で働く方の増加に伴う納税義務者数の増加などによりまして約6,300万円の増収となっております。固定資産税につきましては、評価がえに伴う在来家屋の減価とかございますけれども、平成29年中の家屋の新增築分の増や液晶関連企業等において大規模な設備投資があったことから、償却資産に関する税がふえたことから約1億1,000万円の増収ということで、また軽自動車税につきましては、普通自動車からの乗りかえ需要が増加したことから約820万円の増収となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

きょうも福沢議員からの質問もありましたけれども、企業誘致がやっぱり大きな要因でもあると思うし、今工業団地も増設していますので、そういう中で誘致したというのが大きいかなというのと、それと65歳まで再任用によるその結果で税収がふえたのと、収納率というのも上がっているんですね。だから、こういう全てがプラスの要素になったということで、今回、前年より1億円以上税収がふえたということであるというふうに認識をしました。

それでは、交付税についてはどうだったのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税の2つから成ります。普通交付税につきましては、前年度と比較しますと約1億円の減となっております。その要因としましては、基準財政需要額においては社会福祉費や高齢者保健福祉費の増により約2億9,000万円の増となったものの、基準財政収入額では法人税割や固定資産税における償却資産の増などにより約3億9,000万円の増となっております。基準財政需要額が2億9,000万円の増となった一方で、それ以

上に基準財政収入額が3億9,000万円の増となっております、その差額、約1億円が普通交付税としては減収となったものでございます。

特別交付税につきましては、普通交付税で措置されない災害であるとか、そういうふうな財政需要に対する財源不足に対して交付されるものでありまして、平成30年度におきましては約3億9,500万円が交付されております。

以上、まとめますと普通交付税につきましては約1億円の減、特別交付税は2,700万円の減となりまして、地方交付税全体で1億2,700万円の減となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これは税収が上がったことによつての、そういうのが大きいということによろしいですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

税収がふえると基準財政収入額がふえますもので、普通交付税としては減少するというところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

義務的経費についてお伺いしたいと思いますけれども、義務的経費というのはほとんど減になることは余りないんですけれども、今回人件費については1億7,383万7,000円の減で、率にして4.5%、それから扶助費については1億6,009万8,000円の減の2.9%減、それから公債費も1,320万7,000円減の率にしてマイナス0.6%と。これは全ての義務的経費というのが減っているということはなかなかないんですけれども、この点について、要因をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

人件費につきましては退職手当の減が主なものでございます。扶助費の減につきましては生活保護費、扶助費と臨時福祉給付金の減でございます。公債費につきましては元金の減によるものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

生活保護費が減ったということなんですけれども、これもきょう福沢議員のほうから質疑がありまして聞いておるんですけれども、もう一度、これはどのぐらい生活保護費が減ったのかということと、どういう要因で減ったのかということと2点お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいましたように福沢議員にもご答弁させていただきましたが、生活保護費の扶助費の平成30年度決算額は3億5,608万7,349円でございます。前年度に比べ6,390万8,607円の減となりました。この要因につきましては被保護者の大幅な減少がございまして、平成30年度における生活保護廃止世帯数は例年並みの33世帯であったものの、生活保護開始の世帯数においては例年35世帯から45世帯のところ19世帯であったことにより、年間の被保護者人員が前年度に比べ14世帯、20人の減少があったものでございます。

特に、分析とか個々に考えますと、特に思いますのは、生活保護廃止世帯の中に、今回の場合、高額の医療扶助費を必要とした世帯がございまして、それが多かったのと、あと大人数の世帯が含まれていたことも要因の一つとして捉えております。

私どもといたしましてはセーフティネットの考え方の中で事務を進めておるわけでございますけれども、そのご案内の中に生活困窮者世帯の自立支援に向けたご相談等にも乗らせていただく中で、そういった開始世帯に陥らないような取り組みも引き続きやらせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今のお話ですと、たまたま高額な生活保護世帯というのがなくなったというのと、あと、困窮の国の支援ですか、そこで福祉がやっている施策が少しずつ功を奏してきたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃるような形で進めてご理解いただきたいと思います。ただ、具体的な事例といたしまして、医療扶助費の負担金の中で、その差額が年間4,000万円ほどございまして、大きくその差額の分析の要因となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、地方債証券売払収入というのがあるんですけども、1,149万4,000円、これについて、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

地方債証券売払収入につきましては、第2次行財政改革大綱後期実施計画に新たに掲げました取り組みであります資金運用による財源確保に基づく取り組みでございまして、市が保有する基金の運用を図ったことによる収益でございます。この地方債証券とは、基金における運用の対象金融商

品の一つでありまして、地方自治体等が発行するものであります。

亀山市の基金の平成30年度末の残高は約84億円あります。そのうち預貯金等の運用が約51億円、地方債証券のような債券運用が約33億円でございます。この債券運用につきましては、従前は運用期間を10年以内としておりましたが、マイナス金利政策等を受けまして債券の利率が大幅に下落したため、平成30年7月に亀山市公金管理運用指針を改定しまして、運用期間を10年以内から20年以内と拡大いたしました。また、従前は満期まで保有することを原則とした運用でございましたが、経済環境の変化により金利が変動した場合には、元本割れが生じない範囲で満期の到来日前でも売却ができるという運用を行っているところでございます。

平成30年度におきましては金利が大きく低下し、保有している債券の価格が上昇したため、売却収益を生じる地方債証券の3銘柄、合計で27億円の債券を売却いたしまして1,149万円の売却益を得たところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の答弁ですと84億あって、そのうちの51億が銀行で、その残りの33億が有価証券ということですね。それで、そのうちの今回27億で20年やったかな、間違っていたらごめんなさい、10年か20年かちょっとわかりませんでしたけれども、その27億を有価証券を買って払い戻しをして1,149万4,000円になったという、プラスになったということですか、それでいいですか、ちょっと確認。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

もう一度繰り返しますと、平成30年度末の基金の残高が84億円、そして、その内訳で預貯金が51億、そして債券が33億であって、そのうちの27億円分を売却して、売却益の1,149万4,000円、この27億円売ったのは、5年債、5年償還が23億円で、20年償還が4億円の売却でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これは財務で、担当は総合政策部の落合君が担当してやっているんですか。これはどういうふう
に、何というか、こういう何か決め事ってあるんですかね。80億あったら、その残りのどんだけ使っても、銀行以外の残りの分をどんだけ使ってもええとか、組織の中で何かそういう決まりというの
はあるんですか、その決められた何か、公金の決まりってあるんですか、ちょっとその辺だけ。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基金の資金の出し入れにつきましては会計管理者のほうでやっております。そして、この基金の債券の購入につきましては、平成30年度から財務課が所管となっております。そして、財務課が

日々の金利であるとかそういうのも把握しておりまして、また証券会社からの情報提供によりまして購入するか売却するかというふうな案を、まず財務課のほうで考えます。そして、会計管理者のほうも資金需要が必要ですので、今売ってもいいとか、もうちょっと待ってとか、そういうようなことを会計管理者と協議の上、そして、最終的には市長決裁を受けて債券の売買をしているということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

さっきも聞いておったけれども、51億が銀行で33億が有価証券になっているということで、そうすると緊急時、今全然ないわけですよ、その全部どこかの銀行か証券にかわっておるわけで、緊急時は、その銀行のほうから出してくるというか、そういうふうな運用をするわけですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ちょっと言い忘れたではないんですけど、27億円売って、そしてまた新たな債券を27億円買ってありますので、30年度末では預貯金が51億、債券が33億と、それには変わっておりません。債券の内容が変わったということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと私の質問としては、今、その銀行か証券にかわっておるわけですね、84億が全部。だから手持ちには何もないわけですよ。銀行からはすぐ返すということはできるわね。債券の場合は、それでもいつでも買い取って戻せるということなんですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

債券につきましても、例えば20年償還の債券でも、いつでも売却することはできます。ただし、100円で買った債券が、金利が高くなっている、そういうふうな状況では債券の価格が下がりますので、98円でしか売れないというふうなこともございますので、そういうことのないように、そういう場合には満期まで持つとか、価格が110円に上がったときに売るとか、そういうような金利状況を見て運用しておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

最後に1つだけ聞いておきますけど、全くそのリスクはないということで考えてよろしいですね。確認。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

リスクといいますか、100円で買った債券が100円を割るということは、経済情勢、金利状況によって起こります。しかし、満期まで持っていれば100円で買ったものが100円になるということで、そういうリスクはありません。ただ、価格が下がるという、そういうふうなことは起こり得ます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、経常収支比率の86.5%について、これについてちょっとお伺いをしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常収支比率、平成30年度決算につきましては86.5%でありまして、昨年度が86.7%です。0.2ポイント好転しております。これは県下14市中2位の比率でございます。

なお、経常収支比率につきましては85%以下を目標としておりますので、今後も経常経費の削減を図っていくことが重要であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、あわせて聞けばよかったですけれども、その実質収支比率の7.7%について、これはちょっと非常に高い数字になっておるんですけれども、これについての見解を伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

実質収支比率が7.7%ということで、実質収支、約10億1,800万円に対しまして標準財政規模131億円、それに対する割合を示すものでございます。歳入においては市税や地方消費税交付金が増収となったことによりまして、前年度は5.2%でございましたけれども7.7%となったものでございます。実質収支比率につきましては、歳入と歳出のバランスを見きわめた上で今後も適切に対応していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

櫻井議員は執行率で言うていましたけれども、この7.7%というのは予算をかなり余しておるということの裏づけなので、やっぱりもっと適正に予算を執行していただきたいということをおっしゃいます。

続いて行財政改革について、30年度の実行率について、どのような効果があったのか、そ

の点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

行財政改革の30年度の実績、主な成果といたしまして、1つに新たな財源確保という観点では、不要な普通財産の売却に取り組みまして土地を売却することができました。

また、ただいま申し上げました基金が保有する債券について、売却・購入を行う資金運用に取り組みまして地方債証券の売却収入を得ることができたと。

そのほか、国保会計の健全化のために国保税率の改定を行いまして、また市営住宅の統廃合では野村・住山・新所住宅のうち、退去した11戸の用途廃止を行ったところでございます。

また、平成31年4月から刈り草コンポスト化センターの運営を民間事業者に移譲するなどの成果を上げることができたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

先ほどの有価証券も行財政改革の一環やったということですね。

それでは時間もありませんので、議案第77号平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

まず、当年度純利益2億2,649万7,903円について、この点についてお聞きしたいと思います。

この純利益は、これは多分想定範囲だったと思うんですけども、この金額についての想定内であったかどうかということ、まず聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

平成30年度の純利益は2億2,649万7,903円で、前年度の9,933万7,121円と比べますと1億2,716万782円増加いたしました。その主な理由としましては、水道料金改定に伴い、給水収益などの営業収益が7,636万9,193円増加したこと、また水道配管図データ更新業務などの委託料、それと管路や施設の修繕費などの営業費用が3,920万5,605円減少したことによるものでございます。また、水道料金改定に伴う給水収益の増加につきましては、おおむね当初予算の見込みどおりでございました。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おおむね当初予算の見込みどおりであったということなんです。

では、キャッシュ・フローの計算書の中で資金増加額が170万7,088円ということなんですけど、これではちょっと資金期末残高が6億6,537万9,067円ということになるんですけども、この増加額が余りにも少ないような気がするんですけども、これで大丈夫なのかどうか

ということをちょっと確認したいんですけれども。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

資金残高の増減額につきましては、当初予算では1,016万4,324円資金減少となると見込んでおりましたが、決算においては170万7,088円増加となりました。これにより平成30年度末の資金残高は6億6,537万9,067円となりましたが、資本的支出の建設改良費において1億263万5,640円の予算繰り越しを行っており、繰り越し予算に係る資金減少額を考慮しますと、亀山市新水道ビジョンの財政計画と近いものになるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

想定内の範囲であったということですね。

それでは最後に、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について、当年度純損益2億6,159万2,450円、これについての要因というか内訳を教えてくださいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

病院事業の平成30年度の純損失は1億987万2,890円でございます。具体的な内訳は、まず入院収益、外来収益等の医業収益が12億8,948万3,249円、これに対しまして給与費、材料費などの医業費用が15億3,593万6,524円、差し引き医業損失が2億4,645万3,275円でございます。

次に、一般会計負担金等の医業外収益は2億1,044万4,026円、雑損失等の医業外費用が6,177万6,909円で、この部分では差し引き1億4,866万7,117円の利益となっております。

次に、平成30年度に開設した訪問看護ステーションの事業収益と事業費用を差し引きした損失744万6,193円と特別損失の464万539円を加えたものが純損失の1億987万2,890円でございます。ただ、この純損失の額ですけれども、平成29年度は1億1,643万9,085円ございましたので、30年度と比較しましては、30年度は29年度より656万6,195円減少した結果となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

済みません、ちょっと違う数字を言ってしまいましたので訂正して済みません。

そのキャッシュ・フローについて期末残高が3億6,159万2,450円ということなんですけれども、平成30年度決算も大幅な赤字となったことから、これまでも改革をされてきたと思えますけれども、さらなるその改革というのは何か検討されているのかどうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

キャッシュ・フロー計算書の期末残高は3億5,482万6,080円でございます。期首残高の3億9,796万3,359円と比較すると4,313万7,279円減少しております。しかしながら、平成30年度分の未払金や未収金を勘案いたしますと、平成29年度末と比較して、先ほどちょっとご答弁しましたが、約2,000万円資金が増加をしております。ですので、平成21年度以降ずっと毎年続いてきた資金の減少が増加に転じた年であったというふうに考えております。

また、平成31年度からは職員の健康診断の受け入れ等を始めておりますので、そうした効果的・効率的な病院経営を続けまして、より一層の経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

設備なんですけれども、病院の建物、あるいは設備ですね、この前ボイラーが壊れたとか老朽化が進んでいる中で、今後そういう設備とか建物に対しての費用というのはどんどん膨らんでいくんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のことをちょっと懸念しているんですけど、どのようにお考えですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

施設改修等に係る経費でございますが、森議員か福沢議員のときに十数億、損益勘定留保資金があったやないかというふうなお話があったんですが、そこらを充てて大きなものはほぼ改修してまいりました。ただ、おっしゃるように、もう30年たってまいりますから、その改修以降も発生してまいりますけれども、今回のボイラーと、あと懸念しておりますのはエレベーターぐらいで大きな改修はないというふうに考えておりますが、今からは留保資金を積み上げていって、それに備えていくというふうなことを考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

終わります。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

以上で本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

あす11日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 6時26分 散会)

令和元年9月11日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

令和元年9月11日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第62号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について
- 議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第67号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第68号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第72号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第78号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第79号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 議案第81号 市道路線の認定について
- 議案第82号 市道路線の認定について
- 議案第83号 市道路線の認定について

議案第84号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について

報告第8号 決算に関する附属書類の提出について

報告第9号 健全化判断比率の報告について

報告第10号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第15号 平成30年度亀山市一般会計継続費精算報告について

報告第16号 専決処分の報告について

第2 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

第3 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第4 請願第3号 防災対策の充実を求める請願書

第5 請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

第6 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君

健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番(草川卓也君登壇)

おはようございます。

草川卓也でございます。

それでは、通告に従いまして、議案質疑を行います。

まず、議案第60号、議案第69号、ともに会計年度任用職員制度に関してでございます。

まず、(1)の職務内容についてでございます。

今回の改正は、地方公務員制度の重要な転換であると、そのように理解しております。一般事務、教育、福祉など、さまざまな分野で活躍され、行政の重要な担い手である非常勤職員の皆様であります。これまでその任用における地方公務員法上の法的根拠が大変曖昧であったということで、

今回この地方公務員法で明確に規定され、また処遇改善も行われるということで、本来あるべき形に近づいたと、そのように認識しているところでございます。

一方で、今回の非常勤職員の処遇改善と、職員の同一労働・同一賃金の実現、またその人員配置の改善、これに関してはまた別問題であると、そのように考えております。

制度の中身を確認しながら、同一労働・同一賃金を実現する真の定員適正化を目指して、どのような道筋を描いているのか、そういったことを確認していきたいなと思っております。

昨日、多く質疑が交わされましたので、幾つか省略しつつ、また重なる質問もあるかと思いますが、確認を兼ねて進めていきたいと思っております。

まず初めに、今回の改正によって会計年度任用職員の職務の内容や、それに伴う責任の変化について伺う予定でございましたが、きのうの質疑で会計年度任用職員制度による業務内容の変化であったり、負担増、責任増というものはないということを確認いたしましたので、こちらは割愛いたしまして、配付した資料、まずこちらをごらんいただければと思います。

こちら、総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルから引用したものでありますが、常勤職員と会計年度任用職員の職に関する整理がされています。非常に見やすいので参考資料にしました。

この中で、左のほうに従事する業務の性質に関する要件という項目があります。そこでまずお伺いしますが、この矢印で指すところにあります相当の期間任用される職員をつけるべき業務、これはすなわち常勤職員がつくべき業務であると思っておりますけれども、イコール常勤職員でなければならない業務というのは具体的にどのような業務を指すのか、常勤職員と会計年度任用職員の業務内容の違いがわかるように教えていただければと思います。

○議長（小坂直親君）

1 番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず、会計年度任用職員の行う職務といたしましては、正規職員が行うべき業務以外の業務に従事することとされており、基本的には正規職員の指揮のもと補助的業務を行うものと考えております。

また、ご指摘の総務省のマニュアルの中にごございました相当の期間任用される職員をつける業務というのは、基本的には本格的業務というふうに言われているものでございまして、これは正規職員や、また再任用職員、こういった者が現在担っている業務が該当するものと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1 番（草川卓也君登壇）

本格的業務というご答弁いただきました。

ある総務省の資料によりますと、相当の期間任用される職員をつけるべき業務というのは、いわば組織の管理運営自体に関する業務や、財産の差し押さえだとか許認可といった権力的な業務とい

うものが想定されるとありましたが、これと同じようなものであるという認識でよろしかったでしょうか。確認です。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、おっしゃられたものは、典型的な業務の例示としてされているものと認識をしております、基本議員のご所見のとおりであると考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほど提示させていただいた資料に明確に区分されておりますように、常勤職員と会計年度任用職員では、職務内容にも明確な違いがあると、むしろ違いがあるべきであると、そう規定されたものと理解いたしました。

ちょっと順番を変えまして、次に（3）の公務上の義務、規律、人事評価等についてでございます。

地方公務員法で定められた公務上の義務、規律、人事評価等が、会計年度任用職員にも規定されるとありますが、それによって従来と比較してどのような変化があるのか。あと、常勤職員と会計年度任用職員では、公務上の義務、規律、人事評価などに違いがあるのかどうか伺います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

パートタイムの会計年度任用職員は、これまでの非常勤職員と同様に、地方公務員法の服務に関する規定や、分限、懲戒、人事評価に関する規定が適用されますが、営利企業への従事等の制限につきましては、対象から外れることとなりますので、兼業の許可を受ける必要はなくなるものと考えております。

基本的には正規職員と会計年度任用職員におきまして、服務に関する規定は同一のものと認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

服務に関する規定も、常勤職員と会計年度任用職員の間では違いがないということで、かつ従来とそういった大きな変化というものはないということだと思っておりますが、兼業に関する、副業に関する答弁を少しいただきましたので、そちらのほうの質問をさせていただきたいんですけども、今回、パートタイムの会計年度任用職員に関しては、兼業が可能であるというふうに規定されたと思っておりますが、先ほどもおっしゃっていただいたように、任命権者の許可が不要になって、昨日の答弁でもありましたように、フレキシブルな働き方というのが可能になったと、そういった理解をしましたが、例えば市が会計年度任用職員の勤務時間を通算して時間外となった場合、時間外勤務手当というものを支給するということまで想定されておりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員のお尋ねにつきましては、兼業が可能になるということで、非常勤職員さんが2カ所の職場で働いたときに、通算8時間を超えたときに時間外勤務が生じるのかというご指摘だったというふうに思いますが、少し労働基準法を読ませていただきますと、労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算すると規定されており、この規定の事業場を異にする場合とは、事業主が異なる場合も含むこととされております。

したがいまして、副業に係る労働時間も含め、法定労働時間、つまり8時間を超えて労働させる場合には、当該労働時間を超え労働をさせた事業者が時間外勤務手当を支払う必要がございますので、兼務する職員の労働時間の把握方法について、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ここまで、会計年度任用職員制度によって、職員の業務内容や公務上の義務であったり規律、人事評価、責任の重さ、負担だとか、そういったところに関してふえるということなく、従来どおりである一方で、常勤職員と会計年度任用職員の間で、業務内容が明確に区分されたものと確認させていただきました。

一方で、大きな変化となるのは、（2）の報酬、費用弁償及び手当の部分かと考えております。

きのうの質疑の中でもかなり整理されたなと思っておりますけれども、処遇改善の大きな今回の変化の特徴は3つかなと考えておまして、1つ目が期末手当の支給、2つ目が賃金単価の見直し、3つ目が経験年数に応じた昇給、この3つであるかと、そのように理解をいたしました。

処遇改善に関して、今のところこの3点出ておりますけれども、ほかに処遇改善にかかわる規定というものの、規定されたものがあるかどうか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、今回の会計年度任用職員の導入により処遇改善されますのは、一定の期間働いていただいた方に期末手当を支給すること、賃金改定を行うこと、経験年数による昇給を行うことと、これが大きな報酬関係の処遇改善でございますが、そのほかにも休暇関係につきまして、総務省マニュアルにおきまして、国の非常勤職員とのバランスの観点を踏まえ、必要な制度を整備することとされていることから、国の非常勤職員の例により、現在検討しているところでございます。

昨日もご答弁をいたしました。具体的には、現在年次有給休暇のほかに、夏季休暇、産前産後休暇、忌引などが現在は制度化されておりますが、これに加えまして、病気休暇、介護休暇、子の看護休暇、骨髄等のドナー休暇、こういったものの付与についても検討いたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ここまで聞いていると、本当にいいこと尽くしのように聞こえますけれども、一方で、処遇改善といっても限定的で、会計年度任用職員と常勤職員の賃金差、処遇を全て埋めるほどのものではないと理解しております。

その一方で、また職務内容も明確に区分されますので、この会計年度任用職員と常勤職員の区分というものが明確にした制度が、今回のこの制度であるかなとも考えております。その中で問題は、保育士など特定の職種に見られる会計年度任用職員と常勤職員が、先ほど職務内容を明確に区分すべきだと申し上げましたけれども、そういったところで同じ業務に取り組んでいる、そういった事態があるということが問題だと考えております。

つまり、今回の制度で規定された、明確な区分が曖昧な職があるということ、人員配置で同一労働・同一賃金が実現できていない職があるということが問題であるかなと思っております。今回のこの会計年度任用職員制度によって、この現状が固定化されてしまうのではないかと、そのような懸念を感じております。

その中で、第4次定員適正化計画の中で、このような同一労働・同一賃金という基準をもって、人員配置をどのように改善していくのか、その道筋をいま一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、第4次定員適正化計画の策定中のございまして、鋭意検討しておりますところのございですが、その中で正規職員のあり方、会計年度任用職員との区分、そういったところをご指摘いただいておりますところのございですが、これも昨日のご答弁の繰り返しになりますが、この定員適正化計画の中では、真に正規職員の配置が必要である職場については正規職員の配置を進めていくという、こういう考え方を持って業務を進めておまして、その第4次定員適正化計画の中では、そういったことをお示しさせていただけるものというふうにございしております。

また一方で、これもご答弁の繰り返しになりますが、新たなICTの活用により、業務の効率化を進めていく、この2点をもって、次なる定員適正化計画を策定してまいりたいとそのように考えているところのございします。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、非常勤職員542名いらっしゃると、きのうの質疑の中でも出ておりましたけれども、いわゆる同一労働・同一賃金を実現することができていない、つまり非常勤職員でありながら、常勤職員がつくべき職務についている方というのは、およそ何名ほどいらっしゃると把握されていらっしゃいますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、非常勤職員の中で、正規職員への移行が一部必要となるそういった方々につきましては、昨日もご答弁いたしました、保育士、幼稚園教諭、給食調理員さんの業務などがそれに該当するかという、そういったご答弁をさせていただいたところでございますが、この中で全ての職員が正規に変わっていくという考え方ではなく、その中で適材適所の中で正規に移行していく人数を確認していくということで考えておりました、この人数につきましても、定員適正化計画の中でしっかりと整理してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

つまり、具体的な人数は今のところまだ検討中で示せないというふうなことでよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員おっしゃられたように、具体的な人数につきましては、定員適正化計画の中で検討しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

恐らく、決して少ない人数じゃないのかなと推察するところではありますが、そこで、それだけの方を正規職員化していくとなると、やはり財政への影響というものを考えなければいけないと思います。

昨日も答弁ありましたけれども、来年度の人件費、会計年度任用職員制度だけでも8,000万円の増額と確認しましたが、それに加えて先ほどの答弁でもありましたように、その経験年数に応じた昇給、これも前向きに検討されているということでしたが、それによって人件費が経年増加していくということも想定されるのではないかと考えられますが、そちらはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、賃金単価の見直しと期末手当の支給を含めて、初年度は8,000万円程度の増額になるというふうにご答弁を申し上げてきたところでございます。

次年度以降につきましては、例えば最低賃金の国の見直しでありますとか、あと賃金単価の上昇、そういったところがまだ不明確な部分もございますが、確実に8,000万円以上の増額にはなるものというふうに認識をしておるところでございます、これにつきましても、国の動き等を注視して、しっかりと見きわめてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

やはり長期的な財政負担を考えれば、国の財政支援というものが必須であるなど考えます。

同一労働・同一賃金、先ほどから私強調しておりますけれども、以前から私申し上げておりますSDGs、持続可能な開発目標にも含まれる世界共通の目標であります。国も実際のところ同一労働・同一賃金、この実現に関しては、SDGsの考えにかなう改革を進めていくと、そのように総理も発言しております。

そこで、この項目最後の質問ですが、これまで国への財政支援要望をどのように行ってきたのかと。国はSDGsの目標達成、同一労働・同一賃金の実現を目指すのであれば、やはり国自身が地方自治体の現状を理解して財政支援を拡充すべきと私自身考えます。今後の展望についても同時に伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

総務省の会計年度任用職員制度マニュアルにおきましては、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定と記載されておりますが、具体的な財政措置は現在国では示されておられません。このことから増額分については、現時点では全て一般財源になる見込みでございます。

財政措置の要望につきましては、議会におかれては、去る6月定例会において、会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書を提出いただきました。

市といたしましては、東海市長会通常総会において重点要望を行ったところであり、今後も引き続き、市長会を通じて積極的に要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では引き続き、手を緩めることなく、国に対する要望を継続していただけるようお願いしまして、次に移りたいと思います。

続いて、議案第63号、64号、65号並びに71号、幼児教育・保育の無償化について、質疑に移ります。

まず、就学前障がい児の発達支援無償化についてでございます。

市内在住の未就学児が通っている障がい通所施設の概要と、また無償化の対象者数、また市の負担額など、いわゆる障がい児保育の無償化の概要について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

市内の対象施設概要、また利用者数、負担金等のご質問でございますが、概要につきましては、このたびの無償化に伴いまして、就学前の3歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担が10月1日から無償化する中で、児童発達支援サービスは平成24年度から実施されたものでございま

す。

具体的に申し上げますと、障がいのある未就学児を対象に、日常生活を送る上で必要な基本動作や知識などを習得し、集団生活や社会生活に適応できるよう通所施設等において行う療育に関するサービスがございます。

先ほど申し上げました概要を発達支援として行う施設でございますけれども、市内には2カ所ございまして、三重県の指定を受けましたエイド、または子ども子育てサポートセンター時の旅人という2施設でございます。

この2施設の中で、今後サービスを利用されるであろうということで調査いたしましたところ、8月末現在で、このサービスを必要な受給者証を市が発行しております人数が24名ございました。

24名の内訳でございますが、市内の施設を利用されている方が9名、また市外の鈴鹿、四日市などを利用されている方が14名、あと1名が受給者証は発行されたんですけども、現在そういった利用施設が不明確であった者が1名ということで、合計24名の内訳でございます。

これらの方々が利用されることに対しまして、これまで事業者が利用者に請求していたこの利用者負担金が、事業所からこのたびの制度改正におきまして、国民健康保険事業連合会を通じて市に請求されることになっております。

おおよそ計算をいたしますと、この施行から今年度の最終精算月である2月まで5カ月分を計算いたしますと、一月20万円程度と積算し、5カ月で100万円となります。そのうち財源内訳を申し上げますと、国・県合わせて2分の1、4分の1、それぞれございますので、一般財源負担は25万円程度となる予想をしております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市外の施設も含まれている、14名通っていらっしゃるということでしたが、今回の無償化で、いわば市外の施設に対しても、市内在住の未就学児が通っている場合の分については、亀山市のほうを負担するというところでよろしかったでしょうか、確認です。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そして、先ほど受給者証を持っているのが24名で、1名どちらに通っているのかわからないということでしたけれども、いわば就学前の障がい児保育の待機児童数というのはこの1名ということで、そういった認識でよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほどご答弁させていただきました1名の方は、待機という概念ではなしに、あくまで受給者証を発行する中で、どこの施設をご利用いただくか、今現在見定めていらっしゃる方だと認識しております。よって、待機児童ということでございますけれども、こういった方々のお声として現在承っておりますのは、市内の事業所に集中する中で、ある一定の待機という概念が生まれているかもしれない状況は把握しております。

ただ、この待機というものの考え方以前に、この制度はもともと、児童発達支援のサービスそのものが、この利用の必要な受給者証を受けた方が、障がい児童支援員や保護者自身が作成したサービス利用計画に基づいて、そのニーズに合ったものを市内外を問わず、事業所との契約行為により利用がスタートされることとなっております。

よって、現在市においてこういった人数をお話しさせていただく中で進めてはおりますが、全体の把握というのはなかなか難しいところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

なかなか、サービスの充実という点で、それをなかなか図るのが難しいところなのかなと思いますけれども、私が聞き及んでいる限りでは、今回この対象施設として上げられている発達支援事業所エイドには現在6名のキャンセル待ち、いわばエイドに通いたいけれども、恐らく市外かもしくは市内の別の施設に通っているか、そちらもちょっと把握はできていないと思いますけれども、そういった方がいるということは事実であるというふうに聞き及んでおります。

かつ、このままだと来年にはそういった方が10名ほどふえてくるという、そういった話も伺っているところでございます。

やっぱり障がい児保育には、障がい児保育としてのニーズというものがあると思いますので、今回の無償化によってそのニーズというものがどれだけ増加する想定なのか、そういった調査というのは行われておりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいますように、この児童発達支援のサービスにつきましては、年々増加傾向にございまして、今回の利用者負担額無償化を含め、今後当該サービスを希望される利用者はふえるものと思っております。

調査そのものは現在予定しておりませんが、今後における予定といたしましては、こういったサービスを行う民間業者との連携のもと、利用者の個々の障がいや個性に応じた多種多様なニーズに対応できるよう、児童発達支援のサービスだけではなく、さまざまな療育に関するサービスの充実によりまして、包括的な取り組みを進めてまいろうと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

現場は受け皿をこれから用意できなくなってしまうのではないかと、そういった危機感を強

く感じております。市としてもその危機感を共有して、ぜひこれからより豊富なサービスの提供をできるような環境を整えていただきたいと思います。

続いて、実費負担対象についてに移ります。

今回幼・保無償化といいつつも、実費負担として残る給食費については、昨日も概要について確認されましたので割愛しまして、その中で、全国では給食費を含めた幼・保無償化というものを独自施策として行っている自治体があります。

新聞報道によりますと、三重県内では志摩市において対象者812名の幼稚園、保育園に通う子供の給食費を完全に無償化するという独自の方針を示しまして、今回議会で一般会計補正予算案に関連予算1,900万円盛り込んだと、そのように聞き及んでおります。

仮に、亀山市で同様の施策を行った場合、その財政負担というのはどれぐらいになるのか伺います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本市において、副食費の無償化を実施した場合の影響といたしましては、公立施設での実施で試算いたしますと、1号認定児は関認定こども園アスレのみが給食提供を行っておりまして、対象児全体で、年間で約1,800万となっております。

2号認定児につきましては、保育所8園と認定こども園1園、全体で、年間で約2,570万円となり、総額で約2,750万円となっております。

なお、私立園も含めるとさらに1,410万円が必要となりまして、全体で年間約4,200万円の負担が必要になると見込まれるところでございます。

（発言する者あり）

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

失礼いたしました。

1号認定児のアスレのほうは、年間で約180万ということで、2号児につきましては、保育園8園とこども園1園、全体で、年間で約2,570万円となり、合わせて2,750万円、これに私立園を含めるとさらに1,410万円必要となっておりますので、合わせて年間約4,200万円の負担というところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回、この亀山市では給食費を含めた無償化というものの方向性は示されておりませんが、このような給食費も含めた幼保無償化に対して、亀山市でも検討は行われたのかどうか、どのような判断がされたのか、こちらについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

副食費の無償化につきましては、財源の面もさることながら、実施に関しての課題もあるという

ふうにご考えております。

まず、その課題としましては、保育所、認定こども園、幼稚園などの施設区分による給食の提供体制、この違いがございます。

具体的には、市内の公立幼稚園については、給食提供の義務はございませんことから、弁当を持参していただいております。実費徴収ではなく、現物による保護者負担となっております。そのために、現実的に無償化することにつきましては、積算でありますとか実施方法について問題があるというふうにご考えております。

また、副食とあわせて徴収します主食につきましても、給食提供体制、調理場の問題、ご飯を炊く施設までがないといったところなどの問題から、保育所の大部分は白米を持参していただく現物による保護者負担が基本となっております。これにつきましても同様に、実施するには解消すべき課題があるというふうにご考えているところでございます。

また、こうしたことに加えまして、今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、国の制度でございまして、その基本的な考え方として、副食費については保護者の実費負担が適当であるとされたことを踏まえ、市としての副食費の無償化は行わないとしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

さまざまな実施上の懸案事項、財政の負担も含めて、またそういった義務教育との関連というものもあるのかなと思います。

そういったさまざまな懸案と想定されるメリットもてんびんにかけて判断したものと理解いたしまして、私はその判断に一定の理解を示すところでありますが、一方で、志摩市初め全国では幾つかの自治体で、今回このような独自施策を打ち出して報道でも取り上げられているところであります。

少子化が進む中で、子供の貧困が社会問題化する中で、この話題性の高い幼・保無償化、このスタートに合わせて子育て支援の手厚さという点で、ほかの自治体との差別化を狙うといった、そういった意図もあるのかなと推察するところであります。

どこの自治体でも、幼・保無償化、これから実施されていきますので、一定の効果はあると考えられます。なので、今後もそういった他市町の動向を見据えて、その補助制度の仕組みだとか、実施規模、実現に向けた経緯だとか、財源確保、実施前後の諸課題、実態の調査、給食の無償化が児童や保護者、施設などにどういったメリットがあるのかとか、家計の負担軽減だけでなく、子育て世代の移住・定住、そういったところへの効果について、調査を今後も検討していただきたいなと思っております。お願い申し上げまして、時間なくなりましたので、質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について並びに、議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてお伺いたします。

具体的には、会計年度任用職員制度が創設されるに当たって、該当する職員の勤務への影響についてお伺いたします。

まず、会計年度任用職員制度に移行するに当たりまして、会計年度任用職員は一会計年度を超えない範囲に置かれる非常勤の職と定義され、勤務時間によりフルタイムとパートタイムの2つの類型が設けられたとのことですけれども、亀山市ではこの会計年度任用職員に該当する方は全てパートタイムという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市で想定しておる来年度の会計年度任用職員につきましては、全ての方がパートタイムの会計年度任用職員を想定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

きのうの答弁によりますと、今現在勤務されているフルタイムの方はお1人で、正規の給食調理員さんの育休の代替とのことですけれども、この方も制度が移行されるとパートタイムになるというところでよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、現在は給食調理員さんで1名の臨時職員、この方がフルタイムで勤務されておりますが、来年度は全てパートタイムの会計年度任用職員になりますことから、この方もパートタイムで勤務いただくこととなります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、それによって勤務時間が短くなったり、勤務日数が少なくなったりして、業務への影響があると思うんですけれども、特に給食調理員さん、もともと数が少ないですので、正規職員の負担がふえたりするのでしょうか。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに、フルタイムからパートタイムに変更することによりまして、年間の労働日数が若干減り

ます。しかしながら、きのうもご答弁させていただきましたが、来年度は新たに欠員補充とプラス1名の正規職員を増員して雇用させていただく予定でございますので、そういったところはそういった職員でカバーできるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、今現在勤務されている全ての非正規の職員の方は、ご本人が希望されればまた引き続き勤務することは可能でしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在では亀山市非常勤職員取扱規程により、1年を超えない範囲での任用期間としております。

再度の任用につきましては、必要な職につきまして、まず本人から更新の希望を確認いたしまして、それを所属長が認めた場合には、再度の任用を決定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、制度の移行によって、対象の職員の方、つまり会計年度任用職員になられる方の仕事内容は変わらない。時間単価や休暇など、今は検討中という理解でよろしいでしょうか。それとあわせて、正規の職員さんについて、何か変わることはございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、これまでからご答弁申し上げてきましたように、今の非常勤職員さんが会計年度任用職員制度に変わることによって、サービスの取り扱いが変わるということはございません。

また、その中で時間単価につきましては、現在最低賃金も含め区分を6区分に変更しておりますので、賃金単価につきましては、一部見直しがなされるものというふうに考えておりますし、休暇等につきましても、国家公務員に準じて拡大をする方向で現在検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

正規の職員についてはそれによって何か変わるところはございませんか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

失礼をいたしました。

会計年度任用職員制度に移行することで、来年度におきましては、会計年度任用職員制度へ移行することによって非常勤さんの職員数というのは原則現状維持を考えておりますので、この制度を

導入することにより、正規職員の職務に何か影響があるということについては考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では次に、更新時の評価についてですけれども、今も更新の際には勤務内容などの評価をしていらっしゃると思うんですけれども、更新の際の評価は今まではどんな評価で、制度が移行になると変わるところはございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人事的な評価の関係でございますが、事務補助員につきましては、毎年事務処理能力などの項目について、所属長による評価を実施し、最終所属長との面談により任用を決定しておりますところでございます。

これも含めて、服務規律でございますので、特に会計年度任用職員制度を導入することによってこういう評価方法に変更があるということはありません。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、今その評価の基準というのは公表されていて、今非正規の職員の方はその評価基準を意識して勤務をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、評価基準については、非公開ということになっております。

また、非常勤職員さんにつきましては、毎年度事務処理能力項目については、それぞれ所属長面談によってそれぞれの項目を確認いたしますので、全てこの基準を理解されてみえるかどうかはちょっと私ども理解できないところでございますが、面談等によって一定の項目については理解がいただいているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

評価基準というのは、雇用主が雇用される方にこのように働いてほしいという指針で、ふだんから意識されるべきものだと思いますので、ぜひ目的を共有していただきたいと思います。

それから、この制度移行は対象職員さんの方にはどのように説明をされますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この条例をお認めいただきましたら、速やかに現在任用中の非常勤職員の方々を対象として、会計年度任用職員制度について説明会を実施する予定でございます。

また、新たに採用される非常勤職員につきましては、市広報等で鋭意周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

きのうの答弁で、扶養の範囲内での勤務の方は期末手当の対象ではないということだったと思うんですけども、それですと今回の場合、亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部が改正され、パートタイムに対する報酬を減額の対象とすることとしますという部分が大きく関係してくると思うんですけども、期末手当は出ないけれど、何かあったら報酬は減額しますという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに、今回会計年度任用職員に該当することによりまして、懲戒に関する規定が適用されることとなります。そういった意味で、もしも非常勤職員さんが懲戒等に関する規定の中で該当するようなことになれば、そういったものについては対象になるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは責任だけがふえたということにはなりませんでしょうか。

きのうの、それから先ほどの草川議員の質疑への答弁の中にも出てきました、検討中の賃金単価の増額ですとか、有給休暇の次年度への繰り越し、それから病気休暇、介護休暇などといった新しい休暇の創設など、メリットの部分をきちんと整備していただかないと、今後人間的に厳しいことになるのではないのでしょうか。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに、議員おっしゃられるように、一つ懲戒の対象になるということで大きな責任を負うことはございますが、今、議員からもございましたように、期末手当の対象にはなりません、単価の見直しを行いますし、またその単価につきましても、経験年数に応じて昇給の制度もございます。

また、休暇制度につきましても、病気休暇、介護休暇等拡大をさせていただく予定にしておりますので、そういったサービスの充実も含めて、よりよい制度にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そのメリット部分、これは勤務時間にかかわらず適用ということによろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

勤務時間にかかわらず適用させていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、近年の非常勤職員の応募状況の傾向などをお伺いできますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

事務補助員に関しまして申し上げますと、応募状況はこの5年間を見ますと、減少傾向にあるというふうに考えております。

また、非常勤職員として登録をしていただく人数についても、年々減少傾向な状況というふうに把握しております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

扶養の範囲を超える勤務の方も、期末手当がふえたものの、依然として不安定な雇用ではありません。責任もふえます。周辺の一般企業に比べまして、賃金は余り高くないと認識しておりますが、今後さらに応募が減るかもしれません。しかしながら、今勤務してくださっている非正規の職員の皆様、大変しっかりと勤務していただいていると感じております。

今後はより一層、やりがいのある魅力のある環境をつくっていただいて、お給料がふえてよかったねというだけではなくて、市民からお預かりしている税金でありますので、それをしっかり自覚していただいて、研修などの機会も設けていただいて、資質の向上に努めていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

議案第71号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてです。

支出第2款総務費、第1項総務管理費、第13目災害対策費、ブロック塀等撤去支援事業200万円についてお伺いをいたします。

まず、このブロック塀等撤去支援事業ですけれども、国からの補助金である事業でございますが、計画は何年間でしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ブロック塀等撤去支援事業につきましては、昨年度発生をいたしました大阪北部地震を教訓とい

たしまして、地震発生時においてブロック塀等の倒壊に伴い、人的被害や救助作業等に支障を来すことが想定されますことから、未然に防ぐための対策として、今年度から令和3年度までの3年間で集中して市として取り組んでいくという事業でございまして、公道に面したところに設置された私有地のブロック塀、高さ1メートル以上でございますけれども、その撤去に要する費用の一部を助成するものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ことは初年度で、当初予算は600万円ほどでした。

申請が多くて補正をとというご説明でしたけれども、申請から請求までの手順を簡単にご説明いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、本年度の当初予算の額でございますけれども200万円でございます。

この事業の手続の流れということでもありますけれども、まずはブロック塀の所有者の方から事前相談を受けまして、それに対して職員が現地調査を行いまして、補助対象であるかどうか、また高さ、全長などの確認をいたします。

その後、補助対象となる場合には、見積もり等をつけて補助金の交付申請をしていただきまして、交付決定の後に撤去工事を行っていただきます。工事完了後に完了実績報告を提出いただきまして、補助金の額を確定後に補助金をお支払いすると、そのような流れになっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

失礼いたしました。

それでは、今相談件数はどれぐらいで、そのうち申請数はどれぐらいで、それから予算が足りなくて待っていただいている方というのがいらっしゃると思うんですけれども、その数のほうは把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事業の推進を図るために4月の広報にチラシを入れさせていただきまして、周知を図ってきたところでございますけれども、その結果、多くの相談や申請をいただいている状況でございますが、8月末までの申請状況でございますが、事前相談を40件いただいております、そのうち申請済みが19件、工事業者の選定などで現在申請の準備中の方が7件の、計26件が当初予算の200万円でおおむね対応できる件数でございます、残りの14件につきましては、当初予算額を超過いたしますことから、申請をお待ちいただいている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

こちらの申請の受け付けというのは、先着順になりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

所有者からの申請の受け付け順で対応させていただいております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

12月議会で今岡議員が通学路のブロック塀について質問された際に、教育委員会で調査をした結果、倒壊の危険性が高いと思われる24カ所を特定したと答弁されておりますけれども、その24カ所は今回の補助金の対象の数に入っておりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

昨年度PTAのご協力により実施いたしました通学路のブロック塀の安全点検におきまして、特に倒壊の危険性の高い24カ所を特定いたしました。

このうち、2カ所は空き家と工作物、常夜灯でございまして、ブロック塀に係る危険箇所は22カ所ございます。この22カ所のブロック塀のうち、既に撤去が完了した物件が1カ所、現在撤去に係る補助申請準備中の物件が1カ所でございます。

残る20カ所につきましては、先月産業建設部と教育委員会事務局が合同で、ブロック塀の所有者に対して各戸訪問を行い、ブロック塀等撤去支援事業の案内チラシを配付し、事業の説明を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

この教育委員会の通学路の調査のほかにも、ブロック塀の調査というのは行われたのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年度の教育委員会との合同の調査以外に、産業建設部単独で調査を行ったということはありません。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

この今回申請をされたという方は、自主的に補助の制度を知って申請をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

補助制度の概要につきましてご理解いただいた上で申請をいただいておりますと、そのように考えてございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市内にはほかにもたくさんブロック塀がございますけれども、今のこの補正で足りませうか、金額のほうは。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、200万円の増額補正を提案させていただいておりますけれども、申請をお待ちいただいている方が14件、それに今後3月までの新規申請、これは10件程度と見込みまして、今回200万円の増額補正を提案させていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

こちら、国の補助金がついておりますけれども、この補助金がなくなっても続けていかれますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国の補助金、わずかでございますけれども、ついておりますけれども、大部分が一般財源でやっておる事業でございますので、まずはこの3年間で集中してこの事業に取り組むと、そのように実施計画にも上げさせていただいて取り組んでいくところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

国の補助金があるにこしたことはございませんけれども、そもそもこの事業は市民の安全を確保するためであると認識しておりますので、丁寧に続けていっていただきたいと思います。

時間を余しましたけれども、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時01分 休憩）

(午前11時12分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

森 英之でございます。

それでは最後ということになりますが、議案質疑させていただきたいと思います。

昨日から議論が大分進んでおりますので、私としましてはできるだけ重なるところは省きながら端的に質問させていただきたいと思っています。

まず、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてというところであります。

私のほうは、報酬額と期末手当についてということで取り上げさせていただきたいと思っているんですけども、この中で少し順番が前後しますが、期末手当について、昨日、1.45カ月ということで数字が出されたと思います。ここの根拠となるところに関しては、14市中8市が今回の定例会で上程されて、うち1市が2.6カ月未満、それから4市が1.45カ月、それから1市が1.0カ月、2市が支給しないというようなことになっているということを聞かせていただきました。

その中で1つ確認させていただきたいのは、今回この制定によって、正規職員の方と非常勤職員の方と、給与ということで逆転現象のようなことは起きないのか、それをちょっと確認させていただきたいと思います。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対するご答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の会計年度任用職員制度を導入することにより、正規職員と現在の非常勤職員の中で報酬・給与・期末手当について逆転現象が起きないかというご質問だというふうに認識をしておりますが、基本的には今回の制度導入を行うことによって正規と非正規の給与等が逆転するということは認識しておりませんし、そのようなことはないものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

昨日からの議論、あるいは本日の議論でも、同一労働・同一賃金という言葉が何度も出てきています。その観点からも、この制度導入によってそんなことがあってはいけないと思いますし、ただこの制度導入によって、やはり対象の職員の方が身分としても守られるということになるかと思えますので、また休暇制度も導入されるということを知っておりますので、また福利厚生の方からも、非常に職員の方に対してもメリットが出てくるということかと思いますが、そのあたりもしっかり今後見きわめさせていただきたいと思っています。

その中でもう一つ、きょうも最低賃金ということが出てきました。最低賃金というのはご承知のとおり、毎年上昇しているものであります。ことしが873円ということになったということで認

識をしておりますが、この最低賃金というのは、当然意識するものではありませんけれども、それを踏まえて今後も、これを見据えた賃金体系にしていくのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

最低賃金はここ数年で3%ずつの上昇が行われており、今年度におきましても3%前後の上昇が全国的に見られたということでございます。これは非常勤職員の賃金の上昇を考える上で非常にいいことだろうというふうに認識をしております。私どもといたしましては、この最低賃金制度に基づいて賃金設定を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのとおりでございます。約3%ずつ上昇しておる中で、私は非常にいいことだと思っておりますが、その中で例えば給食調理員の方なんかでいいますと、その最低賃金にほとんど近いような賃金になっているということも認識しています。すなわち、今回、来年度から会計年度任用職員ということになったときに、その区分で賃金が制定されると思いますが、毎年のように改定をするというようなことにもなるかといいますか、そういうおそれもあるという中で、ある程度、例えば連合三重は今後、1,000円まで上昇することを見据えて運動されておりますけれども、それを踏まえて、ある程度先を見据えた賃金設定にするのか、あるいはもう、毎年更新するというようなことになるのか、その辺ちょっとお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、会計年度任用職員制度を導入することにより、報酬の区分は6区分から7区分になるというふうに考えておまして、当然その6区分から7区分の間で報酬の額が定められます。議員がおっしゃるように、最低賃金を一定の上昇を見込んで、その区分の中での報酬を決定することがベストだというふうに考えますが、やはり全体の賃金のバランス等を考えましたときに、急激な賃金の上昇はやはり人件費にも大きな影響を及ぼしますことから、毎年の最低賃金を勘案の上で進めさせていただければなというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、やはり全体のバランスも当然ございますので、それを十分考慮いただいた上で賃金体系については非常に慎重に決めていただきたいと思いますというふうに思っています。

この中で、昨日からの議論もそうですけれども、やはりこの任用職員制度の導入に当たっては、かなり人件費がということで、費用がかかるということでございます。

ただし、やはり同一労働・同一賃金の考え方から、やはり正規職員の方が必要な場所はその正規職員に対応していただくという考え方が、これからはやはり正規職員の数といいますか、非常勤の

方から正規職員のほうへ登用するとか、そういうスキルをお持ちの方もいらっしゃるし、経験年数も十分お積みの方もいらっしゃるかと思います。そういう方に関しましては、そういう機会をつくるということからも、ぜひ力を尽くしていただきたいというふうに思います。

その中で、この人件費がかなりということの中で、やはり国の助成というのが絶対必要かと思えます。労働界からも当然こういう声は上がってくるかと思えますが、労働界としても当然声を上げていきますけれども、行政がやはり決めていくところでありますので、その立場からも、ぜひ市長会等を通じてしっかり働きかけをお願いしたいというふうに思っています。

次の議案のほうに移らせていただきます。

こちらはこれまでの議論ではっきりしたところではあるんですが、改めて確認だけさせていただきます。議案第63号ですね、亀山市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正についてというところでございます。

これは市立幼稚園の利用者の負担額についてなんですけど、今までは副食費含めての利用者負担だったところを、今回そこを6,000円に規定して、逆に保護者への負担を副食費等は利用者負担するということを明確化したということで認識しておりますが、それで間違いありませんでしたでしょうか、ご確認をお願いします。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本条例の改正につきましては、今回の幼児教育・保育の無償化の実施に関連しまして、幼稚園の利用者負担額の限度額を定める規定と、子ども・子育て支援法の改正に伴う用語の改正を行うものでございまして、幼稚園の利用者限度額は、これまで本条例において6,000円といたしておりましたが、無償化に伴う政令の改正によりまして、政令の規定を参照してゼロ円となるように定めるものとなっております。

今回の無償化につきましては、主に3歳以上の子供が無償化されるということになりますので、市内の市立の幼稚園利用者負担額が全て無償化ということ、それからまた、この条例の対象となっております公立幼稚園につきましては、給食の提供は行っておりませんので、副食費の実費徴収やその免除なども発生しないということになります。そうしたことから、公立幼稚園の無償化の影響といたしましては、純粋に利用者負担が無償になることのみという形になったところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

続きまして、議案第64号に移らせていただきます。亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと、その中で、昨日も福沢美由紀議員のほうから認可外保育についての質問がございました。

その中で、1つ確認させていただきたいんですが、やはり認可外保育の一つとして、市立医療センターにお勤めの方の対象の認可外保育施設としてばんびというものがあるかと思えます。それに関しましては、特に市の職員の方が多く利用されているということがありますので、きのうの議論の中で県が認可をする、指導監督をするという管轄であるということなんですけれども、この認

可外保育については一定期間、5年を無償化の対象にするということになってございますが、今後、5年以降を含めた上で、このばんびさんの環境がどういったところが認可外保育になっている理由なのかも含めて、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

認可外保育施設の5年後の扱いについて、まずご答弁させていただきたいと思います。

この5年が終了した場合、現在の制度上は県の指導監督基準を満たさない認可外保育施設については無償化の対象外となるところでございます。国の制度といたしましても、経過措置期間において認可外保育施設を認可施設へ移行させるという考え方も示されております。

ただ、この5年の間につきましては、県への届け出のみで対象とすることは経過措置としてうたわれておりますので、そのような取り扱いになってまいります。

ただ、実際の移行につきましては、施設の面など難しい面は多くあると存じますが、そうした中でも市内の認可外保育施設に対しましては、県の実地調査にも同行いたしますので、そうした際の指導等を行いつつ、保育の質の向上といった面についても努めてまいりたいというふうに考えております。

それからもう一点、待機児童館ばんびの扱いでございますが、これにつきましては、さまざまな事情によりまして、非常に保育の必要性が高いにもかかわらず待機となってしまう子供の緊急的な受け皿として運営を行っております、今回無償となります認可外保育施設などと少し性質の違うところもあろうかというふうに考えております。

また、提供している保育の質といたしましても、園庭の不足などはございますが、認可保育所に近い水準での運営を行っております、一定の質の確保もできておるというふうに考えております。そうしたことから、他の認可外保育施設のように認可施設への移行を見据えていくというものではないというふうに現時点では考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今後、認可保育に持っていくという施設ではないというお考えは聞かせていただきましたが、やはり受け皿として必要なものではございますので、その安全の担保、当然されていると思いますけれども、そこも含めてきっちり進めていただきたいと思ひますし、他の認可外保育のところも含めて、今後どのようにしていくのかというのと、5年の経過措置というのがございますが、それにあぐらをかくというのは語弊がありますが、少し構えるんじゃなくて、今後のことをどうするかというのを早い段階で動いていただくようお願いしたいと思います。

それから、次の質問に移らせていただきます。少し質問が飛んでしまいました。議案第61号ですね、失礼しました。亀山市手数料条例の一部改正についてでございます。

この手数料の設定についてなんです、設定の根拠といいますか、理由についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

手数料は、証明書発行手数料のことだと思いますが、コンビニ交付の手数料に当たりまして、窓口の手数料は300円というところを200円にした理由ということで申し上げますと、コンビニ交付を導入いたしますと、朝の6時半から23時までといった長い時間、曜日にかかわらず証明書の交付を受けることができますし、例えば職場の近くなど全国のコンビニ等でも証明書を取得することができるなど、窓口交付に比べて市民の皆さんの利便性が大きく向上いたします。

また、コンビニ交付を多くご利用いただくことは、結果的に市の窓口の混雑緩和にもつながってまいります。このため、まずはマイナンバーカードをより多くの皆さんにお持ちいただき、コンビニ交付をご利用いただきたいと考え、そのインセンティブとして戸籍以外の証明発行につきまして、窓口で発行する場合の手数料の300円より額を低くしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

3月の予算決算委員会のほうで質問させていただいた折に、発行数はまず1%を目指し、5年後には5%を目標にしたいという答弁がございました。そういった意味からも、やはりこれからも周知を含めて利用を促進していただくように努めていただきたいところでございますが、この収入の見込みといたしますか、そのあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今現在の証明書発行の件数を、まず先に参考にご説明させていただきますと、平成30年度の証明書発行の実績を、関支所、あいはらの分も含めて申し上げますと、年間で戸籍証明は9,259件、住民票は2万5,410件、戸籍の付票が3,048件、印鑑登録証明が1万4,582件、所得証明が3,034件、課税証明が7,127件となっております。

コンビニ交付開始当初のご利用につきましては、まずは現在の窓口でのご利用分の1%と想定いたしまして、年間で申し上げますと622件を想定しておりまして、手数料といたしましては14万7,400円を見込んでおるところでございます。

ただ、この数字につきましては、最近政府におきましてマイナポイントやマイナンバーカードの健康保険証利用などの、その利活用の推進も検討されておりますので、今後マイナンバーカードが大きく普及すると予想されますので、それにあわせてコンビニ交付のご利用も拡大するもの考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

手数料収入としましてはそんなに大きくないということですが、それよりも市民の方の利便性が上がるということと、窓口が混み合うこともない、それから市の職員の方の働き方の改革にもつながるということですので、そのあたり、しっかり進めていただきたいと思っております。

戸籍のところの利用手数料は異なるということでございますので、その周知もあわせて、きちんとお願いしたいと思っております。

3つ目です。市内における浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所の設置状況についてという、こちらの申請手順の手数料についてのところを聞かせていただきたいと思っております。

現在、亀山市内において設置があるのかどうかというのをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

現在、市内において、この改正に該当する屋外タンク貯蔵所の設置はございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

端的にお答えいただきましたけれども、こちらは恐らく石油タンクといいますか、コンビナート等のああいっただい類のものになってくるかと思っておりますが、そういう業態が直ちに亀山に来るとはなかなか思えないというのは思っておりますので、なかなかこういう状況にはならないと思っておりますが、消費税の導入のところからの手数料の規定というところになるということで認識をしておりますので、確認だけさせていただきます。

それでは次の質問に移らせていただきます。議案第6号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてというところです。

新たに放課後児童クラブを設置する理由について、こちらは3月の予算のところでも、4,200万強でしたか、その予算がつかまりましたので、そこでも議論をされたと思っておりますけれども、改めて簡単で結構ですのでお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

亀山南小学校区におきましては、平成26年6月から学校施設内に民設・民営の放課後児童クラブが20名定員で運営されております。こうした中、入所希望者が年々増加傾向にありまして、今後児童の受け入れが困難となることが見込まれますことから、これまでの民設の施設にかえ、新たに定員を40名とする公設の施設として学校敷地内に設置すべく整備を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

利用見込みがあるということで、その増員にたえるためにその設置準備を進めているというところでございました。

今後、こちらは指定管理者による管理ということになってくるかと認識をしておりますが、現在、その指定管理者に移行するに当たっての準備状況とか進捗状況等をお聞かせいただけますでしょうか。

か。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

指定管理者につきましては、本議会で亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正をご承認いただきましたら、その後、指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の選定を行い、12月議会に指定管理者に係る議案を提案できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

間もなく、来年度の新しく、この学童保育に入りたいという方の募集の時期が始まるかと思えます。ただ、まだ指定管理者が決まっていない、そういう段階でございますが、今その中で、その募集というのはどのように行う予定なのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

来年度の募集にかかわってなんですけれども、現在、亀山南小学校区放課後児童クラブを運営いただいている方々のご理解とご協力を得ながら、来年度の募集につきましても、保護者の皆様に混乱のないよう市も関与して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

続きまして聞かせていただきたいのが、新設により児童定員が倍増するわけでありますが、それに見合う放課後児童支援員体制ということが、組んでいく必要があるかと思えます。その支援員の募集をされるについて、大変苦勞されているということをお聞きします。その指定管理者がまだ構築されていないだけの準備期間というふうに入っていくと思えますが、その体制づくりについてどのように考えているのか。あるいはもし困難が生じた場合に市としてはどのような支援をされていくのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

4月1日の開所をめどにということで進めているわけなんですけれども、今後学校や教育委員会、今後選定されます指定管理者等、関係者と十分話し合いを進めながら開所に向けて引っ越し、春休みを活用しての引っ越しになろうかと思うんですけれども、そのあたり準備がスムーズに進むよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね。その準備、しっかりと関係機関と連携をとって進めさせていただきたいと思います。

その中で、ここ最近でも、学童保育の設置が進められておまして、川崎小学校あるいは昼生小学校、それから関小学校というところでも新しく設置、あるいは移転をされたというふうに認識しています。この中で、いずれも施設の引き渡しでありますとか、備品購入あるいは通信インフラの整備、施設の補修等のおくれによって、十分な準備期間がとれずに年度初めに満足のいく状況で開所できなかったというような話も聞いております。

その反省点を踏まえて、担当課として、これを十分認識していただいていると思いますけれども、この反省を踏まえてどのように対応していただけるのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今後行われます工事等の工期等の進捗管理も含めながら、しっかりと進捗を見届けて、保護者の皆様、運営者の皆様、子供にも迷惑がかからないようにしっかりと準備をしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

幼保無償化につきましても、この学童保育の設置につきましても、働く者の皆さんにとっては非常に大切なものになります。安心して働くために大変必要な制度、施設になってきます。ですので、今回の議案の中ではそういうものが含まれておりますし、きっちり進めさせていただきたいというふうに思っていますのと、それともう一つ、先ほど議案の中で触れませんでした、亀山市職員の方の会計年度任用職員制度の導入についても、細かなところ、総務委員会のほうで私としましてもしっかり議論させていただきたいというふうに思っておりますので、議案質疑としては以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第60号から議案第84号までの25件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第8号から報告第16号までの9件については関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定につい

て

- 議案第 6 1 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 6 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第 7 0 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 8 4 号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について

教育民生委員会

- 議案第 6 2 号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 3 号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 4 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 6 5 号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について
- 議案第 6 6 号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第 6 7 号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第 6 8 号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 8 1 号 市道路線の認定について
- 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 議案第 8 3 号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第 7 1 号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 2 号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 平成 3 0 年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 7 号 平成 3 0 年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 8 号 平成 3 0 年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 9 号 平成 3 0 年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（小坂直親君）

次に日程第2、請願第1号から日程第5、請願第4号までの4件を一括議題とします。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号防災対策の充実を求める請願書、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和元年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	令和元年8月27日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に

	意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 3
受理年月日	令和元年8月27日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
要旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 4
受理年月日	令和元年8月27日
件名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
要旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之

○議長（小坂直親君）

会議の途中ですが、予算決算委員会開催のため午後1時まで休会とします。

（午前11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い順次発言を許します。

10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

一般質問のトップバッターということでよろしくおほいしたいと思います。

今回は大きく、防災・減災対策について、2点目に学校給食等の徴収に関する公会計化等の推進について、そして若い世代の移住・定住対策についてお伺いしたいと思います。

災害列島と言われるほど、近年日本各地で大きな災害が続いております。北海道胆振東部地震から1年、大きな山が崩れた厚真町ではいまだに仮住まいの方がいらっしゃると報道されておりました。

先週の4日から5日に三重県北部を中心に降った大雨は、東員町で川が氾濫し、県内初の災害発生情報が発令されました。また四日市では、1時間当たりの降水量が観測史上最大の121ミリを観測し、記録的大雨情報が出されました。さらに、いなべ市では鉄道高架下のアンダーパスでトラックが水没し死者が出ました。

今週の台風15号も関東地方を中心に甚大な被害をもたらしております。千葉県ではいまだに停電や断水が続いていると聞いております。この暑い中、本当に大変なご苦勞をされていることと思います。改めて、お亡くなりになった方のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた皆様へお見舞い申し上げたいと思います。

それでは防災・減災対策についてお伺いをしたいと思います。

1点目の防災訓練のあり方についてお伺いします。

自主防災組織ができて、これは私が議員になったときにはもうできておりましたので、少しお聞きしますと、旧亀山市からできていたというふうに聞いておりますが、この自主防災組織が地域で展開されている活動とその訓練の実情についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市における自主防災組織につきましては、旧亀山市、旧関町時代から形成されているところも多く、早い地域では平成8年ごろに形成された組織もあり、現在155団体の組織が結成され、自治会数換算で結成率は82.9%となっております。自主防災組織については、防災・減災対策を進める上では非常に大切な組織であることから、新規結成による結成率の向上及び自主防災組織のさらなる充実強化を引き続き目指しているところでございます。

次に、平常時の各自主防災組織の活動につきましては、一時避難場所及び指定避難所までの避難訓練、非常食などを使用した炊き出し訓練、火災を想定した消火訓練などさまざまな訓練を行っていただいております。

また、防災啓発に関する講座や避難所運営ゲームなどの開催、補助金を利用した防災資機材の整備など、さまざまな活動を行いながらその地区の防災力を高めていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

合併前から、古いところでは平成8年から結成をされているということで、本当に歴史のある組織になっているんだなあと思いますし、今おっしゃったように、本当にさまざまな訓練を地域の中で展開をされていらっしゃるということで本当にありがたいことだと思います。

ただ1点、やっぱり地域によって、また団体によっての差も少しあるかと思いますが、一律になるということは難しいにしても、やっぱりレベルを上げていくとか、底上げを図っていくということが大事ななあと思います。そういう面も私は考慮して、以前、この自主防災組織の連絡協議会について質問させていただいたことがあります。これは私の思いとしては、さまざまな地域で行われている自主防災組織の活動を、意見交換をしながら、あ、こんなことやったら自分の地域でもできるなあということを取り入れながら底上げを図っていくという思いで、私はこの連絡協議会の設置を質問したのですが、設置はしていただいておりますが、今の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市自主防災組織連絡協議会につきましては、災害時における自主防災組織の相互の連携・協力による活動を円滑に展開することを目的として、平成21年12月に立ち上げられております。

これまでの活動としては、市の避難所開設マニュアルに関する協議、大規模災害に対する講演、避難所運営ゲーム、AED講習などを市内15カ所の指定避難所の代表者を対象として行っております。

しかしながら、この亀山市自主防災組織連絡協議会において、各地区の自主防災組織の連携が図られているかと申しますと、なかなか進んでいないのが現状でございます。この協議会の会則を今年度見直しさせていただき、例えば先進的な自主防災組織の取り組み事例をこの協議会で情報共有し、各自主防災組織に取り入れる、あるいは高齢化が進む自主防災組織とお隣の自主防災組織との連携ができないか相談し合う、また指定避難所における避難所運営について研究し合うなど、より

活発に、より有益な活動が進むようになればと考えておるところでございますので、今年度、規則を改正したいなあと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。規則が改正されて、またよりよい協議会になるようお願いしたいと思います。

次に、総合防災訓練についてお伺いしたいと思います。

代表避難所15カ所、毎年巡回をさせていただいておりますが、ことしやるとすると、次は15年後にされるということで、そういう中で中止になるということが、2年間連続で中止になったということもあるんですけど、そうすると中止になって次の年にすればいいんですけど、それも順延になって、また次の地域に変わっていったりすると、また15年後ということになりますので、その1年間で必ずその地域で1回はやるというふうな形も私は必要じゃないかと思えます。そういう中での総合防災訓練のあり方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在の亀山市の総合防災訓練の取り組み方法などについてご説明させていただきます。

亀山市総合防災訓練につきまして、今年度は11月30日の土曜日に東野公園で開催予定でございます。

市の総合防災訓練の少し前の総合防災訓練の概要といたしましては、行政側の各関係機関や各団体が行う災害対策活動、市民の方々に見ていただく、どちらかといいますと展示型の訓練が主な内容でございましたが、ここ数年の市の総合防災訓練につきましては、自助・共助のさらなる確立を目指すため、大規模災害を想定した家庭内で行う防災活動訓練、自宅から一時避難場所までの家族での避難訓練、次に一時避難場所から指定避難所までの自主防災組織などでの集団避難訓練、指定避難所での地域による避難所運営に関する訓練など、行政機能が麻痺することを想定しての、地域の皆様方の参加体験型の訓練を行っておるところでございます。

また、訓練は15の指定避難所を基準に、地区を想定して1年に1カ所ずつ回って開催させていただいておりますが、この総合防災訓練開催までの取り組みを申しますと、各まちづくり協議会役員、各自治会役員などの協力、練り合わせをしております、それに対しまして各役員様方が大分、何遍か寄っていただいて、それに向かっておるような中身で一日の訓練をしておるところでございます。その訓練の結果、その次からは自主的な訓練が目覚めることを願いつつ、各1年間、各役員さんと練り合わせてやっておるところが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

地域の役員の方には本当にご苦勞をおかけして、さまざまな話し合いの中で一つの防災訓練ができて上がっていくということを、今説明いただきました。

ただ、本当に、今さっき申しましたように、順延になるようなことがないように、日にちを変えてでも、やっぱりその年にそこでは必ずやるというふうな形も今後考えていただきたいなあと思います。それと、やっぱり総合的な防災訓練も大事ですけど、日常防災の意識を高めることも非常に大事だと思います。亀山市はかなりイベントなどが多くて、そういう中で防災の意識を高めるような何か取り組みができていかないのかなというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

議員ご指摘のとおり、亀山市総合防災訓練などといった大きな防災訓練も必要であり、かつおのおのでやっておられます自主防災組織、あるいは各自治会での防災訓練、あるいは防災出前講座が大変重要であると思っております。

それで私も市といたしましても、各自主防災組織、自治会、まちづくり協議会、学校、企業などさまざまのところへお邪魔させていただき、防災講話、防災訓練の支援などをさせていただいております。例年おおよそ約25回開催させていただいております。例年約2,500人の方がご参加いただいております。

次に、亀山市のイベントの参加につきましても、例えば申しますと、食の祭典などに、防災のイベント的なことを行うテントを1つお借りして防災啓発を行っておったり、市内小学校の防災教室にも出向いてお話をさせていただいております。今後も引き続き、さまざまな機会をいただき、できる限り防災に対しての啓発を行っていきたくて考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

25回、出前講座なんかを開催していただいたというふうに、今報告がありましたけど、最初にも言いましたけど、地域によっての差がかなりありますので、そういう出前講座の要請がないような地域には積極的に出かけて行って、またやっていただけるようお願いしたいと思います。

それから次に移ります。災害時における受援体制の構築についてお伺いしたいと思います。

熊本地震では、広域的な受援・応援の運用方法や役割分担が確立していなかったなど、被災自治体における受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が見られたと言われております。このことを踏まえて、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインが示され、受援を想定した体制整備が各自治体に求められております。

1点目に、亀山市ではこの受援体制の整備のための受援計画を策定していくのかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市の受援計画の策定状況につきましては、南海トラフ地震などにより甚大な被害の発生が予想され、災害発生後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国・県・他市町などの応

援を円滑に受け入れることを目的に受援計画を策定する必要があり、亀山市では今年度と来年度で策定を行い、令和3年度の運用を目指しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

令和3年から運用をされていくということで、2年間でつくっていくということを確認させていただきました。

受援体制とともに大事なのがBCP、業務継続計画であります。災害時に優先的に実施すべき業務の特定や執行体制、対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定める計画であります。

私は平成23年、28年にこのBCPについて質問し、策定すると答弁されておりました。策定されたのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

BCP、いわゆる亀山市業務継続計画につきましては、大規模災害時に行政みずからも被災し、人・物・情報など利用できる資源に制約がある状況下において、平常時行っている市役所本来の業務の中で優先的に実施すべき業務を特定するとともに、その業務の執行体制や対応手順の確立、継続的に必要な資源の確保などを行うためにあらかじめ定める計画でございます。

市長不在時の代行者、職員の参集体制、代替庁舎など一部の事項につきましては、亀山市地域防災計画に記載させていただいておりますが、BCPにつきましては、現在策定中であり、進捗といったしましては非常用発電設備など各施設の機能上の調査、各部署と非常優先業務の洗い出しについての協議などを現在行っている段階であり、今年度策定し、来年度からの運用を目指しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

28年に質問させていただいたときも、今年度に策定しますというふうな答弁でありましたが、まだできていないということで、今年度つくっていただくというのでぜひお願いしたいと思います。

総務省消防庁の調査では、このBCP、業務継続計画にも、応援受け入れに関する規定を設けるよう指導されております。その調査では、業務継続に関する重要6要素、先ほどの優先すべき業務の特定とか執行体制とか応援手順とかという6要素に、応援受け入れに関する規定も含めた、そういったことが必要やというふうに言われておりますので、これも策定状況が公表されております。三重県では6自治体ができております。亀山はまだできておりませんが、ぜひこの応援受け入れに関する規定を含めたBCP、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどのガイドラインでは、特に平時での取り組みの重要性が示されております。どの業務にどのような人的・物的資源が必要かなど資源管理表を整理することや、研修・図上訓練等の実施により応援・受援の実効性を高めておくとなっております。平時からの取り組みについて考え方を聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

BCP及び受援体制につきまして、特に受援体制でございますが、主な応援を受ける項目として現在策定しておりますのが、1つ目が他の自治体からの応援職員の受け入れに関する計画、2つ目が食料や生活用品などの支援物資の受け入れに関する計画、3つ目がボランティアの受け入れに関する計画などを今策定項目としておる次第でございます。それらを受けまして、現在策定中ではございますが、今現在、これら受援計画あるいは日常の訓練をしておる項目と申しましては、ボランティアの受け入れに関しましては、健康福祉部及び社会福祉協議会とボランティアの受け入れに関する訓練研修を行っております。

また、支援物資の受け入れに関しましては、三重県と連携し、三重県の広域物資輸送拠点の現地確認やその施設から亀山市への輸送ルートの確認訓練、また人的支援に関しましては総合政策部におきまして、三重県主催の被災市区町村応援職員確保システムに関する説明会への参加などさまざまな取り組みを行っております。

また、受援計画とは別に防災対策としての日常の訓練としましては、ただいまさきに申しました亀山市総合防災訓練、亀山市水防訓練、非常参集訓練、情報連携訓練、指定避難所職員現地訓練、指定避難所ごとの関係者の避難運営訓練などを実施及び今後計画しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当に担当は大変だと思うんですけど、やっぱり一番最初に申しましたように、災害列島と言われておまして、亀山は大丈夫やということはもう絶対ありませんので、一つ一つまたよろしくお願ひしたいと思います。

次に、マイ・タイムラインの啓発についてお伺ひしたいと思います。

あらかじめ予想できる台風などの風水害に対し、いつ・誰が・何をするかを時系列で整理することで、被害の最小化へつなげることが目的で策定されました三重県版タイムライン、災害時行動計画が今年の台風時に活用されました。

その折、亀山市でもタイムラインに沿って対応していると私ども議会として報告を受けた記憶がございます。亀山版のタイムラインはできているのかについてお伺ひしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

三重県版タイムラインにつきましては、昨年度より本格運用がされておまして、それに基づき今年度亀山市についても災害対策に対しましては、三重県版タイムラインに基づいて行動計画しておるところでございます。災害対策におけるタイムラインとは、いつ・誰が・何をするかを時系列で示す手順書のことであり、発災前から予測が可能な台風に対しまして、最接近までの事前対策としての抜け、漏れ、落ちがないかなどを時系列にチェックすることにより、被害の最小化へつなげることを目的にしております。

亀山市でも、このタイムラインについては来年度からの本格運用を目指し、作成を進めているところでございますが、内容といたしましては亀山市災害対策本部各部署での情報共有や関係機関との連携が不可欠であることもあり、三重県版のタイムラインとの整合性を図りつつ、三重県を初め国土交通省、自衛隊、津地方気象台など各防災関係機関との時系列での段階的な動きを盛り込むこととしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、危機管理監がおっしゃったように、私はこのタイムラインというのはさまざまな効果があるものだと思っております。この行動の見える化という形で効果があるということですが、自治体のみでなくて企業や事業所、地域や地域住民に対しても災害時みずからとる行動を時系列でまとめた、それぞれの分野のマイ・タイムラインの普及が必要であると考えますが、ご所見をお願いします。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

個人用のマイ・タイムラインとは、いざというときに慌てることがないように、とるべき避難行動を一人一人があらかじめ決めておくもので、台風の接近によって河川の水位が上昇するときなど、洪水時に避難を含む防災行動を時系列に整理した個人用の行動計画表でございます。

内容といたしましては、避難する場所はどこか、避難するときに何を持っていけばいいか、どの時点で避難を行うかなど、避難支援者などはどなたかなど、時系列に個人として何をすべきかの避難行動をまとめたものであり、台風接近時に必要な行動を一人一人が確認し、被害を最小限度に抑えるためには非常に有効なものではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、現在亀山市では、この個人用のマイ・タイムラインの作成につきましては、市民の皆様には啓発を行っていないところでございます。

しかしながら、この個人用のマイ・タイムラインは風水害に伴う心構えや準備不足を防ぐためには有効なマニュアルであると考えておることから、来年度策定します防災マップ、洪水ハザードマップにてマイ・タイムラインの啓発を掲示することの検討をしてみたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

いつも言っていますけど、行政に頼るだけではもう、行政も被災する、それから災害に遭ってしまうということもありますので、ぜひ地域における、また個人におけるマイ・タイムラインの普及もお願いしたいと思います。

次に移ります。コンパクトシティの推進と災害リスクについてお伺いしたいと思います。

人口減少や少子高齢化の進展から、亀山市は亀山駅を中心に、井田川駅、関駅を副次的地域としてコンパクトなまちづくりを推進しております。居住誘導区域内への住宅取得の助成金や空き店舗

を活用しての起業する場合の助成も行っております。

先日、国交省が居住誘導区域に災害リスクのある場所がどれほどあるかを調査した結果を公表しました。立地適正化計画を策定した269市町の9割超に災害リスクがあるとの結果を公表しております。この国交省の公表結果と亀山市の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

立地適正化計画における居住誘導区域につきましては、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域として設定をしております。その区域の設定において、原則含まないとするべきものとして洪水・浸水想定区域がございますが、現状、亀山市におきましてはそのエリアに商業施設・文化施設及び公共・公益施設などが集積するなど既成市街地が形成されており、災害リスクのない場所への市街地の移転は多大な投資が必要となることから、鈴鹿川などの河川が破堤し氾濫した場合の洪水浸水想定区域を含んでおりますが、都市マスタープランにおきまして、災害対策重要地区としてその位置を明確にし、必要な防災対策を講じる方針としております。

なお、居住誘導区域に浸水想定区域など災害リスクのあるエリアを含まざるを得ないことについては、先ほど議員のほうからもありました、多くの自治体でも苦慮しているというところで、全国的な課題となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今から移動せいと言われてもお金も続きませんので、本当に大変だなと思うんですけど、この現実を知った中で危機管理の立場での見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

ただいま担当参事が申しましたとおり、同じような回答にはなるわけではございますが、亀山市立地適正化計画及び亀山市都市マスタープランの策定に当たり、洪水浸水想定区域内に拠点型居住地や都市機能施設が集積している現状と今後について検討を重ねました。その結果、既成市街地が形成されている地域の中に洪水浸水想定区域が含まれておりますが、市街地の移転などによる都市構造の変革は多大な投資が必要となります。

このようなことから、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるのではなく、必要な防災対策を講じる方針とし、都市構造上は災害対策重要地区としてその位置を明確にし、市街地を災害から守る対策を講じていくとさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

やっぱり危機管理の立場から言えば、特にそういうリスクがあるところとかはしっかりと啓発に、

地域限定で動いていただくとか、そういった対策をとっていただかないといけないのかなあと思いますので、さらなる対策をお願いしたいと思います。

それでは、この項の最後の食品ロスの観点から考える備蓄食品についてお伺いしたいと思います。今、亀山市にある備蓄食品にはどのようなものがあるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

大規模災害時の食料調達につきましては、発災後3日目程度から国及び三重県からの支援もごさいます。亀山市としましては市の人口10%の3日分を目安としまして3カ所の防災倉庫に備蓄しております。現在の備蓄食料につきましては、従来からのアルファ米や乾パンに加えまして、やわらかく食べやすさを考慮したパン類、甘味系の保存食で子供に親しまれているビスケット菓子、さらには植物アレルギーの特定原材料等27品目と貝類アレルギー対策としての白米、また乳幼児用ミルク、保存水の備蓄を行っております。

アルファ米につきましては約3万食、乾パンにつきましては約1万食、お菓子類につきましては約5,000食、それからミルクにつきましては約1,700食、そして保存水につきましては約4万8,000リットル保存しておる状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今亀山市にある備蓄食料についてお伺いをさせていただきました。

いろいろと乾パンがあったりアルファ米があったりということで、今聞かせてもらったんですけど、期限の迫った食品の対応について、地域のいろんな出前講座とか訓練とか、そういうときに講演会とかとなると、必ず乾パンをいただいたりアルファ米とかをいただいておりますので、多分そうやって期限の迫った食品についてははかせていっているんだと思うんですけど、それが本当に全部地域住民の方に渡っているのか、捨てている備蓄食品はないのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

期限切れ備蓄食料の活用につきましては、まずその前に備蓄食料についてでございますが、毎年一定量の更新を行っており、定期的に期限切れとなる備蓄食料は発生いたします。先ほども申しましたとおり、例えばアルファ米につきましては5年が有効期限、ミルクについては1年が有効期限となっております。その中で、期限切れが迫った備蓄食料につきましては、避難所における非常食の体験として、亀山市総合防災訓練での炊き出し訓練ほか各地域の防災訓練で希望していただく自治会または自主防災組織に対しまして、期限切れのおおむね3カ月前から配布、活用をしておる状況でございます。同じく乳幼児用ミルクにつきましても、市内の保育園などへ配布、活用をしておる次第でございます。

ただ、しかしながら、現実的には全てを有効活用するには至っておらず、期限切れを迎えた備蓄

食料につきましては廃棄を行っているのが実情でございます。昨年度を例にとりますと、最も多く廃棄処理をさせていただいたものが、食料で言いますとアルファ米で、廃棄対象6,000食に対しまして有効活用がおおよそ2,500食で、その一方3,500食を廃棄したというのが実例でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

やっぱり全てをはかすわけにはいかないの、またアルファ米って私も食べたことありますけど、あんまりおいしくないんですね。だから、多分訓練なんかに出られて、乾パンをいただいたりアルファ米をいただいて持って帰ってきちんと食べてはるのかといたら、それも少し疑問なところもありますので、やっぱりこの食品ロスという観点も頭に入れていただきながら、危機管理で食品ロスを考えるということはあるまいかと思えますけど、横断的なそういった考え方も私は必要かなと思えます。

これは農水省が出しております、備蓄とクッキングを合わせたびちクッキングという本なんです。これはいただいてきたんですけど、この中にもきちっとアルファ米を活用したライスボールとか、サンマのかば焼き缶を使った巻きずしとか、こんなふうにおいしい食べ方が提供されておりますので、そういうことも亀山市にも食改さんもいらっしゃると思いますので、そういった方のご意見も聞きながら、またそれも一つのイベント的な防災の機運を高めるような形で対応していただけたらいいかなあと思いますので、この点もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

次に移らせていただきます。学校給食等の徴収に関する公会計化等の推進についてお伺いします。

学校給食など学校の徴収金について、学校教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきであるとのことし1月の中央教育審議会の答申を受け、文部科学省は給食費などの徴収管理業務について、地方公共団体が行う公会計化を導入するよう求める通知を各都道府県の教育委員会に出したとありました。この公会計化とは、現在学校で行われている給食費等を学校独自の会計で管理するのではなく、市の予算に計上し管理することです。

1点目として、この通知が亀山市の教育委員会に届いているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

議員お尋ねの学校給食費徴収管理に関するガイドラインというのが文部科学省から策定されて、ことしの7月31日付で通知が届いたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、現在学校で行われている徴収管理業務の内容について、どんなことが行われているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

小・中学校において、毎月保護者から徴収している費用は、児童・生徒が授業で使用する学習ドリルやワークブック、教材等の購入に充てる教材費、給食費、PTA会費等でございます。

また、小学校5、6年生及び中学生は、宿泊研修や修学旅行費用、卒業アルバム費等の積立金も徴収しております。このほかにも中学生は生徒活動、部活動等支援費も徴収しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

給食費以外にも教材費とかPTA会費とかいろいろなものが徴収されているということがわかりました。

次に、徴収方法についてお伺いしたいと思います。文科省の全国的な調査では、この徴収方法については、保護者の口座から引き落としをされているのが85.6%、児童・生徒が学級担任に手渡しをしているのが22.2%、児童・生徒が学校事務職員に手渡しをしているのが18%、保護者が指定金融機関に振り込んでいるのが10.3%、PTAなどと連携し徴収しているのが5.2%、その他が14.5%という結果でした。亀山市の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

亀山市の徴収の方法でございますが、現金集金による紛失などのトラブル防止及び集金事務の軽減のため、各学校では三重県教育文化会館が運用する学校納付金システムを活用し、口座振替にて徴収しております。この学校納付金システムは、県下の学校及び幼稚園と金融機関が連携し、保護者が指定する口座から学校の集金を自動的に引き落とし、各学校の指定口座にまとめて振り込むというシステムでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

手渡しでやっているということではないということを確認をさせていただきました。

次に未納の場合の対応についてお伺いしたいと思います。

滞納が生じると、教員や学校事務職員が督促業務を行って、それから滞納者への文書による督促が効果を発しなかった場合は、電話や戸別訪問による督促へ移行し、また保護者が不在の場合は夜間に実施せざるを得ない場合があるとありました。担当者の時間的な、また精神的な負担が指摘されておりました。

亀山市の現状についてお伺いしたいのと、この督促をしている担当者ほどなたがされているのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まず、未納の現状についてご答弁申し上げます。

平成30年度分の給食費の未納については、市内で8人で、合計17万6,220円が未納となっております。また、その他の徴収金につきましては17人、7万7,790円が未納でございます。その未納の対応につきましては、学校から学級担任を通して該当保護者へ現金による納付を催促しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

大きなお金が未納になっているということがわかりました。今、担任から現金で徴収という形になっておりますけど、ここで現金が発生するという事も確認させていただきました。

これ、多分今未納になっていると、多分督促をされていくんだと思うんですけど、最終的にどうしても徴収できない場合があると思うんですけど、そういった場合はどうなるのかについてお伺いしたいと思います。教育長にお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

未納分についてでございますが、継続的に納付のお願いをしても納付いただけないご家庭につきましては、学校長など管理職が保護者と面談し、再催促を促しております。その面談により家庭状況を把握して就学援助費等の申請につなげることもございます。

また、保護者の了解が得られれば就学援助費や児童手当、生活保護費から学校給食費等の委任払いによる充当も可能であることをお伝えし、それらの手続等の紹介もしております。

それでも納めていただけない場合は、管理職が立てかえるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最終的には管理職が立てかえる、お金を出すということですよ。そういうことが今発生しているということが確認されました。

1点、このことによって子供が給食を食べられないということはないでしょうね。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

滞納・未納により給食を食べることができない、修学旅行に参加することができないといった児童・生徒はございませんが、学校といたしましては根気強く、継続的に納付のお願いをしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

学校の中では大きな負担になっているということが明らかになりました。

次に、公会計化による効果と課題についてお伺いしたいと思います。

文科省の調査では、2016年度時点で、公会計化されている自治体は約4割とありました。一番大きな効果としては、先ほどの教員や管理職の業務負担の軽減と言われております。その他の効果として、何か考えられるのか、また課題は何なのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

公会計化における効果と課題についてでございますが、まず効果としましては先ほども申し上げましたけれども、学校の業務負担の軽減がございます。食材の発注や給食費の徴収管理業務を市がみずからの業務として行えば、学校の業務負担は軽減され、教員は授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間をふやすことができます。

また、本市は関学校給食センターにおける公会計と、旧亀山地域の学校における学校給食会計とが混在していますが、これを一本化するということもメリットというか、効果と考えております。

一方、課題といたしましては、徴収金管理のための収納システムの選定の問題がございます。現在活用しております学校納付金システムあるいは市の収納システムを活用する方法もございまして、効果的なシステムの活用の検討が必要となっております。

また、食材の購入について、これまで学校発注から市の発注に変わることになりますので、食材納入業者との調整も必要になってくると考えます。さらに、学校の業務から市の業務に移ることによって、市職員の業務負担の増加も考えられます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、効果と課題についてお伺いをさせていただきましたけど、本当に今校長先生が、管理職の方が自腹でお金を払っているという現実を見ると、やっぱり何らかの対策をとっていかねばならない、ましてや全国的には4割の自治体でこういった公会計化がされているという現実を見ると、亀山市も変えていかねばならない時期に来ているんじゃないかと思います。

システムの問題もあろうかと思いますが、三重県内の動向とあわせて、亀山市における導入の方向性について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まず、県内の動向でございます。県内他市の給食費に係る公会計化の状況でございますが、現在完全に公会計化している市はございません。一部を公会計化している自治体としましては、本市のほか桑名市、志摩市の3市で、各市とも給食センター分を公会計化しております。なお、公会計化について検討している市は本市を含め9市、検討に至っていない市は4市という状況でございました。

それと、導入の方向性ということで、会計処理や食材の発注の方法について、これまでの経緯も踏まえながら最適な方法を選択していくわけですが、昨今報道等により、広く理解が進んでおります教員の長時間労働は深刻な問題でございます。その業務負担の軽減が求められているところでございまして、文科省からも給食費の公会計化への取り組みを求められたところでございます。

これらのことから、収納システムの選定、食材納入業者との調整、さらには市の職員の業務増加などの課題も整理しながら、公会計化の実現に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひよろしくおほいしたいと思います。

それでは、最後に若い世代の移住・定住対策についてお伺いしたいと思います。

少子化の進展により、どの自治体も若い世代に移り住んでもらうためのさまざまな対策を講じております。亀山市も同様に対策をしております。

先日、津市から転入された方から、済みません、私、妊婦健診と書きましたけど、妊産婦医療費の間違いでありました。妊産婦医療費の助成は亀山市にはないのかというふうに聞かれました。乳幼児医療費や子供医療費の助成は亀山市にはありますということはお答えさせていただいたんですけど、妊産婦に対しては、私自身も初めて聞きました。それで、もうすぐ津市のほうに視察へ行かせていただいて、津市では合併前から、担当者も、いつから始まったんですかと言ったら、もういつから始まったかもわかりませんというぐらい昔からやられていたそうなんです。

これは妊娠5カ月以上の妊産婦、安定期に入った妊婦さんに対して、出産した月の翌月の末日まで医療費が無料化というか、助成があるという形でやられておりました。助成額としては、本人負担が1,500円で、それ以上の額が助成されるというような内容でありました。

移住・定住対策としての妊産婦医療費の導入についてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

妊産婦医療費の助成につきましては、実施しているところが全国でもまだ少なく、県内では先ほどおっしゃったとおり津市のみが実施しております。

亀山市の福祉医療費助成制度につきましては、現在、中学生や身体障害者手帳4級所持者に対する医療費助成など、独自に対象者を拡大して実施しておりますし、昨年9月からは未就学児の窓口無料化を市独自に行い、さらに本年9月からその対象医療機関を県内にまで拡大して実施いたしております。

移住・定住を推進する本市にとりまして、福祉医療費助成制度は子育て支援や障がい者福祉などにかかわる主要な制度で、持続可能な制度運営が大切であると認識いたしておりますので、現時点でこれ以上の福祉医療費助成制度の拡大は考えていないところではございますが、他市の状況につきましては今後も注視してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

すんなりやりますと言われるとは思っておりませんでした。市内の地域を見ますと、特に私が住んでいる北東部地域では、住宅開発が本当に進んでいて、若い世代が本当に移り住んでいるんです。そういうところを見ると、さっきも言いましたけど、本当にそれぞれの自治体での生き残りをかけた対策をとられていると、今回その少子化対策でしなかったわけは、やっぱりそうやってまず移り住んでいただいて亀山で子育てをしていただく。部長が今おっしゃった内容は、どの自治体も多分同じようなことがもうなされておりますので、亀山市独自にはなりませんけど、亀山市にはこんなこともあるんだということをぜひ発信できるような対策をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが10分間休憩いたします。

（午後 1時53分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

通告に従いまして質問させていただきますが、今回、3件の質問をさせていただきますので、答弁のほどをよろしくお願ひします。

まず最初に、平成25年の4月に施行されております亀山市文化大使制度がございますが、これとの連携について確認したいと思ひますので、答弁よろしくお願ひします。

この亀山市文化大使につきましては、設置要綱が設けられておりますけれども、その内容について、ちょっと改めてご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

ご質問いただきました亀山市文化大使設置要綱につきましては、設置といたしまして、第1条に、本市の魅力及びよさを広く国内外に発信し、イメージアップを図り、もって文化の振興に資するため亀山市文化大使を置くということで、平成25年4月1日に施行し、平成26年4月1日から文化大使の方々にご就任いただいております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そのとおりでございますね。設置の内容としましては、亀山市のよさ等を国内外に発信して、イメージアップを図って、文化の振興に資するため文化大使を置くということになっておりますけれども、この中で、委嘱等というところに本市の出身者または本市にゆかりのある方、あるいは文学、芸術、スポーツ、芸能等の文化的分野において活躍している方、それから本市に愛着を持って大使としての活動に積極的に取り組む意欲があると認められる方ということになってございますが、現在、この文化大使、亀山市は何名の方が委嘱されておるのか、そしてその方々はどのような方なのか、ちょっと具体的に説明いただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

現在、文化大使の皆様方におかれましては、本市出身または本市にゆかりのある方で、文学、芸術、スポーツ、芸能等の文化的分野において活躍されている8名の方を委嘱しており、市が実施する各種行事等にお越しいただくなどのご協力をお願いしているところでございます。

8名の文化大使の方につきましては、6名の方が本市出身、2名の方が本市にゆかりのある方でございます。お一人ずつご紹介させていただきますと、まず本市出身の方でございますが、お一人目が上田秀洋氏、信州大学の名誉教授、画家の方でございます。お二人目が川戸 佳氏、東京大学名誉教授、理学博士でございます。3人目が豊田 清氏、元プロ野球選手でございます。4人目が林家菊丸氏、落語家の方でございます。5人目が原 正美氏、作曲家でございます。6人目が真路まなみ氏、シャンソン歌手でございます。そして、本市にゆかりのある方といたしまして、小嶋希恵氏、元宝塚歌劇団雪組で亀山市ミュージカルアカデミー講師をお務めいただいております。もう一方が、本市にゆかりのある方が寺岡清高氏、大阪交響楽団常任指揮者でさいまつコンサートの指揮者を務めていただいている方。6名の方と2名の方、8名の方に文化大使に就任いただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

8名の方に文化大使を委嘱されて活動していただいていると、市の事業等について協力いただいているということでございますけれども、私ずうっと、全ての方をよくご存じというわけではないんですけれども、拝見させてもらっておって、果たして文化大使としての仕事は何をやっているのかなど。私の目に見えたことは全然ないんですね、今まで。

具体的にどのようなこと、文化大使として活動を行ってみえるのか、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

文化大使の方にご活躍いただいております場面につきまして、具体的には、音楽祭やミュージカル、美術展、講演会、スポーツ大会など、それぞれの方の専門性を生かした活動だけでなく、納涼大会

やエキサイティングまつり、中央公民館講座、環境講演会などを含めまして、平成26年度から約30のイベントでご活躍いただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ちょっと詳しく確認したいんですけども、30のイベント、重立ったものにどの大使、委嘱された方が出席いただいて、講師とかを行っていただいているのか、わかっている部分があればご説明いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

先ほど約30と申しましたが、平成30年度末で33回ご活躍いただいております。

一番初めにご活動いただきましたのが、平成26年5月1日でございます。かめやま文化年2014オープニングセレモニーのときでございます。このときには、林家菊丸氏、川戸佳氏、原正美氏、真路まなみ氏、寺岡清高氏、小嶋希恵氏の6名の方がオープニングセレモニーにご出席いただきまして、ご活躍いただいたところでございます。

あと、重立ったものということでございましたが、先ほど申しましたような納涼会とかエキサイティングまつりのほか、さいまつコンサートでありますとか、豊田清氏におかれましては、豊田清杯少年野球のほうでも3回、3年にわたりましてご活躍いただいているところでございます。また、それぞれの文化大使の専門の分野でご活躍いただいておりますところでございまして、上田秀洋氏、画家の方におかれましては、美術展の特別展等々でご活躍いただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

私が申し上げておるのは、こういう方が市の行事に積極的に参加いただいて、協力いただいていると。それが余り目に見えないということで、文句という言葉を使ったらちょっと語弊があるかわかりませんが、十分ではないという意味で申し上げます。

といいますのは、例えば先ほど出ましたさいまつコンサートあるいはミュージカル等の指導なんかをやっておるのは、文化大使だからやっているんじゃないですね。それ以前からいろいろ協力いただいていたと。自分の本業について、たまたま指導を受けているということであって、文化大使としての仕事でやっているわけじゃないんですよ。

豊田清氏、元プロ野球の選手につきましても、野球教室もやっています。あれは文化大使でやっているんじゃないですよ。あくまでも自分がやってきた経験を生かして、地元の少年団の子供たちに指導をやっていると。ほかの団体の依頼を受けて、同級生とか。

だから、私が申し上げているのは、文化大使として委嘱を受けてやっている事業は何かあるんですかということを確認しておるんですわ。それは多分ないと思うんですね。せっかくこの方ら8名を亀山市の文化大使として委嘱しているわけですから、事あるごとに利用するという言葉を使ったら語弊があるかわかりませんが、もっと積極的に協力いただいて、亀山市のために市内外へ

いろんなことを発信するときに同道してもらい、あるいは同行してもらいということで協力を仰ぐということはできないのだろうかということ。多分やっていないと思うんですよ。それをもっとすべきじゃないかということをお願いしておるんであります。

亀山市でいろいろと、例えばシティプロモーション、あるいは観光プロモーションで推進事業をやっていますよね。これらの方は一人も出てこないですね、いろいろなイベントとか、あるいはその映像も含めて。何かにつけて、もっと利用したらいいんじゃないですか。そういうことをして、亀山市内でPRする必要はないんですね。市外、県外へ対して、亀山市にはこういう方が見えますよと。一緒に行動をとるにして、亀山市のためのPR等も含めてやってもらうと。やっていくべきではないかと思うんですよ。

ですから、そういうことが行われていないのと違うかなということで、今回このことをちょっと質問に上げさせてもらったんですけども、その辺どうですか。

例えば部長でも結構ですし、市長でも結構ですし、副市長でも結構ですけども、これらの8名の方に年に何回ぐらいお会いしていますか。交流していますか。例えば特に部長、今の8名の方に1回ぐらいお会いしていますか。多分されていないと思うんですよ。訪問するのもいいですし、お越しいただいたときに何らかの形で意見交換するとかということもできる機会はあったんじゃないかと思うんですけども、多分やられていないんじゃないかなというのは私の推測ですよ。もし、いや、こういうことをやってきたということがあれば、ちょっとここでご答弁いただきたいと思います。市長でも、副市長でも、あればお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それぞれの分野でご活躍をいただいて、今もなお第一線で頑張っていておられる皆様方でございますし、本市のイベントでも、先ほど申し上げた例えばさいまつコンサートでは、寺岡先生はもう本当に十数年にわたって総指揮をやっていただいて、年に1回お越しをいただくと。それ以外にも、過去には子供たちにそういう教えていただくような機会を持たせていただいたことがあったかと思っておりますし、小嶋希恵先生に至っては、今日までに、今やミュージカルは、ご本人は本当にご自身のブログでも「亀山ミュージカル」という言葉を全国的に常時発信いただいて、一つのモデルを今も発信し続けていただいております。上田秀洋先生につきましても、近年の市展におきましては、中村晋也名誉市民とともにご自身の作品を出展いただき、またこちらへも足を運んでいただいて、また講演をいただいたり、そういう機会もつくっていただいておりますので、機会あるごとに、それはご来亀いただいた折にはお会いをさせていただいてはおりますが、それぞれ本当に皆さんお忙しい方々でございますので、ただ、おっしゃるように、より一層市内外に、この先生方が持っていてお力をおかりして、本市の魅力発信がさらにできますように、その機会をさらに充実をしていくというのは今後生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の市長の答弁ですと、お越しいただいたときには多少なりとも意見交換とか交流をされている

ということはある程度は理解できました。しかし、例えば、これは言っているのかどうかわかりませんが、亀山市の文化大使として、行政のほうで、ホームページで、例えば豊田 清氏、元巨人軍のピッチャーを紹介しています。今現在のホームページを見ましても、書いてあるのは、2015年からジャイアンツ一軍投手コーチに就任と書いてあるだけですわ。もう引退しています。次の仕事についています。そのままですわ、現在でもね。こういうのは、やっぱりどこかで十分な交流が図れていないのと違うかなという部分がありまして、ちょっと質問させていただきました。

確かに亀山では一番なじみがあるのは落語家の林家菊丸氏ですけれども、彼はしょっちゅうこちらに来ておるので、皆さんともしょっちゅう顔を合わせる機会はあるかと思えますけれども、まだ全然顔を合わせたことがないという先生も、それから大使の方も多分たくさんおると思うし、そんな人が大使でしたんというような、ご存じない方もおると思うんですよ。やっぱり機会あるごとにこれらの方々をある程度紹介して、亀山市内で余り紹介する必要はないんですね。県外でいかに亀山市のために活動してもらおうかというのが非常に大事なことだと思いますので、ぜひその辺のところ、うまく活用して、活用という言葉を使っていいかどうかわかりませんが、連携をとってやっていただきたいと、かように思いますのでよろしくお願いします。

その件で2点目ですけれども、今現在8名の方が大使としてお見えになりますけれども、新たに大使として委嘱をされるような方のリストとか候補とか思惑というのはあるのかどうか、これを確認したいと思えます。あればご答弁願います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

文化大使の任期につきましては、要綱で3年と定めており、今年度末で任期満了となります。来年度から新たな任期が始まるわけですが、来年度はかめやま文化年2020を予定しており、文化大使のより一層の活躍により文化年を盛り上げ、文化振興を図っていく必要があることから、現在、次年度からの新たな文化大使選定に向け、各所属における文化大使の皆さんのご活躍状況、新たな候補者などを調査しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

新たな候補の方はまだ上がっていないようですけれども、いずれにしても、亀山市をいかにアピールするかということを常に重要に考えていただいて、観光、それからシティプロモーション等の中でも使えるような形で対応していただければありがたいと思えますので、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2件目の質問をしたいと思えます。

ちょっと大きく出てしまいましたけれども、美術館等の新設についてという名前で今回質問の項目に上げさせてもらいました。これはどういうことかと申しますと、このたび川崎小学校の完成記念として、先ほども出た文化大使の上田秀洋さん、それから地元の宮崎観峰さんから油彩画と日本画を寄贈いただいて、展示していくということか、掲示すると言ったらいいのかわかりませんが、川崎小学校で飾っていただくということで、これはこれで非常に結構ですし、ありがたいこ

とだと思いうんですけれども、これを川崎小学校へ寄附いただいたと。これは、寄附いただいたのはいいんですけれども、この作品の管理というのは市がするのか、教育委員会がするのか、あるいは学校がするのか、その辺。非常に高価な額の絵画ということになっておりますけれども、実際の値段はわかりませんよ、なっていますので、どのように管理していくのか。

それから、展示する場合、ずうっと、例えば1年、3年、5年としていくのか、一時だけの展示をして、次はどこかへまた巡回されるような方法も考えてみえるのか、その辺のところ、具体的な方向性が出ておれば、ちょっと確認したいので、ご答弁願います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の絵画2点の寄贈につきましては、市に寄附申し出がございまして、ありがたく受納いたしましたところでございます。川崎小学校改築記念の完成記念といたしまして、学校運営協議会、PTAなどの地域の方にもお世話になって、ご寄附をいただきました。川崎小学校に展示して、学校関係者、来校者が鑑賞できるよう、昇降口、入り口のところで展示をしております。

管理につきましては、学校に展示しているということでございますので、管理については、日常管理は学校にお願いしております。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

市施設に寄贈されるなど、たくさんの美術品をご寄贈いただいているところでございますが、それぞれの、市にいただいております、その中でも各学校にいただいております場合もございまして、各施設のほうへいただいております場合もございます。それぞれの担当の部署のほうで実質的には管理を行っておるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今回の上田さんと宮崎観峰さんの作品については、小学校のほうで管理していくということがわかりました。

それ以外にも、市内の公共施設、いろんな絵画だけじゃなしに書等も含めて作品が展示されていると思うんですけれども、これはどこで管理しているのかなというのをちょっと確認したいんですが。

例えばこの議場の入り口には高土さんの絵がかけてありますわね。あれは多分私が議員になった以前からあったん違うかな。全然移動せず、そのまま掲示したままですわね。これはいつまでするのかなあとか、あるいはどこが、誰がそれを管理しているのかなということが全然私はわかりませんし、作品は嫌でも目につきますからね、それはいいんですけれども、こういうようなケースが市内の各施設、学校も、あるいはコミュニティやとか各地域含めて相当あるんじゃないかと思うんですけれども、この辺の作品は全部果たして収蔵品となるのか、展示品となるのかわかりませんが、管理がされて、リストなんかもつくってあるのかどうか、その辺についてちょっと確認した

いんですけれども。結構高価な絵画等も、あるいは作品もあろうかと思えますけれども、どうなっているのか、ちょっと確認だけします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

市にご寄贈されるなどして市が所蔵している美術作品等につきましては、現在、それぞれ施設の所管部署が管理しており、基本的には市の備品台帳に登載されているものと認識しております。それぞれ所管課が備品台帳を持っておりますので、それぞれの所管課で管理しておるところでございます。具体的にそれぞれ何が何点あるか等々のリストという形では、今のところ把握はしていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

各所管で管理ということをお伺いしましたけれども、もったいないですね。多分、もう四六時中掲示している作品だけじゃなしに、どこかで所蔵か保管してある作品もあろうかと思えますけれども、これは果たしていつまでこうやって置いておくのかなど。私は、もう作品をせっかく寄贈いただいたのであれば、収蔵とか収納しておくんじゃないかに、各施設なんかでやっぱり掲示して、市民の皆さん、たくさんの方に見ていただくのがベストだと思うんですよ。大体私の知り合いの会社とかビルなんかを見ましても、絵画なんかをリースでやっていましたら大体1カ月か2カ月で入れかえしていますわ。それで初めて価値があるんじゃないかなと思うんですけれども、亀山市の場合、全く展示したままではないのかなという感じがしないでもないです。

私が知らない部分も結構あるんですけれども、先日もこの話をしていたら、あいあいにも菅生攝堂さんという日展の審査員をされている方の書が掲示されているらしいんですけれども、私は全然知りませんでした。どこにあるのかと今言われてもわからないんですけれども、やっぱりそういうのが、結構有名な方の作品なんかは亀山にあるはずなんですね。そんなのをできれば、ある程度は寄贈いただいたその場所で掲示するのも結構ですけども、どこか別の場所へ美術品の展示ブースをつくって、そこでずうっと展示するというような形で紹介していくのが非常にベストではないかなと思います。

私、ここに美術館の云々と書きましたけれども、美術館をつくれというようなことは本当は思っていないんですけども、美術館的なもの、一堂に作品を並べられるような場所を、ブースをつくれなものかということで、ちょっと今回質問させてもらったんですけれども、20点になるか30点になるかわかりませんが、その展示ができるようなスペースを確保できないかなと思う。

今、本当に一番いいのは文化会館のロビーですな。あそこに中村晋也さんのわたしの宝物という銅像がありますね、レプリカが。あの周辺に階段もつけて掲示しようと思ったら、あのトイレのほうまで向けて広い場所、亀山市で今収蔵してある作品全部は無理としましても、10点、20点やったら掲示できると思うんですよ。それを1カ月とか2カ月に1回入れかえをすれば、年間を通じたら相当な数の作品が掲示できると思います。必ずしも、私がイメージしているのは美術工芸作家というような形の名前で呼ばれるような著名人と思っていますけれども、別にそれじゃなくても、

亀山で絵画に精通した、あるいは書に精通した方の作品も結構あるかと思しますので、そういう方の作品なんかも亀山市では持っていると思います。それを掲示する方向性をぜひ検討していただきたいということで今回上げさせてもらいましたけれども、その辺のお考えがあるかどうか。唐突にこんなことを言うと、おまえは何を考えておるんだと言われるかわかりませんが、何かご意見ございましたらご答弁よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

市が所蔵しております美術作品を全て展示できるような公共施設やギャラリーなどはございませんが、先ほど議員がおっしゃいましたように、市文化会館内におきましては、ピクチャーレールを設置してございますので、1階ロビー、2階ホワイエや通路等を利用し、一時的かつ限定的であれば展示できるものと考えているところでございます。

また、市の所蔵品ではございませんが、著名な美術作品の展示機会といたしましては、かめやま文化年2017の際には、名誉市民で彫刻家の中村晋也氏と、文化大使の洋画家、上田秀洋氏の作品を中央コミュニティセンターに展示し、亀山市美術展の特別展として開催したところでございます。

今後も、そのような機会を通して、市民の皆様が質の高い美術作品に触れることができる機会を設けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今、文化年の話が出ましたけど、私はそういう認識で言っているんじゃないんですよ。中村さんや例えば上田さんの作品が文化年には展示されるというんじゃないし、今、亀山市で所蔵している、あるいはうまく活用していない作品なんかを全部外へ出して、それを展示して自由に見ていただくというような機会をつくったらどうですかというふうに言っているんですわ。例えば中村さんの作品とか上田さんの作品が出ても、1年、2年出るわけじゃないでしょう。

それで、今回もらった上田さんの作品、それから宮崎観峰さんの作品、どんなやろうなあ、見たいけどなあといった場合、私らはこれをもらいましたけれども、わざわざ小学校まで行きますか、絵を見せてくださいといって。一般の人は行かないですね。文化会館とか、一堂に会したとこやったら行きやすいですわ、誰でも。そういうような場所をつくったらどうですかということをおるわけですね。

ですから、特別なときに特別な展示をするということは当たり前のことです。そんなのは私は聞きたいと思いませんし、答弁いただくこともなかったんですわ、本当は。今ある作品を、たくさんストックしてある作品、多分市長室とか応接間にも絵画がありますね。そんなん、あそこばかりに飾っておかんと、そういうふうに出してもよろしいやんか。そういうことをやっていったらどうですかということ、ちょっと思いがあったもんで、質問させてもらいました。ぜひできるだけ、せっかく亀山市でストックしている、あるいは収蔵している作品なんかは、それを外へ出して、誰もの目にとまる、見られるようなところへ出してほしいなど。

別にそれ以外だけでも、今、亀山市では日展作家と言われる方も数名出ておまして、そうした方の作品なんかも協力いただいてどんどん出してもらうとかいうことをしていったら、やっぱり大人の人も、お年寄りも、子供なんかも見て、こんな絵はどこがいいの、これはいいなというようなことで、いろいろと自分なりの感想を評価して、今後の参考になるかどうかわかりませんが、多少は情操教育なんかにも役に立つんじゃないかと思います。ぜひその辺のところの対応を前向きに積極的にお願ひしたいと思ひますので、よろしいですか、お願ひします。

答弁あれば、市長、何か答弁あれば。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるように、ご寄贈いただいた作品、これはかなり古いものから、この10年では限られたものでありますけれども、そういうものがあるかというふうに思ひますし、現在、きょうも例示をされましたその入り口の絵画は、もう40年以上ここに飾ってあるというふうにも思ひます。したがいまして、今ご指摘のような地元の作家でありますとか、そういう作品を可能な限り展示をしていくという考え方につきましては、そのとおりではなかろうかと思ひますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。期待しておりますので、どうかよろしくお願ひします。

3点目についてでございますけれども、全国規模の競技大会等の上位入賞者への対応ということで3点目の質問をさせていただきます。

これはどういう意味かと申しますと、現在、亀山市スポーツ大会なんかで全国規模の大会に行きますと、激励金を支給していただいておりますね。これは小学校から成人まで広範囲にしていって、全国大会、東海大会なんかへ出た場合には激励金が支給されております。これはこれで非常にありがたいことだと思っておるんですけれども、私が今回申し上げているのは、全国大会なんかである程度の結果を出して地元へ帰ってきたと。その方に対する顕彰なんかをやっていくべきじゃないのかなということと質問の項目に上げさせてもらいました。

たまたま思っている時期に、中部中学校の中山選手、3年生かな、全国中学校体育大会で優勝して帰ってきました。優勝してしまったなという部分もあったかわかりませんが、残念ながら自分の得意な100メートルでは優勝できなかったらしいんですけど、200メートルの短距離で全国1位になったということであって、非常に喜ばしいことだと思っております。

こういうケースは、ことしはこういう形で中山君だけだったけど、去年もおとしも例えばウエートで全国優勝したとか、インターハイなんかに行く方もおりますし、そういう方に対して何らかの顕彰をすべきではないかなということをおは常に思っております、今回これを質問に上げさせてもらいましたけれども、現在、例えば上位入賞といっても、優勝もあれば2位も3位も、それから8位までの入賞もございまして、それも含めて、具体的に何かその顕彰に値するようなものというのは、市としては制度を設けていますか、確認したいと思ひます。挨拶に来たら、ご苦労

さん、よかったですなで終わってしまうのかどうかだけご答弁いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

全国規模のスポーツの競技大会で特にすぐれた成績をおさめられた方につきましては、その功績を広報「かめやま」に掲載するなどし、広く市民の皆様方に周知しているところでございます。

また、スポーツの分野に限らず、文化や学術などの活動に対して特にすぐれた成績をおさめられ、公共または公益のために尽くされた場合は、亀山市表彰条例に基づく特別表彰が行われますことから、新たにスポーツや文化に関して分野別の褒賞制度を創設することは考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

考えていると答弁があるかと思ったら、考えていないと先ほど言われたもので、あれっと思ったんですけれども、私が申し上げているのは、ここでは上位入賞者と書きましてけれども、優勝した方でもいいんですね。本当に日ごろの努力の中でいろんな協力をいただいて結果を出したという方を顕彰するというのは、ぜひかと思っているんですわ。

逆に激励金なんかにつきましては、私ももらったことがあります、激励金を。しかし、全国大会なんかへ出場するのは、当然その前に県予選とか東海予選という予選会がございまして、それで結果を出して本大会に臨むわけですけれども、県大会にしても、まず最初は県大会ですね、地区予選もあるかわかりませんが。エントリーする方はみんな全国大会を目指してエントリーしてあるんですね。ですから、例えば旅費がちよっと足らんからとか、何々を、備品とかをそろえないかんから、お金が足らんからということで、その激励金を有効活用できるということで利用しているのは結構多いんですけれども、全国大会を目指しておるのであれば、そんなのは自分たちの心構えとか、備品は自分で事前にそろえておくべきじゃないかなという考えも私は持っているんですよ。ですから、それよりも、それで予算をクリアして本大会に行って、結果を出して帰ってきた方に対しては、激励金以上の例えば顕彰をしていくべきじゃないかなという感じを持っております。

市によっては、ずばり現金を褒賞金として出しているようなところもあったんですね、過去には。そんなことまではする必要はないんですけれども、やっぱりそれなりの顕彰というのはやっていくべきじゃないかなと思っております。

確かに広報に載るとかというのはありますよ。それから、新聞なんかで誰々が表敬訪問をされたということも聞いておりますけれども、それだけじゃなしに、何か後へ残るものを、市のほうからも表彰を受けたんやということ、ぜひ進めてやっていただきたいです。

例えば体育協会なんかでも特別表彰をやっていますわな、全国大会なんかで優勝したりとか入賞したら。それと亀山市が市長の名前で表彰するというのとは重みが違いますわ、やっぱりね。それぐらいのところをやっていただいて、ぜひ亀山市のスポーツ振興の一助になればと思いますので。幾ら亀山はスポーツ頑張るよ、みんな頑張ってくださいよとか言っておっても、なかなかそんな結果は出ませんので、何かご褒美と言っているのかどうかかわかりませんが、ぜひ顕彰制度とい

うのを設けて、大人であれば褒賞金でも構いませんわ。それから、高校生、中学生なんかだったら、メダルでも何でも構いませんので。構いませんと言ったら、そんなのは失礼ですけれども、そういうもので結構ですから、ぜひそういう形での何か顕彰をできる制度の設置に向けて前向きに検討していただきたいと、かように思うんですけれども、部長、どうですか。今、考えていないということですけど、やっぱり無理ですか、考えは。市長でも構いませんけど、何か前向きな方向性があればありがたいですが。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

近年、本当に若い皆さんがスポーツや文化の分野で本当に活躍をいただいて、東海や全国大会で結果を出してきてくれております。大変期待を今後にいたすものであります。

そういう中で、いわゆる分野別の褒賞制度につきましては、先ほどご答弁させていただいた考えを持っておるところでありますけれども、もし仮に、ぜひそうあってほしいと思いますが、例えばオリンピックなどの世界レベル、国内外の本当に大きな大会で上位の成績をおさめられた、活躍をされた、こういうケースが生まれました場合に、ぜひ個別にその時点に対応させていただきたいというふうに考えておるものでございます。ぜひそういう選手や若い人材が出てきていただくことを期待いたしております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

近い将来は無理なような答弁をいただきましたので、期待を持っておりたいと思います。

私、今回はスポーツの面でこういうお話をさせてもらいましたけれども、別にスポーツの世界だけじゃなしに、文化の世界でも、例えばピアノでもバレエでも、あるいは合唱でも、全国大会に行って結果を出してくれれば、同じような対応はぜひやってほしいと、かように思っております。つつい私、スポーツばかりだから、スポーツ、スポーツとばかり言ってしまいますけれども、文化全般にこれは当てはまることだと思いますので、ぜひその辺のところの方向性を早くにまとめていただいて、いい結果をいただければ、できればありがたいと思いますので、ぜひそれを期待していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡です。

通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

テーマといたしましては、3点上げさせていただきました。中心市街地への猿の出現と対策について、亀山市章について、空き家情報バンクについてということなのですが、まず中心市街地への猿の出現と対策についてということで入っていきたいと思います。

6月の定例会中ですかね、6月15日の土曜日だったんですけども、ある会議に向かっていまして、6時ごろ、多分その後物すごい雨が降ってくるという日だったんですけども、市民協働センターみらいに向かっていまして、みらいの建物があるほうではなくて逆側の駐車場のほうなんですけれども、20頭ほど猿が屋根からおりてきて、山というか崖側に向かっていくというところに直面しました。私は結構大柄なほうだと思うんですけども、近くでいざ成体のニホンザルを見ると、めちゃくちゃ大きいなど、これはめちゃ怖いなど。ちょっと我に返って、近くに寄ったり声を出して追い払うみたいなことをしてみたんですけども、市民協働センターみらいの駐車場でそれだけの群れを見たということなのですが、このみらいって東町商店街の中にあります。それから、商店街やみらいというのは人が常にいまして、近くには放課後児童クラブだったり小学校、幼稚園あるいは保育所が近いところかなあというような印象でした。

早速質問のほうに入ってくるんですけども、私が見た、猿の群れに会った場所は中心市街地であると思うんですけども、主に市役所の近くでもちょくちょく猿が目撃されるということがあるんですけども、まず市長にお伺いしたいんですけども、市長は市役所の近くで猿というのを目撃されたことというのはあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

たしか2年ほど前だったと記憶しておりますが、この亀山神社の北側の道路から菖蒲園へ入るあそこところで2匹を見たことがございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

比較的数は少なかったと思うんですが、実際に見られたことがあるということだったんですが、それでは、私見ましたよという目撃証言を今ここで執行部に寄せているわけなんですけれども、市役所の周りで目撃情報というのは実際市民の方から寄せられているものなんでしょうか、改めてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ことは、東町、本町、また東台町や北山町あたりで目撃情報が寄せられております。具体的に申し上げますと、東小学校の裏山とか、八幡神社の裏山とか、東町の商店街でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

実際に目撃情報も寄せられていまして、私も、車に乗っているときですけれども、粉蝶橋を歩いている群れを見たりですとか、東町商店街の別の駐車場でも見たことがあります。

この猿なんですけれども、これはどこからやってきているのか、群れの把握というのはされているんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、猿の群れは市内で10以上確認されておりまして、特にこの市役所近辺、中心市街地を行動エリアといたします群れは、住山町からみどり町、辺法寺町から阿野田町、菅内町までと非常に広範囲で移動をしておるといってございまして、また、群れの把握につきましては、亀山サルの会に委託をしまして、NPO法人サルどこネットが運用しておりますニホンザル位置情報システムを利用いたしまして、猿の位置情報を把握しておるところでございます。その情報につきましては、市だけでなく、事前に登録された方々にもメール配信をするというサービスを行っております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

平成28年度に、亀山市議会の産業建設委員会の所管事務調査で、やはりそのサルの会の方たちとの意見交換の中の部分なんですけれども、平成28年度の意見交換の時点で大体60頭から70頭の猿で構成される群れというのが市内に約12存在するというような数字が出ているので、その所管事務調査は確かに執行部にわたっているはずなんですけれども、まだ群れの把握はされていないというのは少し不思議な気もしますが、次に移っていきたいと思います。

これ、順番を入れかえて、6番目の猿への対策というのをほかの動物と分けて考える必要はないのかということに入っていきたいと思います。

多分いつも市議会のほうから、この産業建設委員会の所管事務調査でも、獣害対策、有害獣対策、農作物に対する被害ということで、例えばイノシシ、鹿、猿が一くりにされていることが多いんじゃないかなと思うんですが、今回は猿にあえて問題を絞って質問を展開しているんですけれども、イノシシ、鹿というほかの狩猟免許がないと駆除することができない2者と比べたときに、私、今、中心市街地への猿の出現ということを議論のポイントにさせてもらっているんですが、猿というのは、ほかの2者と違って、かなり近いところまで自分たちから近づいてきているのがかなり厄介なポイントかなあと。さらに、さっきの市のほうで配付されている資料とかもあるんですけれども、恐らく大抵の場合、イノシシと鹿って、遭遇した場合って自分で逃げていくんだと思うんですけれども、猿の場合って、人間に次第になれてきて危害を及ぼすおそれがあるところが非常に恐ろしいかなと。つまり今回は、被害というのは、農作物に対する被害ではなくて、人に対する危害あるいは子供たちに対する危害ということも心配、そういうことが及ばないように対策ができるのかということと議論を展開していきたいと思います。

それでは6番目なんですけれども、私は猿への対策というのをほかの動物と分けて考える必要があるんじゃないかと考えるんですが、市のほうの見解をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

獣害対策といたしまして、猿、鹿、イノシシの有害鳥獣捕獲を現在行っておりますけれども、中心市街地に出没することがほとんどない鹿、イノシシにつきましては、やはりこれまでどおりの有害鳥獣捕獲で対応してまいりたいと考えております。

一方、猿につきましては、有害鳥獣として、平成28年度は99頭、平成29年度は52頭、平成30年度は81頭捕獲をしておりますけれども、市街地への出没が見受けられるということでございます。このことから、獣害対策とは別に猿の対策、特に追い払い対策をしっかり行う必要があると考えております。

現状で、市街地へ出没してくる猿につきましては、根本的に解決できる対策というのはございませんけれども、人の手による追い払いを繰り返して実施するということとともに、特に集団で追い払いを続けて猿を怖がらせるということが最も効果的と言われておりますので、こうした猿の追い払い対策を実施していくに当たりましては、特に地域での協力も必要になってまいります。これまでから実施しておりますロケット花火による地区での追い払い、またその地区に合った対処方法を出前講座などで周知をさせていただくなど、地域の協力もいただきながら追い払いを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市のほうとしては追い払いを進めていきたいというような方針があるというふうに捉えたんですけれども、そもそも私も調べる中で、1人や2人、私はさっきの6月15日は群れに1人で会って、私一人が猿の群れに対して何か言っても仕方なかったんだと後で調べて思ったんですけれども、何人かで協力し合って追い払うというようなことをしなきゃいけないというのは私も調べて思いました。

その対策についてはもう少し議論するとして、そもそもその猿、市民への啓発についてということなんですが、私は猿を目撃したときに市役所に連絡をするということで対応させてもらったんですが、これはこの対応で合っているのかということと、あと猿の群れに遭遇したらどうすべきかというのはどういった媒体で知らせているのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

中心市街地における猿の群れの出没情報につきましては、現在、市役所に連絡をいただいておりますところでありまして、また、亀山警察署のほうへ連絡をしていただいた場合については、警察から市のほうに連絡がありまして、市担当部署の職員、また警察官が現場に向かい、現地の確認、また追い払いを行っておりますところでございます。

次に、猿の群れに出会ったらどうすべきかと何で知らせておるのかというご質問だったと思います。この猿の群れに出会った場合の対応につきましては、出前講座で、やはり猿を刺激せずに、目を合わせず通り過ぎるようお話をさせていただいております。また、猿の追い払いを行う場合には、一人ではなく、ご近所の方にも声をかけていただきまして、地区の方複数人で追い払いを行ってもらうことが有効であると、そのような話をお伝えさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

つまり出前講座ということは、市の担当部署を呼んで話をしてもらおうということになると思うんですが、それしか猿に会ったらどうすればいいかというのを知るすべというのはないということですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、猿に特化した啓発のほうは行っておりませんが、市民への啓発につきましては先ほどの出前講座を実施しておりまして、猿の追い払いにつきまして、対策、また講習のほうをさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは4番目の項目なんですけど、子供たちへの注意喚起についてということなんですけれども、さっき私が目撃したみらいは、放課後児童クラブ、小学校、幼稚園、保育所なんかの子供たちがいるところというのが非常に近いと。つまり猿の危険というのが実際もう子供たちの近くにまで及んでいると思うんですけれども、こういった子供たちへの注意喚起というのはどのように行っていますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

子供たちへの注意喚起ということでございますけれども、まず小・中学校におきましては、日ごろから、猿に出会ったときの対応方法といたしまして、目を合わさない、追いかけない、騒がない、攻撃をしないなどを子供たちに指導していただいております。また、登下校中に猿が出没した場合には、教職員が現場に行ってください、見守りを行っておりますし、場合によりましては、警察、また市の担当部署が向かきまして、追い払いを行っております。

幼稚園、保育園では、各施設で子供たちにわかりやすく必要な注意喚起を行うとともに、平成29年度でございますけれども、市の獣害担当者が園長会議に出向きまして、市内の猿の状況や出会ったときの対処法、ロケット花火による追い払い等の講習もさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

学校の先生に子供たちを守ってもらうというのは、これは正しいことなんですかね。きのう、ちょうど川崎小学校の連絡システムで連絡が入ったらしいんです。能褒野西区で猿出没との連絡をいただきました。1年生が下校するときに猿がいて、2年生から6年生にはすぐ自己防衛のための注意を指導して、さらに校区を職員が見守る、つまり学校の先生が見回ってくれたということだと思いますし、亀山西小学校のブログには、7月11日のブログなんですけれども、朝に猿がいるという連絡をいただくこともあります。ロケット花火を持っていってみると、もうどこにもおらず、対策のしようがないのが現状です。猿がいるという連絡をいただくこともあります。ロケット花火を持っていってみるとということは、これは学校の先生に行ってもらっているということですよ。つまり、この猿から子供たちを守るということに関して、これだけ学校の先生に骨を折ってもらっているという状況というのは、市はどういうふうに考えますかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

子供たちの登下校中の安全確保につきましては、先生たちの協力もいただけるもの、またいただきたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それは亀山市のほうの都合ですよ。やっぱりこれは根本的に解決をしていかないと、いつまでもこういうことが続いてしまうんじゃないかなと思うんですけれども、やっぱり猿が出ないようにしていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、さっき上げた産業建設委員会の所管事務調査の中では、伊賀地域では猿を実際に駆除したら被害というのは本当に減ってきましたよということなんですけれども、この中心市街地に出る猿たち、鉄砲だったりわなで駆除というのはできないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

中心市街地での鉄砲、わなによる駆除につきましては、狩猟に関する法律等によりまして、駆除が難しいのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

中心市街地で駆除というのは難しいということなんです。そうしたらやっぱり中心市街地から追い出していく方針になるであろうというのが方針だと認識しますが、その認識でいいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員がおっしゃられましたとおり、中心市街地では追い払いという対策が適当でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

問題やなと思うのが、この猿の群れが今、所管事務調査で市内に12あるということを上げましたけれども、この12の群れって、とどまっているわけではなくて、ぐるぐるぐるぐる亀山市を中心に回っているような状況で、どんどんどんどん猿の群れが入れかわっていくということになると思います。つまり、どこかの地域から追い払っても、またほかの地域から追い払われた猿の別の群れがやってくるということで、根本的な解決につながらないと思うんですが、それでも追い払うという方針に変わりはないですかね。

あと、私がどこかから追い出したとしても、どこかの地域にまたあらわれるというのが猿であるという認識が合っているか、間違っているか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

猿につきましては、移動もしますので、追い払いをしたらよその地域に行くということでありませう。ただ、市街地では、先ほど申し上げましたけれども、追い払いという手しかないのが現状かと思っております。

猿の捕獲につきましては、先ほども数字のほうを上げさせていただきましたけれども、30年度は81頭捕獲もしておりますけれども、それでもまだ市街地へ出没してくるというようなことでございますので、基本は市街地では追い払いということでしっかり進めていく必要があると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

やはり学校連絡システムだったり学校のブログで啓発をされているように、特に子供たちに猿の危害が及びそうなくらい近くまでやってきていると。今のところ、答弁でもあったように、猿に特化した啓発というのはないということなので、今後の対策としては、まず情報としては2種類出ていると思うんです。猿に会ったら逃げる、目を合わさない、餌を与えないというこちらが譲歩するパターンと、みんなで追い払いをするというもう一つのパターンの情報の2つになってくると思うんですけれども、特に追い払うときというのは、ある程度の人数をかけて一斉にやらないと、結局中途半端な追い払いをするというのが、猿にとっては結局人間になれるという機会にもなってしまうと思うので、今の段階で猿に特化した対策というのがなかなか難しいと。中心市街地にあらわれたものに対してはどうしても抜本的な対策はとりづらいということであれば、そういった根本的な解決に近い制度設計というのをぜひやっていただきたいなど。もちろん農作物も周辺部で被害には遭っているんですけれども、これ、誰かがひっかかれた、けがしたという事態になったら、やはり手おくれだと思いますので、本当に近くまでやってきている危険だと思いますので、ぜひ対策のほうをお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次のテーマに入っていきたいと思います。

3つ目の空き家情報バンクについてでございます。

現況報告の中でもありましたが、空き家情報バンクに登録する家の数というのをふやす取り組みということで、固定資産税の納入に関するお知らせとともに空き家情報バンクへの登録を促すお知らせというのを入れたということだったんですけれども、大体これは何件ぐらい送られて、問い合わせというのはどれぐらいあったのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず空き家情報バンク制度でございますけれども、市内の空き家を売却したい方、また賃貸をしたい方と物件の購入等を希望される方を結びつける取り組みとして行っておるところでございます。今年度は、空き家情報バンク制度の促進を図るために、先ほどご紹介いただきました空き家対策等に関するチラシを固定資産税等納税通知書2万2,000件に同封をしたところでございます。その結果、4月から、空き家に関する問い合わせにつきましては、県外から市外の所有者の方を含め、約30件問い合わせをいただいております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうしたら、今回のこのお知らせを同封するという取り組みですね、これはなぜやることになったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

従来から、本市の空き家情報バンクの制度でございますけれども、登録件数が非常に少ないということで、また空き家活用が余り進んでいないという状況から、空き家所有者への情報提供の部分が弱いという点がございまして、その点を踏まえまして、空き家所有者へ直接市の取り組みをお知らせするために行ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

済みません、さっきの最初の質問なんですけど、約2万2,000件送られて30件ほど問い合わせがあったということなんですけど、その後、実際に空き家情報バンクに登録されたのは何件ぐらいでしたか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家情報バンクの登録状況でございますけれども、4月から18件の新規登録ということでございまして、そのうち成約が1件、商談中が2件でございます。現在22件の空き家情報をホー

ムページで掲載してございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

空き家情報バンクに実際アクセスしてみると、どんな物件なのか、外観と、あと間取りと、あと住所と築年数ですとか、水道だったり、電気だったり、トイレだったりというものの状況というのがどうなっているのかという一つの形式がフォーマットになって登録できる状況になるんですけども、この空き家情報バンクへ載せる情報というのは、基本的にはこれは持ち主の方がつくらなきゃいけないものでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

物件情報につきましては、所有者の方から、空き家情報バンクへの物件掲載のお申し込みの際に、物件価格、建築年、部屋数、広さ、設備状況等の資料を提出いただきまして、市のホームページに掲載をいたすものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

その載せる情報は基本的に所有者の方がつくられるということなんですけれども、まずこの情報を、つまりその不動産の情報というのをつくるまでに、この作り方がわからないですとか、どうやってつくればいいのかなというような問い合わせというのはないんでしょうか。そういった方というのはどうすればいいですかね。空き家は持っているけれども、載せる情報がどうやってつくればいいのかわからない人。お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、お申し込みの際には物件価格等々の資料を提出いただくということでございます。その登録希望者の方からの詳細な相談といたしますか、そういう場合があった場合には、十分ご説明もさせていただきながら、具体的な内容についての質問等も個別にお聞きしながら、登録できるように行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

空き家情報バンクにたくさん物件の情報が載るのはいいことだと思うんですが、ただ、いつまでも空き家情報バンクに同じ物件の情報ばかり載ってしまっているという状況もよくないかなと。つまり、売れていく、借り手が見つかるという空き家が出てくるという工夫もしていったほうがいいと思うんですけれども、この所有者さんがつくる空き家情報バンクへの登録情報なんですけれども、市のほうでそのでき上がった情報を見て、例えばこの物件に対してこの値段は高くないかとか、あ

るいはもうちょっと値段がいけるんじゃない、安いんじゃないとか、あるいはこの書き方はもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかというようなアドバイス、何か言うことというのはあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

基本的に、物件情報につきましては、あくまで登録希望者からの情報をもとにホームページには掲載していくということにしておりますので、価格については、特に直接市のほうで高い、安いといったような指導は行っていないところでございます。ただ、当初から仲介物件というようなことで不動産業者さんが入っておる場合には、その価格等についても相談されて提出されるものと、そのように考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね、私もそうだと思います。自分で値段をもちろん、これぐらいの値段で売れてほしいな、大体これぐらいで買ったからこれぐらいもとをとりたいわということで、ある意味自分勝手に値段をつける人もいるかもしれないんですけども、大体普通の人は相場を調べる、これぐらいの築年数、これぐらいの広さ、これぐらいの条件だったら幾らになるのかというのを調べると思うんですけども、つまりこの情報をつくっていくに当たって、そういう不動産関係の方の専門的な知識というのが必要になってくる場合があると思うんですけども、その不動産屋さんの紹介というのは市のほうでしたりするのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

相談があった場合でありますけれども、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会鈴鹿亀山支部や公益社団法人全日本不動産協会三重県支部を紹介するなど、対応させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

また最初の質問に戻るんですけども、2万2,000件送って30件問い合わせがありましたということなんですけれども、その問い合わせがあったけれども、まだ空き家情報バンクに情報が載ってこないという方がいらっしゃると思うんですけども、そういった問い合わせをもらった方に対して亀山市のほうからどうですかというようなアプローチというのはされるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

問い合わせといいますか相談があった時点で、それが最終の申し込みといいますか、そこまでの

どり着いていない方につきまして、積極的にこちらからご連絡をさせていただいておるといふようなところは、現在まだそこまでしていないというところがございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうしたら、固定資産税のお知らせの中にその紙を入れて送るといふ一連の作業があったと思うんですけども、この辺のコストについてはどう考えていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この2万2,000枚のチラシでありますけれども、庁内印刷、また、そのもとの原案につきましても、担当課で作成したものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あとは、私も前職でたくさんの方に展示会の案内を郵送するという仕事をしていたんですけども、何かを郵送するといふときにかかるコストって、郵送料だったり、封筒代だったり、その招待券だったりといふものもあるんですけども、もう一つ、その封筒の中に紙を封入するといふ作業にもコストがかかってくるんですけども、この封入といふのは誰がされたんですかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

このチラシの封入につきましては、固定資産税の納税通知書封入と同時に、その電算業者に封入をしていただいたというところがございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

細かくコストのことなんかも聞かせていただいたんですけども、固定資産税のお知らせの中に空き家情報バンクの登録を促す取り組みについては、さっきから所管事務調査の話ばかりしているんですけども、平成29年度、さっきの獣害の翌年の産業建設委員会の所管事務調査で、移住・定住促進についてというところで、兵庫県の丹波市もやっていますよということで提案をさせていただきました。そのときに京都の綾部市も兵庫県の丹波市も一緒に視察をさせてもらったんですけども、今、空き家の情報バンク、もちろんこの、ふだんは固定資産税のお知らせだけだったところを空き家の情報バンクへの登録も促せないだろうかといふことでいて、ふやしてもらったところといふのは評価できるのかなと思うんですけども、やはり私たちが見てきた2市に比べると、まだまだ受け身といいますか、結構受動的に進んでいくようなところが多いかなあと。せっかく庁内でやられたということではあるんですけども、結構な数のチラシも刷られて、問い合わせも返ってきているので、ぜひほかにも、市内の不動産屋さんと連携をしているのであれば、そういう不動産

屋さんが持っている情報というのも空き家情報バンクに連携させることもできると思いますし、さっきは空き家情報バンクの中の物件情報ってどんどん回していくほうがいいんじゃないですかということも言ったんですけれども、やっぱり魅力的な物件の情報、とにかく物件の情報がたくさん載るといことが、空き家情報バンクってどんどんアクセスもふえるし有用になっていくのかなというふうに考えております。ほかにも空き家については質問される議員もおりますので、この程度にとどめますけれども、空き家情報バンクの充実という点では今後もチェックしていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に残したテーマなんですけれども、亀山市章についてということなんです、この亀山市章、私が今見ている、目の前にある市章なんですけれども、この市章の使用についてのガイドラインというものはあるんでしょうか。例えば市民の方がこれを勝手に使用してもいいものなんでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市以外の外部の方が亀山市の市章を使用する場合の取り扱いに関しましては、亀山市市章の使用に関する取扱要綱において必要な事項を定めております。この中には、市民の方が使用するに当たっての取り決め等を詳細に記載させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

その取り決めの内容をもう少し具体的に伺ってもいいですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず市章を使用したい場合は、亀山市章使用承認申請書に使用目的、使用方法、使用期間を記載し、使用形態が確認できる図案及びその他必要な書類を添付して提出をいただきます。

取り扱い要綱では、市章の使用を承認できない場合として、市章が個人、団体の象徴として錯誤され、または他の表示と混同されるおそれがあるとき、市の名誉を傷つけ、または信用を失墜させるおそれがあるとき、市章の尊厳及び品位を損なうおそれがあるとき、その他使用承認が不適当と認めるときを規定しているところでございます。以上の内容に該当するようなことがない場合は、原則、市章の使用の承認をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちなみにこの亀山市章を使わせてほしいという問い合わせというのは入るものなんですかね、お伺ひいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

過去3年の市章承認実績を申し上げますと、平成28年度で2件、平成29年度で1件、平成30年度で1件、令和元年度につきましては、まだ申請等はない状況でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、先ほど答弁いただいた規定なんですけれども、これは内部で使用するとすると、ほぼ自由に使えるというふうになっているという認識でいいですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市内部で使用する場合には、先ほど申し上げた取り扱い規定には該当いたしませんので、自由に使用できるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何でもこういうことを聞かせてもらったかということ、亀山市の主にデザインであるとかフォーマットの統一について、考え方を伺いたいなと思いました。ある市民の方から、何人か職員さんの名刺をもらうけれども、市章の使い方というのが結構ばらばらで、余り外部に対して市章、つまりその市章に対してスペースがあいていたり、あいていなかったりですとか、結構使い方が違って、本当に市章自体の使い方であるとか、根本的にはそのデザインに対する考え方というのが整理されていない、あるいは考えが至っていないところがあるんじゃないかというようなご指摘があったので、ちょっと聞かせていただきました。

先ほど森議員のほうからも、森議員ともいつもこれからは熾烈な自治体間競争だよねという話をいつもいつもしていて、私も毎議会申し上げると思うんですけども、やっぱり何かお知らせをするに当たって、一つ一つそのデザインがいいもの、デザインが考えられているものが読まれるし、手にとられるというところになってくるのかなと。今回はそんなに時間をとることはなかったんですけども、例えば広報全体ですとか、あるいは媒体のつくり方、ホームページのつくり方という点で、例えばきちんとデザイナーの意見をもらうとか、きっちり専門部署を立てるとか、そういったことも、一個一個出していく情報というのが受け取られるか、読まれるかというのが勝負の時代になってくると思うので、大切になるかなと感じました。

少し時間を残してしまっただけなんですけれども、以上3点、一般質問させていただきました。終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時43分 休憩）

(午後 3時52分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

ただいまから一般質問をさせていただきます。

亀山市は、前から行政と市民団体が一緒になって一つの事業を行うという協働事業というのをやっておるわけですね。毎年いろんなことをやっておられますが、平成30年の協働事業に食品ロス削減の取り組みについてというのがありました。これは、まだまだ十分食べられる食品の廃棄というのが非常に問題となっておる状況です。

それが非常に大きく扱われたのは、ことしの節分の前ですね。昔はそれほど、大阪のほうの一部の習慣であった恵方巻のかぶりつきが、この何年かというもの、本当にバレンタインやクリスマスケーキと同等ぐらいに広がりまして、商売になったわけですね。そして、その恵方巻が、昔は本当に1本18センチぐらいで、ノリ巻きで300円、400円とかという話やったのが、だんだんだんだん豪華になって、もう1本スーパーに行けば1,000円というような立派なものまで出てくるような状況ですね。その過剰生産と、例えば店の従業員に対する押し売りとか、おまけにつくり過ぎたやつを大量に捨てるということで、非常にそれがマスコミに載って問題となった。仕方がないので政府のほうも、恵方巻の過剰生産と大量廃棄はやめるようにと、売れる程度につくれと。そんなことを政府が言うなんてことはめったになかったんですけどね、今まで。そういうふうなことが出てきて、ことしのそれが節分の前の話で、それで食品ロス、食べられる食品を非常に無駄にしておるというのがどんどん問題となったわけです。

最近、スーパーなんかに行きますと、夜の8時を回ると半額シールを張るんですけども、コンビニというのは昔からそういうことをしなかったんですよ。ところが、こういうふうな問題で、最近は大手のナショナルチェーンのコンビニでも、ちょっとあと2時間ぐらいで切れるという商品なんかには、ちょっと買っていただいたらポイントをつけるとか、そういうことを最近やり出すようになってきました。レストランでも持ち帰り用の入れ物を用意するとか、そういうふうになんか世間が変わってきておるわけですね。

この前の新聞報道によると、日本全体での食品ロスは、これは2016年のデータですけども、推計で643万トン廃棄があると。そのうち、業態によって違いますが、先ほどのコンビニ、スーパーというのが大体66万トンで、食品製造業が137万トンで、広く外食産業が133万トン、そして家庭部門というのが当然あるわけで、これが一番多いんですが、291万トンと、そういうことで、よくニュースに上げられる小売部門というのは、数字からいうと66万トンで、それほど大きくないということで、やはり家庭部門を何とかせなあかんというのが一番効果があるんじゃないかと言われております。

それは日本国内での話で、国際的にもいろいろとニュースに出ますけれども、ある一部の先進国では、もう基本的に国民は全部食べ過ぎとか、食品廃棄が大量にあるとか、そしてまた別の国に行くと、もう食料不足で飢え死にするとか、そういうふうな国際的なアンバランスというのも非常に

問題となっておると。そういうことで、現在、日本では、食品リサイクル法という法律もありますし、食品廃棄を減らすという機運が、最近よくテレビで見るとは、昔は余りなかったけど、今は本当に食べられる食品を無駄にしないという機運が高まっておると。

そういうことで、この食品のロスというのを減らすために質問をするわけですが、まず今回、亀山市の協働事業ですね、それで行政提案として食品ロス削減の取り組みが行われたと。僕はいい提案をしてもらうと思うんですけども、そのことに関して一部始終を説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

谷口生活文化部参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

一部始終ということですので、ちょっと長くなると思いますけれども、まず先ほど議員申されましたように、平成29年度にみんなで減らそう食品ロスという行政提案をさせていただきました、事業協力をいただける相手方の募集を行ったところでございます。その結果、かめまるという団体にご応募いただいたところがございますけれども、このかめまるというのが、亀山に食べ物・雑貨・体験が集まる物産展、これを主に亀山市文化会館のほうで毎月開催されておまして、さらにSNSなどを活用しました情報発信を積極的に行われている団体でございます。

行政とかめまるの役割分担でございますけれども、本市につきましては、当然事業主体としまして主に必要な経費負担ということを行っておりますけれども、相手方、かめまるさんには、今回は事業協力といった形の提案をさせていただいておりますので、いろいろこの事業を展開するためのアイデアを提案いただいたりとか、お互いに意見交換を行ったりとか、先ほども言いましたみずからが持つSNS、こういったもの、ネットワークを活用いただきまして、広く情報発信をしていただく。それとあと、先ほども言いました物産展、こちらにおける啓発活動の協力、こういったことで役割を担っていただきまして、協働して取り組んでまいったところがございます。

事業を進めていくに当たりまして、まずかめまるさんのほうからいただいたご意見というのが、とにかく亀山市が他市に比べてごみが多いと、これをもっと積極的に前面に出すべきではないかと、こういったご意見をいただきましたので、そういった展示場にはパネルを作成しまして、まずそういったことを周知してまいったところがございます。さらに、その物産展の来場者に対しましては、家庭でこういったことを食品ロス削減のためにやってみえるかとか、あと、もし啓発グッズを作成するとなれば、こういったものが効果があるかといったようなアンケート調査のほうを実施させていただきました。その結果を踏まえた啓発チラシを作成して、生ごみの水切り袋、こちらとともに啓発活動を行ってきたところがございます。さらに、物産展には親子連れの方もたくさん見えておりますので、市のパッカー車を持っていきまして、子供さんにごみの投入体験をやっていただいたりとか、エコウオークラリー、こういった企画も取り入れまして、できるだけ皆さんに食品ロスの削減に少しでも関心を持っていただけるような啓発活動を中心に取り組んでまいったところがございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

かめまるさんという非常にふさわしい相手が見つかって喜ばしいことですが、この1年間、こういったことを続けたわけですね。それによって、それは目に見えた効果というのはちょっとわからんと思いますけれども、いろいろと感ずるところとか、そういった効果もあったと思うんですけども、どういうふうな状況でございましたか。

○議長（小坂直親君）

谷口参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、本事業では啓発活動を中心に取り組みを進めてまいりましたこともございまして、なかなか指標でその成果をあらわすことはできないところではございますけれども、市民の皆さんから行政へ食品ロスの現状等についてのお問い合わせをお寄せいただいたり、わずかではございますけれども、出前トークのお申し込みをいただくなど、徐々に食品ロス削減への関心が高まりつつあるものと感じているところでございます。

また、かめまるさんのほうにつきましては、やはり市民目線による情報発信、啓発活動を行うことで、食品ロスの現状を身近に感じてもらうことができたというようなご意見をいただいておりますけれども、ただ、まだまだ市民、事業者の方々の認知度が低いといったことで、さらなる工夫をする必要があるのではないかというような、こういったご意見もいただきまして、この取り組みの必要性を相手方のかめまるさんについても十分ご認識をいただいたところと感じているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そこで、食品廃棄物もごみとしての扱いになるのかもわかりませんが、亀山市の環境センターにありましては、特定の会社とか、製造業とか、また飲食業とか、そういうところから大量の食品廃棄物が定期的に持ち込みがあるとかないとか、そういったことがあるんかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小坂直親君）

谷口参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

議員ご質問の食品廃棄物を大量に排出する事例があるんかということでございますけれども、一例としましては、やはり大量に出るといった事例としましては、食品製造業等から生じるものが想定されるところでございます。ただ、関係法令でこれらは産業廃棄物に位置づけられていることとか、あと、製造業でございますので、均一の性状のものが大量に発生するため、リサイクルが比較的容易であるといった特性がございます。そういったこともございまして、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の趣旨に基づきまして、民間の産業廃棄物処理施設等での飼料とか肥料、こういった原材料として再生利用されているものがその多くでございまして、環境センターへ大量の食品廃棄物が持ち込まれているということはございません。このことから、環境センターに搬入されます食品廃棄物のほとんどにつきましては、家庭や小規模な飲食店とか小売店、こういったところから排出されるものと推察されるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

亀山市の環境センターにあつては、そういうふうな大量に食品の製造業から持ち込まれるということはないわけですね。あとは小規模な家庭とか飲食業から出るごみと、そういうふうなごみぐらいということですね。

そこで、私、市の広報はきちっと見ておるんですけどね。ちょいちょいごみの出し方ということに関して、そういった記事が載っていますね。例えば夏場になるといつも出ますわね。水気が多いスイカとかそういうごみが出るから、そういった水気の多いごみは水を切ってから出してくださいとか、もろもろのそういうふうな啓発記事が載っておるわけですが、こういった食品ロス削減のために皆さん方、家庭でこういうことに気をつけてくださいよとか、冷蔵庫の中にはむやみやたらと買い込んで詰めないとか、そんなことから始めて、そういった特集記事とかというのを今までに掲載したことはございますか。

○議長（小坂直親君）

谷口参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

市広報におきましては、平成28年度と平成30年度にこの食品ロス削減に関する特集記事をそれぞれ1回ずつ掲載しており、特に外食においては宴会等での食べ残しが多いという農林水産省、環境省の調査報告を受け、昨年度は忘年会の実施時期に合わせて、12月1日号広報におきまして、食品ロスの現状であったりとか、家庭や外食時にできる取り組みなどを紹介しまして、周知したところでございます。

また、同年12月放映のケーブルテレビ「かめやま情報BOX」において、こちらでも放映をさせていただいております。同様の啓発番組をあわせて放映し、周知・啓発に努めたところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういう啓発活動は、シーズンを見て、定期的にやはりやっていただけると私はいいと思うんですよね。

そして、先ほど日本国民全体で廃棄量が年間643万トンとか言いましたけれども、国全体でね。これを1人当たりになると大体年に51キロ、1億2,000万ぐらいで割るんですね。この1人年51キロって、結構いろんなところで放っておるんですね。だけど、これは、1人年51キロというのは、米の消費量が1人年54キロというんですよね。昔は米ばかり食べておったから、1人年間3俵食べたとか言うけど、今は1俵に減ったと、1俵60キロですから。今の日本人は1人1年1俵ぐらいの米を食べておるけれども、それと同様ぐらい食品を放っておると、それが実態であつて、今はだけどふんだんに食べるものがあるからいいわけですよ。

私、これでちょっとふと思い出したんですけども、今から20年ぐらい前でしたかね、夏にすごい寒い日があつて、米の収量が、最初は農林省は平年並みやとか何とか言うておったけど、どう

もおかしいとなってきた、があつと米の収量が落ちて、米が足らんという事態が起きて、タイから米を買ったという、そういう記憶が皆さんあるかな。もう忘れておると違いますか。だけど、あんなときがあつたんですよね。もう日本産米が本当になくなって、タイの細長い米ね、ぱらぱらのあれがもう出て、皆さん、新聞なんかにも、タイの米はぱらぱらしておるからチャーハンにしたらよろしいとか、そういうふうな料理指導が載った覚えがあるんですよ。あのときは日本米、当時日本米もあつたんですけどね、10キロの白い米、あれが実勢価格で1万円ぐらいたったような覚えがありますね。普通なら3,000円、4,000円の話ですよ。だけど、ああいうことがあると、やはり食べるものも皆さん気をつけて、できるだけ無駄がないようにしようと思うんやけれども、ふだん今みたいな調子やと、なかなかだだくさになってしまうと、そう思うんですよ。

そして、こういった課題は、これからも市の事業として、やはりきちっと協働事業として誰か相手がいなければやらないというんじゃないくて、別に相手があろうがなかろうが、市の事業としてこれからも継続的に取り組んでいくべきやと思うんですよ。だけど、こういった市民団体の協働で手を携える相手がおつたら、もっと効果が上がると思うんですけども、これからもそういうことを継続してやっていただけたらいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

谷口参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

協働事業につきましては、平成30年度で一旦終了しておりますけれども、その後も引き続きかめまるのほうとは相互に協力しまして取り組みのほうを進めておりまして、今年度は環境センターの夏休み施設見学会というのを一緒にさせていただいたりとか、引き続きかめまるの物産展のほうに出向いております。また、物産展の出展者とともにエコレシピ等の考案をしていただくような活動も進めているところでございます。

今後かめまるとの協力体制を継続していきたいと思っておりますし、これまで同様にSNSを活用した情報発信であったりとか物産展、さらにはスーパーマーケット店頭での啓発活動等、さらなる取り組みのほうを展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私は、貴重な食べ物を無駄にしないと、そういうことをきちっと社会に根づかせるためにも、こういう取り組みを行政も継続してやっていただきたいということを申し述べて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時15分 散会）

令和元年9月12日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和元年9月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭 書 記 村 主 健太郎
書 記 大 川 真 梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀です。一般質問を始めさせていただきます。

きょうは乗合タクシーについて、またタクシー料金助成事業について、そして議案でなかなか全部が言えませんでしたので、幼児教育・保育の無償化の影響についての3点についてお伺いしていきたいと思います。

1点目の乗合タクシーの評価についてお伺いをいたします。

平成30年の10月より始まった乗合タクシー制度。公共交通とおっしゃいますけれども、公共交通というのは、誰もが乗れるということが前提になりますので、私などはこうやって65歳以上とか、免許を持っているとか、使えないとか、そういう縛りがある以上、全ての方が使えるものとはなっていないので、福祉施策の一環かなあと認識しております。どこの部署が福祉をやっても構わないわけですが、だからこそ、タクシー料金助成制度から乗合タクシーへの移行ということを言われているのかなど、私なりに解釈しているところです。

昨年12月定例会で議会から全会一致で決議を出しました。乗合タクシーについて、そのころ利便性に課題がありましたので、制度の検証や早期の見直しをすること、そして、本当に利便性の高い制度として定着するまでは、タクシー料金助成制度を存続させることという内容でした。制度の検証や見直しはどこまで進み、高齢者、移動困難な市民にとって、利便性の高い乗り物として定着しているのかをお聞きしていきたいと思います。

この乗合タクシーについて、まずは制度の登録者や利用者数、そして、できましたら昨年と比べたらいろいろ工夫をされているので、どれぐらいふえたのかということがわかれば伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

昨年10月から運行を開始いたしました乗合タクシーの利用状況でございますが、まず登録者につきましては、今年度は健康福祉部が所管いたしますタクシー券助成制度を申請する場合に、乗合タクシー未登録の方には同時に乗合タクシーの登録申請をいただいております。本年8月末時点では2,914人となっております。主な対象となります75歳以上の人口に対しまして、その割合は市全体として44%となっております。また、地区別に開催いたしました事前登録説明会などで多数お集まりいただいた地区では50%を超える地区もございます。

次に、利用者数でございますが、昨年10月からことしの3月までの6カ月間の延べ利用者数352人、1カ月の平均利用者数は約58人でしたが、それに対しまして、本年度の5カ月間で合計828人、1カ月の平均利用者数は約165人と前年度半年間の延べ利用者数の2倍以上の実績になっておるところでございます。

また、1日当たりの平均利用者数でございますが、2.9人から6.7人に増加をいたしております。運行回数につきましても、1日当たり2.4便から5.5便と増加しております。どちらも2倍以上の伸び率になっておるところでございます。

次に、時間帯の延べ利用者数を見ますと、4月から新たに30分前倒しをして拡大いたしました9時台の利用でございますが、全体の16.3%の135人の利用がございました。

全体の利用傾向といたしましては、単独、乗り合い乗車、いずれも基本エリアでの利用、500円の区間でございますけれども、昨年度も今年度も変わりなく87.7%を占めておる状況でございます。

最後に、登録者全員にお配りをいたしております無料体験乗車券でございますけれども、これにつきましては、5カ月間の利用料金合計44万2,900円のうち、無料体験乗車券は31万6,600円分をご利用いただいております。全体の71.5%が無料体験乗車券でのご利用となっております。既に一部の利用者の方につきましては、無料体験乗車券を使い終わられた後にも、継続して乗合タクシーを利用いただいております。そのような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

昨年に比べて工夫も凝らしていただいて、今年度は大分ご利用もふえてきたということを伺いました。そのふえた要因というのは、やはり私たちも求めましたけれども、皆さんが使いやすいような時間的なこととかの工夫を凝らしていただいたこと。そして何よりも、先ほど無料体験のチケットですね、これが本当に多く使われていることからしてもこの効果が大きいと思います。そして、やはりタクシー券の登録とひっつけて両方していただくという形にされたので、タクシー券だけ欲しいなあと持っている方も登録をされるということになっているんだと思いますが、その効果の要因については、それによろしいですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、現在、全体の71.5%が無料体験乗車券でのご利用となっておりますことから、議員の申されたとおりの解釈でよろしいかと思ます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私はこの乗合タクシーも、タクシー料金の助成も、両方必要だと思っていますので、どちらかを潰してどちらかをとる考えではないので、これを本当に市民の足にしていくためには、この効果のあった無料券は、来年また新しく初めて乗る方もある、再来年初めて乗る方もあるので、初めて乗る方については広げていかれたらどうかなと思っていますんですけれども、そういう考え方はおありですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーを開始いたしまして、制度も利用していただきやすいように見直して、また本年5カ月の経過でございますので、まだ来年、無料乗車券をどのようにするかというところまで、現時点では至っていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まだわからないということですね。

それで、議会から申し上げましたけれども、早期の検証、見直しということでしたので、検証というのは早いとは思いますが、やはり日常的に利用者の声、あるいは利用していない人は、なぜ利用していないのかというような声を聞き取っておられるでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利用者の方の声ということでございますけれども、利用していただいた方への電話で聞き取りのほうをさせていただいております、いずれの方からもバスでは直接行けない医療機関、それにも直接行けて非常に便利であったと。また、一般のタクシーより安く利用できて助かったと、そのようなお答えをいただいております、やはり制度の一部見直し、無料体験乗車券の配付ということとともに好評ということでお声をいただいておりますのでございます。

また、タクシー事業者の声でございますけれども、新たな顧客をふやすことができたということ。タクシーの稼働率についても上げることができたとご意見をいただいておりますし、現時点で乗合タクシーについて、特にトラブルもなく適切に運行していただいておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

確かに安いので、普通にタクシーに乗るよりは安いので、そこはメリットなんだと思います。ちょっとは予約もせんならんし、ちょっとの苦勞をしてもらわんならんかわからんけれども、安いということはメリットだと思います。

ただ、やはりいいことばかりでなくて、よくしているためには、何かお困りだったことはないですかということで、本当に困られたことなどもしっかりと聞き取っていただくことは必要だと思いますし、申請はしたけど、していない方の声をこれからちゃんとしっかり聞き取っていただきたいなと思います。

あと停留所までなかなか行けないという方が、やっぱりこぼれ落ちてしまうんじゃないか、なかなか移動ができなくて困ってしまうんじゃないかということ、私も昨年の12月定例会でも申し上げたんですけれども、そこについての一つの方策として、停留所を少しふやしていただくということをされたようです。それに取り組んでいただいているようなので、その実績を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域停留所ということでございますけれども、やはりこの設置につきましては、基本的には各自治会に一、二カ所程度、停留所の間隔は500メートル程度という基準でスタートをしたところでございますけれども、地域によりましては、その中で非常に急な坂道が多いとか、また集落が分散をしておりとか、停留所までの高低差もある。さらに間に交通量の多い道路があつて、それを渡っていくのは危険だとか、いろいろな事例がございまして、そのような場合につきましては、その地域それぞれのご事情を個別に対応させていただいてきたところでございまして、各地域のまちづくり協議会からの地域停留所の設置要望でございますけれども、これについては随時受け付けをさせていただいております。要望書に基づきまして、亀山市地域公共交通会議で合意を得まして、昨年度の乗合タクシーの運行開始後に15カ所の地域停留所を増設したところでございまして、その15カ所の増設した停留所については、合計で65人登録をいただいております。

また、地域まちづくり協議会は、今月の19日に開催をされます地域まちづくり協議会の代表者会議におきまして、この地域停留所の設置要望の手續について、そこへお伺いさせていただいて、改めてご案内をさせていただくという予定にしております。今後もより利用していただきやすい制度にしたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

15カ所ふやしていただいたということで、それによって65人ふえたということは、ニーズがあつてふやしていただいたところは、やっぱり大きいんだろうなあとと思います。

ただ、どこに行っていけばいいのかということと言われる方が、私にもたくさんの方が見えて、やっぱり何かあつたら自治会長さんのところへ行っていくという今までの習慣がありますので、それがまち協からの声だとおっしゃるので、その手續については、ちょっともう少し周知をしていた

だいたほうがいいのではないかなと私は感じました。

まち協もいろいろで、本当に地域の課題をしっかりと取り上げるシステムがきちっと構築されていればいいんですけども、いろんなどころがあると思いますので、そこはしっかりと支援に入っていただきたいし、要望がなくてもここは大変だなと思うところについては積極的に、やっぱり要望がないのでできませんではなくて、やっていただきたいなと思います。

それから、付き添いが必要な方ですね。ほかにも停留所までの歩行が困難な方について、ほかの施策として、何か福祉タクシーや介護タクシーの利用も含めて丁寧に対応していくと、乗合タクシーの相談があったときにも。これはだから、福祉のほうで答えていただくのかもしれませんが、どのように丁寧に対応されたのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

どのような対応をしたのかということで、健康福祉部としてお答えを申し上げたいと思います。

議員がおっしゃいますように、付き添いが必要な方、またセダン型車両の乗降に支障があるなどの理由で乗合タクシーを利用できない方につきましては、ご本人やご家族等から身体や生活の状況をお一人お一人聞き取らせていただいた上で、福祉タクシーの利用が必要な方には、福祉タクシーの利用方法などを説明した上でタクシー券の交付をさせていただいております。

7月末現在ではございますが、その交付状況といたしまして、タクシー券を交付いたしました2,885名のうち198名に対しまして、個別相談の上、タクシー券を交付いたしました次第でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その198人という方は、要するに今回の場合は、乗合タクシーを登録した方しかタクシー券をいただけないということでしたけれども、乗合タクシーにはなるほど乗れないなということを理解した上で、登録しない中でタクシー券を出していただいたのか。そして、これは高齢者と一緒の1万円だったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

額に関しましては同額でございまして、その乗合タクシー制度の登録の有無ということにかかわらず対応をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今、タクシー料金助成は75歳以上になっていきますけれども、この相談された方は全て75歳以上だったわけですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

現在の持ち合わせ資料で198名、全部75歳以上であったか、確認をとらせていただきたいと
思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

福祉タクシーの事業者がどれだけあるのかということと、それから、それでこの198人の方の
対応ができるのか、足りているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

現在の福祉タクシーの対象事業者数ということでございますが、確認をさせていただきたいと思
います。なお、それぞれの対応に関しまして、利用者からのご不便な点は伺っておりませんので、
対応可能になっているものと捉えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは、先ほどもまだまだ始まったばかりなので、これからどんどん広げていくようなことを
おっしゃっていました。まだまだ、いわゆる道半ばということだろうと私は解釈しましたが、
それでいいのか。市民の間にも十分定着したなという状況ではないですね。まだこれからどんどん
広げていくということですね。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

それぞれ広げるという意味でございますけれども、ただいま産業建設部長もご答弁申し上げまし
たように、乗合タクシーを基本とする中におきまして、福祉施策として対応を図ってまいりたいと、
かように思っている次第でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今の同じ質問を乗合タクシーの担当にもお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後、乗合タクシーの利用者を、現在、ふえたもののまだまだ低い状況でございますので、さら
に利用者を拡充していきたいと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私もやはり今回は3,000円の無料券が出ますし、予約をするというのはすごくハードルが高いので、お試しいただきたいなと思ひまして、いろんな方に「どう、登録した」ということを、気になる方にお声をかけて、何人か、あいあいまで一緒に行かせていただきました。

どうしてその方々は[※]登録してなかったか。ああ、そうですね。車にも乗れないし、自分で移動ができないのにとすることに訂正させていただきたいと思ひます。「したの」と聞いたら、「いや、してない」と言う、「何で」と言ったら「あそこまで行けやん」と言うんですね。そのタクシーや乗合タクシーを利用するためのその手段がないということで、すごく低いハードルのところでもうつまずいてみえる。ここは、本当に大事にしなければいけないところかなと思ひます。

それと、無料券が出るよということをご存じないとか、ことしに限ってはタクシー券と乗合タクシーとの絡みがあるということもよくわからない。どうも難しいらしいということだけはわかっていて、わからんから行ってないとか、そういうことで登録されてない人が多かったんです。市としては十分にしているつもりかも知れませんが、お一人お一人必要な方に届いていないという私は実感があります。

それで、あら、どうしてしていないの、ここやったら停留所はどこかなと思ひて携帯で調べようと思ひても、なかなかぱっと停留所が出てこないんですね。ここから乗れるよと言いたいんですけども。そういう丁寧なことが、やはり相手が高齢者ですので、必要じゃないかなあと思ひます。この周知について、その交通手段がないから行けないんだわということについては、どのようにお考えですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域公共交通という考え方の中では、バスと一般のタクシーの間の制度として乗合タクシーを今回スタートしたというようなところでございまして、この乗合タクシーにおいて、これまでバスの利用が少し難しかったような地域におきましても、乗合タクシーでカバーできるような制度にさせていただいたと、そのように考えておりますので、まずは最低限の制度の拡充ということはさせていただいたと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと答弁がかみ合っていないんですけども、その拡充するために、ああ、申請すればいいんだとわかるための周知と、行くために、何かそこまで行けないという悩みに対してちょっと考えていただきたいなということを申し上げたので、答弁はもう時間もありませんので要りませんが、そういう意味です。ですから、もっと周知が必要だと私は思っています。

私はこの乗合タクシーだけを広めればいいのかというと、本来の公共交通の再編を含めて利便性を高めるバス、こういうこともあわせてやっていかなくちやいけないと思うんですけども、そこ

※削除あり。242ページに発言の取り消し許可あり

はその認識でよろしいですね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

バスにつきましては、現状の路線をそのまま維持していくと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市民の皆さんが乗りやすいように工夫を重ねていくことが必要だということを申し上げました。ぜひとも公共交通を再編する考えの中で、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

タクシー料金助成事業についてお伺いします。

この事業については何度か質問を重ねてまいりました。特に高齢者の助成についてただしてきました。高齢者の足となって心の支えとなって、その家族をもほっとさせる力のある、必要とされる大切な事業の一つであるということを確認しております。また、私たち市民が亀山市民であることを、この市の福祉の心ということを誇ることができる、そういう事業であるとも言えると思います。

きょうは、まずは来年度も継続すると言われていた障がい者に対するタクシー料金の助成について伺います。

初めに、助成の対象についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

対象者のご答弁をさせていただきます前に、先ほどの件でございますけれども、1点目、198名は75歳以上全てかというご質問でございましたが、75歳以上全てでございます。それから2点目、福祉タクシー、介護タクシーの事業者数でございますが、合計で12社でございます。

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

障がい者のタクシー料金助成事業の対象者でございますけれども、平成30年度末現在におきまして、身体障害者手帳所持者が2,027名、そのうち対象者と申しますのは、1級、2級に該当する方でございますけれども、こちらが891名ございまして、そのうち申請された方が252名、パーセントでいいますと28.3%でございました。

次に、療育手帳所持者は355人、うち対象者は最重度A1、また重度のA2がございまして、該当する方が137名で申請者は15名、10.9%。また、精神障害者保健福祉手帳でございますけれども、これの所持者の方は287名ございまして、うち対象としております1級、2級の方が199名、また申請者はそのうち36.7%の73名でございます。合計いたしますと各手帳所持者の方が2,669名見えまして、うち対象者が1,227名、申請者は340名で、率にいたしますと27.7%の申請状況となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

言われたように、例えば身体障害者手帳だと1級、2級なんですね。障がい重いから1級、2級なんですけれども、これは車に乗れるのか、移動困難かを示す等級ではありません。ですので、1級、2級でない方がさまざまな制度からこぼれ落ちて移動に困ってみえる方が多数おられると思います。例えばその可能性のある視覚障がい者の3級から6級とか、肢体不自由の3級から6級、全部で6級までですね、手帳は。そういう方はどれだけおられるのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの数字でございますけれども、平成31年4月1日現在ではございますが、視覚障がい3級から6級までの方が42名ございます。それから、肢体不自由でございまして、3級から6級までの方が698名ございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この障害者手帳の等級というのは、本当に昔に決められていますので、今の実情でも、このタクシー料金助成ということじゃなくても、なかなか実情に合っていないということで、今国会でも本当に何回か検討もされていて、最近も改正をされたところもあるんですけども、例えば障がいの中の移動機能障がいを見てみますと、1級に該当するのは伝い歩きができない、2級やと伝い歩きしかできないということだと、例えば欠損でも両方がということが書いてあるんですよ、1級、2級だと。片方だけが大変で、本当に引きずって歩いておられる方とか、椅子から立ち上がって10メートルは何とか歩行できるけれども、座ったりする動作に長いことかかるとか、その程度の方は1級、2級に入ってこないんです。視覚障がいでもそうですけれども、非常に視野なんかでもどこが欠損するかによって、すごく欠損していてもその場所が真ん中か隣かによって全然等級が違うということで、非常に困っておられる方がたくさんいる。

先ほど丁寧に対応するといっておられる高齢者に対して対応していただいたように、これらの方は丁寧に対応する対象ではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

全般的な考え方になるわけでございますけれども、健康福祉施策を進める中で、丁寧なもののお示しであるとか、説明であることは大切かと思っております。行政ニーズの中で福祉施策が大きく伸びていることも承知しておりますし、また高齢者であったり、身体障がい者であったり、いろいろな方がお見えですので、そういった方々お一人お一人に寄り添って福祉の施策を展開していかねばならないと考えております。よって、先ほど議員がおっしゃったような形で、本当にお困りの方の場合でございますと、一人一人のお声を聞き取らせていただく中で施策展開を図っていくことが我々の責務だと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

お一人お一人のお困りぐあいを丁寧に聞いていくんだということを伺いました。施策に展開していくということも大事だし、やっぱり今回、乗合タクシーを登録しなくてもタクシー料金助成をしていただいたように、やっぱりそのときそのときの制度をしっかりと適用していくということも大事な施策かと思います。

この対象の基準が、先ほども言いましたように、タクシー料金助成事業を1・2級というところで切ってしまったり、非常に乱暴だなと思うんですね、その切り方が。対象にしっかり合っていない部分があるということはわかります。

今、福祉の担当のほうでも、例えばおむつを支給するのでも、介護度とか、障害者手帳の等級にかかわらずお困りぐあいを聞いて支給されていると思いますね。テーブルでしっかりと議論をして会議をして。あるいは視覚障がいの歩行訓練で市の訓練士の方に来ていただく訓練なんかも、手帳の特級にかかわらず、その方のお困りぐあいでしっかりと支給していただいている。それと一緒に、タクシー料金助成事業についても、こういうお困りぐあいで障がい者分を支給していく考え方が必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいますように、そのお困り度合いにおきまして、施策の展開の意思決定の中で答えを出していくという一つの方法があるかもしれません。ただ、我々といたしましては、例えば障がい者1・2級の手帳をお持ちの方というような、一般的な全国的にも周知された基準におきまして物事を決めていくということも一つかと思います。よって、今の現状では1・2級ということ限定させていただいておりますけれども、今後におきましては、そういったことも踏まえまして、決め事を決定するときに、そういった幅も持たせていただく中で展開できれば、いま一步の福祉も進めていけるのではなかろうかと考えています。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

障がいに合った施策をしていくということは、障がいの福祉の当り前の仕事ですので、特に特別なことをやってくれと言っていることじゃありませんので、ぜひともやっていただきたい。そして、高齢者のタクシー券については、まず1点です。継続の必要のある事業と考えます。

先ほどから乗合タクシーについても伺ってきましたが、ああ、まだまだこれから道半ばで十分に市民の中に定着したとは言えない状況です、担当もおっしゃいました。そういう中でタクシー料金助成事業を続けるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

この満75歳の高齢者のタクシー料金助成事業でございますけれども、本来、タクシー券を交付して運賃の一部を助成することにより、一般的に閉じこもりがちだと言われます高齢者や障がい者の方に少しでも外出の機会をふやしていただき、社会参加につながるようにすることを目的にした事業としてスタートしたところでございます。

しかしながら、現状を鑑みますと、実際には日常生活に必要な交通手段としてタクシー券を利用される方が多く、制度本来の目的を超えて公共交通施策としての役割が求められるようになってまいりました。

タクシー料金助成事業につきましては、タクシー券利用の現状に合わせて、高齢者の社会活動への積極的参加の促進と、日常的な交通手段としての利用ニーズの両方に対応できる乗合タクシー制度へ移行するという見直しを行ったものでございます。

この乗合タクシーでございますが、先ほど来、答弁させていただいておりますように、産業建設部との協議の中で進めてきておるわけでございまして、今後におきましても、先ほど申し上げました考え方で進めさせていただきたいと考えておりますし、また買い物等日常生活の交通手段として利用していただくことはもちろんではございますが、福祉的に申し上げますと、高齢者サロン活動であるとか、介護予防などの参加の人にも持続的にご利用いただけるものと考えております。よって、75歳以上高齢者の方には、日常の移動は乗合タクシー制度に移行いただきまして、セダン型車両への乗降が困難な方を除き、タクシー料金助成制度の継続につきましては考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

議会の総意は、乗合タクシーがしっかりと定着するまではタクシー料金助成制度を残しなさいということですので、改めて議論させていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

幼児教育・保育の無償化の影響について、これによって保育事業の掘り起こしが考えられます。待機児童数の見込みはどうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回の無償化による影響を受けますのは、主に3歳以上児となるところでございます。こうした3歳以上児につきましては、現在でもそのほとんどが、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの施設に入所しておりますことから、潜在的な保育ニーズそのものは低く、無償化による保育ニーズの新たな掘り起こしは限定的なものになるというふうと考えております。

また、潜在的な保育ニーズの高い低年齢児につきましては、今回の無償化の影響というのはほとんどありませんことから、こちらについても保育ニーズの掘り起こしについては、やはり限定的なものではないかというふうと考えております。

しかしながら、近年の傾向でもあります保育ニーズの低年齢化などは今後も続いていくんだろうと考えておりますことから、無償化の実施後における待機児童の状況については、十分注視をして

まいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

待機児童はふえないんじゃないかというふうなお見込みでした。

でも、本当に学校数もどんどんふえて教室も広げなくちゃいけないとか、学童をつくってもつくっても待機がふえるとか、そういうところを見ましても、本当に待機児童がふえないと見ておられるのか、それは私は疑問だなと思っています。保育現場にこの無償化が入りまして、いろんな影響が出てくるんじゃないかなと思いますが、それについてはどのように想定されていますか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

保育現場への影響としまして、利用児童が増加する場合、保育士の負担増、これが考えられるところでございます。児童数の増減にかかわらず配置基準というものがございますので、それに応じた配置を行いますことから、個々の保育士にかかる負担増というのは基準の範囲内で行う限りは、これによって格段に大きくなるということではないというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大分楽観的に考えておられるみたいですね。

保育問題というのは、そもそも無償化が一番のニーズではなかったはずなんです。やはり日本の保育ニーズ、最低基準が低過ぎるといのが本当に問題で、4、5歳児の30人の子供をたった1人の先生が見るといような基準は、先進国では日本以外ないんですね。やはり保育所の先生方の賃金も一般職よりも10万円も安いとか、そういうことで保育士不足が起こっているわけなので、これは国を挙げてこの問題に取り組むべきだということで、そういうことで1,700億やったかの予算を考えるような議論もされていたのに、急にこの無償化にすり変わったんですね。

無償化といったらゼロということですがけれども、ゼロじゃない。集金をしなければならない園が出てくる。私はこの集金をしなくてはいけないということは、きのう給食費の公会計化の問題を森議員がされましたけど、やはり自分を守ってくれる保育園の先生が、例えば滞納があったときの徴収人になってはならないと思います。あるいは、今私の知っている保育園でも、私立ですけれども、徴収が改めて、今までは市で給食費もあわせてしてもらっていたけれども、この子は非課税、この子については360万以下の子やということが名簿で出てくるわけですね。そういう情報ははっきり言って知りたくない、みんな平等に保育をしたい、そんな中で親とも子供ともつき合って成長を一緒に育んでいきたいというのが、心ある保育園の願いです。

今、子ども・子育ての支援制度で認定こども園が既に自分の園で徴収をするようになりました。本当にたくさんのニーズが起こって、待機児童がいっぱい出る中で、園がどの子を選び取るかというときに、やはり保育料をしっかりと取れる子を優先するという園があっても、それはあり得るんじゃないかなと思いますので、そういう名簿は要らないということで、今、私立のいろんな園が言っ

ていますし、この徴収が始まることによって困るので市でやってほしい。今までの保育料の給付と同じように、市でこの徴収人をやってほしいという声は出ていると思います。非常に大きな問題だろうと思います。

また、これが起こることで滞納があったときに給食をどうするのかとか、そういう問題も起こってきます。影響としてはいろんな影響があるんだと思いますよ。やっぱり標準保育でも短時間でも一緒であれば、もう標準のほうへ流れていくとか、幼稚園と保育園が一緒なんだったら、もう保育園へ流れていくとか、そんなことで人の配置基準も変わってくると思います。丁寧にこの影響を考えていただきたいなと思います。やっぱり待機児童はしっかりと手当てした上で、消費税を財源にせず無償化を進めていくというのが、当たり前の子供を大事にした施策じゃないかなと私たちは思っております。

この認可外施設の次の項ですけれども、かなり議案質疑で議論ができましたので、ちょっと割愛していきたく思うんですけれども、昨日、森議員の答弁で、待機児童館ばんびは認可にはしていきたくはないとおっしゃいましたが、じゃあこの亀山市は待機児童をずうっと生み続けるつもりなのかなと私は思いました。ぜひともこれについては、ここで議論できませんけれども、時間がありませんので、しっかりと考えていただきたいと思います。

次、副食費の徴収について、先ほど少し触れましたけれども、その前に5番の支給認定の区分の2号、3号認定の公定価格と市の財政についてお伺いします。

お聞きすると、やっぱり1号も大分額面差がありますので、国が言うところの利用者負担額というのがとても高いので、例えば一番最高額でも保育2号やと亀山市だと3万円台ぐらいですけれども、国だと10万円台なんですね。そんな毎月毎月10万円も払えませんので、亀山市がその分を支援していると思います。ですから、国がどれだけ利用者負担額を見ているか。そして市がどれだけかぶって、親はどれだけ払っているのかということの差がこの制度で変わってくると思いますので、そこについて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

福沢議員の申されました保育所等の利用者負担につきましては、申されましたとおり、実際に徴収します市の基準による額と、私立園への給付費の根拠となります国が定める公定価格の上で用いる国基準の額がございます。その差額については、給付費の支給において市が単独で負担しておるというような状態がございます。

ご質問の国基準と市基準の市で実際やっておるものの差ということで、平成30年度の実績における試算で差額をご答弁させていただきたいと思います。

まず1号認定児のほうは、国基準が6,400万円になるのに対し、実際に徴収する市基準は1,700万円、差額は4,700万円で、比率としては約27%となります。

次に、2号認定児につきましては、国基準が約2億5,000万円となりますが、市基準においては1億6,500万円となりまして、その差は約8,500万円、比率としては約66%となっております。

最後に、3号認定で見ますと、国基準が約1億4,500万円に対し、市基準は約9,700万円

で差は4,800万円、比率で約67%となります。いずれも国基準が市基準上を回っておりまして、この1号から3号全てを合計いたしますと、その差額は年度実績として約1億8,000万円ほどで、国基準に対する負担比率としては、約60%ほどとなっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今まで支払ってきた分よりも、多分、これ、国から入ってくるようになるので、1億8,000万浮いてくると言うたら失礼ですけれども、それだけ財源が出てくるわけですね。これについては、やはり子供のことに使っていくということが大事だと思いますが、例えばきのう、おとつ、草川議員も質疑されていましたが、給食費をもう徴収しないでこれで見えていくとか、3号認定のゼロ、1、2歳の子の保育料についても、一番ゼロ、1、2歳が大変なんで、それも見ていくとかということでお金を試算すると、どのようになるかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

3号認定児の3歳未満児の児童の利用者負担額につきましては、これも平成30年度の実績といたしましては、年額で約9,700万円となっております。言われるような3歳未満児を無償化に仮に実施するとした場合、同様に9,700万円程度の財政負担が生じるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

9,700万、そしてきのう言っていたのが四千何百万だったかと思いますね、2号認定の分が。それだけ見られる額ではないかなと思うんです、この差額で。これからいろいろ使われるんでしょうけれども、やはり給食費の実費だけを徴収するという事は、やってはならないことだと私は思っております。保育園に行ってお歌を歌ってもらったり、砂場で遊んだり、そんなことで一々実費徴収しないんですよ、それと一緒に。給食というのは保育そのものなんです。だから、これを実費徴収するのはおかしいし、例えば私立保育園も市町村から委託を受けて保育を行っているんですから、それには副食費が義務づけられているんですから、その義務を果たすための食材費の徴収を園任せにするのはおかしいと私は思います。国はそうやって言っていますけれども、おかしいと市町村から声を上げていくべきだと思っています。

こういうふうにご子供たちの、本当は無償化だけではないんですけれども、しっかりと環境をよくしていくというお考えについて、広げていくお考え、市長にお伺いしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この制度導入のさまざまな国政での幾つかの議論があったことは承知をいたしておりますが、私どもとしては、この制度導入の今後の影響をしっかりと見詰めていきたいということと、当然亀山市

にとりましては、幼児教育・保育の無償化を機に子育て支援につきましても、今後も亀山市として充実をさせていくという立場に変わりはありません。

○9番（福沢美由紀君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。一般質問をさせていただきます。

きょうは大きく2点、子育てと子どもの成長を支える環境の充実についてと、廃プラスチック類の受け入れについてをさせていただきます。

まず廃プラの受け入れについてを始めたいと思います。

今議会の現況報告の中で、廃プラスチック類に関し、処理可能な範囲で受け入れ対応をするため、市内事業所の意向を把握すべく、この2日から環境センター内に廃プラスチック類処理相談窓口を開設するとのことでございます。

この廃プラスチックについては、国内的にも世界的にも大きな社会問題になっております。今回、この処理について亀山市が受け入れの体制を決めた、この背景と趣旨について説明を求めます。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

谷口生活文化部参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

製造業を初めとします事業活動で生じ、産業廃棄物に該当します廃プラスチック類につきましては、従来から国内処理にとどまらず、その一部は海外にも輸出され処理されてきたところでございます。しかしながら、平成29年末以降の中華人民共和国を初めとします外国政府によります輸入規制などの影響により、国内に滞留する廃プラスチック類が増加し、そのことにより産業廃棄物処理施設の逼迫であったりとか、不法投棄などの不適正処理の発生が懸念されるところでございます。

このような状況を踏まえ、本年5月、三重県を通じて環境省のほうから一般廃棄物処理施設を保有する市町村に対しまして、一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲におきまして、廃プラスチック類を受け入れ処理することについて積極的に検討されたい旨、要請があったところでございます。

一方で、本市におきましては、ごみ溶融処理施設稼働以来、ガス化溶融炉の特性を生かしまして、市内事業所から排出されます安心・安全な産業廃棄物について、処理可能な範囲で受け入れてまい

りました。また、処理を行ってきた経緯がございます。

このようなことから、今般の廃プラスチック類を取り巻く国内外の情勢を鑑みまして、緊急避難措置としまして市内事業所における処理の意向把握に努め、その要望に応えるべく受け入れ対応を決定するに至ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

よくわかりました。本市の特徴的な溶融炉を活用しながら廃プラを受け入れるということですが、相談窓口を総合環境センター内に設置するというところでございますが、商工会議所、あるいは雇用対策協議会等、情報交換を進め、意向調査、受け入れ体制を強化すべきではないかと考えますが、これ、多分県下でも初だと思ふ。全国的にもまれといいますか、非常に特徴的な政策展開だと私は考えますが、受け入れ体制を強化すべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

谷口参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

先ほど議員が申されました相談窓口のほうにつきましては、去る9月2日に環境センター内事務室に開設をさせていただいてところでございます。この開設に当たりましては、あらかじめその背景であるとか趣旨のほうを、市広報、それと市ホームページに掲載をいたすとともに、亀山商工会議所のほうが定期的に発行されております会報誌の送付にあわせまして、商工会議所の会員、事業所、約1,000事業所でございますけれども、そちらに対しまして案内チラシを同封させていただきまして周知させていただいたところでございます。

なお本日時点で、三重県のほうにも確認はしておりますけれども、県内におきましてもこういった要請に対して相談があったりとか、協議があった市町はないということで、現在本市だけでございますけれども、市においても窓口を開設したところ、まだ今の段階では相談のほうは寄せられておりませんが、今後商工会議所のほうにも、もしお問い合わせ等がございました場合には、情報共有いただけるよう依頼をいたしてございまして、相互に連携いたしまして、要望があった場合には円滑な対応に努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

私はかねてより数度にわたって、市内で発生する安全・安心な問題のない産業廃棄物に対しては、これは県の所管とはいえ、合わせ産廃として他の市町に委ねることなく、自分の市でできるだけ処理すべきであるということを申し上げてきたつもりでございます。さらにこの問題、これを機会に研究を進めていただきたい。あわせてこの案件については、私は一定の距離を置きながらも見守ってきたつもりでございます。担当部局の前向きな提案と、市長並びにずうっと環境行政に携わってきた副市長の判断は評価をさせていただきたいと思ひます。

次に、大きなテーマで、子育てと子どもの成長を支える環境の充実ということをさせていただきます。

このテーマ自体、総合計画の大きな5つの大綱の一つのテーマでございます。時節柄、今、幼児教育・保育の無料化が議論の集中になっていますが、総合計画3年目を迎えた中でこの進捗はどうかと。大綱で示されている目指すまちの姿、亀山市ならではの充実した子育て支援、質の高い教育に支えられながら市全体が子供たちの成長を見守る中で豊かな子育てができるまち、これを目指すんだと。市内体制としまして、健康福祉部の中というか並列的に、かつては子ども総合センターを設けて子育てに特化した体制を組織改正する29年まで続けてきました。

一方で総合計画立ち上げから、そして親となるまちということでプロジェクトを立ち上げ、子育ての先進地、子育て環境の亀山を一つの売りとして、選ばれる定住の視点で施策の展開を図ってきたかに思います。亀山市ならではの充実した子育て支援、環境とは何かというようなことをテーマに質問をさせていただきます。

まず、一番初めの昨年実施されて、この3月に提出、実際には8月の教民協議会に提出されたんですけども、亀山市の子どもの貧困に関する実態調査から質問をします。

まず調査において、亀山市の特性を見出すことができたのかという質問なんですけれども、その前に、アンケートの回収率について質問をしたいと思います。全体の回答率が88.7%、就学前が91.6%、小学生が83.9%、中高生が87.9%ということで、私、一番心配していた支援利用者、これが生活保護とか、あるいは就学援助を受けている方の回答率が41.8%なんです。一番心配しています。この回答率をどう考えるか、答弁願います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの私ども亀山市子どもの貧困調査を実施させていただいております。30年度に内閣府の地域子どもの未来支援交付金を活用して実施したわけでございまして、先ほど回答率等、議員が申されました数値でございました。

そういった中で、先ほどご質問の回収率41.8%、支援利用者の調査の回答数でございますけれども、こちらに関しましては、郵送による回収方法であることから、おおむね想定される回収率であったと認識しておりまして、152世帯の方の実態調査が図られたのではなかろうかと解釈しております。

なお、統計学上少し調べてみましたが、40%を超える回答率でありますと、やはりこういった数値の中で、実態傾向を読み取ることが可能な数値であるとの見解も書かれておりました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

40%を超えればアンケートとしてはしっかり成立するんだみたいな。

以前、私が質問をしたとき、非常に回答、あるいは回収率が悪いということが予想されると。そういう中で、何か手だてはないかということで、当時の担当参事ですか。直接配付、直接回収をしますという。郵送は直接配付なんですか、これ。郵送の場合、間接配付というものもあるんですか。

これ、直接配付、直接回収、当時ご答弁されたことと、今回されたことは全く違ってない、同じということですか。僕は違うと思うんです。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

少し会議録等を調べさせていただく中で、平成30年3月議会での答弁内容でございますが、当時の担当参事からは、議員が先ほどおっしゃいましたように、アンケートの回収は園、学校を通じ直接配付をし、回収の際は封印をというふうなご答弁をさせていただきました。これは答弁をさせていただく中で、親の収入や学歴など踏み込んだ質問に関してはということに関する回答であったということでございまして、今回、我々がとらせていただいたことに対しましては、これらを踏まえまして、先ほど議員がおっしゃったような直接配付・回収ということの中で、園や学校を通じた方法をさせていただきました。先ほど議員がおっしゃいましたように、実数といたしましては88.7%ということで非常に高いものとなったわけでございます。

これは、一つには、このような方法でやった理由の中に、やっぱり園とか学校の先生から直接依頼、回収をさせていただくことによって、当該調査の目的が共有できたことにより、皆様のご協力をいただいたものと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

アンケートの設問によっては、いわゆる聞き取り等、直接配付、あるいは直接回収の必要性があったのかみたいな。やはり本当に支援をご利用されている方に対して貧困の実態を調べる、こういう意気込みが初めからなかったんですよ、これは。

まああれですから。それでは、調査において、貧困に対して亀山の特性みたいなのが見出すことができたんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

貧困に関する実態調査におきまして、亀山市の特性ということでございますが、貧困に関する実態調査の結果を踏まえた当市の特性といたしましては、経済的な貧困状態にあると考えられる家庭においても、家計、あるいは時間のやりくりをしながら経済的に問題のない子供と同様の教育、生活を享受している家庭もございました。

また、一方で、親子の関係や愛情が希薄な家庭に着目いたしますと、経済的な貧困家庭でなくても、学習のおくれや生活の乱れのある子供も見受けられたものでございます。

そこで、このような状況を踏まえまして、当市においては経済的貧困とは別に、こうした家庭が抱える課題こそ貧困の連鎖を生むおそれがあるというような仮説を立てまして、子供との時間を十分とっているか、子供とよく会話をするか、子供に十分愛情をかけているかなど、親子関係に起因するアンケート項目を設定し、当市独自の文化的貧困と位置づけたものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私は、調査を何もやったらあかんということではなくて、今までの例えば学力調査とかさまざまなアンケートの中で、貧困の実態というのは、言ってみれば全国的に、あるいは県内に一定の傾向は見えているのではないかと。それよりも大切なのは、その対応とか対策をどうやってスケジュールを立ててきめ細かく研究していくか、そこに注力すべきだと私は発言をしたんです。

今の経済的な貧困の中であってやりくりをしている人もいるんだとか、あるいは経済的な貧困でなくても、親子の関係が希薄なためにさまざまな貧困状態と同じ状態がある。これは亀山市の僕は特徴ではないと思うんです。これは全国的にもあると思うんですよ。ただし、貧困を経済的貧困だけでなく文化的貧困という範疇で捉えること、これは私は一定の評価をさせていただきたいと思います。改めて文化的貧困とはどういうことか、説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

文化的貧困ということで定義を持たせていただく中で、ある程度の設問を用意させていただき、その判断を下そうという方法をとらせていただいております。

具体的に申し上げますと、文化的貧困の定義といたしまして、それぞれ書いていただきましたアンケートの中にある親子関係に関する設問を4つ用意しまして、そのうち2つ以上否定的な回答をした方で、なおかつ経済的貧困層には該当しない人ということの定義の中で対象としてまいった次第でございます。

ちなみに4つの質問でございますが、1つには、子どもと十分時間を過ごせている。2つには、子どもとよく会話をする。3つには、子どもに十分愛情をかけている。4つには、自分自身より子どもや教育にお金を使うということでございます。

結果的なことを申し上げますと、全体調査における文化的貧困層の割合は7.3%、支援利用者調査においては6.8%ということございまして、ここの分に関しましては、全体調査と支援利用者の差異は余り見られなかったという結果を得ております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

設問を2つほど飛ばしまして、端的に貧困の連鎖を食い止める施策を講じることができたかと。いわゆるその方向性とか手順とか、具体的施策とか事業等を見出すことができたか、簡潔にお願いします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど来、るる申し上げてきましたとおり、本調査結果では、教育支援、生活支援、地域社会とのかかわり、行政の支援制度など大きく4つの分野の視点でまとめてまいりました。その中で貧困の連鎖を防ぐ施策といたしましては、現在策定中の次期子ども・子育て支援事業計画の中で具体的

施策事業に位置づけられるよう、子ども・子育て会議に諮りながら作業を進めているところでございます。

本調査を踏まえまして、本市においては経済的貧困だけでなく、先ほど議員がおっしゃいましたような文化的な貧困として捉える家庭へのアプローチが必要と考えておるところでございます。このことから健康や子育て、そして教育、地域福祉の分野まで、子供への愛情がしっかり注がれる家庭や地域の醸成につながる施策の相互の連携強化が重要であり、また民間や地域における学習支援や子ども食堂、民生児童委員などの見守り、また公的な支援事業を含めまして、あらゆる資源の充実が貧困連鎖を断ち切る手だてにつながるものと考えております。

今後、それぞれの担当部署との意見交換を図りながら、計画の立案を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

次の計画の中であらゆる手段をですね。

前日も私、紹介しました文化資本という本を読ませていただきました。経済的貧困に基づく生活の乱れ、日常生活の規範に対する希薄化、言葉遣いの乱暴化、親と一緒にいる時間が極めて短いとか、そういう連続の中で自分が一番嫌っていた親の生活、言動に近づいてしまう。そして、私が紹介しましたが、残念ながら生活保護の受給者の約3割が同じような受給者に陥ってしまうと、連鎖してしまうと。亀山市はこの貧困は連鎖しないと。これは拡大しないためには、一定の覚悟を持ってやらないととまりませんよということを申し上げました。次の幼児教育のつなぎの意味で、文化資本の一部をはしょって紹介をします。

貧困の連鎖の防波堤は、これは唯一と言ってもいいと思いますが、文化資本の構築であると思えます。文化資本とは少し大げさですが、端的に言うなら、幼児期の感性の貯金です。この貯金を一つずつ丁寧にやわらかく大人たちがつくってやることなんです。

ワンダフルという外国語を世の教育者は、即座にすばらしいと訳す子をいい子供と称すかもしれませんが、私はワンダフルはワンダフルであって訳しは要らない。ワンダフルという感性の存在が幸せな子そのものであり、感性の貯金となりますということで、そういう環境の中では、いわゆる経済的、今言った文化的貧困の中では、残念ながら文化は芽吹きません。端的に言うなら、親子であっても乖離するぐらいの覚悟で文化資本を育てていかなければならず、その構築のステージというか、プラットホームは、何と云っても幼児教育でしかなく、貧困の連鎖の阻止のために、世の政治や教育に携わっている方が幼児期の感性の貯金に汗を流していただきたいということなんです。

まだずうっと続きますが、感性の貯金って難しそうですが、端的に言うと、年次的に、段階的に基礎的な感性、あるいは習慣を習得することで、それを子供の宝物として貯蓄していくことなんです。食事一つとっても、おいしい、好き嫌いから始まって、3歳を過ぎると土の中からできる野菜とか、夏の野菜、冬の野菜、小学校を上がる前には農家さんなんかを訪ねて作物をつくる大変さ、もったいないという感性の貯金をつくってあげることなんです。ずうっと書いてある。

実は、次の質問の中でつなげますけれども、私、びっくりしたんですけど、ちょっとお待ちください。今、読み上げたことが、次の保幼共通カリキュラムという中に書かれていたんです。例えば

各年代層で身につけたい力の目安を明確にして保育、教育を行うことをするという一方で、基本的な生活習慣、あるいは食事とか排せつ、あるいは人とのつながりで友達の関係、話す、伝え合う、遊び学びの項では表現、3歳の4月からは、5月からはこんなことを目標にやりましょうね。いろいろ読みたいんですけども、結局ここにも同じようなことがあるんです。4歳の6月から8月は、夏野菜の成長の様子を見たり触れたり、収穫することでさまざまな食べ物に興味を持ち、苦手なものも食べられるようになる。これを見ますと、まさに亀山もやっているんじゃないのみたいな思いがしました。

そこで、亀山市が独自に、あるいは先駆的に策定した保幼共通カリキュラム等々、どんな経緯と意図で作成をしたのか、質問したいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

カリキュラム作成の経緯でございますが、今から10年ほど前に社会情勢の変化や家庭の生活スタイルの多様化等により、家庭における幼児期の基本的な生活習慣の定着が難しくなっていることが指摘されるようになった背景がございます。その結果、小学校に入学した子供が新しい環境になじめず、集団行動ができないなどの小1プロブレムが教育課題となりました。

そして、ちょうどそのころ、平成21年度、幼稚園教育要領や保育指針が、平成23年度には、小学校の学習指導要領が改定され、幼稚園・保育所の共通化と小学校との連携の重要性が指摘されました。これらを受け、本市は県内他市町より先んじて平成24年度に幼児教育共通カリキュラムを作成し、幼稚園・保育所での取り組みをスタートさせました。その後、見直しや試行版を経て、現在の保幼小接続カリキュラムを平成26年度に、保幼共通カリキュラムを平成27年度にそれぞれ作成したところでございます。

その作成の意図は、共通カリキュラムにつきましては、3歳児から5歳児の各年齢段階で身につけたい力の目安を明確にして、同一のカリキュラムのもと、市内の保育所と幼稚園や認定こども園で一体的な指導を行うためでございます。接続カリキュラムにつきましては、小学校入学時の接続を円滑に行うため、入学前後の9カ月間の接続期に子供たちに身につけさせたい力及び子供たちが小学校への段差を乗り越えるために配慮、工夫すべきこと等を明記したものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この2つのカリキュラムが実際に本当に活用されているのかということと、その効果はどう認識しているのか、簡潔に2つまとめてお答えください。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

それぞれの幼稚園・保育園、認定こども園におきましては、保幼共通カリキュラムと保幼小接続カリキュラムに基づいて実践を重ねているところであり、まず指針として活用しております。保幼共通カリキュラムでは、共通の目標として目指す幼児の姿を、心も体も健やかで命を大切にする子、

身近な人にかかわる力を持ち仲間とともによりよく生きる子、好奇心や探求心を持って意欲的に活動し表現する子と掲げ、遊びを通して知の力を、人とのかかわりの中で徳育を、生活全般で体力を、これら3つの力をバランスよく育みたいと考えております。こうした目標に向けて、各園では園の特徴や地域性を生かしながら、子供たちの健やかな成長を支える保育実践を進めているところでございます。

とりわけ野外の活動や地域の方と触れ合う体験活動を、本市の特徴であります豊かな自然や地域の人々、あるいは歴史を幼児期から体感できるようその体験活動に努めているところで、今年度も県の野外体験の推進園として新たなモデル園も設け、講師の派遣も受けながら実践を進めているところでございます。

また、日常的に保育園・幼稚園でのカリキュラムの活用ですが、それぞれの園で年間の活動計画でありますとか、季節に応じた活動、学校への就学を意識した活動等、さまざまな活動計画を立てる際に活用しているところでございます。

研修にも利用しております、教職員指導員や教育委員会と兼務の指導主事を交えての園内研修で、保育の中身や活動の進め方、子供の見方等々、専門的なスキルアップを図る機会を設けておりますが、それらのもととなるのが保幼共通カリキュラムであり、保幼小接続カリキュラムであります。

その効果ということなんですけれども、カリキュラムをもとに各園で園児、児童の成長段階に合わせた適切な保育教育が実践され、園児一人一人が毎日の生活や行事等を重ね、基本的な力を身につけながら成長していると考えるところでございます。

また、園の職員が、幼稚園も、保育園も、認定こども園も、教職員が共通のカリキュラムのもとで子供の成長にかかわることにより、保育教育に対する理解が共有され、意識の一体化が進んでおります。さらに接続カリキュラムということですので、園と学校の先生方、そして子供たちの交流を含めて、そのあたりの子供同士のつながり、先生同士のつながり等ができ、園と小学校の接続も深まっていると思っております。

力を入れております野外の体験につきましては、本当に子供たちの好奇心がかき立てられ、挑戦しようとする気持ちや、みずから進んで行動する姿などが見られるというふうに聞き及んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

小学校の活用と効果について、簡単に申し上げます。

小学校におきましては、入学当初の子供たちの実態に合わせ、活動内容の工夫や45分の学習時間の弾力的運用など、このカリキュラムに示された配慮や工夫を取り入れているところでございます。

効果につきましては、小学校入学に向けて見通しを持てるようになり、入学への不安を軽減することができております。また、教職員におきましても、子供の発達段階を踏まえた実践交流や合同研修へと実を結んでおります。

何より新しい環境になじめず、集団行動ができなかつたり、授業中座っていられなかつたりとい

う姿が減ってきており、子供たちは安心して小学校生活が送れております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

やはり効果というのは、このカリキュラムを保護者といろんなメニューを共有して初めてより効果が出るように思います。配付の状況等の質問を用意しましたが、ぜひ配付、あるいは情報の共有を図っていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、今後の保育及び幼児教育の必要量と提供体制についてということで、当然ここでは全国的に少子化が進んでいく中で、亀山市の保育園、幼稚園の必要量というのは、それは多少下がってくる、あるいは余り変わらない、低年齢からの入所は想像できます。中・長的に見て、この幼保に需要、必要量をどう認識しているか、お答え願います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

幼児教育・保育のニーズの動向につきましては、近年の傾向として、3歳以上児につきまして、全体的には現状の受け皿で全体をカバーしているものの、幼稚園から保育所へニーズ移行が徐々に進んでいると考えております。

また、3歳未満児につきましては、待機児童が発生するなど、高い保育ニーズが続いており、人口減少が進んでおりますが、低年齢からの利用意向が高まっており、今後もその傾向は続くものと考えております。

こうしたことから、今後の保育ニーズについては、年代別に見ますと、3歳以上のニーズの総数は一定の減少傾向にあるものの、教育から保育へニーズの移行が進むと考えております。3歳未満児のニーズにつきましては、子供の数は減少するものの、保育利用の低年齢児化が進み、ますます保育ニーズは増加傾向にあるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

そこで、もう一度立ち戻りまして、総合計画の中に、就学前幼児の一体的な教育・保育環境を整えるため、認定こども園の整備を進めるとともに、ここが肝心です。必要な施設環境の充実を図ります。必要な施設環境の充実、具体的にはどんな施設、どんな必要を今思っているのか、あるいはどんな計画で進めるつもりか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

大きな施設の統廃合を含めた整備につきましては、現段階で計画しておりますのは、南崎町での整備を予定しております認定こども園でございます。しかしながら、そのほかの施設につきましても老朽化は進んでおり、既存の施設を活用しつつ、保育環境の充実に努めております。

平成29年度におきましては、みなみ保育園の大幅なりニューアルを行い、平成29年度、30

年度の2カ年をかけて川崎南保育園の年長児の保育室の拡張を実施いたしました。本年度におきましては、乳児室など保育室の照明設備のLED化及び飛散防止対策の実施を予定しております。次年度以降におきましても、園の現場の状況を確認しながら、保育環境の充実を図ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

施設、幼稚園・保育園、特に保育園、老朽化、もっと言うなら陳腐化、送迎、アクセス道が狭い、これあたりは従来の議会、あるいは委員会の中で多くの議員が指摘してきたところであります。今後の整備計画について、私是一向に示されていないという思いがしてなりません。

夏場の直射日光を避けるために、農業用の遮光ネットを保育士さんたちがみずから取りつけたり、本当に冬場、凍りつくような野外の水道で水洗い、あるいはうがいの励行を行ったり、あるいは保育園・幼稚園に必要な教材、あるいは副資材を保育士さんたちが自宅に持ち帰って100均で、場合によっては自分で買って制作している状況も私は聞いております。今の時点で、例えば認定こども園はよく言うけれども、あとの整備計画については、私は示されていないというふうに思いますが、何か示した計画ものがあるんですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在の子ども・子育て支援事業計画におきまして、今後の施設整備の考え方として、関認定こども園アスレを想定したモデルケースとしての先行実施検討、モデルケースの検証結果と地域の実情を考慮した既存施設の計画的な認定こども園化、新規施設の整備は認定こども園化を基本とすることなどと示しているところでございます。

そうした中、現計画策定当時の考え方として、中学校区単位に拠点となる施設として、1カ所の認定こども園を整備するというようなことで、認定こども園につきましては、そのようなことを想定していたところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

認定こども園しか言っていない。整備計画なんていうのは、例えば整備は発案から完成まで、少なくとも4年、5年かかる。認定こども園の建設なんていうのは10年もかかるんです。認定こども園のことは計画があるが、他の保育園等の整備計画は今はないということですね。発案から整備でも完成まで4年、5年かかるんです。総合計画も3年目を迎えました。総合計画はあと7年ちょっとしか残っていない中で整備計画が今立ち上がっていないということは、いわゆる先ほど紹介した整備を充実させるということではできないんじゃないですか。と思います。

それで、その認定こども園にしる、これ、公がやるか、あるいは民間に委ねるか、これの議論をするということが約束になってなかったんですか。確認です。お願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、本市におきましては、公立で8カ所の保育所、1カ所の認定こども園、4カ所の幼稚園を管理しつつ、私立で4カ所の保育所、1カ所の認定こども園、1カ所の幼稚園が運営され、これらの施設を中心に幼児教育・保育の受け皿となっております。

こうした施設の運営に関する考え方といたしましては、現時点におきましては、基本的にこれまで担ってきた公的な責任のもと運営してきた公立施設につきましては、引き続き公的な役割を持つものと考えております。

一方、市全体の施設管理における考え方として、民間活力の活用についても重要なことであるとの認識は持っております。今後の考え方といたしましては、幼児教育・保育の整備を進める中で、民間の動向にも十分注視しながら、その運営方法についても判断してまいりたいと存じております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

教育予算の見直しについてという項に入りたいんですけども、私、何も亀山市が現時点で子育てについて無策だと言うつもりは全くありません。中学校までの医療費無料化とか、最近びっくりしたんですけども、赤ちゃん訪問ですね。出産前後の充実した訪問ケアとか、そういう活動なんか、僕の親戚なんかびっくりしているくらいなふうに思うんです。でも、10年スパンで考えていかなければならない施設の整備計画が今の時点で今の答弁だったら、これ、寂しいですよ。

そういう意味でこのまとめとして、教育長に、聞きたいんですけども、亀山市は従来、独自の取り組みである少人数教育推進員の配置とか、個の学び支援事業等の介助員の配置、学校施設の空調とか充実を図ってきたと思うんです。それで、今回の質問では、就学困難者とか貧困の連鎖の例を挙げて全ての幼児において生きていく力、心身が健康で文化的に生きるためには、いかに幼児教育が大切であるかということ述べたつもりですし、さまざまな文献、あるいは他の立証の中で明らかなんです。その意味で、亀山市の教育の原点は幼児教育であるべきだと私は主張したいんです。先ほどの幼保連携カリキュラム等、一定の努力をしていることは十分理解しますが、亀山市の教育を幼児教育にやはりシフトすべきという考えを私は持っていますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育委員会といたしましては、幼児期からの教育を充実させることは極めて重要であると常々考えておるところでございます。そのような考えのもと、平成30年度からは学校教育課に保幼小連携担当指導主事を新たに配置しました。教職員指導員とともに園の指導に当たるなど、幼児教育の充実に努めております。そのほかにも今年度リーフレット、みんなで支え合う子育てアドバイス、また亀山お茶の間実践の配布、加えて未就学児から取り組める亀山読書チャレンジの取り組みをスタートさせようと考えております。

今後も幼児教育の重要性を鑑み、引き続き取り組みを充実させ、議員の言われる幼児期の感性の貯金に努めたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

教育委員会、あるいは教育の独立はしっかり担保しながらも、行政と教育は連携をしながら、総合教育会議を介しながら、一貫して進展していくことを義務づけられていくんですね。きょうの質問の中、亀山市の大きな特徴は、やはり交通拠点性を生かした都市づくり、もう一つは、健康都市ですね。健康の施策をどう進めていくか。

そしてもう一つは、私はこの幼児教育のさらなる施策推進が亀山の大きな目玉であってしかるべきだと考えます。それが緑の健都の最重要施策と私は考えます。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、将来の持続可能なまちづくりや人づくりの視点からも、さらには近年の社会経済状況や家族形態の変化の視点からも、子育てと子供の成長を支える環境の充実は本市として優先すべき施策と位置づけまして今日まで重層的な取り組みを進めてまいりました。他市町に先駆けた教育部門と福祉部門の一体化の体制とか、子ども総合センターの新設など、各施策事業の拡充を進めてきたところであります。

ちなみに三重県の統計によりますと、15歳未満の人口の占める割合であります年少人口比率につきまして、県内市町のうち、以前は亀山市は中位程度でございましたが、平成25年度以降、ここ6年間は県下14市中1位を続けておりまして、一定の施策事業の効果につなげてきたんではないかと考えております。

今後におきましても、教育、子育て分野につきましては、本市の重要な政策領域でございます。とりわけご指摘のような幼児教育の重要性を強く認識をいたしておるところでございますし、かつて教育のまちと称された亀山市がしっかりその精神を受け継いで、次へつなげてまいりたいと考えております。

現在の教育子育て分野の課題は多岐にわたっておりますが、全体的に適切な予算編成を行いまして、積極的、段階的にしっかりと前へ進めていきたいと考えております。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

9番 福沢美由紀議員から、午前中の一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63条の規定により取り消しの申し出を許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

異議なしと認めます。

福沢美由紀議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

今回は、新庁舎建設についての質問をさせていただきます。

それでは、現庁舎の課題についてというテーマでやらさせていただきます。

現在の庁舎は、最も古い棟が昭和33年建設であり、老朽化が進んでおり、狭隘化や駐車場が狭いなど、多くの問題点があると思います。現庁舎の課題、問題点をどのように認識されているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問の対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現庁舎の課題につきましては、昨年度策定の亀山市新庁舎建設基本構想の中で8つの項目に分けて整理したところでございます。

議員ご指摘のとおり築60年以上が経過している本庁舎の南棟を初め、建物の老朽化が課題となっております。

また、電気、空調、給排水等の建築設備につきましても老朽化によるふぐあいが多く、毎年修理や更新に多額の費用がかかっているところでございます。

また、庁舎の狭隘化と機能分散も大きな課題として捉えております。昨年度実施しました市民アンケートにおきましても「駐車場が不足している」「狭い」「建物が複雑な構造になっており、担当部署がわかりにくい」、また「庁舎が分散しているため、本庁だけでは用事が済まない」といった意見がございました。

この建物の老朽化や狭隘化に伴いまして、セキュリティーと防災、ユニバーサルデザインへの対応や事務の効率化、高度情報化への対応など、関連して多くの課題があると認識しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

かなりの数の問題点とか課題点があるように感じましたが、中でも私も建物の老朽化、駐車場が

不足しているとか、複雑にできているため担当部署がわかりにくいという点、この辺は私も同じように感じております。

それで、2回目の質問に入りたいと思いますが、いろんな問題点を指摘されていましたが、そのとおりだと思います。

そこで、次の質問ですが、毎年修理や更新に多額の費用がかかっていると思いますが、過去3年間で修理や更新にかかった費用の総額を年度別にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

過去3カ年、平成28年度、29年度、30年度についてお答えいたします。

平成28年度につきましては約4,200万円、主なものは外壁の改修でございます。平成29年度が約1,600万円、主なものがエレベーターの改修、約1,000万円でございます。平成30年度につきましては西庁舎3階の内部改修、会議室に改修しましたので、これが約400万円。平成28、29、30年度、合計で約7,000万円費用がかかっているということでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

思ったより少なかったんですけど、28年度が4,200万、29年度が1,600万、それと30年度が400万というようなことで、28、29、30と見ますと、29年度、30年度は前年度よりは低くなっておりますが、その次の質問に入りたいと思います。

それでは、新庁舎ができるまでの間、8年後ぐらいに想定しておりますが、どのような改修が必要で、どれぐらいの事業費を見込んでいるのかお聞かせ願いたいと思います。新庁舎ができるまでの間の改修費というか、修理や更新にかかると思う費用を教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ただいまの質問の中で、平成30年度が400万と私が言い間違えたのかもしれませんが、平成30年度では1,200万でございます。そのうちの西庁舎3階の内部改修が400万ということで、平成30年度は1,200万の修繕でございました。

そして、新庁舎ができるまでの間、どのような改修にどれぐらいの費用が必要であるかということでございますけれども、現時点で想定される話でございますけれども、今後改修が必要な現庁舎の設備につきましては、本庁舎の空調設備が更新時期を迎えておりまして、ファンコイル等の更新など部分的なものであれば約2,000万円程度であると積算しておりますけれども、配管も含めて更新が必要となった場合は、さらに費用を要するものであります。

また、西庁舎2階の空調設備につきましても更新時期を迎えておりまして、更新費用は約350万円となっております。ほかに、配水管や消火栓などの給排水管や圧水ポンプ、冷温水発生機などの各設備の更新が必要となると考えられまして、それらに加えて年間の経常的な修繕、約850万円ですけれども、それらを加えますと新庁舎開庁までに約1億円を超えるぐらいの費用が必要

になってくるものであると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

新庁舎ができるまでの8年間で約1億円というような金額、経費がかかるということなんですけれども、またこの1億円に関する、内容がわかっているのは空調設備のところとか配管のほうとか、そういった金額は具体的におっしゃられましたけれども、その他の分を含んで1億円を見込んでおられるのであれば、またこの1億円に対する補助金等の財源があるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

庁舎の修繕に係る補助金でございますけれども、現在のところ、そういうふうな国・県からの補助金はございません。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

維持するのに8年間で約1億円というようなことなんですけど、1年当たりになると一千何百万はかかるというような見通しなんですけれども、補助金等がなければ、この維持費のために残る約8年の間で1億というのは、大きいのか小さいのかわかりませんが、多いと私は思うんですけれども、具体的なものは、もう空調とか配管設備とか、それらは今教えていただいたところでは約3,000万ぐらいのものしかわからないんですけど、残りの7,000万というのは、不意の事故とかそういうのがあった場合のことなんですけれども、この経費というのは、やっぱりあと8年ぐらいかかるということなんですけれども、この金額が高いか安いかわかりませんが、高い安いで言えば、どの辺に見積もっておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

8年間で約1億というと、令和元年度の当初予算におきましても庁舎の修繕を850万円見込んでおりますので、年間1,000万弱程度で修繕というふうに考えております。ある程度は老朽化しておるのでいたし方がない額であろうと認識しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

今の庁舎は、緊急時にスムーズに避難できるかということをちょっと確認させていただきたいと思うんですけれども、現庁舎のドアはほとんど、庁内はほとんど内開きになっております。それはどのような理由で内開きにしたのか。それとも、理由もなく内開きを採用されたのかお聞かせください。

大抵、室内から出るにしても、庁内から出るというのは大体外向きを開けるというのが普通だと思うんですけども、内開きということになっておりますので、どういうふうな理由で内開きにしたのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

確かに議員ご指摘のとおり、庁舎のドアは内側に開くようになっております。当時のことですので設計の詳細についてはわかりかねますけれども、ドアが外にあくと外にいる方にぼんと当たってしまうという危険があると、また通行の妨げになるという理由から内開きにしたものと推測しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

1階部分では1カ所だけ外開きというところがあるんですけども、大半が内開きになっております。1階の部分では、2階、3階でもほとんどが内開きというふうになっているんですけども、私が以前、勤務していた会社では、工場も本社もそうなんですけれども、全ての会社の持ち物のドアは全部外開きになっていたんですよ。また、以前の会社で働いているところで理由を聞きましたら、社内で大きな火災とか地震が起きたとき、従業員が外部へ逃げようとドアに集中したとき、大体慌てて出ようとする後ろに並んだり、後ろから早く出ようと押されると、ドアの前に行った者は、外開きは開けやすいんですけども、後ろから押されて内開きというのは絶対できないんですよ。それで、法的な根拠があるのかと調べてみたら、建築基準法施行令第118条、客室から出口の戸ということで、劇場、映画館、演舞場、観覧場、公会堂または集会場における客席からの出口のドアは内開きとしてはならないという記述がありました。

これは客席というか、劇場とか映画館、演舞場とかそういうところに当てはまっているんですけども、この現庁舎でも、この建築基準法施行令第118条の適用範囲でなくても、大体外開きというのは一般的だと思うんですけども、これについてどのようにお考えを持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新庁舎につきましては、建築関係や消防関係の法令を遵守するとともに、他市の新しい庁舎のほうも参考にしながら検討してまいりたいと、整備してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

この今の市庁舎において、不特定多数の方が来庁すると思われませんが、トイレの数は基準を満たしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市庁舎のトイレの設置基準につきましては、事務所衛生基準規則というところに規定されております。同規則につきましては、給水、排水、トイレ等の設備については基準が設けられておりますが、トイレの基準については同規則第17条に、同時に就業する労働者の人数ごとに個数が定められております。これによりますと現在の市庁舎については、その基準を満たす数のトイレが設置されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

従業員の数でいけば十分満たしているかもわかりませんが、劇場ではないんですけれども、やっぱり亀山市の市民の方が常時出入りされていると思いますので、従業員の数で割って現在は満たしておるとするのは、今後、新しい庁舎をつくるときには市民の方も、ある程度の概算でも結構ですから、そのような割り算の中の分母にはそういうふうにやっていただきたいと思います。

次に、市の庁舎については大きく本庁舎、関支所、総合保健福祉センターあいあい、総合環境センターの4つに分散していることから、市民の皆さんには不便をかけていると思います。新庁舎を建設するに当たって、行政機能をどれだけ集約すべきかということは最も基本的で重要なことであると思いますが、現時点において、行政機能の集約について検討している内容と結果についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

行政機能の分散については、先ほども課題の一つとして上げさせていただいたところでございます。基本構想にも記述しておりますが、市民の利便性や業務の効率性、維持管理経費等の将来費用などを考慮しますと、新庁舎に全ての機能を集約することが理想であるとは考えております。

このことから、新庁舎に全ての行政機能を集約することを基本として現在検討を進めておりますが、駐車場を含めた用地の確保や建設費、用地購入費などの財源確保が可能かどうかによって柔軟に対応していく必要があると考えております。

また、行政機能が分散していることで課題がある一方、これまでは分散化してきておりましたので、そういったところの経緯やメリットもございますので、それぞれの庁舎、あいあい、総合環境センター、関支所について整理しながら、現在庁内組織において方向性を検討しているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

4つに分散されている本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターを集約するという方向で検討はしてもらっていると思うんですけれども、駐車場だけ考えても、従業員の通勤用の車も含めると、基本構想の中には778台のスペースが必要というふうになっているんですけれ

ども、実際にこの778台分というような駐車スペースがとれるかどうかについての考えを聞かせたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基本構想では778台と記載しております。

駐車場につきましては、平面以外にも立体駐車場、そういう四、五階になりますか、そういうようなことも検討していく必要があると考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

778台という基本構想の中には入っているんですけど、かなりの2階、3階建ての駐車場というのがあるんですけど、できればそういう面積を考えてみても、やっぱり事故とかそういったことがあるもので、できるだけ庁舎自体を上を上げて1階の駐車場を広げるというようなこともあると思いますので、その辺も含めて検討していただきたいと思います。

次に、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓から、庁舎には防災拠点機能が重要であると考えますが、新庁舎の防災拠点機能についてはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新庁舎につきましては、南海トラフに起因する大規模な地震災害や風水害など、災害時における都市機能を維持するために、市民の安心・安全を支える防災や危機管理の拠点としての機能と耐震性を備えた庁舎を目指しております。

建物の耐震性につきましては、国土交通省が示しております官庁施設の総合耐震、対津波計画基準に準じて、耐震、免震、制震構造など高い耐震性能を備えた庁舎としてまいりたいと考えております。

また、防災や危機管理の拠点としての機能につきましては、災害への迅速な対応が可能となるよう危機管理部門を配置するフロアのゾーニングや円滑な連絡調整と効率的な情報収集を行うための通信機器を備えた会議室の設置、継続した災害対策業務が行えるよう災害用資機材の備蓄庫、仮眠スペースの確保など、他市の先進事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

防災拠点である庁舎は、災害の起きた市町を見に行ったときは、やっぱり防災の拠点としてそういうフロアというか、部屋を持って、常に警察とか自衛隊とか直通電話でつながるような設備を持っているところもありましたので、ぜひとも新しくやるときにはその辺のところも考えてやっていただきたいと思います。

その次に、新庁舎の位置についてお聞かせ願いたいと思います。

新庁舎の位置は、令和3年度には決定するとのことであるが、現時点における候補地の絞り込みはどこまで進んでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新庁舎の建設位置につきましては、本年度と来年度で策定します新庁舎整備基本計画の中で5カ所程度の候補地を示しまして、令和3年度には建設予定地を決定することといたしております。

現在の検討状況でございますが、課長級で構成する建設予定地検討ワーキンググループにおきまして、まずは基本構想に掲げる建設候補地選定の考え方や利便性、安全性、実現性などの条件をもとに候補地としてふさわしい土地を抽出している段階でございます。

ワーキンググループで抽出した土地を調査しまして、その後、部長級で構成する庁内検討委員会や、市民等で構成します外部の検討委員会などにおいて絞り込みを行っていく予定でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

5カ所ぐらいというような検討をされているのかと思いますけれども、このアンケートとかその辺を見ますと、何て言うんですか、やっぱり交通の便がいいとか、駅の近くがいいとか、そういったことが割合上のほうに書かれているんですけども、いずれにしても、やっぱりあいあいとか関とか、いろんなところを何カ所か回らないと手続ができないというようなことのないように、できるだけ広くて、それでやっぱり従来の公共交通で便利のいいところというところが必然的に大体決まってくるかなと思うんですけども、加太のほうでは亀山市では西のほうに当たり、井田川というところでも、ここも亀山市内ですけど、こっち側はまたへんぴだとすると、中央というところ亀山駅ぐらいになるかなと思うんですけども、十分に市民の皆さんが納得いくようなところに決めていただきたいと思います。

それでは、住民の意見の集約方法についてのことを聞きたいと思うんですけども、平成30年度に新庁舎建設に関するアンケート調査を実施されたが、これは概略的なものであり、住民の率直な生の意見を聞くことが重要であると考えております。今後においては、どのように住民の意見を聞いていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

去年のアンケートに引き続きまして、本年度はワークショップ形式による意見聴取を行う予定で現在事務を進めているところでございます。開催時期につきましては、10月から11月にかけて、回数につきましては3回を現在のところ予定しております。

また、ワークショップの詳細につきましては、市広報やホームページでご案内させていただきますので、多くの市民の皆様に参加いただければと思っております。

また、その他に特に若い方の意見として、中学生や高校生、学校へ出向いてインタビュー形式を

現在考えておりますけれども、そういうようなことで若い方の意見も聴取したいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

令和元年度と2年度において新庁舎整備基本計画を策定するとのことですが、まず策定する体制についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

本年度と来年度にかけて策定する新庁舎整備基本計画、その策定体制でございますが、まずは副市長をトップとする部長級で構成する庁内検討委員会を初め、その庁内検討委員会で検討を行いまして計画の素案を作成してまいりたいと考えております。それをもとに、本年7月に設置いたしました市民や公共的団体の代表者、有識者等で構成する新庁舎整備基本計画等検討委員会、外部の委員会でございます。そこで検討を行ってまいります。

また、検討過程において、先ほどもご説明いたしました市民ワークショップにより市民の皆様からご意見をいただくとともに、市議会の皆様からもご意見、ご提言をいただきながら基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、基本計画の策定に当たりましては、専門業者の支援もいただくことになっております。

そして、計画の最終案をまとめた段階でパブリックコメントを実施し、最終的には市長をトップとする庁議において決定してまいると、そういうふうな体制になっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

これから8年間はあるわけですから、建設は大体2年か1年半ぐらい見ておられると思いますけれども、ぜひとも、失敗は許されないとしますので、十分に検討して、8年後には新庁舎ができるようお願いしたいと思います。かなり時間を余らせましたけど、これで質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時34分 休憩）

（午後 1時43分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず、亀山駅周辺整備事業についてであります。

先月27日に亀山駅周辺整備事業特別委員会が開かれましたが、そこで市から報告された内容で重要な問題が幾つかありましたので、今回、質問で取り上げさせていただきました。

その一つは、この事業の工事業者を決めるための再開発組合が実施した施工予定者選定公募型プロポーザルであります。

プロポーザル方式というのは耳なれない言葉なので少し解説をしますが、業者を選ぶ場合、工事費などの価格を安く入札した業者を落札する競争入札というのが一般的であります。これに対してプロポーザル方式は、工事に対する企画を提案してもらい、企画や提案能力のある者を選定する方式とされています。もちろん価格も含めて提案をされます。今回、再開発組合が実施したものは、施工予定者選定公募型プロポーザルというものであります。

そこで、まずこの施工予定者選定公募型プロポーザルにおける対象事業と、それから総事業費についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施しております施工予定者選定プロポーザルにつきましても、民間企業が持つ専門的ノウハウや高い技術力を活用しながら、施設建築物工事費の抑制や施工計画の立案及び実施等を図り、効率的かつ安定した事業推進につなげることを目的に公募されているものでございます。事業者より提出されました技術提案をもとに優先交渉権者を選定し、選定された優先交渉権者により実施設計への技術協力を受けた後に工事請負契約を締結するものであります。

今、この事業のプロポーザルの総事業費でございますけれども、総事業費、概算の参考価格でございますけれども、総額は税別で約40億、39億9,600万でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

総額40億。

この事業は、いわゆる新しく見直しをされた第2ブロックという、図書館、マンションの建つ2ブロックと、それから駅前の道路、それから広場、こういうものを全部ひっくるめたエリアの工事。だから、その解体から道路、広場をつくること、それから建物を建てることを全部含めてのいわゆる工事の事業者を決めるということでもありますね。

これは40億というお金ですけれども、実質的には組合自身は自己資金を持っていませんので、全て公費で賄われるという事業であります。民間がやるけれども、いわゆる公費です。

特別委員会の報告によりますと、このプロポーザルは4月に募集を開始して、5月29日に第1回選定委員会が開かれてプレゼンテーションと審査が行われたということでもあります。

ところが、この1回目の選定委員会から今もう3カ月以上、4カ月近くなるろうとしているんですが、いまだにその結果が公表されません。優先業者がどこだったのか、こういうことも公表されて

いません。

そこで、なぜいまだ結果が公表されないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

現在の状況といたしましては、複数の事業者から技術提案をいただきまして、これらをもとに組合理事会において選定に向けた審査が行われているところであります。優先交渉権者の選定は現在の理事会の審査が行われている中で、その審査の内容につきましては、プロポーザルに参加された事業者より提出された工事費の提案額や実施要綱内に示した要件でございます土木工事及び建築工事に関するおのおの1社以上の市内業者との共同企業体結成、また事業者の施工能力等、本工事を遂行するために必要な能力を保有しているかについて総合的に審査が行われていることから、選定に時間を要しているものでございます。

しかしながら、優先交渉権者により受ける実施設計への技術協力は事業コスト削減のために重要であることですから、早期に事業に参加いただける共同企業体を選定する必要があるものというふうに考えています。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

常識では考えられませんね、そんなプロポーザルで3カ月以上たっても優先交渉権者が決まらないということはね。一体何が起きているのかということですよ。

実施設計も業者が決まっていますし、それから今言われたように本当に設計を一からやるわけじゃないですね。つまり、この工事をどんなやり方で、どういう業者と組んでやるのかとか、そういうようなことが提案としてあるわけですよ。だから、そんなに難しいことを提案せいという話と違うわけですよ。だから、それが3カ月以上たっても決まらないというのは不可解で仕方がないですよ、これは。

国交省のホームページを見ますと、このプロポーザル方式について、こんな書き方をしています。選定までの費用、労力、時間の負担が少なくなるんだということを言っているわけです。3カ月以上もかかるようなプロポーザルなんてあり得ないんですよ。だから、一体本当に何が起きているのか、どこで詰まって決められないのか、この辺を明らかにしてくださいよ。

さっきも言いましたように、40億というのは組合がやる事業だといっても、全額公費なんですよ。このお金を使ってやる事業が一体どうなっていくのか。業者すら決まらない、こんなことが一体どんな理由で起きているのか、このことをはっきりしてください。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、現状といたしましては複数の事業者から出た技術提案をもとに組合の理事会におきまして十分いろいろな角度から検討を重ねておりまして、その審査がおくれておるといところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く不可解です。

一体、じゃあいつになったら決めるんですか、これは。いつになったら決まるんですか。その点はどうですか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、優先交渉権者を決めるわけでございますけれども、実施設計への技術協力はなるべく早く行いたいというふうなことで進めておりますので、この事業のコスト削減のためにも重要でありますから、早期に事業に参加いただける共同企業体を選定する必要があるということで、今月中をめどに進めていただいておりますというふうには聞いております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今月中ということなら4カ月ですよ、これね。

前に総合評価というのをやりましたね、関中の建設なんかでね。そのときに、いわゆるいろんな項目の評点を配分して、それぞれそれに対して何点という評点を出して、トータルで何点だということによって業者の優劣をつけたんですよ。だから、プロポーザルも一緒じゃないんですか。そういうようなやり方をね。だから、難しくないんですよ。

例えば、金額に対して全体の割合はどれだけの割合を配分するのか。それに対して出てきた金額が点数にして何点なのかということを出していったらいいわけですよ。それをトータルして2つものを比べて、どっちが点数が高いのかということだけですよ、これは。採点するだけですよ。それが何で4カ月もかかるんですかということですよ。何もなしで、どうしよう、ああしようか決めるんじゃないですよ。ちゃんと評定というのがあるんですよ、項目別に。それに基づいて点数をつけて、それを集計すればどちらの点が高いかわかるんですよ、やり方としては。違うんですか、そういうやり方と。

それとも、全くそんなものはなしで、どうしようか、ああしようか、こっちがいいか、あっちがいいかと、そういう議論をするんですか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

今ご指摘の点数化の話でございますけれども、このプロポーザルにつきましても、ある程度の評点の採点といたしますか、そういう審査はしております。

ただ、その中で先ほども言いましたように、地元との建築・土木についての共同企業体を結成するとか、あと価格について安ければいいというものではございませんので、その価格が適正かとか、あと金額について高い場合は、この中でこの金額で本当に事業採算が合うのかと。いろんなそうい

う部分の疑問点なり、検討事項なりが出てきておりますので、そういう部分で十分な検討をしていただいておりますという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、結局どういう答弁をされても、これだけかからないですよ、時間が。

決算のときのあれも私言いましたけど、市長自身がおくれているんだと言われているわけですよ、事業が。だから、急がなきゃならんのでしょうか、これは。それが、当初の予定でいったらもう6月にでも業者が決まって進んでいくはずのものが、これは9月の末になって決まるかどうかということになっているわけですよ。これだけでもおくれるわけですよ。だから、わからないですよ、あなた方。急がなきゃならんと言いながら、こういうわけのわからないおくれ方をする。これは一体どこに原因があるのかということですよ。これは不可解です、私は。今の説明では納得できません。

市長に聞きたい。

こういう今の事態、どういうふうに取り扱ってみえますか。正常な進行状況だと思いますか、異常だと思いませんか、市長に聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今のプロポーザルに係ります優先交渉権者の選定等についての現状の状況は、今、参事のほうからお答えをさせていただいたところでございます。

しかしながら、全体のスケジュールはおくれておまして、当然組合がさまざまなご努力をいただいておりますので、今おっしゃるような今回の事業者の選定がこれ以上おくれるということについては大変、いいことではありませんので、これは早急に、9月中を一つのめどというふうに伺っておりますが、これは早急にその事業に参加いただく事業者を決めていただいて、次の段階へ入っていただく必要があろうというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろんなことが起こっておっても、この場で言えないんだろうというふうに思いますが、やっぱりこういう事態になっていること自体が、この事業に対する市民の信頼を損ねているんですよ。だから、本当にこういうことについては早期に結果を出してもらって、その際に必ずなぜこんなにおくれたのかということの理由についてもしっかりと公表してください。このことを強く求めて次に移ります。

もう一つ、特別委員会で問題になったのは権利変換計画の問題であります。

この問題については、権利者全員の合意が得られるのかという問題であります。

権利変換というのは、簡単に言うと駅前地権者が持つ土地・建物の価格を、価値を評価する。その評価、価値に見合うだけの、例えばマンションの床をどれだけの広さをもらうんだというよう

なことをするのが権利変換。つまり、今の自分の持つておる資産価値を新しい再開発の建物の中の床でどれだけもらうかということをするのが権利変換なんですね。そのためには、まず今現在の土地、建物の評価がどれぐらいになるのかということが大事なわけなんですね。それをするために、ことしの春、業者が入ってずうっと調査をされました。

当初の予定では、7月ごろにはもう権利者にその評価額が示されるということだったんですけど、これもいまだに示されていないんですよ。おくらしているおくらしていると言いながら、自分たちが立てたスケジュールからおくれるようなことを平気でやるんですよ、これね。

一体、おくらしている原因と、いつ示されるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

建物の評価額の提示の関係でございますけれども、7月ごろを予定していたものがなぜおくらしているのかというところでございますが、建物等の評価につきましては3月に業務を発注いたしまして、権利者の皆様には4月のヒアリングにおきまして、7月ごろに提示を予定している旨をお伝えしたところでございます。

しかし、建物調査や組合における算定の内容のチェック等に時間を要しているもので、建物補償の基準や単価を示します中部地区用地対策連絡協議会、用対連と申しますけれども、その損失補償算定標準書の提示が例年の改正時期よりおくれたことから評価額の算出がおくらまして、権利者への提示がおくらしている状況でございます。

現在、業務受注者におきまして鋭意算定を進めておりまして、これも早期に提示ができるよう進めておるような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

早期ということで、いつになるかわかりませんが、特別委員会の報告の中で、調査そのものに応じてもらえないところがあったということなんですが、それで全体で権利者が何名見えて、いわゆる調査に応じてもらえないところが何件あるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

現在、権利変換計画の作成に向けて取り組みを組合と進めております。その中で、従前評価の対象となる権利者につきましては、借地、借家権者、要は借家の方でございますね。その方も含めまして現時点で46名ということで把握しております。

また、そのうち権利に関する調査を実施済みの権利者は45名でございます。調査が未実施の権利者は1名となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1名、調査がまだ済んでいないということでもあります。

これは再三言いますけれども、権利変換については大多数がもうオーケーならいいというんじゃないかと、全員ですよね。全員の合意が得られなければ、いわゆる権利変換計画も立てられないし、認可申請もできないということになるわけです。やっぱりどうしても、これは全員合意が必要であるということですね。だから、組合設立のような3分の2以上でいいとかいうようなことにはならないわけですよね。

もし、これが合意が得られなければ、事業はストップするという問題でもあるわけですね。そういう意味でいうと、この合意が得られるまで、要するに権利変換の認可申請には進めないということと間違いはないですか、確認します。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

現時点で評価額の提示がされない方というか、実施の調査ができない方が1名見えるという状況の中でございますけれども、その中で権利変換計画の認可に向けましては、従前の資産と、各権利者に資産額をお示しすることになっておりまして、その中で土地・物件調書というものを作成しまして、それに従前の資産や権利変換の内容を示すものでございます。

その土地・物件調書ができなければ権利変換計画はつくれないというところございまして、これについて同意をとるというところございまして、このような手順の中で同意が、今現在は今からヒアリングを、資産額提示をしながら順次、先に調査を終了した方も順次提示をしながら同意をとっていくという状況でございますので、その方全員の同意をとりながら進めていくというものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

調査が全部終わって、評価額が定まって、それから提示をされて、それについて権利者の方がこれでいいよと言って初めて全員合意が出るということですよ。

いろんな方に話を聞いておる中で、業者の中には、別に権利変換で全員合意がなくてもできるんだということを言われるというんですね。どうやってするんだといたら、要するに応じてもらえない人については訴訟をするんだと、組合が。それで立ち退きをしてもらうんだと、法的に幾らでもそういうことはできるんだと。だから、事業はとまりませんと言うんですよ。こういうやり方が法的にやれるということなんですけれども、こういう選択肢はあなた方も持ってみえるのか、組合とかね。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

権利者の中で同意に応じていただけない方をどのようにするかということだと思っておりますけれども、今までも申し上げましたように、合意いただけない権利者に対しましては、組合、コンサルタ

ントともに合意がいただけるように丁寧な説明や協議を行って進めていくというのが原則でございます。

ただ、そのほかに方法がないのかというところでございますけれども、法的な部分を説明させていただきますと、方法といたしましては、建物等の調査に対しまして、要は調査の段階からの話になりますけれども、立ち入りを拒否される権利者に対しましては都市再開発法第60条において、事業計画認可を受けた事業の推進のため、土地等への立ち入り許可を受けた者は、他人の占有する土地に立ち入って調査を行うことができるというふうにされております。また、土地・物件調書への署名・押印については、都市再開発法第68条の第2項により、準用する土地収用法第36条の規定によりまして、署名・押印を拒んだ者があるときは、市長の立ち会い及び署名・押印させることができるとされています。これはそういう立ち入りを拒否されている方に対しまして、組合がその方の立ち入りを求めた場合、市長は職員を立ち合わせて記名・押印をさせることができるという法になっております。

なお、これらの都市再開発法におきまして、合意いただけない権利者に対する対応方法はこれが一つとして示されておりますけれども、これらの方法の活用の有無については組合の判断が必要であるものでありますし、現時点では合意に向けた取り組みを進めていくことが最善でありまして、重要であるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁で明らかになりましたけど、結局、組合の設立にしても、この権利変換にしても、努力をするということは言うけれども、最終的にだめなら法的に訴えるということですよ。それで強引にやっていくということですよ。そんなやり方をしたら、確かに法的にできるという都市再開発法はありますよ。だけど、法的にできるということと、法律を使ってやるということは別ですよ。そんなことをやったら大変なことになりますよ。あんな小さなまちの中で、この法律を使って強制的にやるということをやったら、もう本当にあの地域は壊れてしまいますよ、コミュニティーが。だから、そんなことを考えるんじゃなくて、やっぱりちゃんと合意を得るために時間がかかってでもやるということがやっぱり必要なんですよ。

ところが、もう業者はそういうふうに言っていますよ。できるんですよと、幾らでも。拒んでも、そんな関係ありません、できるんですよと言うておるんですよ。これがやっぱり再開発の私は問題だと思うし、実態だと思うんですよ。

時間がないので次に行きますけれども、もう一つ取り上げたいのは、いわゆる市と再開発組合が結んだ覚書協定書というのが示されました。その中に、公共施設の整備に係る費用負担に関する覚書及び協定書というのがありました。公共施設というのは、一般的に建物のような感じがしますけれども、この再開発でいうのは駅前広場と道路ということになりますので、そういうふうに理解をしてください。

この協定書の中では、事業年度ごとに支払うというふうになっています。今年度の支払い額とその内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

協定書によります負担の金額でございますけれども、総額で10億3,290万円でございます。その内訳につきましては、測量・試験費3,960万円、用地費1億770万円、補償費8億8,560万円でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この中でも問題があるんですけれども、今年度10億3,290万と言われましたけれども、協定書の7条にあるように概算払いというのがあるんですよ。これは要するに、本来なら権利変換がみんな終わってからでしか払えないんですけれども、必要があるときには、組合が請求すれば9割に相当する額を概算で払えると、こういうんですよ。これも問題なんですけどね、こういうことをやるつもりがあるのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

公共施設管理者負担金の補償の関係の支払いということでございますけれども、公共施設管理者負担金に関する補償等につきましては、基本的には権利変換計画認可後に執行することとなりますが、公共施設の用地が市に帰属されることから、組合や権利者の同意があれば、権利変換前での執行が可能でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあ、本当にどんな事態になっても何とかできるように全部つくってあるんですね、これね。私、質問しておって思ったんですけど、やっぱり市は事業はストップしないんだという前提で物事を進められている。

なぜかといったら、さっき言ったように、最終的には法律的に強制的にやれるというのがあるからですよ。だから、どんな事態になっても進めようとする、こういうことじゃないですか。それがなかったら、こんなやり方はしませんよ。

今の概算払いにしろ、それからその前に10日にもありました。事前補償、こういうものをまだ確定もしていないのに払うということになった場合、払ってしまって、その人が金を使ってしまう。その後で、この事業が頓挫した、収入が入らない、払ったお金は誰が負担するんですかと、こういうことになるんですよ。だから、きちっと全部まで行って、収入も取れる、それから保留床もちゃんと売れるという段階になって初めて収入が入るんですよ、この事業は。

ところが、収入が入らない、確定もしないうちに支払いだけしていくわけですよ。概算払いにしろ、事前補償にしろ。もし、これがストップしたら誰が後の始末をするんですかということですよ。

この問題の最後に言うておきますけど、松阪市、それから旧久居市で頓挫しました。これはどうなったか。

結局、組合はよう払いません、抱えた債務はよう払いませんというわけですよ。裁判になって、結局誰が最終的にしたかといったら、市ですよ。市が負担するんですよ。だから、この事業ももしそんな頓挫するようなことになって負債を抱えてしまったら、結局亀山市ですよ。市民の税金ですよ。だからこそ私は、こんな無理に押していくんじゃなくて、きちっと合意がとれて進めていくとかいうのならいいけれども、そういうことじゃなく法的な根拠でもって進めていくというやり方は絶対やるべきじゃないと思うんです。だから、現時点で進まないことがはっきりしていますから、やっぱり事業は中止すべきだということだけ申し上げて次に移ります。時間がありません。

次、同じく駅前整備に関する問題で、図書館の移転の問題であります。

9月議会の教育行政現況報告の中で、新図書館の管理運営の基本的な方向性の検討を行っていること述べられました。私は前から言っておりますけれども、図書館への指定管理者制度の導入はなじまないという立場であります。現在の直営ということでやるべきだというふうに思っています。

服部教育長は2017年の9月の定例会で質問に対して、教育長といたしましても指定管理とか、そういうふうな考えは現在持っておるところではございませんと答弁された。現時点でどう考えてみえるのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現時点におきましても、指定管理ありきの検討を進めているわけではございません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

引き続き指定管理ありきではないというふうに答弁されました。

なぜ図書館に指定管理者制度を入れてはあかんのかということなんですけれども、私は幾つか理由があると思うんですけど、一番大きいのはやっぱり指定管理は5年ですよ。5年たったら一旦切れるんですよ。次もまた指定されるとは限らないという問題がどうしても指定管理には出てきます。そうすると、やっぱり長期的なスパンで、いわゆる図書館の管理運営やら職員を育成していくということができないという問題があります。こういうことが一つ、指定管理の私は問題であるというふうに思います。

それからもう一つは、図書館という施設は無料なんですよ。だから、どんだけ頑張っても収入はないんですね。収入のない中で、いわゆるどういうふうにやろうかと思うと、結局経費を削らんならんとということです。図書館のようなサービスの場合、一番大きいのは人が人にするサービスというのが一番大きいわけですから、人件費の削減に行くという問題がある。だから、収入のないような施設で指定管理をやろうとして、それを効率だの何だのと言い出したら、結局そういう経費削減で人件費を減らすという問題になる。そうすると、人件費を減らすということは、結局もう本当に市民へのサービスに直結してくるような問題になるのね。だから、そういう意味ではやっぱり指定管理はやるべきではないというふうに思います。

図書館協会という団体があります。ここがこういうふうに言うています。

公立図書館に求められるものは事業の継続性。つまり、さっきも言ったように5年で切られたり

するのではないという。それから、安定性、職員がずうっと続けて仕事ができるとか、それから公平性ですね。この3つがやっぱり大事だと。それを実現するためには指定管理者制度ではだめなんだということを言われているわけですね。私は、この指定管理者制度をもし導入したとしたら、この事業の継続性・安定性・公平性が確保できなくなると考えるんですが、その点についてのご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

先ほど教育長が申し上げましたように、現時点で指定管理ありきの検討をしているわけではございません。

この指定管理というものを導入していった場合、やはり利点、それからまた課題もあるというふうに考えているところでございます。

まず、先ほどの議員からのお話もございましたけれども、市民サービスという点においては、やはり民間業者が持つノウハウというものを生かせるといった利点もあるかというふうには思っております。

それから、また多様な人材、例えば高度な知識を持った、専門的な知識を持った職員の確保ということについても有利な場合があるといった利点がある一方で、ご指摘のとおり長期的な指定管理を行っていくことによって適正な図書館サービスの提供というものに対して、行政側がそれをきちっと確保しているかどうかというチェックをどういう形でしていくのか、このノウハウ。それから、公共図書館としての運営のあり方、これのノウハウというものが蓄積されていかなくなるといったおそれがあるだろうと、これが一つ課題なんだろうということもあります。こういうことも十分に念頭に置きながら検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今言われた課題の部分が大事だと思うんですよ。それをきちっとやるためには、やっぱり直営がいいですよ。

例えば、民間のノウハウだ何だと言われましたけれども、これは公立の図書館でも幾らでもこれはできるわけですよ。だから、民間だからできる、公立だからできないという話にはならないんですよ。だから、そういう問題で考えていった場合に、そういう指定管理はやっぱりやるべきではないなというふうに思います。

もう一つの問題は人の問題なんですね。

今度は4階建てになるんですよ、だから当然スペースも広くなるし、職員も多く配置せんならんという問題が出てきます。図書館には図書館の司書という専門職がどうしても必要になりますね。重要な役割を果たします。

ところが、この亀山市はこの図書館が駅前に移転をするという計画を出して以降、図書館司書の採用を行っていないんですよ。職員はふやさなきゃならないし、司書は要るというようなことになっているのに一向に採用しない。一体なぜなのかということですね。

ここで、なぜ司書職員を採用しないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

まず、現在の図書館では、図書館勤務経験があり、なおかつ行政経験も豊富な司書の資格を有する正規職員が昨年度から配置されております。その上で、従来からの図書館業務にあわせて新しい図書館の建設の設計や、そして蔵書計画などを図書館整備事業の業務に当たっているというところでございます。

新図書館に向けました職員体制の確立につきましては、まず図書館の整備基本計画の具現化を見据えて、公共図書館として求められるサービス提供のためにはどのような業務があり、その業務にはどのようなスタッフが必要であり、そしてその適正人数は何人であるのかというところを把握するところからの検討を行っているところでございます。

また、市の一般職員の中には司書の資格を有している職員もおりますことから、これら資格者の活用も視野に入れて体制確立を図っていききたいと、そういった考え方で今進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

人材の育成は、これは短期間でできるものじゃなんですよ。だから、当然この計画が出た段階でやっぱり少しずつ司書を採用していく。その人に、いわゆる準備段階から入ってもらう、そのことが新しい図書館ができて移っていくときに、そういう人たちが中心になって動くわけですよ。今のままで行ったら、新しい図書館が4月からオープンしますと。そのときになって初めて、その図書館で働きますみたいな職員をどっと入れたって機能しませんよ。だから、前から言っているんですよ。少しずつとって行って、いずれ要するに、最終的には今の図書館の司書の数よりも多い人数が必要になるんですから、当然それだけの確保はせんなんのんですから、だから、そのときになってどんと何人かまとめてとるんじゃなくして、今からそうやってとって行って、その人たちに準備段階からかかってもらうといいんですよ。そうしたら、スムーズに新図書館が開館したときに移れるんですよ。それをやらないのが不思議でしょうがない。普通、そう考えますよ。

それからもう一つ、職員で司書の資格を持っている人がいると言われました。私も何人か聞いたことがあるんですけど、確かに大学を卒業するときに司書資格を取りましたと。

しかし、もうそれ以降、図書館業務に携わっていなかったら、もう本当に浦島太郎になるんですよ。ペーパードライバーになるんですよ。だから、単に職員で司書資格を持っている人を張りつければいいという話にはなんのんですよ、これは。だから、そういう安直な発想はやめられたほうがいい。本当にやっぱり司書として働きたい、図書館の運営にかかわりたいという人を今から採用して行って、そういう人たちに中心になってもらって新しい図書館を運営すればいいんですよ。なぜやらないのか、全く私は理解できませんね。市長、なぜですか。なぜやらないんですか、そういう計画的な職員採用というのを。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、新図書館の管理運営のあり方につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、あり方について検討を今しっかりさせていただいておるということであります。

今の新図書館でのサービスの提供の中では、当然司書資格を持たれる方、この専門的な能力を生かすということはもちろんですし、現在求められております新しい図書館での新しい機能につきましては、より多様な人材スタッフが必要であろうというふうにも考えておるところであります。

また、今少し触れていただきましたが、市の職員の中には確かに今1名図書館に配置をしておりますけれども、大きな10万、20万の都市であれば専門の司書を何十年かけて固定して育成していくと、それができようかと思えますけれども、私どもの規模で、できる限りのことを考えていきたいとは思っておりますけれども、現在、市の職員で司書資格を持っておる人数、正確にはちょっと把握しておりませんが、10人前後だというふうに思えますけれども、ここをしっかり生かしていくということもあろうかと思えます。したがって、司書だけではなくて多様なスタッフによる体制を固めていく必要があるかと思っておりますし、当然司書資格保持者の活用も含めまして、その体制構築を段階的にしてまいりたいというふうに思っておりますし、採用につきましては、また今後のあり方の体制の中で当然考えていくことになろうかと思えます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の認識がおかしいのは、司書資格を持った職員とその他のスタッフは全く同等のように言うんですよ。もっと私は大きな位置を占めておると思えますよ、司書は。そういう人を段階的に採用もせんと、どうして開館できるんですか、新しいところをね。私はわかりません、これは。

結局、どうもこの管理運営の方式と採用も問題をひっつけてみると、結局もし指定管理にした場合、職員をふやしてしまって指定管理にしたら困るといことがあるんじゃないですか。だから、今ふやさない、管理の方法は指定管理にする、そういうことを考えているんじゃないですか。そうでなかったらふやしますよ、こんな段階的に。つまり、ふやしたはいいけれども、指定管理にしてしまったので、ふやした職員の行きどころがなくなってしまうと、こういうことじゃないんですか。やっぱり、そこをはっきりしなさいよ、もう。実態として採用していないんですからね。

やっぱり櫻井市長の考えてみえるのはどうも建物だけつくるという、そんな発想にしか見えません。やっぱり大きな建物も大事ですけども、そのスタッフであるとか、いろんな運営であるとか、そういうソフト面も本当に大事なんですよ。ところが、そこは余り重視されない。

例えば、何人要るのかという問題もまだ検討中だという。運営方法もまだ検討中だと言うんですよ。さっき後ろから聞こえました、もうあと2年もしたら開館しなきゃならんんですよ。そんな状態まで来ているのに、まだそんな状態。一体どうするんですか、これは。人は確保していないわ、何人要るかもわからない、運営方法もまだ決まっていない。これでもやると言うんですか。建物だけは一生懸命やっていますよ、それは。予算を前倒ししても、概算払いしてでもつくろうというんですよ。

ところが、こういうスタッフ面とかソフト面になると一向にやろうとしない。どうですか、違い

ますか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

既に計画でもお示しをさせていただいておりますが、私どもは今この建物のハード面だけではなくて、まさにソフト面での、あるいは運営面のことが極めて重要だという認識のもとにこの新図書館整備を進めておるところであります。したがって、ワーキンググループやさまざまなご意見を聞く中で、今回の今の体制、計画では現在7名であります、約20名に近い人員体制が必要だという数を計画の中で提示をさせていただいておりますけれども、今、前段申されました管理運営につきまして、指定管理の導入を前提に考えておるのではないかと、あるいは、そのために新規の司書を採用していないのではないかとというご趣旨のご質問でございましたけれども、現在さまざまな角度からそのあるべき姿に向けて、人の体制、それからソフト、機能が大切であろうと思っておりますので、その点についてしっかり検討して実現に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何遍も言いますけど、やっぱり年次計画でやらなければできませんよ、これは。それをやらないんですから。

最後、時間が5分残りましたので、最後の問題に移ります。

緊急防災・減災事業債を活用した指定避難所への空調機の設置ということであります。

9月に入ってから、秋雨前線、台風の接近で全国各地で大変な被害が出ています。こういうのを見ると亀山市は本当に大丈夫なのかというふうに思うわけですが、やっぱり最近の災害というのは想定を超えるというのが本当に多いです。やっぱりそのときに避難をしなきゃならない、そのときの避難所の良好な生活環境というのが大事なことになってくるんですね。

特に夏場に台風が来るという、暑い時期に熱中症の問題もいろいろあります。だから、そういう問題を考えると、やっぱり指定避難所に空調機は必要だというふうに思います。

国のほうで、緊急防災・減災事業債という起債があります。これは2016年8月にこの起債に対する対象事業が拡大されました。指定避難所における空調設備もこの起債の対象、つまり借金をすることができると、市が国に対して借金をすることができるというね。これは非常に有利な借金なんです、というのは事業の100%がいわゆる借金に充てられる。そして、返済をしなきゃならない、借金ですから元利を償還せんらんですけれども、この70%を交付税措置してもらえます。つまり、自己資金30%あれば返済ができるという本当に有利な起債なわけですね。

ただし、これは2020年でしたか、それまでしかないという状況なんです。

そこでお聞きしたいのは、やはりこういう有利な起債を活用して、ぜひ指定避難所になっている小・中学校の体育館に空調機を設置する考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市の指定避難所は10カ所の小学校、2カ所の中学校のそれぞれの体育館、また西野公園体育館、東野公園体育館、関B&G海洋センターの15カ所を指定しております。そのうち西野公園体育館以外には空調機は設置されていないのが現状でございます。

各避難所における避難者の生活につきましては、良好な環境にする必要があることは認識しておりますところでございます。

また、市内の多くの各小学校の空調機が普通教室にも完備されていない状況であったことから、まずは全ての学校の普通教室への空調機の設置を最優先していきたいと考え、ことしの夏に完備できるよう進めてまいり、完了したところでございます。今後、それぞれの体育館への空調機の設置を検討していくべきではありますが、施策の優先度などを勘案しますとなかなか難しいと考えておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今ちょっと触れられましたけれども、西野公園体育館もこの起債なんですよ。上手に活用されたと思います。避難所であるから、この起債で空調機をつける。それで、実際に使うときになったら国体の整備にもつながるといふ非常に賢い使い方をしたと思います。

これは学校でも同じなんですよ。ふだん、学校教育の場であるとか、それから地域の社会教育の場でも空調機が活用できるということなんですよ。やっぱり私は思うのは、避難所に避難をして命を落とすということは本当にあってはならないと思うんですよ。そういうことが、今、本当に夏場に避難をするということが起これば、現実問題起こり得るんですよ。だからこそ、やっぱりこれは急ぐ必要がある。

問題はお金なんですけれども、お金については、先ほども言いましたように、それこそ3割、返済するときに3割自己資金があったら返せるんですよ。これほど有利な起債はないので、よく市は有利な起債だからということをおっしゃるけれども、これこそまさに有利な起債なんです。

市長どうですか。これは言えませんか。来年度以降に、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在も関東で、今回の台風での被害で今もなお数十万世帯が停電だということになっております。この夏の時期に大変なことでありますが、当然空調機もそうなんです、このライフライン、水道でありますとか電気が使えなくなった。このときの体制をどう考えるかということは、体育館避難所の空調機、その肝心の電気、発電をどうするか、このこともより一層重要な要素であろうというふうに考えております。したがって、今後体育館への空調機の設置、さっきもうまく使ったではないかというお話をいただきましたが、まさにそのように活用させていただきましたが、これは防災の視点、あるいは体育館の洋式トイレとか環境の改善の視点からも、少し中長期になりますけれども、その中で検討していくべきことではないかというふうに考えております。

施策の優先度とも申しましたけれども、その中で適切に判断をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

避難所に避難した方の命を守るということを最優先に、ぜひこの有利な起債に取り組んでいただきたいということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時34分 休憩）

（午後 2時43分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、学校給食への異物混入時の対応についてということと、空き地対策についてという2つの点をお聞かせ願いたいと思います。

まず、学校給食への異物混入時の対応についてという項目をさせていただきます。

それに対する項目につきまして、まず6月26日に発生した学校給食における異物混入に対する教育委員会の対応についてということで通告をさせていただいております。

これにつきましては、6月26日なんですけれども、これは6月議会の最終日でしたけれども、家に帰宅しますと、とある情報が飛び込んできまして、これは何かといいまして、関の学校給食センターで、献立に予定していたサバのみそ煮から寄生虫であるアニサキスの死骸とおぼしき物体が混入していた。これは教育委員会にどうしようということ相談があったところ、教育委員会の判断で亀山市内の全ての関連する学校給食においてサバのみそ煮の喫食をとめたという話でありましたけれども、まずこのことにつきまして、翌日、議会議員の我々のもとにもメールで説明の文書が回ってきたんですけれども、まずこの当日の状況を説明していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

6月26日に発生いたしました学校給食での異物混入による一部メニューの提供停止につきましては、児童生徒及び保護者の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。

このことに関する経過でございます。

6月26日、関学校給食センターでサバのみそ煮を調理中に、給食調理員が魚介類に生息する寄生虫であるアニサキスと思われる死骸を2匹発見し、それを栄養教諭が確認した後、教育総務課にその報告がございました。

アニサキスでございますが、これは魚介類に寄生する寄生虫の一種で、その幼虫がサバ・アジ・イカ・イワシ・サンマなどに寄生しております。通常は内臓に寄生しておりますが、鮮度が落ちると筋肉に移動してくるということが知られておって、長さが2センチから3センチ、幅が0.5から1ミリ程度の白っぽい糸状のものでございまして、生または加熱が不十分な状態で食べると食中毒を起こすというような症状でございます。

これに対する予防法としましては、加熱、冷凍が予防法、対応法として上がっております。この寄生虫は70度以上、1分間以上の加熱で食中毒を予防することは可能でございますが、しかしながら、完全に死滅していないおそれと、この魚の購入先が各学校とも同じ納入業者であったことから、安全性の確保に疑義がございました。

そのような中、発見報告から、センターから学校までの配食までの時間がない状況でございましたので、児童生徒の安全確保と食中毒予防を最優先に考え、教育委員会事務局の判断でサバのみそ煮の提供を中止したところでございます。これにより、同日、保護者への経過報告とおわびの文書を各学校を通じて配付をさせていただきました。

また、その原因を究明するため、食材の納入業者に対して調査を依頼し、28日に報告書の提出を受けたものでございます。

その調査の結果、サバのみそ煮に付着していたものはアニサキスと酷似していたものの、アニサキスではなく魚の神経の一部であるということが判明いたしました。

教育委員会といたしましては、今回のこの事案に対するその後の対応といたしまして、給食調理員に対して、魚の寄生虫に関する研修、調理過程における衛生管理の徹底を行うとともに、また食材納入業者に対しては、引き続き食材の温度管理の徹底をお願いしたところでございます。

なお、市内全ての学校での提供停止とした教育委員会の判断につきましては、児童生徒の安全性を最優先に考えたものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

大変な案件であったんだろうなというふうには思います。

その中で、アニサキスではなくサバの神経の一部であったということで、食材としては、もともとはそうしたら問題はなかったんだという話ではあったんですけども、ただ、これがもしアニサキスであった場合、これは一体どういう対処をされていたのか。当然これが問題である、問題のある食材とするんだったら、当然納入した業者にも責任が出てくるということにもなってくると思います。その回収を業者の責任で行わせて、それに対する食材の返品、かえ品、こういったことも起こるんだろうとか、その辺の話にもなってくると思うんですけども、これがアニサキスであったとすれば、業者に一定の責任を負わせることがあったのかどうか。その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

アニサキスでございますが、もともと生魚には存在するというところでございます。

ただし、冷凍状態で納入業者からは仕入れておりますので、生きたままのアニサキスが発見されれば、それはもう返品というようなことになろうかと思えます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

済みません、生きたままというか、当然死んだ状態、そういう死んだ状態のアニサキスが見つかった場合にはどうなるのかということでもちょっとお聞きしたかったので、ちょっとその点もう一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

アニサキスの死骸というものがはっきりしておれば、それを取り除いて対応するというので、納入業者に対して瑕疵は発生いたしません。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それが死骸である場合、アニサキスは当然のごとくおるようなぐらいのものだから瑕疵は発生しないということでありましたけれども、私もそれは当然だと思います。先ほど部長が説明される中でも、多くの魚に存在しておる寄生虫であって、それによる食中毒を防ぐために冷凍保存をまずする。冷凍することによって、マイナス25度以上とかいう話もありますけれども、これでかなりの寄生虫が死滅する、基本的には死滅するだろうと。さらに、それに対して加熱。不十分であるとダメということでしたけれども、基本的には十分な加熱をされる。それも当然給食の調理の中では当然のことだと思いますし、そういう意味では当然業者に瑕疵はない。当然のごとく入っていてもおかしくないようなものなので。

それで、実際にこういうふうな案件があったんですけれどもということで鈴鹿保健所に私もちょっと問い合わせてみましたら、喫食させるかどうかという判断に対する是非はあるかもわからんけれども、基本的には寄生虫というのはいることが前提であって、保健所としても、これを防ぐために、そういうふうな加熱処理がされるわけであって、万が一何か問題が発生した場合は、納入した業者ではなくて、やはり加工した調理サイドの責任になる。

でも、その調理サイドの責任を当然回避するために加熱処理ということをしているんだからということでありまして、要は今回、やはりアニサキスとおぼしきものは見つかったけれども、それは違うとわかったけれども、やはりこれが本当のアニサキスであったとしても、やはり安全上という意味では基本的には問題がないというふうな考えられるのが一般的ではあると。

ただ、一方で、どうしてもこういう話になると生理的な嫌悪感みたいなのがあると思います。その生理的な嫌悪感を感じる子供にまで、それを食べさせるというのはどうなのかという部分がありますので、やはりこういった判断の区分というのは、これはそのときの教育委員会の判断がどうだったかというのは別にしまして、やはり基本的には学校長の判断とかもあると思いますし、もうやはり喫食する子供の判断に任せてもいいんじゃないかというのがあります。

実際、今回も寄生虫がもしそこで見つかったとしても、つまんで除去すればいいだけだということで、嫌だなという声よりも、子供たちの間でもせっかく楽しみにしていたサバのみそ煮が食べられなかったという落胆の声もかなりあったというふうにありますので、やはりその辺は今回こういうふうな話があった。これはもうはっきり言って終わったことではあるんですけども、むしろ今後の対応ですね、それがやはり心配なところだという声が聞かれまして、この寄生虫がおるような魚の食材、こういったものを今後どうするのか。先ほどの部長の話からは、今回はやはり私はちょっと過剰反応だったのかなという思いはあるんですけども、今後こういった事態が起こった場合、同じような対応をされるのか。あるいは、もうこういうふうなおそれがあるような食材は余りもう採用しないようにされるのか、今後は本当にどうされるんだろうということが気になるんですけども、この点についてご見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の事案によりまして、これを契機に給食調理員、栄養教諭、教育委員会事務局の職員がそれぞれアニサキスに対する認識を深めるということとなりました。あわせて3点の取り組みとしまして、アニサキスの見分け方の研修を、また調理における衛生管理の徹底を給食調理員、給食現場で既に行っております。

さらに、食材業者に対する温度管理の徹底のお願いもあわせてさせていただいたところでございまして、このような取り組みを通じてアニサキスに対する誤認識を防ぐとともに、調理過程における衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供を行っていくということと、今後、仮にまた今回と同様な事態が発生した場合につきましては、アニサキスが死滅しておることが確実に、安全性が確保できると判断すれば、給食の停止には至らないというようなことで再確認をいたしております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

同様の事態が発生しても、給食の停止に至ることはないだろうというふうなご見解。私も、やはりその話を聞いてちょっとほっとした部分があるんですけども、やはり今回、結局そのサバのみそ煮は全部廃棄処分になったという話は聞きました。昨日も、岡本議員のほうから食品ロスの問題とかも言われました。やはり素直にもったいないなという話もありますし、もう一つ食育食育と言われてはいますが、やはり食育という観点では、そういうふうな寄生虫とかがおった場合、やはりそういうものはおるんだよといったことも、きちっと給食の現場で身につけていけるべきものだと思っておりますので、先ほどのご見解は私も賛同するところではありますので、引き続きさらなる現場の職員の知識醸成とか、そういうふうなことも言われていましたし、しっかりやっていただきたいということだけ申し上げて、次の項目に移らせていただきます。

それでは、次に空き地対策についてということで、内容的には所有者不明の空き地への対応についてということで通告をさせていただいております。

これにつきましては、まずはちょっと皆さんのお手元のほうにも写真をお配りさせてもうておるんですけども、ちょっとテレビの画像のほうにも出させていただきます。

この夏の終わりぐらいに市内の関ヶ丘の団地で住民の方から、民地に植わっておる木が雨の重さか台風の影響か知らんけれども、下がってきて道を塞ぎつつあるからということで連絡を受けまして、実際に見に行ってみましたら写真のような状況で、道が半分塞がれていたわけです。

この真ん中を通っておる道、この両脇は全部分譲された宅地です。ずうっとほったらかしの状態の土地もありまして、家が建っていると思いますけれども、その家の向こうも森みたいですけど、これは全部、本来であれば家が建つべき宅地になっています。こういうふうには、ずうっともう木が生えっ放しになっているような宅地がいっぱいあるんですけども、そんな中でこういった状況が発生しまして、当然これは道路の半分を塞いでいますので市に通報しましたところ、民地からの倒木であるため、やはり所有者の了承を得て、これを処分するという話になるだろうということで、まず所有者にコンタクトをとることから始めてもらったんですね。

それで、その結果なんですけれども、実は所有者を特定する前に地元のどなたかが業を煮やされて、これを切られて撤去されていたんですけども、ただ、これにつきましては、その後、道路管理部門で所有者の特定のために当然法務局の土地の登記簿から調べていただいたところにコンタクトをとってもらったんですけども、所在者不明ということですぐ返ってきてしまったと。そんなことで、もしそこで木をどなたかが切らなかつたら、当然道路管理者である市が何とかしなければいけないという話は継続していたわけなんですけれども、これにつきましては、こういうふうなケースはどういうふうになっていってしまうのかという、この辺の説明をまずいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

道路のことですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

道路管理において、個人所有地からの樹木の枝の張り出しや倒木には大変苦慮しているところがございます。道路隣接地はあくまで個人の所有地であるため、道路内への樹木の張り出しがないよう個人管理をお願いしているところがございます。

当市といたしましては、市の広報とホームページへの掲載や土地所有者が限定できる箇所には、市職員から所有者への直接的な口頭依頼や文書での通告、啓発を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうふうな感じで管理を行ってもらっておるのはよくわかっておるんですけども、今回はどなたかが切ってくれたんですけども、切ってもらえなかった場合、先ほどの道路半分を塞いでおるような木の状態に対してどういうふうにされていくのか。ずうっと待っておるだけなのか、その辺をもう一度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたんですけど、これは三重県内の他の自治体でも苦慮していると伺っております。そんな中で、台風とかで倒木が起きた場合は、道路を塞いでおりますので緊

急的な処置として市の職員のほうで対応させていただいておる、このような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

原則としては、やはり先ほどおっしゃったように地権者に対処をお願いすべきものだけでも、やはり緊急的な状況で市の職員が対応せざるを得ないと、こんな状況でありました。

ちょっと私も別の自治体のこういう方にちょっとお聞きしてみましたら、やはりこういうふうなケースはその自治体でも存在しておると。やはり、こういったケース、多分切らざるを得ないでしょうねというふうに言われていました。当然、なぜ民地のを勝手に切ったらだめなのかといったら、当然それが所有者の財産でもあるもので、その財産を勝手に手を加えた、これはもう当然だめだろうということではあるんですけども、ただ、先ほどの団地の中、実際にそれこそ道路の服部課長のほうから教えてもうたんですけども、昭和47年ぐらいの造成なんですけれども、そのころから所有者が全く変わっていない状態であったと。内外も当然木が生えっ放し、そんな形であったので多分そのときの所有者、恐らく今からもう30年、40年、下手したら50年近く前の話の世界ですもので、当時の所有者の方というのはもうお亡くなりになってしまっ、その子供さん、下手したら孫の代に何かおじいさんが持っておったらしいけど、どこにあるかさっぱりわからんのやわと、そんな土地であると思います。

そこにある草木を切る、それに対するデメリットよりも、それに対する訴えられるとか、その辺の問題よりも、実は道路管理者として当然管理が必要。実際、そこに何らかの形で障害があった場合、倒木とか。これはやはり管理瑕疵ということで、それでもし何か市民の方がけがをしたりとか、そんなことがあったらそちらの責任を問われる。そのほうがやはり怖いから、だから実際はもう切らざるを得ないだろうというふうな話でした。

ただ、先ほどおっしゃったように、実際は切るに当たっては民地の所有者の了承が必要だし、さらに多分手続的には所有者不明の状況で代執行の手続をして、代執行という形になるんですけども、やはり一々代執行というような形をとるのは現実的ではないだろうということ。

そういう中で、この空き地対策ということの所有者不明の空き地への対応ということの話をちょっとお聞かせ願いたいんですけども、これがやはりこういう問題が亀山市内、関ヶ丘以外でも全国的な問題になりつつあって、この所有者がとにかく不明になっている土地というのはかなりたちが悪くて、どうしようもない部分があると。

空き家問題では、この辺の法整備、空き家対策の特措法が施行されたことによってかなり改善は、まだまだ問題は山積みだと思いますけれども、それでもかなり進んだ部分があると。当然、それによる国の支援とかもあるんですけども、やはり一番大きいのは課税情報を活用できるようになったと。そもそもこういった土地、所有者がなかなか特定できない土地、これに対してもやっぱり固定資産税の請求とかは市としてはしておるわけですけども、じゃあ、その固定資産税の情報とかも使えないのかという話になるんですけども、実は個人情報の保護とかじゃなくて、もう地方税法の中で、土地に関して、その当該の土地に対する情報はもう納税者か代理人でないと見ることができないという決まりでして、その固定資産税の情報をもとに地権者にアクセスすることができない、こんな矛盾が生じてしまっおると。これは基本的には納税者の保護とかいう話ではあるんですけど

れども。この辺、空き家対策の特別措置法では空き家対策に関しては、この固定資産税の課税情報を用いてもいいですよという話になっている。さらに、ほかの自治体に対しても、その追跡の協力をしていただけるようなことができるようになってきたと。その辺で、かなり空き家に対しては、こういう話が進むようになってきた。

一方で、じゃあ空き地に対してはどうかといたら、依然課税情報を使うことができない。これに対しては、やはりこんな問題があるのでということで、やはり国においてもやはり動きはあるようで、所轄する国土交通省とかでは実際に空き地対策の推進、ちょっとネットで見てみたら、企画課の職員の方が推進についていろいろな対応策とかを考えている、その検討の見解を示した資料を出してはおるんですけど、実際にこれは政府のほうでもそういった対策をする。自民党の委員会とかでもそういうふうな検討に入っておるとかと言うんですけども、ただ、まだ法整備には至っていないと。

ただ、その中で、ちょっとこれも国交省のホームページから見たんですけども、先進的な空き地対策というのを募集しまして、これは、ことしの5月に募集して、実際に、その先進的な空き地対策モデルというのが5つぐらいが認定されたみたいで、これは千葉県の八千代市になりますけれども、緑が丘の西自治会というのが地域内の管理不全の土地について所有者情報とか、あとそれに対してそれを使いたい人をきちっと管理して、その辺のマッチングを行うとか、そういったモデル事業とかも実際に国が認定しておると。こんな感じで徐々に空き地対策に対しても空き家対策と同様に、やはり国も何らかの制度改正をしていかないかんと違うかという動きになっておるんですけども、そこでちょっと質問させていただきたいんですけど、こういう動きもある中で、当然空き家対策を亀山市でもやってもらっていますけれども、空き地対策というのもこれから考えていかなければならないんじゃないのかというふうに思いますけど、これは総合政策的な観点で考えていくべきではないかという意味で、ちょっと総合政策部長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員がおっしゃられたように、今、人口減少、高齢化の進展とともに所有者不明の土地というのは今後ますます増加の一途をたどるものというふうに私どもも認識しておるところでございます。

そのような中で、市も公共事業等を進めていく中で、こうした空き地等が事業の妨げになっているといった例も散見されるところでございます。

ただ、国におきましては、まだ法整備等も十分進んでいる状況ではありませんので、例えば国でありますとか、地方公共団体、あと地権者、地域、それぞれがそれぞれの役割を明確にした上で有効な方策を検討していくべきであろうと、このように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろとお考えがあるんだろうなということではあるんですけども、そんな中で、ちょっと先ほど課税情報の話をさせていただきました。実は私もそのときはちょっと思い違いをしていたん

ですけれども、昨日なんですけれども、今岡議員の質問に対する答弁の中で、空き家バンクへの登録のお願いを納税義務者に通知で送られたと、2万2,000件でしたか。私、これは空き家特措法の関係で、空き家を持ってみえる方を抽出して送られたものだと思っておったんですね。

なぜかという、空き地とか、ほかのことに對しては課税情報の目的外利用に当たるんじゃないのかなと思いましたが、実はけさ、山本部長のほうにこれはどうなんだろうと聞いてみましたら、あくまでも空き地を持っておられる方をピックアップしてお願いするとかだったら目的外利用にはなるだろうけれども、単なる情報提供を納税者全員にするのは多分当たらないだろうと。それはそうですね。そもそも課税情報の規制というのは、納税者の保護なので、あくまでも情報保護であって、向こうさんに情報を提供した結果に対して、いや、うちもこれこれこういうので空き家バンクを利用したいんだけどというので、その際に情報を教えてもらう分には何も問題がないわけです。

それを思うと、実は空き地に対するお願いをそこに入れたとしても、あくまで何も、言ってみれば皆さん、空き家も当然ですけど、空き地も皆さん苦慮していますので、何とか空き地の持ち主の方もこういったことにご協力してくださいというようなことをそこに盛り込んでも、結局目的外利用と同等の手法がとれるんだなと思ったんですね。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、例えば今は空き家バンクの創設をやられて、そういうことをされていますけれども、空き地バンクというのに拡大して、そういうことに空き地の所有者も把握できるようにしていくとか、そういうふうな考え方はできないのかどうか。その点ちょっと見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、地方税法上から申し上げますと、確かに今回固定資産税の納税通知書にチラシを入れさせていただいたのは全世帯に向けて入れさせていただいております。これを個別に対応してお送りすることは、議員ご指摘のとおり課税情報の別の使い方という意味で、法に触れる可能性があるというふうに認識をしております。この空き家に対してこのような方法でチラシを入れておりますのは、例えば近隣市では四日市市や鈴鹿市も同じ方法を、全固定資産税の納税義務者に対して送付をしておるという点では近隣自治体も行っており、税法上問題はないものというふうに認識をしております。

そういった観点から考えますと、空き地に同じような形で空き地の情報についてチラシを同封することについても、地方税法上の問題はないものと、そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

空き地に対しての情報を、空き地を何とかしたいとか、そういうふうな話を全納税者に送るんだったら問題ないだろうという話であったので、やはり先ほどちょっと山本部長がおっしゃったそれぞれの立場でやはり考えていかなければならないということでしたけれども、その辺をやはり行政としても考えていただきたいというふうに思います。今すぐどうこうできるものではないと

思っています。やはり法制度もままならん状況では、やはりどうしても限界は出てくるという話だと思います。

ちょっと、先ほどこれもたまたまネットで見たんですけども、空き家の話ではあるんですけども、空き家に関しては、結構最近市町村による相続財産管理制度の活用というのが進んでおると。

どういう話かといいますと、当然空き家とかが相続されていくに当たって、当然もう管理がどうしてもし切れないということで相続放棄とかが起こったりした場合、それでもやはり財産として残っている。それに対しても、やはり行政としてもう放置されているような状況になってきてしまうと困るということで、これに関して行政による代執行というのは、実際に空き家対策の特措法でもできるようになってきたということであるんですけども、この辺を相続財産管理制度というので相続財産管理人というのを指定して、その精算費用で代執行に係る費用とかも全部賄うとかいうような話ではあったんですけども、これがやはり特措法によってかなり進むようになってきています。この辺の話、やはりこういったもともと相続財産というのは絶対に守っていかないかんみたいな話が、実はもうそういう話ではなくなっているんですね。もう重荷にしかなっていない。

実際に、じゃあ空き地に対してはどうなのかといたら、実はそこまでの負担というか、処理に対しても負担は少なく、実際に代執行というのかなり手順としては簡単になってきている。やはり、そういうふうな話のときに、一番大事なのは所有者の特定というふうなので、まず不動産に対して行政としてもどういうふうな状況になるのかというのをできるだけ把握していくということです。まず情報の提供という意味で、先ほどの話とかも進めていただきたいなと思います。

最後にいろいろとしゃべりましたけれども、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時19分 散会）

令和元年9月13日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和元年9月13日（金）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、諸報告をします。

教育委員会から平成30年度、教育に関する事務の点検、評価報告書が提出されましたので、ごらんおきください。

次に、日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可します。

18番 櫻井清蔵議員。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

皆さんおはようございます。

勇政の櫻井でございます。

それでは、一般質問に移らせていただきたいと思います。

まず、市営若草住宅の火災地でございますけれども、7月20日午後10時45分に市営住宅若草住宅が火災を発生し、住宅9棟ほぼ全焼ということで、ちょっと確認したいことがございますので、的確な答弁をお願いしたいと思います。

火災の原因については、恐らく不審火で、詳細は恐らく不明やと思いますけれども、まずお聞きしたい。

ちょっと写真を出していただきたいと思います。

これは、私の家のほうから見た若草住宅です。東側、棟も落ちております。

次、見てください。

これが、それを拡大した状況です。

次、行ってください。

これは、東側から見た状況で、周辺はたくさんな民家が集合したところに若草住宅が建っておりまして、侵入防止の柵が設置されております。

次、行ってください。

これが、それを拡大した状況で、前の棟の2棟、大方全焼。後ろ側のは大体5戸ないし6戸が全

焼しておると。

次、行ってください。

これがそれを拡大したやつ。

もう一つ、お願いいたします。

これが2棟並んでおる棟で、前の南側から北側へ移った状況で、火災が発生しております。

次、行ってください。

これがそれを拡大したやつで、かなり私も現場、私も消防団の一員ですもんで、現場の消火にも当たりました。かなりの炎で火の粉も飛んで、周辺の住民の方は大変恐怖を感じたと。ちなみにお隣に住んでみえる高齢者の方は、避難もおぼつかなく大変怖い思いをしたということで、苦慮してみえました。

次、行ってください。

これは、内部をちょっと中に入ったわけなんですけれども、フェンスの内側から撮影をしてきました。これは、かなり後片づけがしてあるんですけども、かなりの延焼状況です。

というようなことで、ちょっと元へ戻してもろうて、この解体時期についてお聞きしたいんですけども、またそれとあわせてですが、ことしの3月と6月の定例会において、当該若草市営住宅の用途廃止が議決をされ、議決後、速やかに予算も3月予算で議決されて、早急に解体しておれば、この火災が起こらなんだと。周辺の住民の方にも不安を感じさせなかったというんですけども、まずなぜそのことをちょっと取り上げたといいますと、ちょっと写真を出していただきたいんですけども、このような状況で大風が吹いたときに、かなり音がすると。もういつ物が飛んでくるかわからんということで、不安で仕方がないと。だから、早う撤去してもらいたいという要望を地域の方がおっしゃってみえます。

なぜ、ほんなら一遍、一体解体時期はいつなのか、ちょっとそれをご答弁いただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

若草住宅でございますが、住みかえ等により入居者の方が全て退去をされましたことから、平成31年3月定例会、それと令和元年6月定例会で用途廃止等の議会の議決をいただきまして、9月ごろの解体工事発注に向けて準備中ございました。

現在、解体工事の入札発注に向けて準備をしているところでございまして、できるだけ速やかに解体工事の発注を行い、10月から11月で解体処分・整地等を完了したいと、そのように進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

10月から11月にかけてという話ですけれども、基本的に、ほんならもとへ戻りますけれども、なぜその3月、6月に用途廃止して、予算もついて、すぐかからなかったんか。その点について、

もし何が原因やったかということですか。

というのは、平成28年9月30日に条例第24号で、亀山市空家対策等推進に関する条例が制定されております。その中に、第2条の2に管理不完全の空き家等について保安上危険のおそれがある状態。イ、そのまま放置したら衛生上有害となるおそれのある状態。ウ、適切な管理を行えない等々の景観を損なう状況ということで、空き家の持ち主の責務としていろいろなことを規定してあります。その中で、空き家の持ち主は亀山市です。10条ですか、管理不完全の状態の空き家に対する処置をして、市長はうんちくと書いてある。11条に緊急安全処置として、勧告したけれども、言うことを聞かんなら、空き家の所有者、所有地及び当該処置の内容を告知するという条例がこの条文の中にあるわけです。にもかかわらず、その予算がついた、今から火事が起こったで10月か11月ぐらいに解体する予定やと、予算がついたら速やかにそれを指示するのは市長の責任やないかと思えます。

火事が起こってから10月か11月に解体する予定でしたと。そんな答弁が、この条例は一体何やったんですか。こういうような市の所有する市営住宅を用途廃止をもう3月、6月に決まったら、既に8月の段階では解体が終わってなあかん。にもかかわらず、火事が起こってから、やにわにですな、今聞いたら10月から11月の予定でございますというものではないかと思えます。

市長、そういう指示は、このいろんな用途廃止の条例を出すときには、用途廃止を完了した段階で速やかに解体をすべきやという指示を出されたのか出されていないのか、それを一遍確認したい、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市営若草住宅の解体につきましては、計画的に図面等の発注の準備を年度に入りまして進めておったところでありますけれども、当該住宅につきましては、建築年が相当古いということ、増改築がなされてきたという状況でありまして、発注に必要な図面がなく、図面作成をしておりました関係から、その図面作成を急ぎ、解体の準備をしていくということで、進めておったところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

担当者にその6月の用途廃止した段階で、この空家対策等の条例を制定した建前上、早急にかかれという指示を出されたのか出されていないのか。その増改築をしていて、図面作成とかうんちく言いますが、予算を設定する段階に、常に増改築された状況の図面はあった中で予算を組んだはずですよ。それは今の言いわけでは、言いわけではあかんですよ。やっぱり物事をするには、市がやることは市が模範を示して、市民に空き家等の定義に書いてあることを市民の皆様方に協働してもらおうというのが市政のあり方ではないかと思うのに、増改築して図面ができていないから、今になっておるんやというふうなのは言いわけです。あなたはその条例をつくっただけで、物事を進めるための条例の重みというのはどこまで認識しているのか、私は不思議ではない。

だから、10月か11月かわからんという問題ではないかと思えます。囲みました、けれども、

困いをしてできるんやったら、あそこの分だけでも速やかに、火災の発生が7月20日ですよ。8月20日、一月後には解体作業に移るのが普通やないですか。にもかかわらず、今日までほうってあると。聞いてみると10月か11月だと。あと一月か二月待たんならんと。それでいいんですか、市長。そんな認識かな、あなたの市政は。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、早く解体しておれば7月20日の火災につながらなかったのではないかというご趣旨であろうと思いますが、ご案内のように3月議会、そして6月議会、これは用途廃止等々の議会承認等の手続を経て、その解体作業に入っていくということで、6月議会を経た後の対応でございましたので、解体工事の準備を進めておったということで、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、火災によりまして、今からの解体を急ぎ進めよということのご趣旨で、私どもも進めてまいりたいというふうに思っておるところであります。議会にもご案内のように、火災の場合のこの燃焼した部材は一般廃棄物でありますけれども、燃焼していない部材につきましては産業廃棄物という扱いにもなっております。

したがって、その処理方法が異なりますことから、設計図書の修正をいたしておりましたので、ちょっと今の当初は9月で解体の予定を7月以降しておりましたけれども、少し若干ずれ込んでおることでもあります。

準備が整い次第、その解体に入ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

9月に発注する予定だったって、そうすると私がこの質問を出した聞き取りのときに、こんな、これは大澤君にごめんしておくれよ、君に後からぺつと言われるとあかんけどな。

本当はこの解体は、若草住宅、城山住宅の前の4棟、それから観音山の下の3棟、それを一括発注するためにということでしたんや。そうやもんでおくれたということで、話を聞いています。

だけど、確かに火災現場のその部材というか、それが3倍になるのか、それから、ほんなら一遍写真を出してもらえませんか。

これは、ここの部分は、恐らく産業廃棄物にならんと。民間火災の場合においても、こういうのは全焼した場合のあれは、環境センターの焼却炉で焼却できます。

それから、もう一つ見てください。前のやつを、写真を。

恐らく、これのトタンとか、そこら辺は恐らくいろんなあれですけども、そもそも産業廃棄物になるのかどうか知りませんが、そんな計算は簡単にできる、そんなものは、やろうと思つたら。わしやったら4日間です、そんなものは。皆さんやったらプロですからな。なのに、そういうような言いわけをしておらんと、おくれたことに対して、素直に受け答えしてもらわんことにはあかんと思はる。

もう計算が今どんな状況で進んでおんのやな。そうすると10月なんか11月なんか、その解体は。もう7月20日から、うざうざ約2カ月弱たつわけや。それに難しい計算なんかな。それに難しいもんじゃないと思うけどね。

やっぱり、こんなん火事が起こった場合の後処理は、速やかに手をつけると。市長がそれを指示せなあかん。現場を見ても燃え方がおかしい。皆、退去に対してそれなりの退去費用を出しておるはず。本当はこのあんだけの燃え方をするわけがない。私、その消防団に四十五、六年在籍させてもろうておるけれども、現場もいろいろ見てきました。あそこはみんな空やったら、骨組みと床、畳ぐらいやったら、あんな燃え方は絶対しない。だけど、何かその聞くところによると、前の住んでいた人の道具がみんな入っておったと。だからああいうような燃え方したと。それで、火災の状況にはポンポンポンと破裂音がしたと。音がするスプレー缶とかそんなんあったんかもしれん。だけど、そんな管理もせず、この火災にときに起こったと。

だからやっぱり、そんな状況もきちっと把握した中でやっていただきたいと思うけれども、10月なんか11月なんか、一遍いつまでに完了するのか。一遍ここで市長約束して。いつまでにすると。担当部局にそういうふうに指示すると。

10月の末までに更地にするのか、できやんのか、ここで一遍確約してください、市長。できやんか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

可能な限り準備が完了次第、撤去させていただくように、速やかに対応させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたの市政は全てそうなん。

やっぱり、物事というのは、やっぱり手を打つときには早う手を打たなあかんの。手を打つときに打っておかんと、後で後悔を残す。

私も70年の人生の中でようけ後悔を残したことがある。あのときこうやってしておけばよかったかなというようなことを、市長ですから、5万人の市民の皆さんに納得いける市政を運営していただきたい。

時間がないので、次に移りたいんですけども、横断歩道のことが書いてあるんですけども、いかなことは、私も6月に横断歩道の質問をさせてもろうた。その後、ここでパネル出した野尻の公民館の前と、それからあそこの和賀白川線のところ、井尻の歩道橋がこけたところの白線は引いてあったんですけども、いろんな箇所をやっていただいたと思うけれども、みなみ保育園の歩道は、まだいまだに補修されておらん。一体この381カ所という報告やったんですけども、今までどんだけの手当てをされたのか、一遍報告願いたいと思う。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

おはようございます。

横断歩道の白線の塗りかえ、修復につきましては、亀山警察署の対応となりますが、市内には横断歩道設置の交差点は381カ所あります。

昨年度に横断歩道塗りかえ修復を31本実施済みと伺っております。今年度は市内159本の塗りかえ修復を既に発注済みで、現在工事実施中と伺っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何せ、マイタウン亀山で和賀白川線の横断歩道を利用して、歩行者に優しいまちづくり、横断歩道は歩行者が優先ですと題して心構えを紹介する映像をされました、この私の質問の前で。これ嫌みかなと私は思ったけどな。だけど、言わんことには159カ所をやるつもりやと。残り、早急にやっていただきたい。そうせんことには、やっぱりこんな放映を過去2回したらしいですけども、やっぱりもっと市長、ちょっと市内を回ってトークをやるのも結構ですけども、お忙しい体やで、市内全域を回ることはできやんかもわからんけれども、たとえ1時間でもつくって、一遍市内の道路をあなたの目でぐるっと回って、どんな状況やということを確認していただくわけにいきませんやろか。どうですやろ。そんなことはようしまへんかな。忙しいかな。そんなことしてお暇ないかな。一遍たとえ1日、1週間に1時間ぐらい時間をつくって、そうすると大体私も選挙で1週間市内を回るんですけども、大体そんなことはできると思うんですけども、一遍そんなようなことをしてもらうわけにはいきませんかいな、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、日夜、市内各地での状況については目を配って、その実態把握に努めさせていただいておりますし、当然その中で対応すべきものというのは改善できるように努力をさせていただいておりますし、今後におきましても可能な限りの実態把握に努めてまいりたいと思います。

実際、私自身も月に一応100キロ歩くというのが目標でございますので、年間1,200キロぐらいになりますので、本当に市内外ありますけれども、特に市内の交通安全についてその状況とか、そこはしっかり見ていきたいというふうに思っております。

当然、私だけの目ではあきませんので、全庁職員、それから市民の皆さん、議会の皆さん、それぞれの情報をいただいて、適切な対応ができるように努力をいたしてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

しっかり努力して、亀山市全域で全長、国道から県道から市道から、そら何キロかというのはちょっと勉強不足で記憶しておりませんが、本当に市長が歩いておれば、部長の人は各方面から来てみえるので、横断歩道が消えておところはチェックをしてもろうて、地図上に落としていくという指示をあなたから出していただきたいと思います。

次、ちょっと乗合タクシーとタクシー券について、きのう福沢議員がいろいろ質問をされました。そこで、乗合タクシー制度、確かにいろんな数字を出しておると。2,900強の人から登録をされておると。利用者が六百何十人と利用がふえましたと。3,000円のお試し券を配ってやってきたけれども、まだまだですな。市内停留所も15カ所ふやすというようなことですが、やはり私はこの乗合タクシーの停留所は、前回言わせてもろうたように、青から地域の停留所から特定停留所ではなしに、地域の停留所から地域の停留所、青から青へ乗れるようにこの乗合タクシー制度を改正したらどうやという思いを持っておるんですけれども、市長はそんなお考えはないですか、まず。

地域の待合所から、例えば私が住んでおる関町新所、中木戸の停留所から、議長の見える明神の停留所まで、青から青へ行く。そういうような制度にすれば、それから連れのところへ遊びに行くときにタクシーで行こうかと、歩いて行かんとということができると思うんです。

今、青から赤という制度になっておるんです、この停留所の設置場所が。それを青から青へ移動をできるような制度改正をすべきやと私は思うけれども、市長にはそういうお考えはないのか。あくまでも青から特定停車場ですか、そこへ行きやというので、これを突き進むんかどうか。私の提案ですよ、これは。地域から地域へ行ける乗合タクシー制度にすれば、もう少し利用者がふえるんやないかと私は思うけれども、いかがかな、市長。市長の私の提案に対するお考えを聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の地域停留所間の運行についての提案ということですが、ご案内のように現在の制度を見直して本年度スタートいたしまして、ちょうど5カ月経過いたしましたところでございますが、少し報告をさせていただいたように、タクシーの利用状況につきましては、登録者数や利用者数ともに増加傾向となっておりますので、そのまずは定着をさせるということ。その上で、現行制度への見直しや今後の対応につきましても、その効果等々を見ながら今後それは対応していくということになろうかと思えます。

幾つかの現状の制度が全て完結したものというふうにも考えておりませんが、ぜひこの制度が多くの方々に活用していただいて、しっかり定着できるように、そしてその中で、よりいい制度として機能できるようにバージョンアップができればというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長もあっちこっち行ってみえるであれだけ、私は一部の方としかお話をさせてもろうてないんですけれども、こういう声は市長は聞いていませんかな。

タクシー券の交付については、議会の決議をもって31年度予算、この年度の予算に計上されて、タクシー券は廃止のところ復活しました。それで、タクシー券をもらいに行つたと、関支所へね。交付については乗合タクシーの登録をしてもらわんことには、このタクシー券は渡せませんと。渡されたけど、やむを得んので、わし乗合タクシーをいつも予約をするのもかなわんし、あんなんわ

けがわからんと。使い勝手も悪い。だけど、タクシー券が欲しいで登録はしてきたがなど。ほいでタクシー券の1枚をもろうてきたというお声を市長はお聞きになっておりませんか。それで、お試し券の3,000円、ついでにもろうてきたと。ただやで、ただって自分らの税金を納めたお金ですから、使わなもったいないで、せっかくやから使こうたわなど。だけど、タクシー券が欲しいがために、きのうの報告では2,916人かな、その登録者がふえたと。けどタクシー券が欲しいから私は登録してきたんやと、乗合タクシーの使い勝手はわからんという状況ですよ。そう言うていました。

そういうところが、これが今の状況です。私も小さい幅の狭いつき合いのある方なんです。市長は全市的にいろんな方とおつき合いしてみえるで、そういうようなお声は当然聞いてみえると思うんですけども、それが私は乗合タクシーの登録者数がふえた要因やと私は思うています。

ところで、確認したいんですけども、昨今の議会決議で乗合タクシー制度が定着するまで、タクシー券の交付を継続すべきであるということで決議をしたと思うんですけども、きのう福沢君の質問で健康福祉部長の答弁によると、来年度はわからんと、担当部長のほうは答弁は通っておる。これは政策的なことですから、市長の判断やと思っております。

市長として、まだまだ乗合タクシー制度は定着しておらんと私は理解しておる。市長が今言われたように、乗合タクシー制度は道半ばということです。だから、定着しておるとは、まだ制度のいろんなことについては、確立しておらんやろうという認識を持ってみえるのは今の答弁だと私は聞きましたで、令和2年度の当初予算にこのタクシー券の交付を継続するのকাশないのか。すべきと私は思う。市長もここではっきり、市民の方も何人もの方がこの議会の実況を聞いてみえる方も、タクシー券の交付を令和2年度の当初予算に盛り込みますということを明言してもらえませんか。できまへんか。やっぱりこれはまた、いろいろ部内で検討して検討せんことには判断がつかんと言われるのか。これは市長の政策なんです。

というのは、タクシー券の交付ですな、これは平成19年3月30日に亀山市告示第42号、亀山市長田中亮太さんのときに、亀山市タクシー料金助成事業実施要綱によってやったんです。施行は19年4月1日からこれをやられると。それが、目的とか定義が書いてあるんですけども、やっぱり引きこもりをなくすためにということで、このタクシー券制度が田中亮太さんが市長さんのときにこうやって、そしてあなたになって乗合タクシーになって、タクシー券を廃止するというようになったんですけども、やはりまだ乗合タクシー制度が定着していない中で、もう一遍言いますけれども、令和2年度の当初予算に、タクシー券の交付を継続をするのかせんのか、ここでちょっとはっきり明言してもらえませんか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高齢者のタクシー料金助成事業の対象者のほとんどの方は、乗合タクシー制度を利用して外出をしていただけることから、当該制度、この新しい制度の利用をお願いするものでございます。

その一方で、先般もご質問ありましたが、障がい者の方にはこれまでどおりタクシー料金の助成事業を利用いただいたり、あるいはセダン型の利用が可能な方につきましては、タクシー券、または乗合タクシーかいずれかを選択することができるものとしたというふうに考えております。

この今回の制度につきましては、先般来から利用者のお声もお伝えさせていただいておりますけれども、ご自身の目的に合わせ利用できるという非常にいいお声、喜びのお声でありますとか、乗合タクシーで遠距離を乗車された方につきましては、何度も病院へ、あるいは買い物に使えるということで、こういうことで非常に現行のタクシー料金よりも実費負担が少なかったとの声もいただいておりますので、私どもとしてはこのような状況を鑑みまして、そして今、新制度5カ月という状況でございますので、さっき議員ふれていただきました乗合タクシー制度自体が非常にわかりにくいとか、一回ご利用いただくとこのよさというのは体感いただけるんですが、そういうことにつきまして最善の努力をさらにしながら、登録者や利用促進に今年度しっかり努めていきたいというふうに考えております。

そういうことによりまして、来年度の予算については今からでありますけれども、こういう状況を鑑みまして、基本的には乗合タクシー制度への移行を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、私は時間ないねん。ぐにゃぐにゃわけのわからん、来年もするかせんのかだけで言うてもろうたらいいだけなの。その判断はあなたしかできやんの、市長として。ほかの副市長以下の担当部局ではできやんの。市長として来年も継続するかせんか、乗合タクシーどうのこうのうんちくと違うの。このタクシー券の交付をするかせんかを聞きたいの、私は。それはあなたしか判断ができやんの。それを聞いておるんやに。言えんかな、ここでは。来年も継続するということは。それを聞いておるの。わかった。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の新制度への移行を基本的に亀山市としては進めておるところであります。

その意味では、議会からのご提言もいただいておりますが、この定着に向けて努力を今続けておるという中で、この状況を鑑みまして、この制度への移行をしっかり定着をさせていくという方向で、現時点では考えておるということであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、はっきり令和2年度にはタクシー券交付制度はゼロと、なしということやな。それでよろしいな、イエスカノーかでええわ、はっきり言って。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今その定着に向けて努力をいたしておりますので、予算編成は今からでございますし、令和2年度以降どうするかということについては、その状況を鑑みて判断をさせていただくと。基本的には

方針につきましては、申し上げてきたとおりであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

こんなのらしくらした者には、もうこの市は任しておれん、私は、あんたみたいな者には、本
当に。ごがわいてくるわ、あんたとしゃべっておると。

するかせんかと言うたら、せんつもりやったらせんと言うたらええ。その判断をせんから、物事
が全て進んでいかん。これぐらい言いねいな。ほんならもう時間ないもんで申しわけないけど、ち
ょっと飛ばしますけれども、次に移りますよ。

就任当時、亀山駅の2番ホーム、3番ホームに待合所をつくってくださいと、私はあなたに就任
早々に聞いた。努力しますと言うたけど、いまだにできておらん。なぜやねん、これ。エレベータ
ーは3基できた。それで、あなたはその駅前の周辺整備ということで、多額の何十億もの金を投入
しようとしておると。にもかかわらず、2番、3番ホーム、その市内外から来られる方の待合所の
ところに、ホームに私はあなたが就任して間なしに、待合所を設置していただきたいと、あと何年
したらいいんですか。あそこに1億も2億もかからないんですわ、待合所をつくるのに。私もざっ
と見ておっても、高うても800万あったらできる。それをいまだにできやん。それがあなたの優
柔不断さなんや。もう答弁聞いても、またこれもう一遍詰めます、次の12月までにその答えを探
しておいてください。もっと大事なことを言わなんもんで、そっちへ移りますわ、あと12分か
ないもんで。

県管理の国道25号線について質問を出してあります。

この国道25号線の崩落の現場は、以前と違って片側通行となっておりますけれども、まず復旧の
時期についてということを知りたいんですけれども、その前にちょっと申し上げたい。

あその国道25号線の崩落は、1回目が平成25年台風18号の大雨によって、関町金場加太
市場間、路肩が崩壊。9月15日20時30分から全面通行どめということになります。迂回路と
して、あるといいんですけれども、国交省の報告によると、県が報告書等、孤立集落はないと、人
身・物損の事故はないというんですけれども、1回目が平成25年のあれです。これは路肩が崩壊
した。2回目が平成30年5月10日にのり面崩落、これは通行どめですよ。それで、通行規制も
やったと。それで、復旧工事が平成31年3月4日月曜日、復旧工事が完了したと。

住民の道路、名阪つくって、久我インターから向井インターの迂回路で、機能は確保されてい
るという安堵をしておるんですけれども、今回は3回目、令和元年6月12日の発生でのり面が崩落
したと。これは、該当区間は延長2.9キロで全面通行止めをしたが、仮設の防護柵を設置して、
応急工事をしたもんで片側通行をやったと。片側通行の区間は延長20メートルぐらいらしいです。

過去3回のこういうような崩落が起こったときに、復旧時期についてちょっと知りたいと思いま
すけれども、もう時間がありませんもんで、以前、さきの議会でも市場坂東線の拡幅に伴う地権者
の交渉状況はどうなっておるんやということでお尋ねしたい。

議長もいろいろお骨折りをいただいておりますけれども、この過去3回の、もう3回目ですよ。
そのたびに加太地域の方は困っておるんですよ。ちなみに加太地域の70歳以上の方の人数は31
2名です。男性131名、女性181名。18歳以下のお子さんを入れて935名の方が加太地域

に住んでみえる、この道路を使ってね。それにこの3回の崩落があって、当然迂回路である市場坂東線の700メートルの拡幅工事、700メートルで恐らくどんだけかかっても1億の金はかかりませんよ。にもかかわらず、工事をするための交渉をあなたはこの今までにされてきたんか。それも担当に任してあんのか。

あそこは諸戸林業さんの所有林やと思うんです、あの路肩のほうが。それを地権者との、これは通告してあるんですよ、市場坂東線拡幅に伴う地権者に対する交渉状況を知りたいということを通告してありますけれども、市長、これどのような状況なんですかね。今言われたように3回これやっておるんです。それで前回も、あの道路は明治時代につくったときの道路なんです。県道25号は。今後、大雨、この全国で集中豪雨でたくさんいろんな災害が起きておるんです。これ3回目ということは、まだ4回目も5回目もあるんですよ。そのたびに加太地域の方は困窮されるんですよ。それをせめても名阪国道があるでええやないかと言いますけれども、名阪国道は70歳以上の312名の高齢者の運転免許保持者が何名見えるか知りませんが、名阪国道は通行するのが怖いと。あそこは60キロ規制なんですよ。伊賀からは80キロなんですけれども、曲がりくねって坂があって、あそこは大体一般車両で大体80キロぐらいでみんなトラックや県外の人らは通っています、走っています。そこへ高齢者の方が名阪には入りにくいから何とかしてほしいというのが市場坂東線の改良なんですよ。当然その改良するために700メートルの改良のその地権者との交渉を市長はされたんかされていないのか。していなかったらしていないでよろしいよ、していないと言うてくれたら。ちょっとお答え願いたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

6月議会でも申し上げましたが、全市的な視点からどのような検討をしていくか、整理をしていくかという段階でございまして、その上でこの路線につきまして、事業の決定、主要事業として進めるかどうかという決定にも至っておりませんので、地権者との交渉はしておりません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これ今3回の災害があった、今後災害、大雨がいつ降るかわからんと。今、ことしは台風襲来の年やということを知っています。この間も関東で多大な被害が出ておると。以前にはいなべでも水のあれで死亡者が出ておると。あそこはまた崩れるに決まっておるんですよ。そうすると、その計画に全庁的なうんちくって、そうすると加太地域が、そうすると名阪の雨量規制があるんですよ。国道の雨量規制というのが。

雨量規制として、規制区間として直轄道路、国道1号線は関町沓掛、これが180ミリ。名阪国道が柘植間で200ミリ降ったら交通規制がかかるんですよ。25号は金場加太間は100ミリ。これで交通規制がかかると。

だから、市道の市場坂東線を確認したら、これは交通規制がかからんと思っておりますけれども、唯一これが加太地域の人々の唯一の迂回路なんですよ。それに対して、今の答弁で加太の地域の方は納得せんと思う。総合的に計画しやな、これから計画にないからそんな交渉はまだしていませんと。

そうすると、私らが言うていた、私もこれ2回目の質問ですよ、留保されましたよ。議会で再三こうやって質問しておるけれども、そういうような質問は私は、二元代表制とあなたはよく言う。議員の質問は聞きっ放しやと。ある者の意見は聞くけど、ある者は聞けやんと。地域の実情も把握せんと、あなたは市政を運営されておるんかな、そうすると。やっぱり計画に乗らんことには物事が進まんのかな。

この迂回路は急務を要する事案やという認識はないということやな。それをもう一遍、なかったらないと言ってください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

丁寧に説明をさせていただくつもりでおりますので、途中を抜いて最後のところのご質問をいただきましたので、先ほどそのようにお答えをさせていただきましたが、ちょうど6月の末にも地元加太地区からの自治会のほうからもご要望をいただいております。この拡幅改良整備の要望ということでいただいておりますし、議会からも当然いただいて承知をいたしております。

どのようにこの路線を考えていくのか、財源の問題、その手法の問題、いろいろあろうかと思えます。あわせてこれは全市的にはさまざまなご要望を道路改良、道路整備につましてもいただいておりますので、議員、本路線の整備に1億前後、1億まででいけるという話を今いただきましたが、かなりそれ以上の予算が必要というふうに考えておりますので、全市的にそこらの手法も含めて、どのようにしていくのかということを検討させていただいております。

その上で、議会と行政との関係でいきますと、やっぱり単年度3,000万を超える道路整備につまましては、主要事業に位置づけて、議会にということ年次で進めておりますので、そういう意思決定のための検討を現在進めておるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう時間がないのに、私もこれもうこうして議会議員になって9回選挙をくぐらせてもろうてきたけれども、こんなつまらん質問を首長としたの久しぶりやわ。

首長たる者、仕事を何を先にせなあかん、何を優先すべきかと、予算がない、あなたはこの年に10億の予算を黒字やったと言うておる。だけど、片っ方では8億3,000万の不用額を出しておると。それで、金がない。金がないことないやんかな。駅前がどんと、そうすると駅前御幸8号線には何億使った。2億の上使っておるんですよ。どんだけの人がどんなか知りませんけれども。

加太地域の孤立を防ぐために、市場坂東線の拡幅工事は急務です。700メートルでメーター10万かかって7,000万ですよ。それが何が道路計画とか、眠たいことを言うておるんやな。

やっぱり首長として何を優先すべきか、何をすべきか、誰と交渉すべきかということをしっかり、あなたももう長いこと政治家をやっておるんやから、そんなことはわかっておると思う。その中でこれからあと残りの任期を全うしてください。せめて、市民のために市民のための政治をしてください。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。
会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず9月定例会では、テーマとして空き家と乗合タクシー制度の2つの質問をさせていただきました。どちらのテーマもほかの議員と重なっている部分がありますため、質問が重複する部分につきましては省かせていただきたいと思います。

それではまず、空家等対策事業についてお聞きをいたします。

項目で、まず空き家の活用について、そして現状についてとございますが、まず空き家の現状についてお聞きをしたいと思います。

亀山市の空き家に関する窓口相談の状況について、件数はどのぐらいなのか。またどのような相談内容なのかと傾向について質問をします。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。
大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家の活用についての現状ということでございますけれども、今年度、固定資産税の納税通知書に空き家対策に関するチラシを同封いたしまして、その効果もあったということで、空き家の所有者の方から多くの相談をいただいております。その相談状況でございますが、売却ということに関して30件程度、解体が20件程度、合わせておおむね50件の相談をいただいております。

その傾向でございますけれども、昭和期に建築されたものが多く、売却の相談につきましては、やはり県外、市外に在住の方から多くいただいております。解体の相談につきましては、市内に在住の方の建てかえに伴う解体、その相談を多くいただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは次に、亀山市には以前から空き家問題に係る支援や補助制度がございますが、どういった制度があるのか。また活用状況についてもお聞きします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず既存の空き家活用の補助制度ということでございますけれども、まず県外から転入者の方が空き家を改修する場合、空き家リノベーション支援事業といたしまして、最大150万円の補助制度がございます。

また、市外からの転入者の方が空き家を改修する場合、空き家リフォーム支援事業といたしまして最大こちら50万円の補助制度がございます。

これらの補助制度でございますけれども、それに対しまして空き家の多くはやはり昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されておりまして、その場合は耐震基準を満たすための耐震補強工事がその補助制度に乗る場合には必要になってまいりますので、非常に多額の費用を要することになってまいります。

それらのことから、補助制度の利用につきましては、先ほど申し上げた2点につきましては非常に少ないというようなことで、そのほか旧耐震基準の空き家を購入される場合がありますけれども、これ通常の耐震対策の木造住宅の耐震対策の除却、解体の補助金を活用することができまして、こちらは最大30万円でございますけれども、解体後その後に新築をされるという場合も見受けられます。

そのほか、木造耐震でありますけれども、最大110万円の補助、プラスリフォームをした場合は最大40万円の補助というようなことで、昨年度空き家についてその耐震を利用されたのは1件の実績があったところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは次の項目、空き家情報バンク制度についてお聞きをしたいと思います。

今までもたびたび質問や提言をさせていただいた中で、市のほうでもさまざまな実践を行っていただいております、空き家登録数も以前と比べて随分件数はふえております。

空き家情報バンク制度の現状について、2日前かな、今岡議員の質問の中で、問い合わせ件数などは答弁の中でありまして、市内外で30件ぐらいだったかと思うんですけれども、その制度への問い合わせのうちで登録に対する、つまり契約ではなくて物件に対する内容ではなくて、登録に対する内容についてちょっとお聞きしたいんですけれども、どういった内容が多かったのか。

納税通知書と一緒にくっつけていたということで、単なる問い合わせが多かったのか。または具体的に登録に至ったのかとか、そういうところでわかるところで教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、空き家情報バンク制度でございますけれども、市内の空き家の売却、賃貸をしたい方と物件の購入等を希望される方を結びつける取り組みとして行っておるところでございます、先ほど、議員もご紹介いただきましたとおり、固定資産税の納税通知書に新たに空き家対策のチラシを同封したということで、空き家情報バンクにつきましても、新たに18件の登録ができたというところでございまして、現在、22軒の空き家についてホームページに掲載をしておるところでございます。

して、その傾向ということで申し上げますと、賃貸よりやはり売却物件のほうが多く登録をされておる状況でございます。

本年度の8月末までの実績といたしましては、新規登録が18件、そのうち成約ができたのが1件、現在商談中になっておりますのが2件というような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次に、またこれもちょっと細かいんですけども、空き家情報バンクの物件に対する問い合わせ、つまり、購入したいとか借りたいという物件に対する問い合わせについて、お聞きをちょっとしたんですけども、問い合わせ自体は市内の在住者が多いのか、それとも市外の方が多いのかというのをわかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

問い合わせでありますけれども、市外の方からの問い合わせを多くいただいております、市外の方ですね。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、この空き家情報バンク制度の生かし方についてですが、何か新しい取り組みやお考え等がありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この空き家情報バンクの傾向ということで、やはり比較的築年数が浅くというか新しい物件ということですね、それに耐震性がやはり確保されておる物件、また価格が割安な物件に多く相談、また希望者が多いというような傾向が見えてまいりましたので、やはりそのような成約しやすい条件、このような観点を踏まえまして、この制度自体利用される方がわかりやすい、また欲しい情報がわかりやすく提供できるように、まずは提供内容の充実をさらに図っていただければと思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

恐らく問い合わせされた方というのは、ホームページの空き家情報バンクを見て問い合わせをされていると思います。

ただ、ホームページ、空き家情報バンク制度の登録が書いてあるページというのがなかなか見づらいなというのが私の第一印象でして、以前一度、改修していただいておりますものの、例えば鈴鹿市、お隣の鈴鹿市さんのホームページでは空き家バンクを検索しますと、移住・定住ポータルサ

イトというところに飛びまして、トップ画面に物件がもう写真つきで並んでおりまして、よくご存じという形で今うなずいておられますけれども、本当に知りたい売却価格、所在地、構造、築年数、こういった簡単な情報がついていて、詳細についてクリックしてPDFで見られるという形になっています。

一方、じゃあ亀山市はどうなのかといいますと、ごらんになった方はわかると思うんですけども、字面でだあっと並んでおりまして、確かにPDFをクリックしていただきますと、そこに飛びまして写真もついているんですけども、昔の4件ぐらいしかなかった当時だったらまだよかったですけど、もう今22件があるということでして、そういうふうの一つ一つをクリックしていかなくちゃいけないというのは、なかなか購入意欲にもちょっと影響するのかなというところもございまして、見やすく探しやすいページを考える必要もあるかなということで、ちょっとお話しさせていただきました。

私のほうで、お薦めというのは以前にお伝えしましたけれども、島根県の雲南市のほっこり雲南定住サイトというのがございまして、ぜひ見ていただくとわかるんですけど、こちらのほうはやっぱりポータルサイトの中で空き家バンクの情報だけでなく、いろんな地域の情報なども入っております。

亀山市もすごく見やすい定住サイト、「住めば、ゆうゆう。」があるんですけども、その「ゆうゆう。」サイトから空き家バンクへのリンクはあるんですけど、空き家バンクから「ゆうゆう。」に多分なかったと思うんですね。その辺もちょっとまた確認をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。

3番目の今後の方向性について。

空き家の活用についてお聞きしております。確かに、民間内での流通という視点もございまして、一方で市が主体で行う空き家の活用という視点も存在します。

前回は、文化財保護の視点で質問させていただきました。国も生かされていない文化財の活用を積極的に進める方向に向かっておりまして、亀山市でも関宿などの古民家を生かした施設が複数今ございます。

もちろん、文化財だけでなく、一般の空き家でも立地的に生かせるなどさまざまな活用が見込まれますが、そのような視点で、現在または将来に亀山市が考えている空き家の活用事例というのはあるでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家活用につきましては、空き家情報バンク制度によりまして空き家情報の提供、移住施策に絡めた県外、市外からの移住者で空き家を改修される方への改修費の一部補助制度、先ほどご紹介させていただきましたけれども、そういう補助制度などを行っておるところでございまして、また、空き家等を改修いたしました宿泊施設、交流施設としての活用、また古民家としての活用、そのほか住宅循環システム構築など、やはり関係部署との連携が必要となってまいりますので、連携を図りながら今後研究も検討も進めてまいりたいと考えておるところでございまして。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

現在、整備を進めている西町の児童短期入所施設も、ここは疾病や仕事などで一時的に子供の養育が難しい場合に利用できる施設として平成32年に開所予定とお聞きしておりますけれども、これは何か所有者のご厚意で寄附された空き家だったと思うのですが、実はこれ半年前ぐらいに、ある里親会のほうに参加させていただく機会がありまして、そこでこの施設をつくるに際して、近隣の地域の皆さんのさまざまな人の理解や助けがあったとお聞きしております。

このような公的に関与する空き家の活用にはその周辺との連携が大事になります。そこで、このような空き家に関する地域との情報共有についてどのようにお考えがあるのかをお聞きします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域との情報共有、連携でございますけれども、平成27年度、28年度にかけまして、各自治会にご協力をいただきまして、空き家の調査のほうをさせていただいて、当時空き家の現状を把握させていただいたところでございます。

今後につきましても、自治会と連携を図りながら空き家の把握をやっぱり行っていく必要があると考えてございまして、活用できる空き家の所有者の方に活用を働きかけるなど、地域とともに取り組んでいくということも重要かと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

本当に地域とともにというのはとても大事だと思いますので、協働で一緒に頑張っていってほしいと思います。

ちょっと次に移りたいと思います。

今度は、空き家の保全についてですが、平成28年の9月に亀山市空家等対策の推進に関する条例が、29年の3月に亀山市空家等対策計画が作成されております。

現在の特定空家、管理不全状態の空き家の数、また講じた措置など現状と傾向についてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

特定空家等と管理不全状態の空き家につきましては、亀山市空家等対策協議会におきまして認定をしておるところでございまして、特定空家等につきましては、これまで8件の認定を行っておりまして、そのうち4件が解体済みで解消されております。2件は解体予定で、現在解体予定でございまして、そのうち1件は解体の補助金の申請をいただいております。もう1件については、解体業者の選定をされておるといような状況でございます。

一方、管理不全状態の空き家等でございますけれども、これまで18件の認定を行っておりまして、そのうち3件が解決済みということでございまして、1件は、草木の繁茂による景観の問題の

解消ということ、2件は解体をして解消していただいたというところでありまして、引き続き、空き家の状況を把握いたしまして、特定空家等や管理不全状態等の空き家の認定、また速やかな対応を促してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

特定空家、管理不全状態の空き家、何よりも本当に空き家というのが地域に大きな影響を与えていくのがわかっておりますし、またこれからもどんどんふえていくということも予想されております。

これ、とても大事なこととして活用も保全もですけれども、何より早く気づいて、早く手を打つというのがとても大事になりますので、私としても今後も先進事例などにアンテナを張って、解決につながる方法を探っていきたいと思いますが、市のほうもぜひ十分に視点をそちらのほうに向けていただきたいと思います。

それでは、乗合タクシー制度について、質問をさせていただきます。

乗合タクシーの制度について、間もなく1年を迎えるということで今回改めて質問をさせていただきました。

私、以前からこのデマンド交通を推進すべきという立場で今まで来ましたので、この乗合タクシーの導入については歓迎をしておるのですが、なかなか導入が難しいということも最初から理解はしております。そのような中でも、さまざま工夫をされて、状況も今改善に向かっているというふうなお話を聞いております。

そこでまず、最初に制度の利用状況についてかなり細かく聞いていきたいんですけども、きのうの答弁の中で、登録者が2,900人を超えておまして、乗合率なんですけど、ちょっとメモができなかったので、2人以上で乗る乗合率についてはどのぐらいなのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

2人以上で乗る乗合率ということでございますけれども、本年度も昨年度と実績はこれまでほとんど同じでございます、1便当たり1.2人というような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次に、予約の成約率についてお聞きします。

つまり、このシステムでは事前予約が必要になりますけれども、その乗りたいという登録者の方が時間どおりに乗車できるかどうかという率についてわかりましたら教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

タクシー事業者への聞き取りでございますけれども、それによりますと予約を断らせていただくようなことはないということでございまして、ご予約をいただいた方全ての利用者が希望どおりの時間に、現在、ご利用いただいている状況ということで伺っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

現在は、お断りすることはないということでお聞きさせていただきました。

乗合タクシーの目的の一つとして、バスが通らない空白地域をなくすことがありましたが、登録者数と利用率について、これ地域別の傾向というのはありますでしょうか。

今までバス路線がなかった地域の方が登録が多いとか、利用が多いとかそういった傾向があれば教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域別の傾向ということでございますけれども、まずは登録数ということでご答弁をさせていただきますと、75歳以上の人口に対する割合、市全体といたしまして、約44%の方が登録をしております、その中で地区別に開催をいたしました事前登録の説明会などで、多数お集まりいただいた地区では50%を超える方に登録をいただいております。

一方、地域別の利用状況に関しましては、市街地とその他の地域に明確な差は、現在ないところでございまして、積極的に利用者の登録に取り組んでいただいた地区、また通院などで定期的にご利用いただく方がいらっしゃる地区については、率も上がって好調な利用をいただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

やはり地域での説明、理解度とかもあるのかなと少し感じました。

次に、利用の傾向についてお聞きします。

この乗合タクシーの利用の仕方ですけれども、主にどういったご利用がされているのかを傾向があれば教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利用の傾向ということでありますが、利用の頻度が高い停留場を見ますと、市立医療センターを初めといたしました医療機関、福祉施設そして商業施設が上位を占めておるようなことございまして、当初から乗合タクシーの主な用途として想定をしておりました通院と買い物、これにご活用いただいております、そのように思われるものでございます。

特に、今年度の利用傾向でありますけれども、単独及び乗合自動車、いずれも基本エリア500円、乗合でしたら400円のエリアでありますけれども、そのエリア内での利用が87.7%とい

うような状況になっておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

傾向が狙いどおりといたしますか、予想どおりで医療機関、商業施設等ということで、利用時間帯もお聞きするつもりでしたけれども、大体わかってくるということですね。

では、次に移りたいんですけれども、バス停について質問いたします。

最初に、地域で調査、決定がされたバス停から途中で増設をしておりますが、これはどのような理由からなのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域停留場ということでお答えをさせていただきますが、乗合タクシーの地域停留場の設置につきましては、各自治会に一、二カ所程度、またその間隔については500メートル程度という基準で最初スタートをしております。昨日もご答弁申し上げておりますけれども、地域によってはやはり急な坂道があったり、また集落が分散をされておったり、停留場まで高低差があったり、また間に大きな交通量が多い道路があって危険だというような場合もございまして、地域それぞれの事情で個別に対応のほうをさせていただいております。各地域のまちづくり協議会からの停留場の設置要望については、随時受け付けのほうをさせていただいております。要望書に基づいて亀山市地域公共交通会議で合意を得た上でありますけれども、昨年度の乗合タクシーの運行開始後15カ所、地域停留場を増設いたしましたところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

そうしますと、また今後、地域停留所の増設や変更の要望があった場合なんですが、どのぐらいのスパンで要求に対応できるのか、どのぐらい待てば対応できるのかということと、先ほども地域公共交通会議からの決定というふうにありましたけど、その変更過程について、どのような過程を経るのか教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、地域公共交通会議でありますけれども、おおむね2カ月から3カ月の間隔で開催をさせていただいております。そこで合意を得るといようなことになってございます。

また、その合意のやり方といたしますか、地図上で既存の地域停留場をお示しいたしまして、さらに新しく増設する地域停留所、それも示した中で500メートルの範囲、それも整理をして、さらにその地域での事情、その辺を説明させていただいて合意をいただくというようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

一定のルールはある中で、個々の事情に応じてきめ細かくは対応していただけるということで確認をさせていただきました。

最後に、費用についてお聞きをします。

現在、1回の利用で500円の費用負担で乗合タクシーに乗ることができとなっておりますが、乗降区域が3つのゾーンに分けられており、ゾーンをまたぐごとにプラス500円という料金設定がなされているということですね。

このシステムの周知が進み、利用率が増加することで、乗合率などが上昇していくと、市民還元ではないですけど、理想の乗合システム環境に近づいた場合に、この料金設定についても減額をするなどの変更というのは考えられるのか。

また、タクシー助成金ではタクシーのメーターによって料金が決まるために、まちの中心にある病院やスーパー、ここが一番ご利用が多いんですけども、特にそこから遠い地域に住む方にとっては住む場所によって距離の不公平、料金の不公平が生じるということが今までございました。

今回のゾーン制によって一定の解消はあったと思いますけれども、これについてもゾーン外への移動に対する加算料の減額などは考えられるのかについてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利用料金、またゾーンの設定ということでありまして、現時点ではまだスタートしたばかりでございますので、料金またゾーンについても現行どおりで進めてまいりたいと考えてございまして、将来的に、利用率が上がってさまざまな部分の検証もさせていただいた中で、ゾーン、基本ゾーンについては、この乗合タクシーのシステムの中で、今のままで行くのかなと思っておりますけれども、将来的な検討になるのかなと。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

可能性はあるということでお聞きをさせていただきました。

それでは、次の項目に移ります。

市と事業者の連携、ここでは委託先のタクシー会社ということになりますが、その連携体制についてお聞きいたします。

亀山市は、この乗合タクシー制度の中で、委託会社とどのようにかかわっているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、タクシー事業者につきましては、運行メーターによる料金を委託料でお支払いをしておるところでございまして、その流れ、ふだんの乗合タクシーの予約等の流れでございまして、基本的に運行の前日に事業者から市のほうへ提出をされます運行計画書、これによりまして利用者、

運行件数、乗合状況を把握いたします。

平日は毎日タクシー事業者と連絡をとり合ひまして、常に情報共有をしております。また、1カ月間の業務が終了した際には、事業者から提出されます実績報告書、運行明細書によりまして、運行実績を精査、確認をいたしてございまして、地区別の動向利用等も分析をしておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次の質問で、タクシー利用に関するデータ収集をどうしているのかなということをお聞きしたんですけども、運行前日に運行計画書が送られてくる。連絡をとり合っている。最終的に1カ月に1回の実績報告書ということで、結構密に連絡をとり合っているということをお聞きをしております。

あと、利用者のタクシー利用に関する意見や希望のデータ収集に関して、こちらはきのうの福沢議員の答弁の中で、登録者に直接お電話でお話を聞いているということをお聞きしました。

その運用データにつきましては、通告の聞き取りの際にも利用ごと、予約ごとにファクスで送られてくるということで、何か聞き取りの際にアナログですねという意見を申し上げたんですけども、こういったファクスでもいいんですけども、こういったデータというのは保管していくのですよね、恐らく。データで集積していくと思うのですが、市長に1つお伺いをしたいと思います。

先日の全員協議会の中で、第3次亀山市行財政改革大綱の概要を説明されまして、その中の内容の中で、ルーチンワークについてはA IやR P Aを利用して職員の生産性、向上性をふやす。つまり、単純な定型作業というのを自動化する技術、こういったものを導入していこうということなんですけれども、私、まさにこの乗合タクシーこそ、この機能を生かすのに適切なんだと思うんですけども、市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、触れられましたまさにアナログな対応であろうかと思っておりますけれども、このオンデマンドの乗合タクシー制度がさらに将来的に定着をし、バージョンアップをしていく中で、今ご指摘のような、いわゆるデータを分析し、またそれが事業者におかれても配車へ連動するようなそういう仕組みができ上がっていくことが望ましいというふうに思っておりますし、私どものその利用の動向をデータの蓄積の中で判断をし、次の対策に変えることができれば効果的であろうと思っておりますので、本当にI C TあるいはR P A、そのような活用に向けて努力をしていきたいというふうに思います。

まだ現実はその前段階で、極めてアナログな対応でありますけれども、しっかりこの制度がより広く定着化できますように、まずは努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁をいただいたと思います。

少しずつこの乗合タクシー制度というのを育てていくといいますか、よくよくしていく。

特に、本当にこの乗合タクシー制度なんですけれども、いいカスタマイズ、自分たちの使い勝手といいますか、利用に合わせて変化することが細かいところできるとというのが本当にいいところだと思っております。

この乗合タクシー制度では、利用者に必ず登録をしてもらうというところがございますので、個々の利用の把握がととも、個々の利用というのが把握可能です。もちろん、個人情報の保護のための対策も既にできた状態でありまして、利用状況を把握し、人の流れであったり、人の動きがわかるということは、このシステムをより利用者のニーズに合わせるために役に立っていきます。そのデータというのは公共交通だけでなく、都市計画、総合計画にも役立つはずで。

前も2,000人にアンケート調査を実施しても、やはり100%の返信が返ってくるということはないんですけれども、この動きというのは100%確実にわかる、そして正確であるというのがいいメリットであると思っております。

確実なデータとして、アンケートの補強としてもぜひ導入のご検討を少しずつでもしていただきたいと思います。と提言をしておきます。

では、3番に移りたいと思います。

市と地域との連携体制について。

これですが、この乗合タクシー制度の導入や活用、市民への周知など、地域との連携は欠かせません。亀山市はこのタクシー制度に関して、地域とは今お話の中でどのようにかかわっているのかということはお話をさせていただきました。

一方で、地域への情報提供、広報についてはどのようにされているのか。また、地域にお住まいの方の利用者の声というのはどのように集めているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、乗合タクシーの周知でありますけれども、これまでから市の広報への掲載、またケーブルテレビZTVでの放送、さらに出前講座での制度周知等を実施させていただいてきたところでございまして、また、乗合タクシー利用者の方への電話聞き取りは行ってありますし、そのほか昨年度、登録されたものの利用されなかった方についても電話でご意見、なぜ利用されないのかというようなご意見を聞かせていただいたところでもございまして、本年度もまた同じようなことでお声を集めたいと考えておるところでございます。

利用者の方のご意見でありますけれども、やはり制度を見直したこと、無料体験乗車券の配付ともに好評いただいております。そのことから、今後も引き続き、しっかり広報での紹介、出前講座での制度周知などの利用促進啓発をしっかりとやっていきたいと思っておりますし、またご依頼があれば、地域まちづくり協議会とか自治会等の各種団体につきましても、随時訪問させていただいて、ご説明をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次に移りたいと思います。

次の項目、地域生活交通再編事業での位置づけについてです。

こちらの中で、地域生活交通として鉄道、バス、タクシー等ございますが、このような交通手段との連携、ここでは交通手段の中での乗合タクシーの位置づけというのはどういったものなのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、乗合タクシー制度の導入に至った経緯でありますけれども、バス路線再編による交通不便地域解消の限界、また運転免許証返納者への対応増加、そして市内地域公共交通が抱えるさまざまな課題を解消していくということで、鉄道やバスなどを補完する新しい新たな公共交通として乗合タクシーの運行を開始したものでございまして、しかしながら、乗合タクシーだけで公共交通全てを賄おうという考えではございませんでして、鉄道、バス、一般タクシーといった公共交通手段にさらに乗合タクシーを加えていただきまして、利用者の皆さんが使いやすいものを選択、あるいは組み合わせを行っていただきまして、最も効率的、効果的な方法で活用いただきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

本当に今の公共交通のあり方というのは、全国の各地の中でもさまざまな取り組みをされておられて、いろんな考え方やいろんなシステムが動いていると思うんですけれども、やはりバス一本でやっていこうとか、デマンドタクシーだけでやっていこうというところは一つもなく、やはり組み合わせ、そして選択肢の一つとしてということで、今回新しくその一つとして選択肢がふえたわけなんですけれども、それでは最後の公共交通利用者の状況についてお聞きをしたいと思います。

特にバスですね、コミュニティバス等もございますけれども、バスについての現状、そして利用状況、傾向についてお聞きをいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

バスの現状ということでありますけれども、公共交通のうちバスにつきましては、現在10路線、そのうち営業路線が2路線、廃止代替路線が2路線、市のコミュニティバスが6路線でございまして、その30年度の利用実績ということになりますけれども、市内のバス路線等の利用者の総数は、乗合タクシーの利用者を含めまして31万3,053人ということで、約31万3,000人というようなことになってございまして、平成29年度、この利用者総数が30万9,412人ということで、30万9,000人でありまして、それと比較をいたしまして、特に営業路線の利用者の方が大幅に増加をしております、3,641人、平成30年度はバスの利用者が増加したと、年間でありまして、そのような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

乗合タクシーが導入されたのも平成30年度ということで、影響はどうかと聞きたいのですが、なかなかちょっと難しいと思いますので、次に移りたいと思います。

運転免許の返納状況について、こちらですけれども、平成23年の6月定例会でも私この免許返納についてお聞きした記憶があるんですけど、随分ふえているのかなという思いがありまして、お聞きしました。

亀山市の自主返納の状況についてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市内の方で運転免許返納数は、平成28年度は63人でございまして、平成29年度は166人、平成30年度は160人と近年大幅な増加傾向にあるということで、亀山警察署から伺っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

この乗合タクシー制度につきましても、運転免許証の返納者への対策がその主な理由であるという市の答弁も過去にございます。

運転免許の返納が進まない大きな理由の一つに代替となる交通手段がないということもありました。その一助の一つとなるのが、この乗合タクシーであるはずだと思っております。

私も、移動手段として市民の皆さんの移動の選択手段というのが1つふえるということで、すごくよいとは思っているんですけども、だからこそ、より理解がやっぱりどうしても今追いついていないのかなというところもございまして、理解が深まって、利用が促進し、それによってよりよいシステムを構築していく、それにつながっていくことを期待しております。

なぜならば、この乗合システムというのは、バスと鉄道とは違い、先ほども申しましたけれども、さまざまなカスタマイズができる、利用者の好みや使い勝手で、自分の仕様に合わせて仕様の変更ができるということが本当にこのデマンド交通の大きなメリットです。市民と業者と市、これがともに連携して自分たちにぴったりの、亀山市にぴったりの移動手段をこれからつくっていきけるという可能性をとっても持っているシステムであると思います。

そこが乗合タクシーの最もよいところ、最も強みであると思っておりますが、一方でこのデマンド交通を導入した自治体、失敗に終わったところも多数ございまして、私が視察に行った自治体幾つかございますけど、その中でももう3つデマンド交通から撤退しております。

だからこそ、やっと生まれたこのシステムというのを一丸となって守って、守り育てていきたいと思っております。そこで、最後に市長にこの乗合タクシーへのお考えについてお聞きをいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大変力強いエールをいただいておりますが、超高齢社会が進展をしていきます中で、今本当にこの新しい制度が市民の皆さん、特に高齢者の皆さんの本当に日常の大変必要なセーフティネットとして、これが機能できるようにということで導入をいたしました。

いろいろ課題はございますけれども、しっかりこれが定着をして、そしてより利用促進でおっしゃるように、この新たなより進んだシステムとして展開できますことを、本当に願っておりますし、多分、これはよそにできて、この亀山にできないはずはないという、そういう思いからスタートをいたしました。ぜひ、まちを挙げて、5年10年かかるかわかりませんが、この仕組みが本当に亀山モデルとしてしっかりと定着できますように、そんな思いで進めてまいりたいと、こう思っております。

多分、超高齢社会を本当にしっかり支える基盤の一つとして、そのように育てていくことができればと願っておりますので、議員各位また市民の皆様の引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

時間がありますので、もうちょっとだけ。

質問ではなくて、済みません、市長にも今、お話しいただきましたけれども、ぜひ担当者の方々もデマンド交通を長く続けている、例えば10年以上続けているところもございます。そういったところでぜひ調査してきてほしい。なぜ続けているのかとか、なぜ親しまれているのか。こういったことを自治体に視察に行つて、話を聞いてくるだけでなく、実際にそのまちを歩いてみてもらつて、地域の方の声を聞いていただければわかることって結構あつたりするんです。

すごくいいよとかいう声をやっぱり聞きますので、何度も私、事例紹介している玉城町さん、県内にありますけど、そういったところとか、私がこの質問を始める前から、安曇野市とかでも結構ずうっとあづみんというバスが走っているんですけど、これも職員さんがいいよと亀山市を訪れてきたときにお友達になったんですけど、言っていらっしゃいました。

このシステムが私を守り育てていくことで、将来的には私たちが支えて守られるものになるように育んでいきたいと気持ちを込めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

草川卓也でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、さらなる交通拠点性の向上についてということで、リニア中央新幹線品川―名古屋間の2027年開業によるインパクトについてでございます。

これまでリニアに関しては、2023年に駅位置が決定されますので、それまではPRに注力、また基金を着実に積み立てると、そして駅位置が確定したら2037年全線開業までにリニア駅周辺のまちづくり、そしてまたアクセス道路などの周辺インフラ整備を進める、そういった検討を行うというのが主な内容だったと認識しております。

今回、私が質問で強調したいのは、2027年に予定している品川―名古屋間の開業によって名古屋という都市の求心力が急拡大するということでもあります。この2027年、リニア名古屋インパクトを亀山市はどう捉えるべきか、これが今回のテーマでございます。

1枚目の資料をごらんください。

上の表をごらんください。

2時間圏人口、その名のとおりに、ある都市に2時間で行ける距離にいる人口であります。名古屋が品川、大阪を抜いて日本最大となります。アクセス性のよい大都市という意味では名古屋が初めて日本一となる、そういった国土構造に転換されるわけでございます。名古屋と直接つながる中部圏には特に大きな経済効果が期待されます。

そして、そのまま下の表をごらんください。

中部圏の経済効果がまとめられています。愛知・岐阜・長野の経済効果が群を抜いておりますが、これは2027年、名古屋開業時点で中間駅ができるのでこれは当然でございます。名古屋より西に位置する都市では、三重県が最大の経済波及効果があると想定されているわけです。これをいかに生かすかが重要だと考えます。

では、お伺いいたします。

このような2027年インパクトで、亀山市にどのような影響があるのか、また交通の結節点として求められる施策とは何か、市の見解を伺います。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

国家的プロジェクトでありますリニア中央新幹線の2027年の品川―名古屋間の先行開業は、東京―名古屋2大都市圏を約40分で結ぶ、まさにスーパーメガリージョンの母体に相当する経済圏の誕生につながってまいりますので、そのインパクトは非常に大きく、必然的に関係都市にも波及的影響が強く及ぶものと予測をいたしているところでございます。

中部圏におきましては、一大ターミナル機能を有する名古屋駅と、その周辺において都市集積や経済活動が促進されますので、名古屋への通勤・通学圏域である本市におきましても、産業、経済面での波及を初め、観光誘客による交流人口の増加、通勤・通学圏の拡大、居住人口の増加など幅広くプラス面での波及効果が期待できると考えているところでございます。

あわせて、隣接県における先行開業は、リニア利用の実態や開業後の都市の変化が駅誘致に取り組み本市を初め、三重県内へ具体的に伝わりやすいとも考えられますので、全線開業時の県内停車駅設置後の中間駅都市に対する期待は飛躍的に高まるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

亀山から名古屋へとそういった接続性ということで、居住人口の増加というものも期待できるといふご答弁をいただきました。

それで、2枚目の資料をごらんください。

名古屋開業時における東京との時間短縮がまず1つ目に書かれております。

亀山市は約30%ということで、名古屋から100キロ圏とありますけれども、実際のところ、亀山駅と名古屋駅は距離にしておよそ60キロ程度でございますので、実際鈴鹿市とそう変わりませんし、津市よりも名古屋駅から近いはずで。では、なぜ津市よりもこの短縮率が低いのかといひますと、ご存じのとおり、亀山駅から発車する特急列車がない上に、いまだに亀山―四日市間が単線だからであると理解しております。

そこで下のほうを見ていただきたいんですけども、2027年名古屋開業時の周辺地域づくりの方向性とあります。亀山市はタイプ2に位置してございまして、名古屋駅へのアクセス性の向上、これが重要となる都市と位置づけられております。名古屋駅へのアクセス性と地域の拠点駅の使いやすさを高めることにより発展が期待できるとあります。

では、お伺いします。

どうすれば、亀山駅から名古屋駅へのアクセス性の向上を実現することができると考えますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線の先行開業後は、生活圏の拡大やビジネス需要の増加等によりまして、リニアによる首都圏方面への移動需要が高まることが予想され、その際の名古屋駅でのリニア利用はJR在来線によるアクセスが主流になると見込まれますので、リニア在来線間の鉄道連携のための名古屋駅へのアクセス強化や移動快適性の向上を促進する取り組みが必要になってくるものと考えているところでございます。

一方で、地域資源の磨き上げやにぎわいの創出、地域発信力の強化、観光交流の促進など交流人口、定住人口、関係人口の増加を初め、住みやすさや都市の魅力、地域ポテンシャルの向上につながる、そういった関連施策を幅広い分野で展開していくことも必要になってくるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

鉄道連携、またそういった交流人口などを意識して、地域のポテンシャルを高めていくというこ

とでありましたが、先ほどから申し上げているように、亀山市はこれだけ共通拠点性が高いと言われつつも、亀山駅から名古屋駅のアクセスというのは改善されつつあるとはいえ、まだまだ不十分であるとそのように認識しております。

先日、配付されたアンケート、第2次亀山総合計画前期基本計画推進のための市民アンケート調査報告によりますと、市民が最も重要だと思っている取り組みでありながら、最も満足度の低い取り組みの一つにこの鉄道の利便性というものが該当しておりました。

なので、そこでお伺いしますけれども、名古屋駅へのアクセス性向上のために亀山市民の悲願でもありますこの関西本線複線化による鉄道の利便性向上、これ今こそ必須であると考えますけれども、市の見解と今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後の複線電化の進め方ということでございますけれども、関西本線の複線電化を初めまして、さまざまな要望を行っておりますが、2027年の品川―名古屋のリニア開通によりまして、輸送量も増加し、在来線の必要もますます高まるものと思われまます。

そのことから、今後も鉄道を利用される市民の皆様の利便性が向上するように、引き続き三重県及び沿線自治体等と連携をいたしまして、鉄道事業者への要望活動を行うとともに、利用者増を目指した利用促進啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、名古屋駅へのアクセス強化でありますけれども、交通拠点としての本市の地域ポテンシャルを高め、先行開業時のリニア効果を優位に得ることにつながると考えられます。そのため、県内、中勢、伊賀方面、滋賀方面など広域での利用者増も視野に入れながら、在来線の利便性向上、とりわけ複線化に向けまして、リニア亀山市民会議での取り組みを含めて引き続きJR東海や関係機関に働きかけを行うとともに、利用促進を図る取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

2027年のインパクトがある中でますます促進していくというご答弁だと理解いたしましたが、これからますますこの沿線地域においても少子・高齢化といえますか、人口減少が進んでまいりますので、やっぱり乗降客数に影響があります。やっぱりこれは急がなければいけないことだと思いますので、こちらはぜひ市長自身も市民会議の会長もされていらっしゃると思いますので、ますます積極的に推進していただければと思います。

また先ほど少し触れましたが、亀山駅には特急列車がありません。亀山―四日市間、複線だろうが単線だろうが亀山駅にぜひ必要なのは、リニア接続ライナーと呼べるようなそういった特急列車であると思っております。2027年リニア名古屋開業に合わせて、亀山駅と名古屋駅を例えば40分程度でつなぐような特急列車があれば、リニアの接続を求めて、先ほど広域連携の話をいただきましたけれども、多くの地域から亀山駅に人が集まって、交流が盛んになると、そういった経済活動につながるものと考えております。

リニア接続ライナー、名称はこだわりませんが、そのような特急列車が亀山市には必要だと考えますが、市の見解と今後JR東海などとの交渉の余地について伺います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員ご提案のリニア接続ライナー、名古屋駅までの特急列車ということでありまして、在来線の拡充によるそういう列車の運行につきましては、やはりリニアへの快適なアクセスが可能になる有効な手法の一つであるとは考えておるところでございますが、現行の快速便を超える運行拡充となってまいりますので、やはり単線での運行では限界があるということも踏まえまして、複線化とあわせて中での検討、この後の要望活動を進めていくということになってまいると思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ、その広域連携の優位性を考慮してJR東海との交渉であるとか、その中で可能性をぜひ見出していきたいと思っております。こういった特急列車は亀山市にとって絶対大きな求心力となるということを強調したいと思っております。

このように2023年リニア亀山駅が確定したとしても、2037年開業までに亀山市の求心力を高める取り組みというのはあらゆる形で絶対必要だと思っております。

その中で、後背地という言葉がございます。ある都市の周辺にあってその都市と結びつきの強い地域のことを指します。いわゆる経済的勢力圏と言われますけれども、この後背地が大きいほど都市の規模が大きいと言われております。自治体間競争と昨今言われますけれども、これからは広域連携による共存共栄の時代であると私は考えております。

そこでお伺いしますが、亀山市はその後背地拡大についてどのような施策を考えているのか伺います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市として後背地をどのように広げていくかということですが、リニア中央新幹線の先行開業による中部圏のインパクトは、名古屋市を中心に広範に及ぶものと想定されますので、その効果的な活用や取り組み展開につきましても、広域的な連携が不可欠であると考えているところでございます。

そうした観点からは、三重県下29市町が参画し、早くから取り組みを展開するリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を初め、在来線の整備促進を図る三重県鉄道網整備促進期成同盟会、関西本線沿線4県20市町村で構成する関西本線整備・利用促進連盟、関西本線JR西日本沿線自治体で組織する関西本線木津亀山駅間活性化同盟会、さらには伊賀・甲賀・亀山広域連携推進会議など県内外の広域連携組織体制を基礎に、引き続き県はもとより関係自治体、関係団体と連携を一層密にしながら、一体的な取り組みを図ることが重要であり、そうした取り組みを通じましてリニ

ア効果を生かす圏域づくりへの深い理解や連帯感がさらに醸成されてくるものと考えているところ
でございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

2027年、このインパクトのこういった情報、こういった共有がまだまだだと思imasので、
ぜひそういった取り組みを進めていただければと思imas。

資料の順番前後いたしますが、先に4枚目の地図の資料をごらんください。

先ほどからお話しいただいておりますが、私も例えば新名神高速道路を通じた滋賀県との接続、
特に大津、草津、甲賀、土山だの、そういった都市との接続というのは大変重要になってくると思
っております。

滋賀県から名古屋へは必ず1県またがなくてはならないという意味でも、まだまだアクセスに課
題が残るかなと、これは私見でございます。

だからこそ、滋賀県の方々が名古屋駅からリニアに乗るためには、亀山駅を経由すれば便利なん
だというそういった仕組みをつくる必要があると思っております。そうすれば交流人口は格段にふ
えます。そのためには、絶対にリニア接続ライナーがなければ魅力がないというのが私の考えで
ございます。これは、アクセスという点での魅力でございます。後背地拡大のために、ぜひ亀山市と
して積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

そして、次に移りますが、後背地から訪れる方々にとって魅力的な亀山駅、その亀山の駅前とい
うのはどのようなものでしょうか。

資料に戻りますけれども、2枚目の資料をもう一度ごらんください。

この下の黄色で塗ってある部分でございますが、地域の拠点駅としての使いやすさを高めること
により発展が期待できる、この地域というのは何も亀山市だけではなく、後背地全て含めた地域だ
と思っております。地域の拠点駅としての使いやすさをどのように向上させていくことができると思
うか、見解をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、亀山駅にリニア駅が設置されますと、これは先日来ご答弁させていただいておりますが、
新駅という形での設置という形になるかというふうに考えておまして、やはりリニア新駅と在
来線の亀山駅、これが相互に相乗効果をあらわして、それぞれの利便性が高まるということが非常に重要
であるというふうに確信をしておるところでございまして、そういった意味ではリニア新駅と在来
線の亀山駅のアクセス、これがさらに向上することが重要であり、ひいては在来線亀山駅の周辺整
備、こういったものが相乗的に進められることがリニア新駅との相乗効果も増す要因になってくる
ものと、そんな認識を持っておるところでございまして。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私自身も亀山の駅周辺の発展というものが、この亀山市の求心力を高めるという意味でも、とても重要であるとそうように考えております。

滋賀方面から、例えば高速道路で亀山駅に来たものの、十分な駐車場がなければお話になりませんし、高速バスで乗り入れるならバスターミナルも必要になると思います。

名古屋まで電車で快適に乗り継げるように、乗り合わせの時間に駅前で快適に過ごせると、そういう空間も必要になってくると思います。そこから初めて地元との交流が生まれ、経済活動や観光、そういったものにつながっていく。求心力を高めるためには、駅前の発展というのが絶対に必要不可欠だと強調したいと思います。

そして、3枚目の資料をごらんください。

リニア開業による地域活性化の構図であります。

一番上を読み上げますと、リニア開業後の沿線地域では経済効率の高い立地を生かして、産業機能を誘致し、民間償却資産の増進を図るべきであると、また質の高い交流人口の推進を図る必要があるとあります。

今まで申し上げてきた交流人口というのは、ピラミッドの一番上の部分で、地域外からの消費増加によって、経済の活性化が期待できるというものであります。その交流人口を定住促進へつなげていくためには、求められるのは地域としての魅力、亀山市の総合計画「緑の健都かめやま」これを着実に推進することで実現できると考えております。

そして、最も優先して計画的に取り組むべきとされているのは、ピラミッドの土台となる産業機能の高度化、雇用確保、民間償却資産の増進であります。

亀山市も名古屋とのアクセス性を生かすことで、さらなる産業集積のチャンスが訪れると、先ほどから答弁をいただいておりますが、ここで再度4枚目の地図の資料をごらんください。

黄色で示したのは、私が書いたんですけれども、亀山、名古屋、大津、草津、このあたりを結ぶ高速道路、これは求心力高まる名古屋から2027年インパクトの波及効果を周辺地域にもたらしするために重要なネットワークであると思っております。

この地図を見てのとおり、名古屋圏の経済連携に滋賀県がかかわるためには、亀山市というのが重要なポジションにあることがわかつてお思います。さらなる企業誘致や物流拠点の集積というのが期待できると考えております。

では、お伺いしますが、このように名古屋圏の経済活動が活発化する中で、亀山市の強みとしてPRできるものとは何でしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市の強みということでございますが、リニアを一つの例にとってお答えをさせていただきますと、リニア先行開業時前には、全線開業に向け、名古屋―大阪間のルートや駅位置も決定されてまいりますので、リニア中間駅の市内設置を促進する観点からも、これも議員ご指摘でございましたが、引き続き第2次総合計画に基づき、交通拠点性の向上を初め、魅力ある都市づくりに向け、産業立地の推進、中心的都市拠点の強化、健康都市政策の推進、子育て環境の充実、自然・歴史資源の保全・活用など「緑の健都」の具現化に資する施策を重層的に展開していく必要があるという

ふうにご考えております。

そうした施策を推進していく一つの大きな基盤になってきますのが、やはり亀山市の産業立地上の交通の要衝でありますところであり、また都市の魅力を高めるための歴史資源、こういったものが大きな亀山市のアピールポイントであり、魅力であるとそのように認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

さらなる産業集積、これをするには亀山市には新たな受け皿というものが需要だと思います。

2027年という新たな目標ができた以上、それに照準を合わせて、企業誘致政策、特に新たな産業団地に関しては、これはもうすぐにはできないものではないと思いますので、今から早急に進めるべきだと考えます。

これも3月に質問したことの継続質問になりますけれども、新しい産業団地の検討状況の確認等、2027年に向けて今から何ができるのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市の交通拠点性の強み、また内陸部に位置するという地震災害のリスクが低いという強み、これらの強みを生かしまして、これまでから多様な業種の企業誘致を進めてまいったところがございます。

今後さらに、鈴鹿亀山線なども入ってまいりまして道路交通アクセスの充実、リニア駅の誘致など本市の立地環境ポテンシャルの高まりが見込まれますことから、さらに企業からのニーズも高まっていくものと予想しておるところでございます。昨年3月に完成をいたしました亀山関テクノヒルズでありますけれども、新分譲地10区画には既に5社8区画への進出が決定をしておるところでございます。残りは2区画になっておるところでございます。

既存の分譲区画もありますものの、今後の立地環境ポテンシャルの高まりを考えますと、議員が申されますような企業の受け皿となる新たな工業適地は必要になってくるだろうと考えておるところでございます。今後につきまして、インフラ整備等の民間企業等への支援を含めまして検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

大きな進捗はないということだと思いますけれども、2027年という目標に向かってひとつ動いていただきたいなと思います。

この項目の最後に、市長にお伺いいたします。

令和4年、2022年スタートする予定の後期基本計画において、先ほどから申し上げておりますけれども、2023年、リニア亀山駅決定後のまちづくり、そういったことの検討は恐らく追加されていくだろうと予測しておりますけれども、先ほどから私、申し上げておりますリニア接続ラ

イナーや複線電化、駅前整備、鉄道アクセス、利便性の向上と、高速道路のネットワークの経済広域連携による新たな産業集積など、2027年リニア名古屋、このインパクトを想定した施策、こういったものを記載すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のような、ご指摘のような本市は古くから交通の要衝として中部、関西、両圏の中間に位置をしながら、その機能を最大限に発揮しながら都市の発展を遂げてまいりました。

こうした中で、リニア中央新幹線の先行開業や新名神高速道路の県内本線開通による高速道路ネットワークの充実強化は、本市の資質や強みを飛躍的に高める新たな動きでありまして、その効果は産業振興を初め、ご指摘のように観光・文化、それから居住・定住促進など幅広い分野に及ぶものであると考えております。

とりわけ、2027年のリニア先行開業によるインパクトは、本市の都市成長に大きな影響を及ぼすと当然予測をされますので、これらの波及的効果を本市の持続的発展に結びつけていけますよう、中・長期的な展望に立ちながら、引き続き「緑の健都」の実現に向けた重層的な施策推進を着実に展開してまいらなければならないと考えておるところであります。

議員からは、今、名古屋へのアクセスの強化、広域的視点での産業振興、それから後背地との連携の重要性、そういう意味では滋賀県の湖東地区、湖南地区が本当に今、この地で動いておるいろんな動きに対してかなりの関心と、またさまざまなアプローチを今、いただいておりますので、私どもはそれを見越して、い・こ・か連携でありますとか、鈴鹿山麓無限∞会議でありますとか、いろんな取り組みを展開してきておりますけれども、幾つかの政策分野とあわせて、広域的な市内関係も含めたこの関係充実をしっかりと高めていくことが極めて大事だと思っております。ご提言も踏まえまして、リニアインパクトへ効果的な展開をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

じゃあ続いて、航空宇宙産業についてでございます。

航空宇宙産業は、世界的な成長産業とされております。日本における航空宇宙産業は特に名古屋を中心とした三重県北部を含む中部圏で成長が期待されているところであります。

3月議会で私の質問に対して市長はこのように答弁されました。成長が期待される航空宇宙関連産業なども視野に入れながら企業誘致を促進したいと。

では、お伺いいたしますが、3月から今まで、航空宇宙関連企業とはどのようなかかわりを持ち、また産業集積についてどのような検討がなされてきたのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市の航空宇宙産業関連企業の誘致でございますが、平成24年度に三重県と共同で策定をいたしました亀山地域産業活性化基本計画、これにおきまして、航空宇宙関連企業の誘致及び集積を図るとしております。

また、平成27年12月には、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会へ参画をいたしまして、誘致に向けての環境整備をまいりました。

そのような中で、議員が申されましたように、航空宇宙関連産業は、世界の旅客需要増加を背景に成長が期待される産業でありまして、素材から加工、組み立て、生産設備、サービス分野まで産業の裾野が広く、異業種との流通との相乗効果も多い産業だと認識をしております。本年4月には、市長みずからが愛知県内の航空宇宙関連企業に出向いていただきまして、トップセールスを行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

トップセールスをぜひ続けて、引き続きお願いしたいと思います。まず、市内の航空宇宙関連産業の企業立地、また北勢地区、三重県北部の航空宇宙関連企業の立地状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、市内の航空宇宙産業関連企業でありますけれども、国際戦略特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区といたしまして、能褒野町にございます株式会社南条製作所が平成28年3月に総合特別区域の指定を受けているところでございます。

また、北勢地区でございますが、本市で特区の指定を受けている株式会社南条製作所を含めまして、7市町で延べ15社が特区の指定を受けているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

北勢地区でそれだけ企業立地が進んでいるということでございますが、南条製作所さんの話が出ました。

こちらは能褒野に工場がございますけれども、鈴鹿に本社を置く会社でございます。ラジオを聞いておりますと、南条製作所さんが新しい工場建設のために最近従業員を連日ラジオで募集しているのを聞きます。とても勢いがあるなという実感を持ちます。

調べたところ、鈴鹿市のほうでは平成28年、この時点で航空宇宙産業に特化した産業奨励制度というものを実施させております。地域で産業を育てようとしています。

亀山市こそ、このすぐれた立地環境を生かして、積極的に実効性ある政策を持ってこの成長産業を育てるべきではないでしょうか。ちょっと遅きに失するんじゃないかという印象を持ちます。今の亀山市の産業奨励制度、特別に変更しなければ、期間は令和3年まででございますので、今のところ、特に航空宇宙産業を意識しておりません。今後、航空宇宙産業に特化した奨励制度を充実さ

せる必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市の地域産業地域活性化計画では、航空宇宙産業関連につきましては、今後の成長も期待できることから、さらなる集積や需要高度化を図るとしております。

また、産業の持続的な成長を実現していくためには、経済状況や産業構造の変化にも対応できる多様な産業集積を図る必要があります。航空宇宙関連産業等の成長分野の企業誘致や本地域へのものづくりを支える既存の産業の一層の高度化、高付加価値化を支援することが必要であると考えております。

しかしながら、本市の奨励金制度でございますが、現在航空宇宙関連産業を対象にはしておりません。鈴鹿市のような成長産業に特化した特例は設けていないところでございます。現在の奨励金制度でございますが、令和3年度までとなっておりますので、今後制度の見直しの際、特例の必要も含めて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひお願いしたいと思います。

現状、先ほどから話に出ておりますアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、三重県では今のところ北部もそうですけれども、主要区域として三菱重工株式会社松阪工場地区というのが指定されております。松阪では、三菱重工株式会社を中心に航空機部品生産協同組合をつくり、効率的な生産体制というのが構築されております。

亀山市もこれを参考に、ぜひ交通の結節点たるポテンシャルを多いに生かした、北勢地域の航空宇宙産業クラスター形成の検討、こういった広域連携を他市と協力しながら進めるべきだと考えますが、市長の見解を最後伺います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重県を含みますこの中部地域は、日本の航空機部品の5割以上、それから航空機機体の部品で約8割を生産する我が国随一の航空宇宙産業の拠点となっております。

現在、本市は特区の活用等々、そして南条製作所さんが立地をいただいておりますけれども、今ご指摘のように、中部・近畿両圏の中間に位置する地理的優位性、それから交通の結節点、あるいはそのネットワーク等々、大変アドバンテージが本市にはございます。さらに今後ますますそれはポテンシャルが高まるものというふうに考えております。

この後につきましても、本市の強みを生かしつつも、今、ご指摘のように鈴鹿、四日市市を初めといたします北勢地区、市町10市町ありますが、との連携は当然大変重要でございますので、このクラスター形成につきまして、北勢地域での連携を模索していきたいと思っておりますし、その研究を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

では最後に、亀山駅周辺整備事業についてでございます。

ちょっと時間が押してまいりましたので、少し質問を飛ばしますが、昨日の一般質問でも取り上げられておりました。2ブロック地区、市街地再開発事業実施に向けた工事着工、竣工までの今後のスケジュール、これに関しては現在進めている権利変換計画の認可や施工業者プロポーザルが予定よりおくれておりますけれども、これに関しては鋭意努力の上、スケジュールに影響のないようにしていくといった答弁があったものと認識しております。

そこで、先日の駅周辺整備事業特別委員会で提出されました資料の中に参加組合員協定書、こういったものが入っておりました。そんな中、図書館の保留床購入、これによって亀山市が2ブロック地区市街地再開発組合の参加組合員に加わることになるということです。参加組合員になった市は、市街地再開発組合の理事として参画するのか、また参画するのであれば、その時期はいつになるのか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山市は、市街地再開発組合が施行いたします施設建築物の公益保留床を取得する予定でございます。これが本年8月21日に再開発組合と参画組合員協定書の締結をいたしました。

今後、協定書に基づきまして、組合の総会において市を参加組合員とする組合の定款変更が承認されましたら、保留床取得者としての組合の一員となるものでございます。

また、理事として市の参画につきましては、理事会及び総会において選出される必要がありますが、市といたしましては、保留床取得者として利用推進に参画することは重要であると考えておまして、理事としても参画してまいりたいというふうに考えております。

なお、理事としての参画時期でございますが、早い段階で参画できるよう、組合と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、その理事には市からどなたが名前を連ねることになりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

市街地再開発事業における組合員は、保留床取得者である亀山市として参画することから市長が組合員となります。

その上で、理事として参画する場合の理事の人選につきましては、現時点では未定でございますが、市の職員より人選することとなると考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

組合員は市長で、理事はまだ未定ということでございました。

私は、今こそ市長のリーダーシップに期待したいと、そのように思っております。今こそが、この事業、駅前周辺整備事業の分水嶺であると、そのように考えております。

権利変換計画、この認可を年内にということで聞いておりますが、これは当然相手様のいらっしゃることでございますので、年内にまとまるという確約はまだないと思います。もちろん、昨日の一般質問での答弁もありましたように、法的手段というものはあるということでしたが、スケジュールどおりこの権利変換計画が認可されるように、全員合意を目指して、最大限の努力をされるというのはもちろん当然のことだと思います。

であれば、その最大限の努力とは何かと考えたとき、私は市長のリーダーシップ、それで権利者の皆様の心をつにさせていただきたい。そして、また市民の皆様の心をつにさせていただきたいと思っております。そのために、今こそ原点に戻るべきだと思います。

なぜこの亀山駅周辺整備事業が必要なのか、私は今回の質問で言い続けてきました。2027年リニア名古屋開業までに関西本線複線化、リニア接続ライナーの実現、亀山駅駐車を初め、バスターミナルなどのインフラの整備、それによって亀山駅が滋賀県から来るリニア乗客の交通拠点、滞在地となり、また交流、経済の活動が生まれると、そのような亀山市の求心力を高めるような駅前の発展というのが絶対に必要だと思います。

亀山市の産業、商業、観光の結節点となり、そしてまた市民の交流もちろん、市外との交流、にぎわい、そしてまた居住地としての魅力もある、未来の亀山市のへそとしてなるのがこの亀山の駅前であり、その礎をつくるのがこの駅前再開発事業であると思います。その礎にならなければいけないと思います。

その礎をつくるため、この駅前の事業、市長にお伺いしたい。駅前周辺整備事業がなぜ必要なのか、改めてその必要性、市長の今の思いを市民の皆様に伝えるつもりでお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山駅が設置をされまして、来年がまさに関西鉄道亀山駅設置から130年という節目を迎えております。そういう中で、本市がこの鉄道を中心に本当にまちが今日まで発展をしてまいりました。また、新しい時代を迎えて、未来に向けて、また今ご指摘のような大きなうねりの中に本市は置かれております。

そういう中で、この亀山市がこれからもその機能を最大限発揮して、まちが持続的に成長するため、本当に大変重要な事業と位置づけて多くの皆さんとともに今日を迎えております。

亀山駅正面の区画におけます市街地再開発事業の実施は、にぎわいの中心となる施設整備や住宅の確保が図られるなど都市の魅力向上に大きく寄与するものでございますし、先ほどお話のリニア中央新幹線の市内停車駅が誘致されることで、本市の市内停車駅を核としたまちづくりとしての求

心力は高まると、このように考えております。

その意味からもこの亀山駅前の整備事業が今後の亀山市の大きなインパクトとなり得ると、そのように考え、総合計画に位置づけ、きょうを迎えておりますが、今後のまちの求心力を高める中心市街地の求心力を高める上でも大変重要な事業でございますので、今後ともしっかりとこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

昨年末、私、自分の議会報告の中に、こういった記事を書きました。

駅前周辺整備事業、地元の皆様が主体となってここまでやってきたと。この機を逃したらこの次は一体誰がやるのかと、そういった趣旨の記事を書きました。そうしたら、駅前のある方から電話がかかってきました。

草川さん、涙が出るよと。本当にこの事業が前に進まないということに対して、なかなか進みが遅いということに対してとても歯がゆい思いをされていたんだと思いました。その受話器を通して聞いた声を私は忘れることができません。

市長はよくご存じだと思います。駅前のために、つまりはこの亀山市のためにさまざまな立場で命を削りながらこの絵を描いてきた方々がいらっしゃいます。将来の亀山市のために必要だと、総合計画で戦略プロジェクトにも加えられている、そしてまた市長自身もマニフェストにも書かれているこの駅前の事業、市民と約束したこの事業、市長を信じて突き進んできた方もいますし、市長を信じて、市長に期待していらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。今こそ、この事業の分水嶺でありますので、最後、最後はこの市長のリーダーシップ、市長が本気でこの事業を絶対に前に進めるという断固たる決意、その思いが市民に伝わるかどうか、この事業を決めると思います。

組合の事業だと言われればそのとおりですけれども、しかし、間違いなく亀山市の未来を左右する事業であると思います。最後に市長に伺います。亀山駅周辺整備事業は、亀山市の未来に絶対に必要な事業であると市長のリーダーシップで何が何でも前に進める意志がおありですか。市民のために絶対に実行すべき事業なんだという、そういった決意を市民の皆様にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この亀山駅周辺整備事業、先ほど申し上げましたように、多くの皆さんとともに今日を迎えてまいりました。分水嶺とおっしゃられましたが、まさに大事な局面であろうというふうに思っております。強い意志を持って、この亀山駅前再生事業、新図書館の整備を含みますこの亀山駅前再生事業をしっかりと前に進めてまいりたいというふうに考えております。

議員各位、市民の皆さんの一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

答弁の中にもありましたけれども、来年、亀山駅が開業してから130周年でございます。いま一度、この市民の皆様的心を一つに、駅前をどうよくしていくかとみんなで考えることができるような、そういったイベントもぜひ企画していただきたいと、そのように考えております。

市民一丸となってこの亀山駅周辺整備事業が前に進むように最大限の努力、市長のリーダーシップを持って進めるというお願いを改めて申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まずは、有害生物への対策についてといたしまして、セアカゴケグモ、スズメバチ、ジャンボタニシについて、順番にお伺いをしてまいります。

まず、セアカゴケグモについてですが、8月19日に川崎小学校の学校連絡メールより、川崎小学区内でセアカゴケグモが発見されたとの連絡が入りました。セアカゴケグモは、オーストラリアでは死亡例もある外来有毒害虫で、数年前に亀山市内でも初めて発見されたと記憶しております。子供たちの遊び場や通学路など、生活圏内に潜む危険性がありますので、改めて状況や対応などをお伺いしていきたいと思っております。

まずは、今までの市の対応について順を追ってお伺いいたします。

セアカゴケグモが市内で最初に確認されたのは、いつだったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

セアカゴケグモにつきましては、平成26年9月5日に市内の太岡寺町ののり面で発見されまして、通報を受けました市職員が現地に向かいまして、2匹の存在を確認し、殺虫スプレーにて駆除をいたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

その際の初期対応についてどのようなものだったのか、時系列で説明のほうをお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

9月5日に発見されまして、しばらく後の17日にもまた別のところで、アイリス町の住民の方から民家の前でセアカゴケグモが発見されて、住民みずから駆除したという通報を受けております。それを受けまして、市では9月19日に市のホームページとかめやま・安心めーるで市民への注意喚起と情報提供を行うとともに、「広報かめやま」にも記事を掲載しまして、駆除に関する周知を行いましたし、また10月に入りましても市内各部署に対しまして、それぞれが所管する施設における生息調査と駆除をお願いしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、その初期対応について、拡大防止ですとかについて適切であったのかということは、検証のほうはされましたでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

議員がおっしゃいましたとおり、日本で初めて見つかりましたのが平成7年、大阪府の高石市で発見されておりまして、当初、オーストラリアで死亡例もあるということで、猛毒ということが言われておったわけですが、実際はセアカゴケグモにつきましては非常におとなしいクモでございまして、さわろうとしない限りは刺さない、かまないというようなこともございました。

そのようなことで、住民の皆さんに対しましては、発見された場合にはまずはさわらない。そして、もしさわるとしても、靴で踏み潰すというような対処をお願いしてまいりました。そのことで、実際、その後で住民の方が被害に遭われたということは聞いておりませんので、効果はあったと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、これまでの市内での発見件数をお伺いいたします。また、発見数の多い地区など、分布に特徴などありますでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市で初めて発見された平成26年度以降、セアカゴケグモに関します通報は53件ございました。昨年9月からちょうど1年の間には14件という形で通報いただいております。

確認された地域でございますが、サンシャインパークとか工業団地周辺の布気町とか太岡寺町のほか、国道1号線や306号線、主要県道周辺の羽若町とかアイリス町、能褒野町、みずほ台など

で多くなっておりまして、市外からの大型車両の流入や通過等によるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、写真のほうをごらんください。

こちらは、環境省のセアカゴケグモに対する注意喚起の資料です。

こちらによりますと、重症化した場合、抗毒素血清の治療が必要になるとのことですが、抗毒素血清のある病院は亀山市内にはあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

その血清の関係につきまして、保健所に確認しましたところ、医療機関が必要な場合につきまして、保健所に連絡しまして、保健所からの指示で、県内の血清備蓄機関のある病院がございまして、そちらのほうから必要な医療機関へ供給されるということでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

わかりました。ありがとうございます。

では、現在セアカゴケグモが発見された場合に対して、市が行っている対応をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

セアカゴケグモにつきましては、現在、発見者または土地建物所有者、管理者が個別に駆除いただいておりますので、市では定期的に「広報かめやま」にセアカゴケグモに関する記事を掲載しまして、発見しても、先ほども申しましたとおり、素手ではさわらないこと、もしかまれた場合には医療機関を受診することなどの注意喚起を行うとともに、駆除の方法についても周知を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

注意喚起と周知とのことでしたけれども、住民の方、身近な危険に対して不安を感じていらっしゃる。今の対応でこれは十分なんでしょうか。これ以上の拡大防止などはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市は、市の所有する施設内にすみついていないか適宜確認して、発見した場合は駆除しておりま

すし、市民の皆さんにも、もし発見された場合には駆除いただければと考えております。この対応につきましては、各市同じような状況で、市民の皆さんと一緒に駆除いただいておりますという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ですけれども、せめて学校の通学路ですとか、保育所、幼稚園の近くで、定期的に点検ですとか駆除等をしていただければなと思います。

それから、セアカゴケグモもそうですけれども、ヒアリですとか、今まで名前も聞いたこともないような有害な外来種が発生しております。今後も有害外来種がふえてくる、出てくる可能性は十分あると思うんですけれども、今回の件を踏まえまして、どのような対応をされますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほどおっしゃいましたヒアリとか人体に影響のあるおそれのあるものにつきましては、特に国内に定着する前の水際対策が重要でございますので、港湾での対応を中心に、国や地方公共団体、港湾管理者、荷主、物流業者等が連携して対応すべきであろうと考えております。入ってくるものにもよるかと思いますが、もし危険な外来生物が本市へ侵入した場合には、一旦定着してしまうと私たちの生活への影響も防ぐために、多大な労力が必要になることも考えられますので、早期に国や県などの関係機関と十分連携し、適宜必要な対策を講じるとともに、市民の皆さんへの注意喚起や対応方法について周知を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

わかりました。今後も、流通ですとか気候変動などで、今まで亀山に住んでいなかった危険なものが入ってくる可能性は大いにありますので、人命、それから財産の保護を優先して、適切な方法で対応のほうをよろしく願いいたします。

では続きまして、秋にかけて活動が活発化するスズメバチについてお伺いいたします。

こちらは、激しいアレルギー反応のアナフィラキシーショックを起こして死亡する例がよく知られております。今週も和歌山県で男性がスズメバチに刺されて亡くられたり、きのうは島根県で中学生が校外学習中に襲われたとの報道がありました。

亀山市内にも広く分布をしていると思います。その駆除について、現状のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

スズメバチなどの蜂の巣の駆除に関しましては、蜂用の防護服の無償貸し出しを本庁や関支所、総合環境センターで行っておりまして、使用者みずからで対応していただいております。なお、市

内に在住する65歳以上の高齢者、または障害者手帳所持者のみで構成する世帯でありまして、市内に直系2親等以内の親族がない場合の方を対象に、申し出がありました場合には、生活支援策として居住する敷地内の蜂の駆除を健康福祉部と連携して実施し、被害の未然防止に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、空き地ですとか空き家に巣が発見された場合は、どういう対応をされるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

空き地や空き家の場合につきましては、所有者等を調査、確認の上、その方に連絡をとりまして、所有者による対応をお願いしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

毎年被害の出ているものですので、適切に対処していただきたいと思います。

次に、8月29日に中日新聞で報道されましたジャンボタニシについてお伺いをいたします。

私も現場のほうは確認してまいりましたが、ジャンボタニシの繁殖した田んぼには、これぐらいの大きいものからすごく小さいものまで、まさに本当に無数のかなりの数のジャンボタニシがおりましたし、卵も数多く産みつけられておりました。

ことしは稲が大きくなってから繁殖したようで、大きな被害にはならなかったそうですけれども、ジャンボタニシは稲の若い芽を好んで食べてしまうということで、このまま繁殖してしまうと、来年以降、かなり大きな被害になるのではないかと心配しております。

松阪市では、6月23日にジャンボタニシが繁殖した田んぼで、植えたばかりの稲を食べ尽くされたとして報道をされております。松阪市では、その3年前から発生をしており、ことしは調査をした田んぼのうち3割に被害が出たということです。それを受けて、ことしの6月議会で700万円の補正予算をつけて、駆除のために石灰窒素の購入費の補助事業を行っております。繁殖力が強く、天敵も少ないため、今のうちに絶滅に近い形にしておかなければならない問題です。

こちらの写真をごらんください。

こちらは、環境省の注意喚起の資料です。

貝自体には寄生虫、それから卵には毒があって、人がさわるのは危険とのことでした。

現在の市内の状況のほう、どのように把握しているのかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

スクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシでありますけれども、体長5センチから8センチに成長して、日本には1980年代に食用として南米から持ち込まれたものでございます。やわらか

な葉を好みまして、水稻などの農作物を食害することから、現在は植物防疫法に基づく有害動物に指定をされております。稲作の場合、特に田植え後、二、三週間の若くてやわらかい苗が、食害被害に遭いやすいようでございます。

そのような中で、市内でのジャンボタニシの発生状況でございますが、川崎町地内の一部の区域、50アール、5反ほどの田んぼで発生を確認しておりますが、議員ご紹介のとおり、地元の営農組合の方からは、今年度は幸い収穫に当たって目立った被害はなかったと伺っておるところでございます。

今後も市内の発生状況につきましては、しっかり把握をしまいたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

まだ一部の地域ということですが、松阪市では緊急で補正予算を組んでいますけれども、亀山市ではどのように対応するおつもりでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、市でジャンボタニシの発生予防に対する補助制度はないところございまして、今回、一部区域、限定された区域でありますので、補正予算についても考えていないところでございます。

なお、今回ジャンボタニシが発生をした地元営農組合でございますけれども、三重県の四日市鈴鹿地域農業改良普及センターの指導を受けまして、特に个体数の多かった2枚の田んぼにつきましては、田んぼを乾燥させてジャンボタニシが生息できる環境をなくしまして、11月から麦作を行う、小麦の播種ですね、小麦をつくると、そういう予定と伺っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

補正は考えていらっしゃるということですが、農家の方が植えたばかりの稲を食べられてしまうというのは、もう本当に大変な死活問題でございます。

来年以降、もしふえてしまって、被害を受けた場合の補償というのでも考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後も三重県の四日市鈴鹿地域農業改良普及センター、また鈴鹿農協、三重県農業共済組合三河鈴鹿支所と情報交換を行いまして、発生状況とか対応について情報収集は図ってまいりたいと考えておるところでございます。そのような中で、被害について市が直接補償するという制度はございませんが、三重県農業共済組合が窓口でございますけれども、ジャンボタニシに限らず、獣害や風水害で被害を受けて収穫に影響があった場合の補償を行う農業共済制度がございます。現在は任意

加入となってございますけれども、そちらの農業共済制度のご利用をお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

駆除のために薬剤を散布するなどの対応をすると、かなり大きな負担になると聞いております。農家の方のこれ以上の負担をふやさないためにも、繁殖してしまったところには被害を拡大させないように駆除、緊急に対応する必要があると思います。初期対応が大切ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、学校周辺の安全対策についてです。

まずこちらをごらんください。

能褒野町内にある川崎小学校の周辺道路です。赤、黄色、緑で囲んだ部分がございます。画面上の川崎小学校の北西の地域から国道306号線へと向かうルートは、川崎小学校のすぐ西を通る黄色で囲んだルートと、その西を通る緑の市道能褒野25号線を通るルートがございましたが、今は黄色のルートを閉じましたので、現在は緑色の市道能褒野25号線を通るルートしかなく、そのルートが大変交通量がふえました。

また、次の写真をごらんください。

この写真は、先ほどの緑色の市道能褒野25号線と赤色の県道637号、辺法寺加佐登線の交わる部分です。

ここは、カーブの途中で合流をしますので、非常に危険でございます。市道能褒野25号線は、写真をごらんになったとおり、道幅も狭くて車が対向することはできません。私、ここから中学生と見られる生徒の自転車がかなりの勢いで飛び出してくるのを何度も目撃しております。自転車の交通ルールの徹底はもちろんですけれども、能褒野地区は亀山でも貴重な人口がふえている地域でございます。子供も多く、今後も心配でございます。

将来的には、道幅の拡幅ですとか、新たに道路の整備をするということも視野に入れていかなくてはいけないと思いますが、市ではこの危険を解消するためにはどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

議員が申される市道能褒野25号線は、3.4メートルから4メートルの道路であります。当道路は、県道辺法寺加佐登停車場線との交差点が市道能褒野25号線ではカーブと接し、危険であること、また市道能褒野25号線が狭隘であり、対向もできない道路であり、危険であることは地元からも伺っております。

道路管理者といたしまして、ドライバーへの注意喚起として市道能褒野25号線側の路面への文字表示等を検討し、住民の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市道のほうは対応していただけるということですが、県道のほう、こちらはトラックが多く通りますので、こちらのほうにも対策が必要だと思いますが、県道側はどうされますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

写真でも、パネルのほうでも表示されておりましたんですけど、カーブ中ということで、ロットラインみたいな点線も引かれております。ただ、県のほうには、管理者は県管理ですので、地元からこういうふうな意見があったというふうなことも踏まえて、また対応を検討させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市道だからすぐやる、県道だからなかなか難しいということではなくて、どちらも市民が通る道路ですので、対応のほうよろしく願いいたします。

また、道幅の拡幅ですとか新たに道路を整備するなどは考えられないのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

市道能褒野25号線を拡幅改良するにつきましては、家屋の移転もあること、また県道辺法寺加佐登停車場線との交差点の改良も含めたくさんの課題が、この場所を拡幅する上で難しい状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

住民の安全を第一に考えていただきたいと思います。また、当面の子供たちの安全については、対応・対策どのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

本市では、通学路の安全確保に向けた取り組みの仕組みといたしまして、亀山市通学路交通安全プログラムといったものがございます。

このプログラムに対して、これまで当該交差点に関するご要望はいただいていないところがございますが、ご指摘の交差点は県道辺法寺加佐登停車場線の北側に接しており、歩道は設置されておらず、また交差点への車の進入もあり、通行には十分な注意が必要であると認識をいたしております。

現在、当該交差点を通行する中部中学校の生徒は3人で、学校及び地域の方々により交通安全指導、注意喚起を行っていただいておりますという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

引き続き、安全に通行できるようによろしく願いいたします。

続きまして、長明寺町内の北東分署の前の横断歩道についてでございます。

次の地図をごらんください。

国道306号線を通る通勤者、それからトラック、川崎南保育園の送迎の保護者、通学する中部中学校の生徒もおり、こちらはかなり交通量の多い交差点です。

また、次の写真をごらんください。

これは、先ほどの地図と同じ場所の写真です。

ここは、カーブで見通しが悪く、信号機もございません。市では、この現状をどのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現状把握ということで、現在、当該交差点を通行する中部中学校の生徒は123人でございまして、当交差点では警察による交通整理や、また学校による登校指導が行われております。当該交差点は、国道306号の交通量が多く、加えてみずきが丘から国道に、あるいは国道から川崎南保育園側に進入する車により、朝夕の混雑は激しい状況でございます。また、国道306号の西側に接して歩道が設置されていないことから、危険性が相当高い交差点であると把握しております。

これらのことから、生徒の通行には、十分な注意が必要であると認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、その状況を把握しまして、市ではどんな状態が好ましいと考えておりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

当該交差点につきましては、非常に交通量が多いということから、過去交通安全プログラムの中でPTAのほうから信号機の設置のご要望が出されました。その結果、警察を中心とする関係者間では設置の方向で進んでおりましたが、一部地域からご理解が得られず、ご要望いただいた場所への信号機の設置には至らなかったというような状況がございます。

交通安全対策には、これら信号機、横断歩道などのハード面の整備、また歩行者、自転車の交通ルールの遵守、さらにドライバーの交通マナーの徹底、それぞれ重要な問題がございますが、教育委員会といたしましては今後も引き続き、保護者や地域の方々のご協力をいただきながら、学校を中心として生徒への交通安全教育、安全指導を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、市としてこの危険を解消するために、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

先ほども申し上げましたが、信号機の設置に至らなかったというような過去の経緯がございますが、何とか地域のご理解をいただいて、信号機の設置の方向で、また再度交通安全プログラムのほうへ提出いただきたいというようなことで考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

なかなか難しいようですけれども、こちら自治会ですとか、まち協の境目でもございますし、交差点の周辺の住民の方の生活もありますので、対応は難しいとは思いますが、合意形成を図るためにどのような努力をなさいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成27年、28年度に先ほど申し上げたような地元のご要望を直接もいただきましたし、PTAや自治会長やまち協や多くの皆さんのご努力で三重県警がその判断でやろうということになりました。しかし、当時、ある一部の自治会地域であります。役員の交代とかいろいろあったやに伺っておりますけれども、全体の合意が得られなかったということで、この信号機の設置がご破算になったという経過で、その後、二、三年経過いたしておる状況であります。

今、申し上げましたように、地域のさまざまなご事情や思いがあろうかと思いますが、私どもとしては、その地域の中で合意形成ができますように粘り強く、また働きかけをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、市長にお伺いいたします。

ここに限らず、市内の道路状況について、何を大切にしていらっしゃいますでしょうか。優先順位はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

かつては道路に求められる要素、どちらかというと産業を中心にした、あるいは通過交通、そういう時代があったかというふうに思います。

したがって、古い時代にでき上がった道路につきましては、歩道が設置されてなかったりとか、あるいはその幅が非常に狭かったりだとか、そういう道路がたくさん市内にはあろうかと思っ

ております。

しかしながら、今日交通社会もかなり台数も、あるいはそのマナーにつきましてもさまざまな課題を抱えておりますが、やはり交通弱者、お年寄りや子供たち、全ての市民に言えるわけでありませうけれども、交通弱者が安心をして通れるような環境を整えていくということは極めて重要だというふうに思っております、そういう視点から道路の整備を努力いたしてまいりたいと思います。

さらにもう一点重要なことは、このハード面だけではなくて、やっぱりソフト面、あるいは意識のマナーも含めたこの啓発活動を、まちを挙げてしっかり徹底していくということは、もう一方で重要だというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

地域の方は本気で、この能褒野、それから長明寺のこの2つの危険箇所について心配されております。特に子供たちの安全について高い関心を持っていただいておりますので、その思いを知っていただきたいと思ひまして、質問させていただきました。

標識ですとか、信号、それから歩道、歩道橋、それから道路のカラー舗装なども、できることは学校でしたり、保護者、周辺の住民の方とよく話し合っただけで対応していただきたいと思ひます。

それでは続きまして、買い物弱者について質問させていただきたいと思ひます。

全国的に高齢者の交通事故が相次ぎまして、身近なところでも運転免許証の返納の話が出てまいりました。その方、2日に一度、リハビリに行っただけなんですけれども、しかしながら車がなければ通院ができないところにお住まいです。自分で車で運転をしていけば、好きな時間に行っただけで、好きな時間に帰っただけなんですけれども、帰りにスーパーに寄ることもできたんですけれども、今までは1回数百円で済んでいたリハビリが、運転免許証を返納してしまうと、タクシー券だけでは同じような頻度では行けなくなってしまいます。乗合タクシーでは500円の距離であったとしても、往復して、それからリハビリで施術を受けたら、従来の3倍以上の出費になります。そもそも認知機能の衰えを感じて運転免許証を返納していらっしゃいますので、タクシーの予約はなかなかハードルが高いようです。また、病院ですとか、リハビリは帰りの時間の予測は難しいですし、途中で買い物に行くということもままならないので、不便を感じていらっしゃいます。このような方、実際は多いのではないのでしょうか。

車は、亀山での生活にはなくてはならないもので、タクシー券、乗合タクシーとたくさん議論はされておりますけれども、市民の生活の質を担保するためには、移動手段の確保はさらなる検討が必要なのではないかとと思ひます。

今回は、特に買い物についての的を絞って質問をしていきたいと思ひます。

まず、買い物弱者の定義についてですけれども、ここでは農林水産省の65歳以上の車を持っていない、買い物ができる店舗まで500メートル以上距離のある方とさせていただきます。500メートルとは、大体歩いて10分ぐらいかかる距離です。

この買い物弱者については、国でも問題視をされておまして、農林水産省や内閣府、経済産業省などで店舗向けですとか、生活支援、交通などさまざまな分野で補助金を出しております。総務省では、買い物弱者応援マニュアルですとか、買い物弱者対策に関する実態調査を公表してござ

す。これには、買い物弱者を行政上の課題と捉え、積極的に関与することとされております。

私は、継続できる仕組みを考えて、行政や住民、事業者、それから各種団体と連携をして取り組むべき問題だと思っております。例えば事業所に移動販売や宅配の買い物のサービスとともに、見守りのサービスを委託したりですとか、民生委員さんや自治会長にアンケートやヒアリングを行ったり、空き家や公共施設の活用の規制緩和などでございます。

まずは、住民側、事業者側、自治会などのニーズの把握が必要不可欠でございますけれども、まずは市内の現状はどのように把握をされていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

買い物弱者でございますけれども、経済産業省では、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々を指すものとされております。

市では、運転免許を返納された方などに買い物に関する調査等も現在、実施はしていないところではございます。そのような中で、高齢者の免許の保有状況でありますけれども、昨年度160人の方が免許を返納されたと亀山警察署から伺っております。この運転免許の返納を理由に乗合タクシーの登録をいただいた方もいらっしゃいますことから、乗合タクシーも活用していただきながら、買い物のほうに利用していただければと思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市内の実態は、把握すべきことかなとは思いますが。

東京都の練馬区では、こういったニーズの把握をして、モデル事業を行いまして、そこから課題を洗い出しております。宮城県の登米市では、高齢者の安心・安全な生活環境の実現として、買い物の困難者支援マニュアルを作成しております。

ほかの市町でも移動販売ですとか、ミニスーパーの誘致などを行っておりますが、亀山市内でも移動販売を行っている地域があると聞いております。亀山市内で、ほかにも何か事例のほうございますでしょうか、把握はしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市内におきましても、スーパーマーケット、また各小売店によります生鮮食品等の宅配サービス、そのほか具体的には東町商店街の有志の方によりまして食料品とか医療品、化粧品などの移動販売が行われておるところでございまして、高齢者の方、またお店まで距離がある方などに大変好評を得ているということをお聞きしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

熊本県の熊本市では、買い物弱者向けガイドブック、お買いものサポート便利帳を作成して、熊

本市内の商品の配達ができるお店、それから自宅や店舗へ送迎ができるお店など、サービスを地区別にまとめて情報提供をしていってほしいです。

亀山市でも、市内の事業所のサービスですとか、この地域ではこんなことをしていますなどの事例を情報共有して、市内全体で買い物のしやすい、暮らしの質の向上を目指すということが必要ではないかなと思います。

高齢者の方が買い物に出かけることや、商品がおうちに届くということも必要ですけども、実際に商品を手にとって選ぶという喜びもありますので、地域で買い物へ行く方を募って、その方たちを送迎するという買い物支援バスを走らせるということも検討ができると思いますが、今後の対応など見解のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

買い物弱者の方への支援でありますけれども、まず、先ほど少し乗合タクシーについて触れさせていただきましたけれども、まず地域公共交通による支援があるかと思っております。乗合タクシーでありますけれども、特定目的地停留所ということで、協賛をいただいた4店舗の民間商業施設のほうも停留所としております。日常のお買い物にも利用いただけますし、また市内のバスでありますけれども、商業施設への乗り入れもしておるところでございます。また、そのほかの支援でありますけれども、商業分野からの支援もあるかと思っておりますけれども、まずは商業分野からの支援ということになりますと、もとなるサービスの拡充が一つの要件みたいな形になってくるかなと思ひまして、そういう新たな事業展開について市の創業支援の制度を活用していただいて、ビジネスを始めていただくことで、買い物弱者全体を支援していくというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

買い物をすることで外出をするきっかけになったり、体力づくりですとか、認知症の予防にもなることは期待されております。私たちも、いずれ車に乗ることをやめる日が来ます。なので、高齢者の方と同じように将来について不安を持っております。ですので、市民の福祉の向上、それから生活を守る対策をしていく必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

時間を余らせましたけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

森 英之でございます。

一般質問、最後となりました。質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

通告に従い、今回は3つの大きなテーマを質問させていただきたいと思っています。

1つ目が道路の安全対策についてということ、それから防災・減災対策についてということ、それから今回の議案にも上がっていましたが、幼保無償化導入における今後の課題についてということで、質問させていただきたいと思います。

それでは、道路の安全対策についてということからです。

先ほど、中島議員のほうからもございましたけれども、この通学路の危険箇所についてということに関しましては、どのようなことで対応されているのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

通学路の安全対策についてでございますが、通学路交通安全プログラムというのがございまして、これは関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ることが目的で、本市独自の取り組みでございます。

まず、その点検の流れでございますが、地域、PTA、各学校からの要望をPTA連合会が取りまとめまして、教育委員会へ要望書を提出いただいた後、その内容について地域代表、PTA、学校、国・県及び市の道路管理者、警察、教育委員会、その他市の関係部署が連携しまして、要望箇所の情報共有と合同点検を実施しております。

具体的には、毎年6月下旬にPTA連合会から要望書が提出され、7月に道路管理者など関係者による連絡会において要望箇所の確認を行います。その上で8月に関係者による現地の合同点検を実施しまして、年度内に教育委員会において関係機関の対応を取りまとめ、速やかにPTA連合会へ回答させていただくとともに、対策結果については市のホームページにて公表をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

交通安全プログラムというところでは、私もことし3月の定例会で交通安全対策の一つとして、通学路の安全対策については少し質問させてもらった中でこの交通安全プログラムという話は出てきました。

この交通安全プログラムについては、どのように行われているのかなあというふうなところで、非常に気にしておりました。

お手元に資料がございますので見ていただきたいんですけども、この通学路の点検の一年の流れについてということで、これは交通安全プログラムということで、ホームページのほうで教育委員会からのお知らせというところの通学路安全対策より抜粋させていただいております。先ほど、

部長のほうから説明いただいたとおり、この一年の流れでは4月、5月に通学路要望該当箇所の検討、それから6月に通学路要望書類の提出、それから7月、8月で合同点検の実施ということになっていると思います。

私としましては、たまたま8月の1週目だったと記憶していますが、ちょうどこの点検をしているところに遭遇させていただいて、私はちょっとPTAの立場として、学校の先生にお願いして、少し立ち会いをさせていただきました。その中で、阿野田町のほうの箇所だったんですが、東部地区コミュニティに入るところですね、南側から左右に、左に向いて入るところ、阿野田公民館のちょうど前のあたりなんですが、横断歩道が2カ所ありまして、その2カ所ある南側のところが見通しが悪いんで、横断歩道を外してほしいというのが東小側からの要望でありました。ところが、その日ではなかったんですが、別の日に中学校からの要望を受けて、その点検をするようになった中で聞きますと、そのもう一つ南側の下庄から来る中学生の通学路としては、阿野田公民館の前の南側の横断歩道ですね、先ほど言いましたのは、済みません、北側の間違いでございました。北側の横断歩道は外してもらいたいというのが小学校からの要望でございまして、その南側のところの横断歩道につきましては、中学校がそこを亀山中学校へ通うのに通るんで、信号の設置を要望されたというような内容でありました。その学校の中で、ごくごく近い横断歩道の中で要望が出てきたということで、それに関しましては、やはり教育委員会の中で整備が必要ではないかというふうに、私も思わせていただいたところなんですが、それに加えて、そのような形で一つは信号の設置、横断歩道の廃止ということが出てまいりました。

そのような実態を見たときに、どうも確認していきますと、そのさらに北側には今度、鹿島橋ができたことによって信号が設置されましたということで、そのごくごく近いところにはなかなか信号設置が難しいというところもございました。そんなことで、その交通安全プログラムの点検の中で出てきた内容が、後でこのような形で会議等の開催で特に話し合われることになろうかと思うんですけど、そんなことを私も確認をした中で聞かせていただきました。

このような内容で、やはりプログラムの交通安全対策の中では、通学路に関しましては、そのように安全対策といえますか、交通安全プログラムがあるということでありました。それ以外に、通学路以外に関しましては、どのような対策があるのか、どのように対応しているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

通学路以外ということですので、私のほうからご答弁させていただきます。

通学路以外の交通安全対策につきましては、道路パトロールの実施と地域からのご要望によります施設面の安全対策を講じております。特に施設面では、ガードレール、カーブミラー、区画線、道路照明灯などの工事を行っているところでございます。一方、信号機、停止線、横断歩道などの交通規制に関しましては、公安委員会、警察で整備を行っていただいているところでございます。

今後も、パトロールの実施や亀山警察署との連携を密に図りながら、整備に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その通学路以外のところの安全対策について、例えば要望があった場合には、どこの部門のところで受けられて、それをどのような今度対応に持っていくのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

自治会からご要望がございましたら、土木課のほうで受けております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

土木課のほうで受けていただいて、それが例えば市道であれば市のほうで、県道であれば県のほうにつなぐという形でもよろしかったでしょうかね、そのような形をとっていただくということでもございました。

この中で、交通安全プログラムに私が実際立ち会った中では、例えば今般、先日も起きました大津市で起きました交差点で大きな事故がありましたね。その対応を受けて、例えば通学の子供たちの列に車が突っ込んでこないようにガードレールを設置するとか、そのような要望も出されてくる可能性がある中で、一つ今回立ち会いの中であったのが、その交差点の中で歩行者の場所がかなり広くとられているので、左折をするに当たっても、車がそこへ乗り入れて、信号無視といいますか、ショートカットをしてそこへ入っていくような危険な箇所もあるということを知りました。その中でどのような対応をされるかといいますと、例えばガードレールでいきますと、当然費用もかかります、時間もかかりますという中で、その立ち会いの中で議論されていたのが、例えばラバー製のポール、特に最近オレンジ色のそういうものが見られると思うんですが、それを簡単に設置することによって、そこへ入っていけないように抑制をするようなことをしてはどうかとか、そういうような議論をされておりました。この8月の1週目の非常に暑い時期だったんですけれども、皆さんが自分の管轄、市、あるいは県の方も立ち会っていただいて、その管轄の中でどのようなことができるのかということを実際に議論していただいていたので、私、初めてそういうのに遭遇しましたけれども、非常に心強く感じました。真剣に考えていただいているということ、それからこの交通安全プログラムが、この一年の流れの中で非常に有効に働いているということを感じさせていただきました。

一方で、先ほども課題のところを申し上げましたけれども、地域の中の要望としましては、阿野田公民館のところの信号の設置は、特に地元の方は望まないということを知りました。そのような形で、その安全プログラムの中では自治会の要望もあって、そのような動きをとるといことがされるわけなんですけれども、ところが実際の地域要望とは異なるというような事象が今回も出てきております。

先ほどの資料の2枚目を見ていただけますでしょうか。

留意事項の中にちょっと赤字で私、入れさせていただいたんですけど、この要望書ですね、その

前にこの通学路要望においては市通学路交通安全プログラムをもとに、要望、点検、協議、判定という年度を通したプロセスを踏んで行くものであることから、国、県、市に対する道路要望としては優先度が高くなりますと書いてあります。それに加えて要望書を提出の際は、必ず自治会、各学校（園）、各学校PTA等で情報の共有を行ってくださいということで明記されております。

これは、交通安全プログラムを当然使って要望を出す中では、地元の要望といたしますか、そこも情報共有を図ることが前提になってくるということでもあります。その中で、例えば今回私がたまたま立ち合わせてもらったのがそういうところだったんですが、この交通安全プログラムを出す中で、地元の方と合意形成を図るということはなかなか難しいことなのかなあ、いやそれとも仕組みとしてあるものなのかというところが疑問に感じました。

このような場合、地元の合意形成を図るというような仕組みといたしますか、そういうものは今でもあるのか、仕組みとしてあるのかどうか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水生活文化部参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域での話し合いや協議の場としましては、地域まちづくり協議会が上げられると思います。地域まちづくり協議会は、各地域の自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTAなどの団体や地域住民で構成しておりまして、地域の課題解決に向けて取り組むために協議する仕組みを持った組織でございます。地域内には、さまざまな考え方を持つ団体や住民の方がお見えでございます。そうした中で協議につきまして、それぞれの意見や考えの違いを乗り越えまして、合意を図っていたいているものと、現在、認識しているところでございます。

そのような中におきまして、各団体が抱える地域の課題につきましては、多様な主体が参画しております地域まちづくり協議会の会議の場でご議論をいただき、合意形成を図っていただければと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような形で協議する仕組みがあるということでもあります。しかし、十分機能しているかどうかと言われますと、疑問なところもあるかと思います。これは、例えばコミュニティでも複数の自治会が、全部のコミュニティがそうかと思いますが、複数の自治会で形成されているということもあって、当然ながら自治会長等もそこに加わってくる形になろうかと思います。

したがって、その全体の合意形成をとるというのは、簡単なようでなかなか難しい面もあるのではないかなというふうに思っています。そこが、今日、コミュニティの組織のいいところでもあるんですけれども、今なかなか難しい点でもあるのかなというふうに推察できるところであります。

したがって、またその合意形成が図られるように、行政としても、亀山市としてもしっかり支援をしていただきたいというふうに思っているところであります。

道路の安全対策としましては、以上とさせていただきます。

続いての質問に移らせていただきます。

防災・減災対策についてということでもあります。

これも先日、森 美和子議員からも一般質問等されておりました。本日も、また千葉県のほうでは停電も続いているということをお聞きします。大変な自然災害が猛威を振るっているということをお改めて感じているところでもあります。この防災・減災対策についてというところの行政の役割というのは非常に大きいものがあると思います。この安全・安心をもたらすという意味でも非常に大きなものがあるというふうに認識しております。

11月30日に、この東野公園で総合防災訓練があるということで説明もございました。改めてこの目的の内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

今年度の亀山市総合防災訓練につきましては、南海トラフ地震などによる大規模地震災害及び巨大地震の様相が際立つ台風や局地的豪雨による災害に対しまして、被害の軽減を図るために、また地域の総合的な防災力を高めることを目的に実施を予定しており、11月30日の土曜日に東野公園で行う予定です。

訓練の対象地域といたしましては、東野公園体育館を指定避難所とする井田川南地区を中心とする14自治会及びまちづくり協議会でございます。

主な訓練といたしましては、自宅から一時避難場所へ避難する訓練及び一時避難場所から指定避難所への集団避難を行う訓練、避難所運営組織の立ち上げから運営までの訓練、避難所生活体験訓練、炊き出し訓練などの訓練を行う予定となっております。さらには、各防災関係機関の協力によりまして、災害派遣車両の展示、防災啓発、展示ブース見学体験、小学生向けの子供防災体験などを実施する予定でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

その総合防災訓練という役割、非常に重要かと思えます。その中で今、各地域でも望まれているのが、自主防災組織がきのうまでの議論の中でも組織率82.9%でしたかね、その数字でございました。これは一見高いように見えますけど、まだまだ不足している面があるのではないかなというように思っています。その組織率の拡大が望まれる一方で、この活動内容、例えばもし有事、これはあってはいけないといいますか、望むところではございませんが、もし有事が発生した場合に、先ほどございました総合防災訓練の中で一時避難場所から指定避難所までの避難ルートを使っただけの避難訓練とございましたが、その有事の場合の迅速な対応、最もその場に応じた訓練というのは必要かなあと思っています。その中で、例えば点呼をとるとかその辺の、本当の有事が発生したときの連絡網でありますとか、そういうところが各地域地域の条件に応じた防災訓練というのが必要かなあと思っています。その各地域地域の防災訓練の取り組み方、そのあたりについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

自主防災組織につきましては、現在155団体の組織が形成され、自治会数換算では結成率は82.9%となっております。実情といたしましては、やはり地域によっては熟度と申しますか、温度差がありまして、活動内容も異なっているのが実情であることは認識しておる次第でございます。

その中で、実際には防災訓練をされます自主防災組織、あるいは出前講座で済んでおられる地域・自主防災組織、もう一つは、やはり何も出前講座とか防災訓練をせずに済まされておる地域がありまして、最近いろんなところへ行かせていただく中で、行政といたしましては自助・共助を一つの柱、そして公助を一つの柱として説明させていただいており、いわゆる公助につきましては行政がやっていくことでございまして、行政がやるべきこと。ただし、何遍も申しておるとおり、大きな被害になりますと、行政機能が麻痺するということを想定しておりますもので、何とか自助・共助の力を高めたいということで、自主防災組織に対しましていろんな方面から啓発をやらせていただいております。今年度、広報には防災コラムというコーナーを1つつくらせていただいております。あらゆるところで、よい意味の危機的な意識を持っていただくように啓発しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのように、この防災コラムとかを入れていただくというのは、非常にいいことかなと思います。やはりこの9月、防災月間でありますけれども、いつ起こるかわからないということに対して、ふだんからやっぱり意識を持っていくというのは本当に大事なことでありますので、よい取り組みかと思っておりますので、実施していただければと思っています。

それから、来年度、ハザードマップの見直しを行うということでございます。やはり万が一災害が発生した場合の緊急避難、点呼、それから安否確認等は、本当に必要かと思っておりますので、実際の地域に応じた防災訓練等は、ノウハウも含めてきっちり連携をとっていただきたいというふうに思っています。

それから、その防災マップに載っています一時避難場所でございます。一時避難場所の役割というのはどのようなものかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

一時避難場所でございますが、亀山市地域防災計画で定義しております一時避難場所は、災害対策基本法上の指定緊急避難場所のことで、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所であり、亀山市の場合は地震災害時に利用することとしており、各地区主に公園、緑地、広場など、現在200カ所を指定しておる次第でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

私もこの立場になって関心を持つと申しますか、勉強させていただかなくてはならないという立

場の中で、そのハザードマップを見て、一時避難場所というのは、いわゆる建物ではなくて広場を指しているわけですね。ですので、先ほど管理監おっしゃっていただきましたけれども、そういう観点から、一時的に逃げるといいますか、避難をする場所というのが一時避難場所ということであろうかと思えます。これは、市民の方で一時避難場所というと建物を指しているんじゃないかなというふうに、なかなか誤解されている方もいらっしゃるかと思えますので、そこも周知が必要じゃないかなというふうに思っているところであります。

その一時避難場所なんですけれども、もし想定される避難というときに、例えば公民館であったり、集会所であったり、またコミュニティであったり、そういう建物が十分想定されるということになるかと思えます。その一時避難場所からそういう想定される避難できる可能な場所に一旦避難をするということになるかと思えますけれども、それに当たってはこの防災という観点から行政としてはその集会所等はどういう役割があるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

もう少しお時間をいただきたいのは、やはり一時避難場所と指定避難所がございます。一時避難場所については説明をさせていただきましたが、ちょっと指定避難所の説明もさせていただきたいと思えます。

指定避難所につきましては、災害発生時に災害の危険性がなくなるまで必要な間、滞在するための施設、または災害により家に戻れなくなった住民が一時的に滞在するための施設でありまして、主に小・中学校の体育館など15カ所を指定しておりますもので、現在の亀山市の運用をもう一度説明させていただきますと、地震災害時の場合は、地震発生時に各家庭で地震が起きた場合、一時的に避難をしていただくのが一時避難場所でございます。その後、状況によりまして、各自防災組織や自治会などで集団的に指定避難所、いわゆる小・中学校を中心にした15の指定避難所へ避難をしていただく手段を市民の皆様にも周知させていただくところでございます。

一方、風水害の場合につきましては、近くの河川の氾濫や近くの山や谷、崖などが崩れるおそれのある場合に、早目の避難をしていただくため、また暴風雨から身の安全を守り、その危険性がなくなるまで滞在をしていただくために、強固な公共建築物である指定避難所へ避難していただいております。ですので、地震と風水害をちょっと運用を変えていまして、風水害の場合は、亀山市から避難情報を出した段階で指定避難所へ避難していただくと。地震時につきましては、いつ何時起こるかわかりませんもんで、各地区で指定しておる指定避難場所へ避難していただいて、その状況により次の指定避難所へ行っていただくということになっております。

現状といたしましては、平成26年に策定しました防災洪水ハザードマップを今現在見直す作業を行っております。それに伴いまして、現在各自治会長や自主防災組織の長に対しまして、現行の避難所の見直し、今のままでいいのかどうかの意向調査をちょうど今行っておるところでございます。この意向調査に基づきまして、一時避難場所が変更されるか追加される地区があるのか、または指定避難所については15の指定避難所をふやすつもりはないんですが、今の指定避難所で地区としていいのかどうか。というのは新しい道がついたり、大きな橋がついたもんで、この地区についてはというようなご希望の意向調査をさせてもろうておるところでございます。

ただ、しかしながら、そのご希望をいただきまして、協議もさせていただきますが、地区によりましては洪水浸水想定区域や土砂災害区域など、自然条件が厳しいところもあると熟知しておりますので、全ての施設が100点満点がとれるとは思っておらない次第でございます。それを今後、協議させていただいて、各自主防災組織の長、あるいは自治会長と相談させていただいて、今後つくっていきます防災洪水ハザードマップ等に反映していきたいなあとおっしゃるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その指定避難所と一時避難場所の考え方がよくわかりました。

その中で、一時避難場所としての場所、先ほどもおっしゃっていただきました、もし場所の変更があれば、これからその変更も可能と、反映もしていただけるということでございました。例えば一時避難場所としては、市内にも幾つか大きなスーパー等も進出されてきております。例えばスーパーの駐車場であれば、大変広い場所が確保できますし、その後、食料や飲み水を確保しやすい場所ではないのかなあと、そういう大きな利点があるのではないのかなあとというふうに考えたりします。そんな声も聞きますので、例えばスーパー、あるいは工場の事業所の駐車場等が一時避難場所として追加等が、その地元の人の意向も当然酌んでということになると思いますが、可能なのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

もう一度、1つだけ解釈なんです、今から約10月末までに各自治会長様、各自主防災組織の長から意向はお聞きますが、それで全てできるというわけではございませんので、その点もひとつご確認をしていただき、そして一時避難場所でございますが、現在でも私有地はございます。ただし、一時避難場所を追加、あるいは変更されるにつきましては、やはり一番地域の自治会さんなどが知っておられますもんで、自治会の皆さんでご相談はいただきたいんですが、正式な指定になりますと、災害対策基本法に基づき所有者の同意が必要となりますもので、相談はさせていただきますが、事前に所有者とよく相談をしていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、地域から当然ここは一時避難場所がいいじゃないかと、簡単に出していただいて、それが直ちに取り上げられるということはないかと、それは認識しておるところであります。したがって、そういう一時避難場所の要望が出された場合には、その役割を含めてきっちり精査いただきたいというふうに思っています。

その中で、先ほども申し上げましたとおり、その一時避難場所、例えば地元の事業所であったり、そういう商店であったりというところが地域貢献というところからもそういう申し出があれば、同意できるというところもあるのではないかなというふうに思います。そういうことがあれば、ぜひ

進めていただきたいと思いますし、それが来年のハザードマップへ反映というのは時間的に難しいかと思えますけれども、それは地元の要望と、あるいは地域貢献からしていただくということがあれば、ぜひ話を聞いていただいて進めていただきたいと思いますというふうに思っています。

その一時避難場所から、例えば集会所、公民館等で一時的に難を逃れるために滞在をするということは十分想定されるところでありますが、例えば公民館等のその辺の避難所としての機能確保とか、あるいは一時的な避難に耐えるだけの耐震等が構造物として耐えられるものかどうかというところは、地元の方は非常に気になされているところではないのかなというふうに思っています。集会場等の耐震等、あるいは構造物の修繕等ということが要望としてできる仕組みがあるのか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

自治会が所有されます集会所につきましては、亀山市自治会集会施設に対する建築等助成金交付要綱に基づきまして、地区住民の生活・文化の向上及び自治振興に資することを目的に、自治会単位で建築する集会施設の新築、増築、改築または修繕に要する費用の一部を助成しておるところでございます。助成金の対象となる増築、改築、修繕にかかわる要件といたしましては、増築、改築、修繕にかかわる費用が10万円以上のもので、屋根、土台、床、壁、天井等の主要な構造の修繕等で、防災または施設の利用上必要なものとしております。また助成の額につきましては、助成対象事業費に応じて助成限度額が定められて、毎年度予算の範囲内で決定しておるところでございますので、詳細につきましてはまちづくり協働課までご相談いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そういう仕組みがあるということで、少し安心しました。機能修繕といいますか、そういうところに関しましては、例えば地元自治会が常々からそういう積み立てをする中で、これから機能を確保するために、そういうことをされている自治体も多いと思います。ただ、高額になるのはすぐ予測が可能なところでもありますので、こういう助成の制度を十分生かしていければ、安全・安心につながるのではないかなと思いますので、そういった自治会連合会等を通じて、その辺の仕組みがあるということは周知いただきたいなあとというふうに思っています。

このような形で、やっぱり行政の防災・減災に対する役割というのは非常に重要かと思っていますので、これからも行政の役割をきっちり努めていただきたいと思いますことを期待させていただきたいと思っています。

続いて、3つ目の幼保無償化についてというところの、幼保無償化の導入における今後の課題についてというところに移らせていただきます。

この件に関しましては、議案で出されておりますので、非常に重要な議案の一つでありますので、ここまでのような議論がされてきた中であります。その中で、保護者の意向確認という中で70%強が変化ないということ。それから、10.3%だったと思いますが、保育園に通わせたい。それから、7.1%が幼稚園という数字だったと思っています。そういうような形で大きな数字ではな

いということの答弁があったと思います。

そのような中ではありますけれども、保育士の確保というのは全国の自治体、これは本当に共通な課題かと認識はしておりますけれども、特に保育士確保というところでは必須であるというふうに考えています。

そのような状況の中で亀山市としてはどう考えているのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

保育士という人材でございますが、これは保育所を運営する上で最も重要な要素でありまして、当然その確保につきましても、保育所等の運営をする上で最も重要な項目であるというふうに考えております。

今回の幼児教育・保育の無償化によりまして、一定の保育需要の高まりは考えられますことから、現在でも困難な保育士の人材確保につきましても、重要度はさらに高まってくるだろうというふうに考えております。現時点におきましては、公立施設の人員配置につきましても必要数の確保についてはできてはおりますものの、決して余力があるわけではございませんし、今後の人の出入りも想定されますことから、常に必要な人材を確保できるように努めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この無償化という制度の導入というのは、やはり市民の方、小さなお子さんをお持ちの保護者の方に関しましては非常にいい話ではある一方、保育というところの質が確保できるのか、担保できるのか、そのようなことは皆さん心配されていることかと思えます。その中で保育士の確保というのは必須ということでもありますので、その点を踏まえて、亀山市としましてもきっちり対応を図っていただきたいというふうに思っているところであります。

今後、幼保の無償化による保育ニーズの高まりを受けるということは、当然のことかと思っておりますけれども、今後の亀山市の推進計画、そのような観点からどう考えているのかお聞かせいただければ幸いです。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回のこの幼児教育・保育の無償化の影響のみならず、現在、少子化の進展でありますとか、女性の就労意向の高まりなど、保育ニーズにかかわるさまざまな環境の変化というのが見込まれております。こうした中で今後のニーズに適切に対応していけるように、まず一つには受け皿の問題があるのではないかと考えております。そうしたものにつきましても、就学前教育・保育施設の再編の必要性というものの高まりというのものもあるかと思えます。

そういうものに当たりましては、今後の必要量の確保でありますとか、多様なニーズへの対応を受けとめられますように、現在策定を進めております次期の子ども・子育て支援事業計画の中にお

いても、その考え方、方向性などを示していくというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、これからのニーズを含めて考えていかななくちゃいけないということかと思います。そういう点からしますと、子ども・子育ての支援事業計画というのがあると思います。それに対して、現在の計画に対する進捗状況のあたり、それから幼稚園、保育園の統廃合を含めてのその辺の認定こども園の増設等を考えているのかどうか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

まず、子ども・子育て支援事業計画の策定の進捗状況でございますが、現在の現計画が今年度までということで、現在、鋭意策定を外部会議にも諮りながら進めておるところでございます。

それから、もう一点の多様なニーズの受け皿となる施設の再編等に関しましては、やはりこれにつきましては現在の支援事業計画でもその基本方針として認定こども園化というふうなことは方向性として示しておりますので、そのあたりは踏襲していく考え方になるかというふうに現時点では考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その認定こども園の増設等も当然視野に入ってくるということでもございました。

この間、南崎町の1つ開設に向けて準備を進めているというところを認識しておりますけれども、今後の展開については、例えば一定規模の人数を受け入れが可能な規模ですとか、あるいは駐車場の確保というところから、ある程度余裕がある場所に選定をする必要があるのではないのかなというふうに、利用者側からの視点でいいますと感ずるところであります。そんなところを含めて、今後、この支援事業計画、新たに策定していただくということですので、今後早い段階で示していただければというふうに思います。

その中で、やはり先ほどの質問に戻る形になりますけど、保育士の確保というのは、絶対命題かと思っております。これから認定こども園という形がふえてくるという中で、保育の質を落とさないという観点からも、優秀な保育士を確保するというのは命題かと思っております。その中で、今回の議案にもありましたが、会計年度任用職員制度ということに立ち返ってくるのではないかなというふうに思います。それを受けて、やはりこの会計年度任用職員制度というところは、行財政改革の流れで今日至っているというところは十分認識しておりますけれども、それを受けて、例えば保育士の確保を含めて、この正規職員の方の登用という点からも十分考えていっていただきたいという点はあるんですけれども、最後に市長にお伺いいたします。

この会計年度任用職員制度を含めて、この市の職員の方々の働きやすさの環境づくりについて、市長の思い等をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご指摘をいただいておりますが、この幼児教育・保育を支えるマンパワーは極めて重要でありますし、各自自治体大変苦勞しておりますけれども、その確保のために。その意味で、正規職員の皆さん、さらには非常勤の多くの方が今、頑張ってお支えていただいておりますが、今お話しありました会計年度任用職員制度、新しい制度の導入は、今後の保育ニーズ、事業量もふえてまいりますし、多様な課題に対応していくという意味からも、極めて有効に活用する必要があるというふうに思っております。

働き方改革という視点からというご質問でもございますけれども、やはり幼児教育・保育を支えるマンパワーが本当に意欲と働きがいを持って、その職を全うできるような環境を整えていかなくてはなりませんし、全ての職に通じますけれども、今回の新しい制度が今後の私どもの行政サービスの質をさらに前に進めていく、市民の皆さんの本当に満足度につながるような制度として生かしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その会計年度任用職員制度というところは、今回、制度化するということになりましたけれども、行政の役割としてもこれは非常に重要なことだと思います。これは、全国的なことでもありますけれども、この働き方の多様性の一つということでもありますので、その選択の一つではあります。働き方の一つではありますけれども、その正規職員の方と非正規の方のあり方というところに関しては、今回、この制度を見詰め直す非常に大事な機会になるのではないかなというふうに思っています。

したがって、この亀山市に限らず、労働界としても非常に重要な案件かと思っていますので、また行政の面からも働きやすい環境をつくる意味からも、しっかり尽力いただきたいというふうに思っています。

最後に、以上をお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第2に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす14日から26日までの13日間は各常任委員会における付託事案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす14日から26日までの13日間は休会することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの27日は午前10時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。

(午後 3時43分 散会)

令和元年9月27日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和元年9月27日（金）午前10時 開議

- 第 1 議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 第 2 議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 3 議案第62号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 6 議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について
- 第 7 議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 8 議案第67号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第68号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 10 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 第 11 議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第 12 議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 13 議案第72号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 14 議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第74号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第75号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 議案第76号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 議案第77号 平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 19 議案第78号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 20 議案第79号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 21 議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 22 議案第81号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第82号 市道路線の認定について
- 第 24 議案第83号 市道路線の認定について
- 第 25 議案第84号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する

る協議について

- 第 26 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 27 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 28 請願第3号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 29 請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 30 委員会提出議案第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 第 31 委員会提出議案第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 32 委員会提出議案第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 33 委員会提出議案第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第 34 常任委員会の所管事務調査の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君

健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る11日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第60号から日程第25、議案第84号までの25件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第60号	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 制定について	原案可決
議案第61号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第69号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条	

	例の整備について	原案可決
議案第70号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	原案可決
議案第84号	亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について	原案可決

令和元年9月19日

総務委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第62号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第63号	亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第64号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第65号	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について	原案可決
議案第66号	亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について	原案可決
議案第67号	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	原案可決

令和元年9月18日

教育民生委員会委員長 福沢美由紀

亀山市議会議長 小坂直親様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第68号	亀山市水道事業給水条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	市道路線の認定について	原案可決
議案第82号	市道路線の認定について	原案可決
議案第83号	市道路線の認定について	原案可決

令和元年9月17日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第71号	令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第72号	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第73号	平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第74号	平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第75号	平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第76号	平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第77号	平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第78号	平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定

議案第79号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて

原案可決及び認定

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

認 定

令和元年9月25日

予算決算委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、19日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、並びに議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、新たに条例を制定するとともに、関係する8つの条例について、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、会計年度任用職員制度について、行政としてのメリット、デメリットに関する質疑があり、これについては、メリットについては、任用が厳格化されるとともに、期末手当の支給が可能となり、一定の処遇改善が図れる。デメリットとしては、期末手当を支給することや有給休暇の拡大により、これまでより財政負担が生じるとの答弁でありました。

次に、任用される職員のメリット、デメリットに関する質疑があり、これについては、メリットとしては、今後は報酬に経験年数が加味されることから、モチベーションが上がること、期末手当が支給されること、休暇制度が拡充されることなど、処遇改善が図られる。デメリットとしては、扶養の範囲内で働いている方が、その範囲を超えてしまう場合もあるとの答弁でありました。

次に、制度導入に伴う正規職員の負担に関する質疑があり、これについては、処遇改善により会計年度任用職員のモチベーションは上がると推察しており、また制度移行に伴う非常勤職員の大幅な削減は考えておらず、基本的に現状維持と見込んでいることから、正規職員に負担がかかることは現時点ではないとの答弁でありました。

次に、討論では、会計年度任用職員制度は国の法改正によるものであるが、市として第4次定員

適正化計画を策定する中でしっかりと考えをまとめるべきであり、説明責任が果たされていないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、それぞれ賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号亀山市手数料条例の一部改正については、令和2年2月からマイナンバーカードを利用して各種証明書を交付する証明書等コンビニ交付事業を開始すること、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、令和元年10月1日から施行されること、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務が追加されることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、マイナンバーカードの登録者数に関する質疑があり、これについては十数%の方が登録されているとの答弁でありました。

次に、証明書等コンビニ交付事業に係るセキュリティーに関する質疑があり、これについては、専用回線を使用し、内容を暗号化して通信するため、データが盗まれる心配はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第70号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、関係する6つの条例について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議については、亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関し鈴鹿市と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、想定外の事態への備えが大切になってくる中、共同運用によるデメリットに関する質疑があり、これについては、はしご車の活動自体が少なく、デメリットは余り考えられない。また、はしご車が必要となる事案が同時発生した場合には、隣接市の応援を考えているとの答弁でありました。

次に、はしご車の維持管理費の負担割合に関する質疑があり、これについては、50%が均等割、残り50%は基準財政需要額に応じて負担するものとし、亀山市が38%、鈴鹿市が62%程度になると考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の過程並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、18日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第62号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、災害弔慰金の制度の概要に関する質疑があり、これについては、災害弔慰金は、自然災害によって亡くなられた方の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた方に対する災害見舞金の支給、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けの大きく3つで構成されているとの答弁でありました。

次に、災害援護資金の償還免除に関する質疑があり、これについては、市の裁量で行っているが、その判断を行うために、今回の法改正により、貸し付けを受けた方などに資産や収入の報告を求められることができることが、新たに法律に明記されたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正については、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、10月1日から施行されることに伴い、それぞれ所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特定地域型保育事業者が確保しなければならない保育所等の連携施設について、一定の要件を満たす場合に、保育所等の連携施設を確保しないことができる規定であるが、連携施設がないことによって、保育所に入園できないという事態は起こらないかとの質疑があり、これについては、この一定要件のもとでは、入園できない事態になることは現在想定していないとの答弁でありました。

次に、市内に2つある小規模事業所には連携施設があるのかとの質疑があり、これについては、連携園はあるとの答弁でありました。

次に、延長保育や預かり保育の無償化の要件に関する質疑があり、これについては、基本的に保育認定が必要となることから、想定されるのは、幼稚園に通われていない方が、認可外や私立の預かり保育を利用される場合に、上限はあるが無償化の対象となる。また、保育園、幼稚園の延長保育については、標準保育時間を超える分は、無償化の対象にはならないとの答弁でありました。

次に、障がい児施設の無償化に関する質疑があり、これについては、市内の2施設とも無償化の対象となっている。また、市外にも亀山市民が利用している施設が4カ所あるが、これらも全て無償化の対象になっているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正については、現在、亀山南小学校区には民設民営の放課後児童クラブが定員20名で設置されているが、年々入所希望者が増加傾向に

あり、今後児童の受け入れが困難となることが見込まれることから、令和2年4月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、現在の在籍者数と今後の入所予定に関する質疑があり、これについては、令和元年度は20名で、令和2年度は29名、令和3年度は31名、令和4年度は31名、令和5年度は34名と推計しているとの答弁でありました。

次に、現在活用している施設の今後に関する質疑があり、これについては、学校の施設を借りていたもので、南小学校に返還するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう印鑑登録証明事務処理要領が改正されたこと、また性的少数者の人権に配慮するとともに、令和2年2月から証明書等コンビニ交付事業を開始することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、既に印鑑登録をしている人が男女の別を削除できるのかとの質疑があり、これについては、印鑑登録の原票から男女の別の事項を削除するもので、既に登録済みの人についても削除されるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第68号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者更新手数料の額を定めるとともに、水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、手数料の額を7,000円とした根拠に関する質疑があり、これについては、指定給水装置工事事業者の更新に係る事務量は、新規登録事務の半分程度であることや、近隣市の状況等も勘案し、新規登録手数料1万4,000円の半分の7,000円としたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第81号、議案第82号及び議案第83号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である会下4号線、会下5号線及び徳原37号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案第71号及び議案第72号の補正予算関係2議案、並びに議案第73号から議案第80号までの平成30年度各会計決算8議案の審査に当たるため、24日及び25日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第78号平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第79号平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第80号平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定についての8議案について審査を行いました。

その結果、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、平成30年度の重点施策として、亀山駅周辺の再生や子育て支援の充実を掲げていたが、亀山駅周辺整備事業は約14億円が次年度に繰り越され、また認定こども園の整備や中学校給食の完全実施、保育園の建てかえなども進んでいないような実態では、とても評価できる決算とは言えないなどの理由から反対討論がありました。

次に、議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、国民健康保険税の構造的な問題である、高くて払えない保険税に対し、何ら対策が施されていないとの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第75号から議案第80号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。また、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じてさらなる市民サービスの向上のための予算措置を講じられたい。

一つ、亀山駅周辺整備事業については、平成30年度行政経営の重点方針に掲げながら約14億円を次年度に繰り越すこととなったが、これまでの亀山駅周辺整備事業特別委員会が出された意見や地元の意向を踏まえ、慎重かつ確実な事業の推進に努められたい。なお、多額の事業費の予算編成に当たっては、事業の進捗見込みを十分に見きわめた上で計上されたい。

一つ、各種事業の推進に当たっては、施策評価シート及び事業評価シートによる行政評価をより的確に行い、その成果及び課題を十分に精査して取り組まれるとともに、費用対効果を見きわめ、

事業の見直しも含めた検討をされたい。

以上、3点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第71号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、及び議案第72号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての補正予算関係2議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

その結果、議案第71号及び議案第72号の2議案については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第60号から議案第84号までの25件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、及び議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案に反対の立場で討論します。

まず、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、及び議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、会計年度任用職員制度に関する2議案であります。

この議案は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、報酬や期末手当の支給などに関する条例の制定と、これに関連する条例の整備について定めるものです。

この議案に反対する理由は、会計年度任用職員制度の導入が不安定、低賃金な非常勤職員がふえ続けていることを当たり前のこととされ、本来、正規職員が必要な部署で定数をふやし、非常勤職員を減らすことにはならないことです。これでは常勤を任用の基本とするという法の原則が踏みにじられます。期末手当の支給など待遇改善も含まれていますが、非正規職員が半数に達するという亀山市の異常な職員体制をそのままにしたこの制度の導入には反対するものです。

次に、議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正の3議案についてであります。

この3つの議案は、全て幼児・教育保育の無償化に関連するものなので、あわせて反対の立場で討論します。

今回の無償化は、消費税増税を前提としています。消費税はとりわけ低所得の子育て世帯にとって重い負担となりますので、無償化の財源とするべきではありません。

また、幼児教育・保育の課題は、最低基準を引き上げて保育環境の質の向上を図ること。特に保育士の処遇改善、待機児童対策として、認可保育所をふやすことは喫緊の課題でした。それら重要な課題を放置したまま、中途半端な無償化を進めることは問題です。保育の一環である給食、副食費の実費徴収など、数々の問題を抱えるこの制度そのものに反対であることが3議案に反対する基本的な理由です。

また、議案第64号は議案質疑でも指摘しましたが、特に認可外保育施設について、指導監督基準を満たしていなくても5年の経過措置を設け、無償化の対象とすることになっています。現在市内の認可外施設が基準を満たしているのかどうかもわからないことなど、市は保育の質を守る責任を放棄したと言わざるを得ません。

指導監督基準は、厳しい基準ではなく命を守るぎりぎりの基準です。条例で基準を守らせ、守らない施設は無償化から外す、これぐらいは市の責任でなされるべきであります。良質な保育、教育を全ての子供たちに無償で提供することは、子供の成長・発達の権利保障として大切なことですが、保育の質をここまで置き去りにした条例には反対するものです。

最後に、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の2議案です。

まず一般会計決算です。2018年3月議会の予算の審議の際に、目玉となる施策は何かと問われた櫻井市長は、大規模事業や新たに取り組むものとして、1つは亀山駅周辺の再生に向けた取り組みを上げ、2つ目に子育て支援の充実を上げています。ところがこの目玉となる施策である亀山駅周辺整備事業の決算は、予算の執行率が10.2%と異常に低く、14億円もの予算を今年度に繰り越しました。そして現在まで、この繰り越した予算も2.4%しか執行ができておらず、最も重要な施策がほとんど進んでいない状態になっています。

櫻井市長は、予算決算委員会で決算の評価を問われましたが、この事業について全く触れませんでした。評価できない事業であることを認めたことにほかなりません。

また、認定こども園の事業は予算こそ計上されていませんが、地域の住民の理解が得られない上、周辺道路の拡幅問題で困難な事態になり、施策評価シートでC判定となり、市も進んでいないことを認めています。

さらに、老朽化しているのに建てかえ計画のない保育事業や、みんなで食べる給食を実施することを決めながらいまだに検討のみの中学校給食事業など、もう一つの目玉となる施策である子育て支援の充実もできていません。

以上のとおり当初予算で最重点と掲げた2つの施策がこのような実態ではとても評価できる決算

とは言えず、反対する一番の理由です。

また、市民生活は介護保険料の値上げなど負担増が続く中、働く人の賃金は実質で低下し、年金の削減も続くなど厳しさが増えています。このことは、市が実施した子供の貧困の実態調査や就学援助の受給者のさらなる増加などにあらわれています。ところがこの決算では、こうした貧困と格差の拡大への十分な対策がされていません。これが反対する第2の理由です。

そのほか県内でトップと言われる職員の非正規率が変わっていないこと、リニア駅誘致の費用対効果が示されないまま積み続けられるリニア基金など、市民の命と暮らしを守る上で問題のある決算があることが反対する第3の理由です。

以上のとおり市民の命と暮らしを守り、市民要求を実現する立場から見て問題のある決算の認定には反対するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計決算です。平成30年度決算は、県単位化となり初めての決算です。被保険者数の減で保険税収入が見込みより少なく、一般会計からの法定外繰り入れを5,487万3,000円入れても歳入歳出差し引き額は2,075万8,000円と返還金で消えてしまう程度のわずかな黒字でした。人間ドックの定員を倍加したり、糖尿病性腎症重症化予防への取り組みなど評価するものですが、私どもが当初に反対した一番の理由であり、国保の構造的な問題とされている高くて払えない国保税には何ら対策されませんでした。

総括質疑で明らかになったように、国保世帯の所得は200万円以下が77.4%を占めるといいう大変厳しいものであり、高くて払えない国保税という現実には変わりはありません。よって、この決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党を代表し、議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

この3つの議案は、本年10月の消費税率10%への引き上げによる増収分を財源に、幼児教育・保育の無償化を実施するための条例改正であります。具体的には、3歳から5歳児は全世帯、ゼロから2歳児は住民税非課税世帯が対象となります。

また、対象となる施設は、幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所に加え認可外保育施設、また幼稚園のうち子ども・子育て支援新制度の対象外の施設は、保育料を各幼稚園が決めていますので月額2万5,700円を上限に費用が補助されます。さらに、幼稚園の預かり保育、通園や入所による障がい児の発達支援が無償化の対象となっております。

給食費については、無償後も引き続き自己負担となりますが、おかずなどの副食費の免除対象が、現在の生活保護世帯などから年収360万円未満の世帯にまで広がるというものであります。

認可外保育施設は亀山市内に4施設あり、懸念されている質の確保について委員会でも指摘しま

したが、国においての予算もついており、県と連携して担保できるよう求めておきます。

20代から30代の男女を対象にした内閣府の調査によれば、どのようなことがあればもっと子供が欲しいと思うかとの問いに対し、将来の教育費に対する補助と、幼稚園、保育所などの費用の補助との回答が1位、2位でありました。

また、公明党が昨年全国で行った100万人訪問調査運動の子育てアンケートでは、実に7割の方が教育や子育て費用に不安を抱えていることが明らかになりました。

以上のようなことから、今回の条例改正により幼児教育・保育の無償化が実施されることは、亀山市における力強い少子化対策にもなると確信し、この3つの議案に賛成します。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

平成30年度決算については、各種指標が良好な結果を出し、各事業においても着実に推進していることなど多くの点で評価はいたしますが、人口減と財政難に直面している現在、行政サービスの縮小が避けられない状況であり、今後も持続可能な行財政運営を進めていかなければなりません。

そんな中で、市長が目玉施策とする亀山駅周辺整備事業については、亀山市の将来に大変影響するものであり、地域や市民全体の理解が不可欠です。

反対するのは、亀山駅周辺整備事業についてです。私は、亀山駅前の再整備についての必要性は認識しつつも、初期段階から市の進め方や将来性に疑問を持ち、反対の立場でまいりました。

その理由は、同じく亀山市の重要施策でもある市庁舎建設やリニア誘致が不透明な状態なのに、コンパクトシティの推進として国からの補助金を見越し、駅前開発を推し進めようとする当時の市の姿勢でした。あれから2年がたった今でも、リニア駅も市庁舎の建設予定地も未定のままですが、駅前計画だけはどんどん進み、国からの補助金はどんどんおりています。しかし、コンパクトシティを目指すという亀山市の将来ビジョンが、私にはいまだ見えません。

一方で、計画の進捗はどんどんおこなわれています。そんな中での繰越明許費14億円を仕方ないの一言で済ませられるものでしょうか。本当に仕方なかったのでしょうか。そもそも計画自体や進め方、将来の見通しに大きな問題がなかったのか、私にはこの結果が当然想定され得たものと感じられ、やむを得ないとして認定することができないため、反対といたします。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の討論は終わりました。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

地方自治体が置かれている厳しい財政環境の中、自主財源の確保と義務的経費の節減に努力され、財政の健全運用に細心の注意を払いながら、多様化する市民ニーズに対して持続可能な都市づくり

を推進してきた。まさに第2次総合計画展開の年として事業を展開してきたのが、この平成30年度一般会計決算でありまして、私は本決算の認定することに賛成の意を表するものであります。

まず歳入決算額について、そのうち使い道の自由な経常一般財源と、市の権限で調達できる自主財源については、それぞれ歳入総額に対して約6割を占め、前年度と比較して増加しております。ともに自主的な運用が可能な割合であり、財政運営上の自立と安定が確保されているという点で評価できます。特に注目すべきは市税で、歳入総額の約5割を占め、前年度比2.7%の増加であります。地方財政全体で4割自治と言われる中、市税において歳入総額の5割を占めるという高水準を確保しているのは、これまで総合計画の事業を着実に展開してきたあかしでもあります。平成30年度においても、新名神高速道路の県内本線開通や高速道路ネットワークの充実など交通拠点性向上のチャンスを見逃さず、亀山関テクノヒルズにおいて1者の創業、3者と協定を結び、積極的な企業誘致で雇用の創出やまちの活力を見出しました。今後、市税の減少が危惧される中、長期安定的な財政運営にとって重要な展開をされたと高く評価するものであります。

一方、依存財源の最たるものは市債であります。市債残高においては3億円以上の減少、それでも市民1人当たりの負債額は約32万円に及ぶわけですが、債務財源については年々減少傾向にあり、今後も将来に負債を残さないよう、公債比率など十分配慮されながら運用を図られるものと察するところであります。

これらの点により、自主性の確保という地方自治の本来好ましい行政構造に近づいているという点で、歳入決算について評価できるものと考えます。

続いて歳出決算額について、性質別歳出において、義務的経費は歳出総額に対して47.1%前年度と比較して減少しています。

扶助費においては、今後増加が避けられないと言われる中、人件費とともに経常収支比率に占める割合を可能な限り減らし、財政硬直化の要因となる義務的経費を2億9,314万円減少させ、可能な限り節減に努めております。

一方においては、前向きな姿勢でそのような分を投資的経費に回し、積極的に総合計画の展開に対して限られた財源を配分しています。あとに社会福祉協議会、CSW、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉の向上に資する取り組みを推進し、また地域公共交通を充実させるために乗合タクシーの運行を開始し、子育て世代包括支援センター、昼生小学校放課後児童クラブの建設、川崎小学校の改築、市内中学校への空調機設置など、ハード、ソフトの両面で子育て支援や学びの環境の充実を図るなど、各重点項目において限られた財源を配分して、積極的な意欲は見受けられるという点において評価するものであります。

なお、中心都市拠点の求心力向上と賑わいの創出について、亀山駅周辺整備事業において進捗におくれがあるものの14億円の繰越明許費に関しては昨年度12月議会で補正予算が議決されたものであり、議会の決議の重みを考えれば今回決算を不認定にする要因にはなりにくいと考え、本年度の適切な事業推進に期待するものであります。

最後に指数評価でございますが、財政力指数は0.92で県内2位の高水準であります。県内類似団体2団体と比較すれば0.2ポイント以上の差で最も高い指数となります。標準的行政サービスの多くを自前で賄える自主性を証明するものであります。

また、経常収支比率においては、扶助費の増加に押されて多くの自治体が90%を超える中、本

市においては、市税など一般財源の増収により改善傾向にあり、県内2位の86.5%を県内類似団体の2団体と比較すれば10ポイント以上大きく引き離しており、すぐれた財政運営上の弾力性を示しております。

以上どこの自治体も厳しい財政運営が迫られる中で、代表的な指数だけでなく歳入歳出を分析しても財政健全化を確保できたと考えられ、その中で市民ニーズを捉え、総合計画を着実に展開するための限られた財源に創意工夫が見てとれる適切な決算だと信じます。

今後は、さらに長期的財政の安定の原則に基づき、将来にツケを残さない財政運営に一層の努力を重ねられるよう、特に要望、意見をしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第60号から議案第84号までの25件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第63号亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について

は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決するものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第65号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決するものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第61号、議案第62号、議案第66号から議案第68号、議案第70号から議案第72号、及び議案第75号から議案第84号までの18件について、一括して起立による採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案の各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第62号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第67号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第68号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第72号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第75号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第78号 平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第79号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第80号 平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第81号 市道路線の認定について

議案第82号 市道路線の認定について

議案第83号 市道路線の認定について

議案第84号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第26、請願第1号から日程29、請願第4号までの4件を一括議題とします。

請願第1号から請願第4号までの請願4件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和元年9月18日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和元年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 2
受理年月日	令和元年8月27日
件名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 3
受理年月日	令和元年8月27日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名

紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 4
受理年月日	令和元年8月27日
件名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川友和 他2名
紹介議員氏名	服部孝規、前田耕一、櫻井清蔵、岡本公秀、森 英之
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（小坂直親君）

これにより請願の審査報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願4件に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第1号から請願第4号までの4件について、起立により採決を行います。

初めに、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を

行います。

本請願についての委員長報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願の委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第30、委員会提出議案第3号から日程第33、委員会提出議案第6号までの4件を一括議題とします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係るさまざまな面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。

文部科学省が行った「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（2018）」によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数で1.8人から7.9人、普通教室の無線LAN整備率で9.9%から68.8%、三重県内においては、それぞれ2.0から12.7人、0から100%と依然としてかなりの格差があります。学習指導要領改訂により、来年度から「プログラミング教育」、小学校中学年から「外国語教育」が実施されるに当たり、教育用コンピュータ機器端末の整備は、急務かつ国としての責務であり、一定の水準をひとしく担保しながら進められるべきです。

ICT環境整備にかかわらず、これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度のさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

子供たちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つだと考えます。学級編制について国際的に比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27人、中学校32人（2018年 経済協力開発機構（OECD）の公表値より）、OECD加盟国1クラス当たりの児童生徒数は小学校21人、中学校23人と大きく上回っています。三重県でも、小学校25.1人、中学校30.2人（平成30年度学校基本調査、単式学級）と、やはりOECD加盟国平均を大きく上回っています。

教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子供たちと向き合い、日々の教育活動をつくり出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.1%で、OECD加盟国平均の（5.0%）にいまだに及んでいません。教育基本法により定められている「第3期教育振興基本計画（2018）」の中で政府は、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要」としています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれは、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

続きまして、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

防災対策の充実を求める意見書。

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第2次報告）（2013）」にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県の避難者数は、地震発生翌日で約35から56万人に上り、1カ月後においても約10から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。東日本大震災（2011年）、西日本豪雨（2018年）等これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所なることが予想されます。

また、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けていますが、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ15.5から61.1%（三重県28.4%）、自家発電設備等9.3から90.7%（三重県71.5%）、貯水槽・プールの浄水装置等16.4から98.7%（三重県69.2%）（避難所となる公立学校施設の防火機能に関する調査（2017））など、まだまだ都道府県によってばらつきがあり、三重県においては、十分であるとは言えません。また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の屋

内運動場等の天井などの落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校39棟（令和2年度国への提言・提案から）で未完です。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災にかかわる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1. 子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちが通っています。厚生労働省の「国民生活基礎調査（2016）」によると、「子供の貧困率」は13.9%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況に置かれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、極めて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子供たちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）平均の30%を大きく上回っています。

全てに意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、県教育委員会が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、「標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る」等、制度のさらなる緩和・拡充を求めているかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上です。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件について討論を行います。

通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第6号までの4件について、起立により採決を行います。

初めに、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第34、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

少子・高齢化、人口減少の進行を背景に、国を挙げて働き方改革が推進されている。このことは、自治体職員にとっても例外ではなく、育児や介護などのさまざまな事情を抱えながら、限られた職員数で多様な市民ニーズに対応するには、従来の働き方を大きく変化させていく必要がある。長時間労働の是正や多様な働き方の実現は、まさに各地方公共団体が直面する課題である。平成31年4月からは働き方改革関連法の一部が施行され、長時間労働の解消、非正規職員と正規職員との格差是正、高齢者の就労促進が3本柱に位置づけられている。

本市においても、職員を取り巻く環境の変化につながる定員適正化計画の改定や、令和2年4月から開始する会計年度任用職員制度への対応などが求められている。

そこで、総務委員会では、このような公務員の労働環境の変化を踏まえ、高度化、多様化する住民ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、亀山市職員の「働き方改革」をテーマに計8回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、働き方改革関連法に関する概要及び働き方改革に係る市の考え方について、総合政策部総務課に資料を求め、聞き取りを行いました。また、検証を進めるに当たって、平成29年度の時間外勤務実績について年間360時間を超える職員が所属する生活文化部、健康福祉部、産業建設部及び地域医療部からヒアリングを行いました。

そして7月には、調査・研究テーマに沿った先進地として、大阪府四條畷市及び和歌山県橋本市を視察しました。

このように総務委員会として働き方改革についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し検討した結果、誰でもその業務が行えるようにマニュアル化されていないため、担当する職員個人にしかその業務がわからない状況であり、市民サービスの低下につながっていることのほか、3つの課題、問題点を抽出しました。

このことから総務委員会として、高度化、多様化する住民ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、ICTを活用して業務改善を図るなど、市職員の働き方について検討するよう、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、どの職員であっても迅速に業務が行えるよう業務を標準化するマニュアルを整備し、職員の負担を軽減するとともに、職員の満足度や働きやすさなどの観点から、業務の見直しや働き方の多様化に取り組むことで、市民サービスの向上につなげること。

2つ、適正な職員数を確保するため、定員適正化計画の見直しを進めるとともに、正規職員と非正規職員、非常勤職員の比率を是正し、重要な業務に正規職員が対応できるよう人員の増加や職員配置の見直しに取り組むこと。また、専門知識を必要とする技術職や資格免許職の職員を十分に確保すること。

3つ、システムの導入経費や維持経費にとらわれることなく、各課の業務内容の分析と把握に努

め、A I、R P A導入に向けた準備を整えること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

子供への虐待のニュースは後を絶たず、子供の貧困は深刻化し、学校のいじめ問題は低年齢化しています。さらに、不登校の児童・生徒は年々ふえており、学校以外の居場所や学習保障を求める声は全国で広がっています。

また、15歳から39歳の若い世代の死因の1位が自殺というような国は、先進国では日本だけです。内閣府の調査では、自宅に半年以上閉じこもっているいわゆるひきこもりについて、40歳から64歳が61万3,000人で、15歳から39歳の54万1,000人を上回る数字が平成31年3月に明らかになりました。

平成元年11月国連で、子供の権利条約が採択され、日本政府も平成6年にこれを批准しています。しかし、平成31年2月に国連から、児童虐待や貧困への対策を初め、子供が自由に意見を表明する権利の保障や競争的な教育システムから子供を解放することなどについて、対応を強化するよう勧告がなされています。

亀山市では、18歳まで切れ目ない支援、子育てしやすいまちをうたい、さまざまな施策がなされてきました。教育民生委員会では、子供が生まれてから青少年までの一貫した支援体制が必要であり、特にひきこもりや青少年の自殺の問題もあることから、義務教育を終えた青少年の相談支援体制の整備が喫緊の課題との認識を持ちました。

そこで、教育民生委員会では、「青少年の自立支援」をテーマに計9回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず現状把握のため、健康福祉部、教育委員会事務局から、市が主にゼロ歳から18歳までを対象に行っている各種支援の内容について、資料を求め、聞き取りを行いました。また、非特定営利活動法人フリースクール三重シューレ石山理事長、特定非営利活動法人亀っ子サポート、KHJ三重県支部みえオレンジの会の方との意見交換を行いました。そして7月には、調査・研究テーマに沿った先進地として、神奈川県川崎市、東京都日野市を視察しました。

このように教育民生委員会として、青少年の自立支援についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、居場所について学校現場では、児童・生徒の個々の状況に応じた学習、相談、居場所等の環境が十分に整っていない。義務教育を終えた青少年の居場所が確保されていない。子供たちの成長・発達にとって遊びは大切であるが、安心・安全で魅力ある遊びの場が不十分であることのほか、3つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として、青少年の自立支援について、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、居場所について。

1. 学校現場で、児童・生徒の個々の状況に応じた学習、相談、居場所等の環境を十分に整えること。

2. 義務教育を終えた青少年の居場所を確保すること。

3. 子供たちの成長・発達にとって遊びは大切であることから、安心・安全で魅力ある遊びの場を提供すること。

2つ、学習支援について。

1. 不登校の子の学習の機会として触れ合い教室等があるが、そこにも通えない子もいるため、アウトリーチを含め確保し、サポートすること。

2. 学習支援事業は重要な取り組みであるが、参加者が少ないため、ネーミングも含め気兼ねせずに参加できるような体制にすること。

3つ、相談支援体制、情報提供について。

1. 子供から高齢者まで幅広い世代に相談支援体制やその内容について、パンフレットなどを利用して周知すること。

2. ライフステージに応じた相談支援体制をきめ細かなものにする。

3. さまざまな体験を通して自己肯定感を高められる機会を設け、必要な方に提案すること。

4つ、子供の権利等に関する認識について。

1. 不登校は問題行動である、不登校児童・生徒は学校復帰を行うべきという考え方が、まだまだ本人、家族、学校関係者、地域に根強くあるため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、略して教育機会確保法と申しますが、これの趣旨、内容を周知すること。

2. (仮称)子供の権利条例を制定すること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長(小坂直親君)

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番(伊藤彦太郎君登壇)

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

近年、気温上昇や降水量の増加など気候変動によって想定外の災害が発生する可能性が高まっており、その対応は自治体にとって急務であります。

亀山市は、鈴鹿川や椋川等の河川を有し、浸水害や土砂災害のリスクが比較的高い地域であるため、市の都市マスタープランでは、鈴鹿川、椋川の早期整備の達成や洪水ハザードマップを活用した情報周知などの推進を掲げています。

しかし実態は、県による河川改修の一方、近隣地域では台風や大雨のたびに避難勧告等が発令され、住民の不安を招いており、また市が水害リスクを知らせるべき浸水想定区域の一部でも、法定の手続により順次開発許可がなされています。

こうした状況に対し産業建設委員会では、「災害に対応できるインフラ整備」をテーマに計7回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず現状把握のため、産業建設部及び上下水道部に対し、インフラの整備状況について資料を求め、聞き取りを行うとともに、椋川河川改修について、三重県鈴鹿建設事務所との意見交換を行いました。さらに、浸水想定区域における開発の状況について、市と事業者の事前協議内容を確認するとともに、土砂災害警戒区域や地すべり防止区域などが土地取引時の重要事項説明を法的に義務

づけられているのに対し、浸水想定区域にはその義務がないことを市との共通認識として確認いたしました。

次に、椋川改修促進期成同盟会と椋川の現状等について意見交換を実施し、そこでは、1ヘクタール以下の開発については調整池の整備が義務づけられていないが、雨水が直接椋川に流れ大雨のときにとても不安である等の意見がありました。

次に、三重県宅地建物取引業協会鈴鹿亀山支部と市内の開発の現状等について意見交換を実施し、そこでは、水害リスク情報について重要事項として説明を徹底するためには、法律的に義務化する必要があるが、ルール化すると資産価値にも影響する等の意見がありました。

そして7月には、調査・研究テーマに沿った先進地として、愛知県みよし市や静岡県伊豆市を視察しました。

このように産業建設委員会として、災害に対応できるインフラ整備についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、特に椋川等の現状、開発審査の仕組み及び水害リスク情報の周知といった事項については、看過できない喫緊の課題があると考えられたことから、現在の椋川等の改修進捗率では、頻発、激甚化している自然災害に対応できないことのほか、2つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、産業建設委員会として、災害に対応できる市のインフラ整備について、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、大雨のたびに避難勧告・指示が出る椋川などの河川に対して、河川改修や堆積土砂の撤去等、水害を防止する対策を早期に講ずるため、国や県に予算措置を行うよう働きかけること。

2つ、開発行為について、1,000平米未満のものも含めて事前協議のルールを整備するとともに、影響を受ける可能性がある地域の住民にも、構想段階から情報が共有できるような制度を検討すること。

3つ、不動産取引時における重要事項の説明に際して、洪水ハザードマップ等の媒体を活用し、宅地、建物の購入者に水害リスク情報が提供される仕組みを整えること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和元年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午前11時41分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
令和元年9月27日

議 長 小 坂 直 親

3 番 森 英 之

12 番 岡 本 公 秀